

第 8 条例・要綱等

1 一宮市防災会議条例

昭和 37 年 12 月 26 日

条例第 40 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 16 条第 6 項の規定に基づき、一宮市防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務、組織及び運営に関する事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第 2 条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

(1) 一宮市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。

(2) 市長の諮問に応じて、市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。

(3) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を求めること。

(4) 前 3 号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(会長及び委員)

第 3 条 防災会議は、会長及び委員 45 人以内をもって組織する。

2 会長は、市長をもって充てる。

3 会長は、会務を総理する。

4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

(1) 愛知県一宮警察署長

(2) 市長が市の職員（次号及び第 4 号に定める者を除く。）のうちから指名する者

(3) 教育長

(4) 消防長及び消防団長

(5) 別に指定する公共的団体の職員のうちから市長が任命する者

(6) 愛知県一宮建設事務所長

(7) 愛知県尾張農林水産事務所長

(8) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が任命する者

(9) 市長が特に必要と認めて任命する者

(専門委員)

第 4 条 防災会議に専門の事項を調査させるため、必要に応じて専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、市の職員、前条第 5 項第 5 号に定める職員及び学識経験のある者の中から、市長が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(会 議)

第 5 条 防災会議は、必要に応じて会長が招集する。

2 防災会議は、委員の総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ、会議を開き議決をすることができない。

3 防災会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(雑 則)

第 6 条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が防災会議にはかつて定める。

付 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 一宮市防災会議設置規程（昭和 37 年一宮市規程第 3 号）は、この条例施行の日から廃止する。

付 則（昭和 38 年 7 月 30 日条例第 14 号）

この条例は、公布の日から施行する。

付 則（昭和 39 年 7 月 9 日条例第 42 号）

この条例は、公布の日から施行する。

付 則（昭和 40 年 10 月 20 日条例第 41 号）

この条例は、公布の日から施行する。

付 則（昭和 49 年 7 月 1 日条例第 30 号）

この条例は、公布の日から施行する。

付 則（昭和 56 年 12 月 25 日条例第 46 号）

この条例は、公布の日から施行する。

付 則（昭和 60 年 6 月 29 日条例第 18 号）

この条例は、公布の日から施行する。

付 則（平成 8 年 12 月 24 日条例第 33 号）

この条例は、公布の日から施行する。

付 則（平成 12 年 3 月 27 日条例第 2 号）

この条例は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（平成 14 年 6 月 26 日条例第 19 号）

この条例は、公布の日から施行する。

付 則（平成 17 年 3 月 24 日条例第 41 号）

この条例は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（平成 20 年 6 月 23 日条例第 28 号）

この条例は、公布の日から施行する。

付 則（平成 24 年 3 月 27 日条例第 3 号）

この条例は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（平成 24 年 9 月 24 日条例第 28 号）

この条例は、公布の日から施行する。

付 則（令和 4 年 6 月 23 日条例第 28 号）

この条例は、公布の日から施行する。

一宮市防災会議委員名簿

会長 一宮市長

機関名	委員	摘要
愛知県一宮警察署	署長	愛知県一宮警察署長 (条例第3条第5項第1号)
一宮市	副市長	市の職員 (条例第3条第5項第2号)
〃	総合政策部長	〃
〃	総務部長	〃
〃	財務部長	〃
〃	活力創造部長	〃
〃	市民健康部長	〃
〃	保健所長	〃
〃	福祉部長	〃
〃	子ども家庭部長	〃
〃	病院事業部長	〃
〃	建設部長	〃
〃	建築部長	〃
〃	まちづくり部長	〃
〃	水道事業等管理者	〃
〃	環境部長	〃
〃	議会事務局長	〃
〃	教育委員会事務局 教育部長	〃
一宮市教育委員会	教育長	教育長 (条例第3条第5項第3号)
一宮市消防本部	消防長	消防長 (条例第3条第5項第4号)
一宮市消防団	消防団長	消防団長 (〃)
愛知県尾張水害予防組合	事務局長	公共的団体 (条例第3条第5項第5号)
東邦ガスネットワーク株式会社一宮事業所	所長	〃
名古屋鉄道株式会社一宮幹事駅	一宮幹事駅長	〃
中部電力パワーグリッド株式会社一宮支社	副支社長	〃
西日本電信電話株式会社東海支店	設備部 部長	〃
愛知県一宮建設事務所	所長	愛知県一宮建設事務所長 (条例第3条第5項第6号)
愛知県尾張農林水産事務所	所長	愛知県尾張農林水産事務所 (条例第3条第5項第7号)
一宮市自主防災会連絡協議会	会長	自主防災組織又は学識経験者 (条例第3条第5項第8号)
一宮市議会	議長	市長が必要と認めるもの (条例第3条第5項第9号)
〃	総務委員長	〃
一般社団法人一宮市医師会	会長	〃
一般社団法人愛知県トラック協会	会長	〃
尾西支部（一宮陸運協会）	局長	〃
日本郵便株式会社一宮郵便局	駅長	〃
東海旅客鉄道株式会社尾張一宮駅	地区長	〃
日本赤十字社一宮市地区	委員長	〃
一宮市赤十字奉仕団	会長	〃
一宮市民生児童委員協議会	会長	〃
一宮防災ボランティアネットワーク	所長	〃
愛知県尾張県民事務所	会長	〃
一宮市社会福祉協議会	会長	〃

2 一宮市防災会議運営要綱

昭和 38 年 9 月 6 日議決

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、一宮市防災会議条例（昭和 37 年一宮市条例第 40 号。以下「条例」という。）第 6 条の規定に基づき、一宮市防災会議（以下「防災会議」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長代理)

第 2 条 会長に事故があるときは、副市長がその職務を代理する。

(委員の代理者)

第 3 条 委員は、やむを得ない事情により、防災会議に出席できないときは、その代理者を出席させることができる。

2 委員は、あらかじめ前項の代理者を指名し、会長に届け出ておかなければならない。

(指定公共的団体)

第 3 条の 2 条例第 3 条第 5 項第 5 号に定める別に指定する公共的団体とは、次に掲げるものとする。

- (1) 愛知県尾張水害予防組合
- (2) 東邦ガスネットワーク株式会社一宮事業所
- (3) 名古屋鉄道株式会社一宮幹事駅
- (4) 中部電力パワーグリッド株式会社一宮支社
- (5) 西日本電信電話株式会社東海支店

(異動等の報告)

第 4 条 委員（条例第 3 条第 5 項第 2 号に定める者を除く。）に異動等があったときは、後任者は、その役職名、氏名及び異動年月日を直ちに会長に報告しなければならない。

(会議の招集通知)

第 5 条 会議の招集の通知には、会議の日時、場所及び議題を記載しなければならない。

(会議録)

第 6 条 会長は、必要に応じて会議録を作成し、次に掲げる事項を記録するものとする。

- (1) 会議の日時及び場所
- (2) 出席者の職名及び氏名
- (3) 会議に付した案件及び議事の経過
- (4) 議決した事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、参考となる事項

(専決処分)

第 7 条 会長は、防災会議が処理すべき事項のうち、次に掲げるものについて専決処分することができる。

- (1) 災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集すること。
- (2) 災害が発生した場合において、当該災害に係る災害応急対策及び災害復旧に関し、関係機関相互間の連絡調整を図ること。
- (3) 関係行政機関等の長に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めること。
- (4) 一宮市災害対策本部の設置についての意見に関すること。

2 会長は、前項の規定により、専決処分をしたときは、次の防災会議に報告しなければならない

ない。

(代表専門委員)

第 8 条 専門委員は、その互選により、代表専門委員を選出しなければならない。

2 代表専門委員は、調査審議した結果を防災会議に報告しなければならない。

(幹事会)

第 8 条の 2 防災会議に幹事会を置く。

2 幹事は、会長が任命するものとし、危機管理監が幹事会の議長となる。

3 幹事会は、次の事項を処理する。

(1) 防災会議に提出する議案の作成

(2) 前号に掲げるもののほか、会長から命ぜられた事項

(事務局)

第 9 条 防災会議の事務を処理させるため、事務局を総合政策部危機管理課に置く。

2 事務局に事務局長及び書記を置く。

3 事務局長は、総合政策部危機管理課長をもって充てる。

4 書記は、市の職員のうちから市長が指名する。

(雑則)

第 10 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、その都度会長が定めるものとする。

付 則

この要綱は、議決の日から施行する。

付 則 (昭和 49 年 5 月 31 日議決)

この要綱は、昭和 49 年 7 月 1 日から施行する。

付 則 (昭和 57 年 7 月 7 日議決)

この要綱は、昭和 57 年 7 月 7 日から施行する。

付 則 (昭和 60 年 7 月 12 日議決)

この要綱は、議決の日から施行する。

付 則 (昭和 61 年 7 月 11 日議決)

この要綱は、議決の日から施行する。

付 則 (平成元年 7 月 13 日議決)

この要綱は、平成元年 7 月 13 日から施行する。

付 則 (平成 2 年 7 月 13 日議決)

この要綱は、平成 2 年 7 月 13 日から施行する。

付 則 (平成 3 年 7 月 19 日議決)

この要綱は、平成 3 年 7 月 19 日から施行する。

付 則 (平成 13 年 8 月 31 日議決)

この要綱は、平成 13 年 8 月 31 日から施行する。

付 則 (平成 17 年 11 月 30 日議決)

この要綱は、平成 17 年 11 月 30 日から施行する。

付 則 (平成 20 年 11 月 27 日議決)

この要綱は、平成 20 年 11 月 27 日から施行する。

付 則 (平成 29 年 3 月 23 日議決)

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（平成 31 年 3 月 22 日議決）

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（令和 2 年 3 月 25 日議決）

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（令和 3 年 12 月 17 日議決）

この要綱は、令和 3 年 12 月 17 日から施行する。

付 則（令和 4 年 4 月 7 日議決）

この要綱は、令和 4 年 4 月 7 日から施行する。

付 則（令和 5 年 7 月 12 日議決）

この要綱は、令和 5 年 7 月 12 日から施行する。

一宮市防災会議幹事会名簿

議 長	一宮市総合政策部	危機管理監
幹 事	愛知県一宮警察署	警備課長
〃	〃 一宮建設事務所	総務課企画・防災グループ 課長補佐
〃	〃 尾張農林水産事務所	総務課総務グループ課長補佐
〃	西日本電信電話株式会社東海支店	設備部フィールドサービスセンタ長
〃	名古屋鉄道株式会社一宮幹事駅	一宮幹事駅長
〃	中部電力パワーグリッド株式会社一宮支社	総務グループ長
〃	東邦ガスネットワーク株式会社一宮事業所	チーフ
〃	一般社団法人一宮市医師会	理事
〃	日本郵便株式会社一宮郵便局	総務部長
〃	東海旅客鉄道株式会社尾張一宮駅	助役
〃	日本赤十字社一宮市地区	事務長
〃	一宮市自主防災会連絡協議会	副会長
〃	一宮市民生児童委員協議会	副会長
〃	愛知県尾張県民事務所	防災安全課長
〃	一宮市社会福祉協議会	総務課長
〃	一宮市総合政策部 (本部付)	※政策課専任課長
〃	〃 〃 (総括本部)	危機管理課専任課長
〃	〃 議会事務局 (議会本部付)	庶務課専任課長
〃	〃 総務部 (総務部)	※行政課専任課長
〃	〃 〃 (協力部)	人事課専任課長
〃	〃 財務部 (総務部)	財政課専任課長
〃	〃 活力創造部 (調査情報部)	産業振興課専任課長
〃	〃 市民健康部 (市民部)	保険年金課専任課長
〃	〃 保健所 (市民部)	保健総務課専任課長
〃	〃 福祉部 (福祉部)	福祉総務課専任課長
〃	〃 子ども家庭部 (子ども家庭部)	子育て支援課専任課長
〃	〃 環境部 (環境部)	環境政策課専任課長
〃	〃 消防本部 (救出防災部)	総務課専任課長
〃	〃 会計課 (経理部)	会計課専任課長
〃	〃 建設部 (建設部)	※建設総務課専任課長
〃	〃 〃 (〃)	維持課専任課長
〃	〃 まちづくり部 (まちづくり部)	都市計画課専任課長
〃	〃 建築部 (建築部)	建築指導課専任課長
〃	〃 上下水道部 (上下水道部)	計画調整課専任課長
〃	〃 教育委員会事務局教育部 (文教部)	総務課専任課長
〃	〃 病院事業部 (医療部)	管理課専任課長

※代表幹事

一宮市防災会議事務局職員名簿

事務局長	危機管理課長			
書記	総合政策部	危機管理課	危機管理グループ課長補佐	(総括本部)
〃	〃	政策課	政策グループ課長補佐	(本部付)
〃	議会事務局	庶務課	庶務グループ課長補佐	(議会本部付)
〃	総務部	行政課	分権・文書・法制グループ課長補佐	(総務部)
〃	〃	人事課	人事・給与グループ課長補佐	(協力部)
〃	財務部	財政課	財政・調査グループ課長補佐	(総務部)
〃	活力創造部	産業振興課	融資グループ課長補佐	(調査情報部)
〃	市民健康部	保険年金課	庶務グループ課長補佐	(市民部)
〃	福祉部	福祉総務課	地域福祉グループ課長補佐	(福祉部)
〃	子ども家庭部	子育て支援課	児童育成グループ課長補佐	(こども部)
〃	環境部	環境政策課	環境政策グループ課長補佐	(環境部)
〃	消防本部	総務課	総務グループ課長補佐	(救出防災部)
〃	会計課		審査・出納グループ課長補佐	(経理部)
〃	建設部	建設総務課	総務グループ課長補佐	(建設部)
〃	〃	維持課	維持グループ課長補佐	
〃	まちづくり部	都市計画課	都市計画・広域事業グループ課長補佐	(まちづくり部)
〃	建築部	建築指導課	建築安全推進グループ課長補佐	
〃	上下水道部	経営総務課	庶務・経理グループ課長補佐	(上下水道部)
〃	教育委員会事務局 教育部	総務課	学校事務グループ課長補佐	(文教部)
〃	病院事業部 市民病院事務局	管理課	総務人事グループ課長補佐	(医療部)

3 一宮市災害対策本部条例

昭和 37 年 12 月 26 日

条例第 41 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 23 条の 2 第 8 項の規定に基づき、一宮市災害対策本部（以下「本部」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(災害対策本部長及び副本部長)

第 2 条 災害対策本部長（以下「本部長」という。）は、本部の事務を総括し、本部の職員を指揮監督する。

2 本部に副本部長を置く。

3 副本部長は、副市長とする。

4 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

(部の設置)

第 3 条 本部の事務を分掌させるため、本部長が必要と認める数の部を置く。

2 部に部長及び部員を置く。

3 部長は災害対策本部員のうちから、部員はその他の職員のうちから本部長が指名する。

4 部長は、本部長の命を受けて部の事務を掌理する。

5 部員は、部長の命を受けて部の事務を処理する。

(現地災害対策本部)

第 4 条 現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置く。

2 現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員は、副本部長及び災害対策本部員その他の職員のうちから本部長が指名する。

3 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

(雑則)

第 5 条 この条例に定めるもののほか、本部の組織及び運営に関し必要な事項は、本部長が定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

付 則（昭和 39 年 7 月 9 日条例第 43 号）

この条例は、公布の日から施行する。

付 則（昭和 45 年 3 月 28 日条例第 20 号）

この条例は、公布の日から施行する。

付 則（平成 8 年 3 月 28 日条例第 4 号）

この条例は、公布の日から施行する。

付 則（平成 19 年 3 月 28 日条例第 1 号）抄

この条例中、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第 1 章の規定 平成 19 年 4 月 1 日

付 則（平成 24 年 9 月 24 日条例第 28 号）
この条例は、公布の日から施行する。

4 一宮市災害対策本部要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、一宮市災害対策本部条例（昭和37年一宮市条例第41号。以下「条例」という。）第5条の規定に基づき、一宮市災害対策本部（以下「本部」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(災害対策本部員)

第2条 災害対策本部員（以下「本部員」という。）は、別表第1に掲げる各部の部長をもって充てる。

(本部員会議)

第3条 本部に本部員会議（以下「会議」という。）を置く。

2 会議は、本部長、副本部長及び本部員で構成し、災害対策の基本的事項について協議決定し、その実施を推進する。

3 会議は、本部長が必要に応じ招集し、本部長が会務を総理する。

(部及び班)

第4条 本部に別表第1に掲げる部及び班を置き、同表に掲げる事務を分掌させる。ただし、大規模地震対策特別措置法に基づく警戒宣言等が発令された場合は、同表に掲げる事務を分掌させるとともに、別表第2に掲げる事務も併せて分掌させる。また、南海トラフ地震注意情報等が発表された場合には、別表第1及び別表第2に掲げる事務についての準備等の措置を実施させる。

2 部に部長を置く。

3 部に必要に応じて部長職務代理者を置くことができる。

4 部長職務代理者は、部長を補佐し、部長に事故があるときは、その職務を代理する。

5 班に班長及び副班長を置く。

6 班長は、班の所掌事務について部長を補佐するとともに、上司の命を受けてその事務の処理にあたる。

7 副班長は、班長を補佐し、班長に事故があるときは、その職務を代理する。

(災害対策本部受付要員)

第5条 本部に、電話通報による災害情報を受付けるための要員（以下「災害対策本部受付要員」という。）を置く。

2 災害対策本部受付要員は、本部長が別に指定する。

(臨時又は特別な業務の処理)

第6条 本部長は、臨時又は特別な業務については、この要綱に定めるもののほか、必要な組織を設置し、又はこの要綱において当該業務を処理すべきものと定められた組織以外の組織若しくは職員を指定して処理させることができる。

(非常配備態勢)

第7条 本部の各組織は、別に定める基準に基づき、非常配備態勢を整備し、災害応急対策の強力かつ円滑な実施及び職員の合理的配置を図るものとする。

(雑 則)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、本部長が定める。

付 則

この要綱は、平成 8 年 7 月 2 4 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 9 年 9 月 2 4 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 1 0 年 1 0 月 1 9 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 1 2 年 1 1 月 3 0 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 1 3 年 1 0 月 1 8 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 1 4 年 3 月 2 9 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 1 4 年 1 1 月 1 2 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 1 6 年 4 月 3 0 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 1 7 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 2 0 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 2 0 年 7 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 2 2 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 2 3 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 2 4 年 1 月 2 5 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 2 5 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 2 6 年 3 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 2 7 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 2 8 年 3 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 2 9 年 3 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 3 0 年 3 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 3 1 年 3 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 3 1 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、令和元年 1 1 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、令和 3 年 5 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、令和 5 年 6 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、令和 6 年 3 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、2 0 2 5 年 4 月 1 日から施行する。

一宮市災害対策本部要綱 別表第 1

〔緊急初動部〕

部 長 総合政策部長

部長職務代理者 総務部長、財務部長、活力創造部長、市民健康部長、福祉部長、子ども家庭部長

班 名	班 長 副班長	係	所掌事務
本部班	政策課長 財政課長 政策課専任課長 財政課専任課長		1 地区連絡所及び指定避難所との情報収集及び伝達に関すること。 2 地区連絡所及び指定避難所の連絡調整に関すること。
地区連絡所班	指名職員	指名職員 出張所職員	1 地区連絡所の設置に関すること。 2 情報収集及び本部との連絡に関すること。 3 避難誘導に関すること。 4 被害状況の調査に関すること。 5 避難所の設営協力に関すること。 6 救助物資の配分の協力に関すること。 7 義援物資の配分の協力に関すること。 8 被災証明書等の発行に関すること。 9 その他応急対策に関すること。
指定避難所班	指名職員	指名職員	1 避難所の設置及び運営に関すること。 2 避難所の管理及び連絡調整に関すること。 3 避難誘導等に関すること。 4 避難者の救援措置に関すること。 5 避難所に関する各種記録作成に関すること。 6 仮設トイレの設置に関すること

備考 1 緊急初動部の活動は、地域防災計画に定める地震第 3 非常配備体制が発令された場合（南海トラフ地震の警戒宣言発令等に伴う地震警戒第 3 非常配備完了後に発令された場合を除く。）に設置する。

2 緊急初動部に、本部班、地区連絡所班及び指定避難所班を置く。

（1）本部班は、統括拠点として、災害対策本部内に設置する。

（2）地区連絡所班は、災害対策活動の地区拠点として、市役所本庁舎、尾西庁舎、木曽川庁舎及び市各出張所の 1 3 箇所に地区連絡所を設置する。

（3）指定避難所班は、避難所のうちの小、中学校を指定避難所として開設し、地区の避難体制を確立する。

3 緊急初動部の配備人員は次のとおりとする。

（1）地区連絡所班員は、尾西庁舎、木曽川庁舎、市各出張所勤務者及び居住地が地区連絡所に近い職員のうちから災害対策本部長があらかじめ指名した者とする。

（2）指定避難所班員は、居住地が指定避難所に近い職員のうちから災害対策本部長があらかじめ指名した者とする。

4 緊急初動部から通常の組織体制への移行は、災害対策本部長の命による。

〔総括本部〕

部 長 危機管理担当部長

部長職務代理者 危機管理課長

班 名	班 長 副班長	係	所掌事務
総括本部班	危機管理課長 危機管理課専任課長	総括本部係 (危機管理課)	1 本部の設置及び運営に関する事 2 本部長の指示、命令の伝達に関する事 3 防災行政無線の運用統制に関する事 4 本部員会議の開催に関する事 5 気象情報、災害情報の把握及び伝達に関する事 6 自衛隊の派遣、撤収要求等に関する事 7 対外応援要請に関する事 8 県その他関係機関との連絡調整に関する事 9 災害状況のとりまとめ及び県への報告に関する事

〔本部付〕

部 長 総合政策部長

部長職務代理者 総合政策部次長、地域DX戦略室長

班 名	班 長 副班長	係	所掌事務
秘書班	秘書課長 秘書課専任課長	秘書係 (秘書課)	1 本部長及び副本部長の秘書に関する事 2 国及び他の地方公共団体等からの災害視察の接遇に関する事 3 他機関等からの援助に対する儀礼に関する事
報道班	広報課長 広報課専任課長	報道係 (広報課)	1 災害に関する広報及び広聴に関する事 2 報道機関に対する連絡及び情報提供に関する事 3 被害の状況、応急対策活動等の取材及び被害写真、記録映画等の制作に関する事 4 各種広報資料の作成配布に関する事
政策班	政策課長 政策課専任課長	政策係 (政策課) 地域DX係 (地域DX戦略室)	1 災害相談窓口の設置及び相談業務に関する事
市民協働班	市民協働課長 市民協働課専任課長	市民協働係 (市民協働課)	1 本部の運営補助に関する事 2 町会長等との連絡及び協力要請に関する事

〔議会本部付〕

部 長 議会局長
部長職務代理者 議会局次長

班 名	班 長 副班長	係	所掌事務
議会班	議事調査課長 議事調査課専任課長 庶務課専任課長	議会係 (議会局)	1 市議会関係の情報収集・伝達に関する事 2 被災議員の調査に関する事 3 国会及び県会議員等の災害視察及び見舞 者の接遇に関する事

〔総務部〕

部 長 総務部長
部長職務代理者 総務部次長、財務部次長

班 名	班 長 副班長	係	所掌事務
財務班	財政課長 財政課専任課長	財務係 (財政課)	1 災害の応急費及び復旧費の財政措置に 関すること。 2 各部の予算調整に関する事。 3 その他災害関係費の財政措置に 関すること。 4 災害にかかる市債の収入支出命令 及び出納に関する事。 5 避難広報に関する事。
管財班	資産経営課長 資産経営専任課長	運輸係 (資産経営課)	1 配車及び輸送に関する事。 2 輸送車両の借りに関すること。
		施設係 (資産経営課)	1 市有財産の被害のとりまとめに 関すること。
情報班	情報システム課長 情報システム課専任課長	情報係 (情報システム課)	1 情報処理機器及びネットワーク設 備の被害のとりまとめに関する事。 2 システムの被害のとりまとめに 関すること。 3 避難広報に協力すること。
労務班	人事課長 人事課専任課長	労務係 (人事課)	1 職員の動員及び調整に関する事。 2 他の行政機関職員の応援要請に 関すること。 3 応急救助のための賃金職員等の 雇用に関する事。 4 奉仕団、ボランティア団体の受 付に関する事。 5 被災職員等の調査に関する事。 6 職員の人事、給与等に関する事。 7 職員用飲食料、寝具等の厚生に 関すること。

〔調査情報部〕

部 長 活力創造部長

部長職務代理者 活力創造部次長、監査事務局長

班 名	班 長 副班長	係	所掌事務
庶務班	産業振興課長 観光交流課長 観光交流課専任課長 産業振興課専任課長 監査事務局専任課長	庶務係 (産業振興課) (観光交流課)	1 地区連絡所総括及び人員配置に関すること。 2 被害調査結果のとりまとめに関すること。 3 市有財産の被害調査の協力に関すること。 4 情報の収集・伝達及び本部との連絡に関すること。 5 被災証明書等の発行に関すること。
宮西班	市民課長 市民課専任課長	調査係 (行政課) (市民課) (納税課) (市民税課) (資産税課) (観光交流課) (産業振興課) (農業振興課) (監査事務局) (窓口課(尾西)) (総務管理課(尾西)) (総務窓口課(木曽川)) (各出張所)	1 地区連絡所の設置に関すること。 2 情報の収集・伝達に関すること。 3 避難情報の広報及び避難誘導に関すること。 4 被害状況の調査に関すること。 5 避難所の設営協力に関すること。 6 救助物資の配分の協力に関すること。 7 義援物資の配分の協力に関すること。 8 所管施設の運営に関すること。 9 遺体の処理手続きに関すること。 10 その他応急対策に関すること。
貴船班	納税課長 納税課専任課長		
神山班	市民税課長 市民税課専任課長		
大志班	資産税課長 資産税課専任課長		
向山班	農業振興課主監 農業振興課専任課長		
富士班	行政課長 行政課主監 行政課専任課長		
葉栗班	出張所長 出張所課長補佐		
西成班			
丹陽班			
浅井班			
北方班			
大和班			
今伊勢班			
奥班			
萩原班			
千秋班			
尾西班	窓口課長(尾西) 総務管理課長(尾西) 窓口課専任課長(尾西) 総務管理課専任課長(尾西)		
木曽川班	総務窓口課長(木曽川) 総務窓口課専任課長(木曽川)		

産業班	産業振興課長 観光交流課長 観光交流課専任課長 産業振興課専任課長	産業係 (産業振興課) (観光交流課)	1 生活必需物資の確保に関すること。 2 産業関係機関の被害調査に関すること。 3 産業対策の連絡調整に関すること。 4 産業の金融事業調査並びに特別措置に関すること。 5 中小企業に対する復旧資金の斡旋並びに助成に関すること。
農務班	農業振興課長 農業振興課専任課長	農務係 (農業振興課)	1 食品の確保に関すること。 2 農作物及び農業施設の被害調査に関すること。 3 農家の経営復旧に関すること。 4 被災農林業者の金融に関すること。
スポーツ・指定管理班	スポーツ課長 指定管理課長 スポーツ課専任課長 指定管理課専任課長	協力係 (スポーツ課) (指定管理課)	所管施設避難所の設置及び運営協力に関すること。
図書館班	図書館管理課長 中央図書館専任課長 尾西図書館専任課長 玉堂記念木曽川図書館専任課長 子ども文化広場図書館専任課長	協力係 (図書館管理課)	避難所の運営協力に関すること。
博物館班	博物館管理課長 一宮市博物館専任課長 木曽川資料館専任課長 尾西歴史民俗資料館専任課長 三岸節子記念美術館専任課長	協力係 (博物館管理課)	1 避難所の運営協力に関すること。 2 文化財等の被害調査及び復旧指導に関すること。

※地区連絡所：本庁舎・尾西庁舎・木曽川庁舎・市各出張所の13箇所

〔市民部〕

部 長 市民健康部長

部長職務代理者 保健所長、市民健康部次長、保健所次長

班 名	班 長 副班長	係	所掌事務
避難所班	保険年金課長 保険年金課専任課長	庶務係 (保険年金課) 避難所係 (保険年金課)	1 避難所に関する被害状況の記録及び報告に 関すること。 2 避難所対策の企画調整に関すること。 1 避難所の設置及び運営に関すること。 2 避難所の管理及び連絡調整に関すること。 3 避難者の救援措置に関すること。 4 避難所に関する各種記録に関すること。
保健所運営班	保健総務課長 保健衛生課長 保健予防課長 健康支援課長 保健総務課専任課長 保健衛生課専任課長 保健予防課専任課長 健康支援課専任課長	庶務係 保健所運営係 受援調整係 医薬品等調整係 医療支援係 医療救護係 (保健総務課) (保健衛生課) (保健予防課) (健康支援課)	1 保健所の機能維持に関すること。 2 地域の医療支援体制に関すること。 3 医療救護所の運営に関すること。 4 医師会、歯科医師会、薬剤師会等、関係機関 との連絡調整に関すること。 5 医療薬剤、資材の調達及び配分に関すること。
保健活動班	健康支援課長 保健総務課長 保健衛生課長 保健予防課長 健康支援課専任課長 保健総務課専任課長 保健衛生課専任課長 保健予防課専任課長	庶務係 地区統括係 医療救護係 保健活動係 (健康支援課) (保健総務課) (保健衛生課) (保健予防課)	1 派遣保健師等の活動調整に関すること。 2 医療救護班による避難所等への巡回診療に 関すること。 3 避難所等における保健指導に関すること。
衛生活動班	保健衛生課長 保健予防課長 保健衛生課専任課長 保健予防課専任課長	庶務係 衛生活動係 (保健衛生課) (保健予防課)	1 食品衛生に関すること。 2 災害時のペットに関すること。 3 感染症予防に関すること。 4 防疫活動に関すること。

〔福祉部〕

部 長 福祉部長
部長職務代理者 福祉部次長

班 名	班 長 副班長	係	所掌事務
福祉班	福祉総務課長 福祉総合相談室長 指導監査室長 障害福祉課長 生活福祉課長 高年福祉課長 介護保険課長	庶務係 (福祉総務課)	1 災害救助法にもとづく（適用除外時を含む）救助のとりまとめに関すること。 2 日本赤十字社愛知県支部との連絡に関すること。 3 社会福祉団体との連絡及び協力要請に関すること。 4 奉仕団体との連絡及び協力要請に関すること。
	福祉総務課専任課長 福祉総合相談室専任課長 障害福祉課専任課長 生活福祉課専任課長 高年福祉課専任課長 介護保険課専任課長	救助係 (福祉総務課) (福祉総合相談室) (指導監査室) (障害福祉課) (生活福祉課) (高年福祉課) (介護保険課)	1 義援金、義援物資の配分に関すること。 2 救助物資の配分に関すること。 3 罹災者に対する世帯更生資金等の貸付け及び生活保護に関すること。 4 高齢者等災害時要援護者対策に関すること。 5 住宅の入居の協力に関すること。
福祉施設班		協力係 (いずみ作業所) (いずみ第2作業所) (いずみフレンズ) (いずみ福祉園)	所管施設の運営に関すること。

〔こども部〕

部 長 子ども家庭部長
部長職務代理者 子ども家庭部次長

班 名	班 長 副班長	係	所掌事務
児童班	保育課長 子育て支援課長 保育施設監査室長 子ども家庭相談課長	保育係 (保育課)	1 被災園児の応急保育に関すること。 2 所管施設の被害のとりまとめに関すること。 3 応急修理計画の樹立に関すること。
		児童係 (子育て支援課) (保育施設監査室)	1 被災児童の応急保育に関すること。 2 所管施設の被害のとりまとめに関すること。 3 応急修理計画の樹立に関すること。
		協力係 (子ども家庭相談課)	児童班内の各係（保育係、児童係）の応援に関すること。
青少年班	青少年課長 青少年課専任課長	協力係 (青少年課)	所管施設の運営に関すること。
福祉施設班	子ども発達支援課長 朝日荘長 子ども発達支援課専任課長 朝日荘課長補佐	協力係 (子ども発達支援課) (朝日荘)	所管施設の運営に関すること。

〔環境部〕

部 長 環境部長
部長職務代理者 環境部次長

班 名	班 長 副班長	係	所掌事務
環境総務班	環境政策課長 環境政策課専任課長	庶務係 (環境政策課) (霊園管理事務所)	1 環境部の災害対策活動のとりまとめに関する こと。 2 埋火葬に関すること。
環境保全班	環境保全課長 環境保全課専任課長	保全係 (環境保全課)	1 工場、事業場における汚染物質の流出状況の 把握及び拡散防止対策等の指導に関すること。 2 河川水質異常対応に関すること。
廃棄物対策班	廃棄物対策課長 廃棄物対策課専任課長	調整係 (廃棄物対策課) (収集業務課) 対策係 (廃棄物対策課) (施設管理課)	1 災害廃棄物対策の統括。 2 し尿の収集に関すること。
廃棄物収集班	収集業務課長 収集業務課専任課長	収集係 (収集業務課)	ごみの収集に関すること。
廃棄物処理班	施設管理課長 施設管理課専任課長	処理係 (施設管理課) (廃棄物対策課)	ごみ、し尿の処理に関すること。

〔救出防災部〕

部 長 消防長
部長職務代理者 消防次長

班 名	班 長 副班長	係	所掌事務
総務班	総務課長 総務課専任課長	総務係 (総務課)	1 消防団員の招集に関する事。 2 消防団本部の設置に関する事。 3 消防団(水防団)の運用、活動指導に関する事。 4 消防職員等の飲食料、寝具等の調達に関する事。 5 被災職員(消防職員等)の調査に関する事。
予防班	予防課長 予防課専任課長	予防係 (予防課)	1 出火防止等災害広報に関する事。 2 火災予防、避難対策に関する事。 3 火災等の調査、記録及び資料の作成に関する事。 4 危険物保有施設、消防法関連施設の警戒予防活動の指導に関する事。 5 危険物保有施設の事故等の対応に関する事。
管理調整班	消防救急課長 消防救急課専任課長	管理調整係 (消防救急課)	1 救出防災班員の招集に関する事。 2 救出防災班の連絡調整に関する事。 3 車両及び機械器具の整備に関する事。 4 消防活動状況の調査、記録、資料の作成に関する事。 5 庁舎等消防施設の被害状況の調査、応急措置に関する事。 6 消防用車両等の燃料の調達に関する事。 7 消防活動用資機材の確保に関する事。 8 消防庁舎、施設の防護措置に関する事。 9 応援消防隊との連絡、接遇に関する事。
情報班	通信指令課長 通信指令課専任課長	情報係 (通信指令課)	1 各種情報の収集・伝達に関する事。 2 気象情報、災害情報の把握及び報告に関する事。 3 消防防災通信の運用及び統制に関する事。 4 無線通信機器の点検と予備品の確保に関する事。 5 消防部隊の運用及び統制並びにその記録に関する事。
救出防災班	一宮消防署長 尾西消防署長 木曽川消防署長 分署長 担当司令	警防係 (指揮係) (警防係)	1 警防活動に関する事。 2 情報収集及び広報に関する事。 3 遺体の捜索に関する事。
		救急救助係 (救助係) (救急係)	1 救急救助活動に関する事。 2 情報収集及び広報に関する事。 3 医療関係、救護所との連絡調整に関する事。 4 応急救護所の設置及び応急処置等に関する事。 5 遺体の捜索に関する事。

〔経理部〕

部 長 財務部長
部長職務代理者 会計管理者

班 名	班 長 副班長	係	所掌事務
会計班	会計課長 会計課専任課長	庶務係 (会計課)	1 災害応急復旧に要する資金の調達に関する こと。 2 義援金の受付け及び出納に関すること。
契約班	契約課長 契約課専任課長	調達係 (契約課)	1 義援物資の受付け及び出納に関すること。 2 災害応急復旧物品の購入、各種契約に関する こと。 3 燃料、その他災害活動用物資の調達に関する こと。

〔建設部〕

部 長 建設部長
部長職務代理者 建設部次長

班 名	班 長 副班長	係	所掌事務
建設総務班	建設総務課長 建設総務課専任課長	庶務係 (建設総務課)	1 建設部の災害対策活動のとりまとめに関する こと。 2 応急復旧用資材の調達に関すること。 3 避難広報に関すること。(風水害)
維持班	維持課長 道水路管理課長 維持課専任課長 道水路管理課専任課長	協力係 (維持課) (道水路管理課)	1 応急復旧用土木資材の調達に関すること。 2 災害箇所の被害状況調査及び復旧に関するこ と。 3 交通情報の収集及び連絡に関すること。 4 占有者との連絡調整に関すること。 5 土木関係業者との連絡及び協力要請に関する こと。 6 土木作業用車両等の借上げに関すること。
道路班	道路課長 工事検査課長 道路課専任課長	道路係 (道路課) (工事検査課)	1 道路(街路樹を含む。)、河川、水路、重要樋 門、施工中区画整理地区の被害状況調査及び報 告に関すること。 2 道路の復旧、指導に関すること。 3 道路に関する防災関係機関との連絡調整に関 すること。
治水班	治水課長 治水課専任課長	調査係 (治水課)	1 道路(街路樹を含む。)、河川、水路、重要樋 門、施工中区画整理地区の被害状況調査及び報 告に関すること。 2 河川・水路の復旧、指導に関すること。 3 避難広報に関すること。(風水害)

〔まちづくり部〕

部 長 まちづくり部長

部長職務代理者 まちづくり部参事、まちづくり部次長

班 名	班 長 副班長	係	所掌事務
都市計画班	都市計画課長 地域交通課長 区画整理課長 都市計画課専任課長 地域交通課専任課長 区画整理課専任課長	計画係 (都市計画課) (地域交通課) (区画整理課)	1 道路（街路樹を含む。）、河川、水路、重要樋門、施工中区画整理地区の被害状況調査及び報告に関すること。 2 施行中区画整理地区内の復旧、指導に関すること。 3 自動車専用道路の被害状況調査及び報告に関すること。 4 地域交通情報の収集及び連絡に関すること。 5 避難広報に関すること。（風水害）
公園緑地班	公園緑地課長 公園緑地課専任課長	公園緑地係 (公園緑地課)	1 公園緑地の被害状況調査、報告、及び復旧に関すること。 2 街路樹の復旧に関すること。

〔建築部〕

部 長 建築部長

部長職務代理者 建築部次長

班 名	班 長 副班長	係	所掌事務
建築班	建築指導課長 公共建築課長 住宅政策課長 建築指導課専任課長 公共建築課専任課長 住宅政策課専任課長	建築係 (建築指導課) (公共建築課) (住宅政策課)	1 被災建築物の応急危険度判定に関すること。 2 被災者の住宅相談に関すること。 3 建築関係業者との連絡及び協力要請に関すること。 4 避難広報に関すること。（風水害） 5 応急復旧用建築資材の調達に関すること。 6 応急仮設住宅の建築及び入居に関すること。 7 避難所の応急修理に関すること。 8 公営住宅の入居に関すること。 9 市有建物の応急修理に関すること。 10 建築用車両等の借上げに関すること。 11 道路（街路樹を含む。）、河川、水路、重要樋門、施工中区画整理地区の被害状況調査及び報告に関すること。

〔上下水道部〕

部 長 上下水道部長
部長職務代理者 上下水道部次長

班 名	班 長 副班長	係	所掌事務
災害調整室	計画調整課長 計画調整課専任課長	災害調整係 (計画調整課)	1 指令室会議の開催及び決定事項の周知に関すること。 2 支援要請、撤収に関すること。 3 他機関との連絡調整及び情報提供に関すること。
総務班	経営総務課長 経営総務課専任課長	総務係 (経営総務課)	1 部内庶務に関すること。 2 職員の被災状況と庁舎の被災状況に関すること。 3 災害情報受付窓口の開設に関すること。 4 車両、資機材、燃料、職員用物資などの物品の調達に関すること。 5 支援者受入れ事務に関すること。 6 災害に伴う予算事務、契約事務に関すること。
広報班	営業課長 営業課専任課長	広報係 (営業課)	災害に伴う広報の策定・実施に関すること。
管路保全班	管路保全課長 管路保全課専任課長	管路保全係 (管路保全課)	1 管路の被害及び復旧状況の把握に関すること。 2 支援者の受入れ及び活動状況の把握と調整に関すること。 3 管路等の資機材調達に関すること。
応急給水班	給排水設備課長 給排水設備課専任課長	応急給水係 (給排水設備課) 広報係 (営業課)	1 応急給水活動に関すること。 2 支援者の受入れ及び活動状況の把握と調整に関すること。 3 広報活動に関すること。
上水施設 復旧班	施設保全課長 施設保全課専任課長	上水施設復旧係 (施設保全課： 佐千原浄水場)	1 上水施設の被害調査及び水質検査に関すること。 2 上水施設の復旧に関すること。 3 支援者の受入れ及び活動状況の把握と調整に関すること。 4 上水施設の資機材調達に関すること。 5 災害補助申請手続き事務に関すること。
下水施設 復旧班	施設保全課長 施設保全課専任課長	下水施設復旧係 (施設保全課： 東部浄化センター)	1 下水施設の被害調査及び水質検査に関すること。 2 下水施設の復旧に関すること。 3 支援者の受入れ及び活動状況の把握と調整に関すること。 4 下水施設の資機材調達に関すること。 5 災害補助申請手続き事務に関すること。
上水管路 復旧班	上水道整備課長 上水道整備課専任課長	上水管路復旧係 (上水道整備課)	1 上水管路の被害調査に関すること。 2 上水管路の復旧に関すること。 3 支援者の受入れ及び活動状況の把握と調整に関すること。 4 管路等の資機材調達に関すること。 5 災害補助申請手続き事務に関すること。
下水管路 復旧班	下水道整備課長 下水道整備課専任課長	下水管路復旧係 (下水道整備課)	1 下水管路の被害調査に関すること。 2 下水管路の復旧に関すること。 3 支援者の受入れ及び活動状況の把握と調整に関すること。 4 管路等の資機材調達に関すること。 5 災害補助申請手続き事務に関すること。

〔文教部〕

部 長 教育委員会事務局教育部長
部長職務代理者 教育委員会事務局教育部次長

班 名	班 長 副班長	係	所掌事務
総務班	総務課長	庶務係 (学校事務・施設管理グループ)	1 被災生徒の育英、奨学に関すること。 2 文教関係の災害資料及び記録に関すること。
	総務課専任課長	施設係 (学校事務・施設管理グループ)	1 学校施設の被害報告のとりまとめに関する こと。 2 応急修理計画の樹立に関すること。
学校教育班	学校教育課長 学校教育課主監 管理主事	学校係 (学校指導グループ)	1 被災児童の学用品の支給計画の樹立に関す ること。 2 被災児童の授業受入に関すること。 3 避難所の運営協力に関すること。
	学校教育課専任課長	健康管理係 (学校指導グループ)	1 被災児童及び生徒の保健管理に関すること。 2 被災学校の環境衛生指導に関すること。
共同調理班	学校給食課長	給食係 (共同調理場グループ) (単独校グループ)	食品供給の協力に関すること。
	学校給食課専任課長		
生涯学習班	生涯学習課長	生活指導係 (生涯学習グループ) (公民館グループ) (尾西生涯学習センターグループ) (尾西南部生涯学習センターグループ)	避難所の運営協力に関すること。
	生涯学習課専任課長		
		文化係 (生涯学習グループ)	社会教育関係団体の救護活動依頼に関すること。

〔医療部〕

部 長 病院事業部長
部長職務代理者 病院事業部次長、木曽川市民病院事務局長

班 名	班 長 副班長	係	所掌事務
市民病院（一宮） 管理班	管理課長	管理係 (管理課)	1 医療部の災害対策活動の取りまとめに関す ること。 2 医療、助産救護活動計画に関すること。 3 医療薬剤、資材の確保に関すること。 4 協力医療機関との連絡調整に関すること。
	管理課専任課長		
市民病院（一宮） 医事班	医事課長	医事係 (医事課)	1 患者の受入れに関すること。 2 給食に関すること。
	医事課専任課長		
市民病院（一宮） 医療班	副院長	診療係 (診療局) (看護局)	1 医療救護活動に関すること。 2 患者の避難誘導に関すること。
	看護局長		
木曽川市民病院 業務班	業務課長	業務係 (業務課)	1 医療、助産救護活動計画に関すること。 2 医療薬剤、資材の確保に関すること。 3 協力医療機関との連絡調整に関すること 4 患者の受入れに関すること。 5 給食に関すること。
	業務課専任課長		
木曽川市民病院 医療班	診療局長	診療係 (診療局) (看護局)	1 医療救護活動に関すること。 2 患者の避難誘導に関すること。
	看護局長		

〔協力部〕

部 長 総務部長
部長職務代理者 総務部次長

班 名	班 長 副班長	係	所掌事務
協力班	人事課長 人事課専任課長		他の部への応援に関すること。

※ 協力班員とは、所掌事務が定められていない部署の職員

・各部に共通する事務	1 来庁舎、入場者及び施設利用者の安全確保に関すること。 2 所管施設避難所の設置及び運営に関すること。 3 命令の受領及び伝達に関すること。 4 部内の庶務に関すること。 5 部内各班との連絡、調整に関すること。 6 部内職員の動員、配備に関すること。 7 部の所管事項に関する被害状況及び災害対策活動等の情報のとりまとめ並びに報告に関すること。 8 部内各班への協力に関すること。 9 他の部への応援に関すること。
------------	---

別表第 2

〔総括本部〕

部 長 危機管理担当部長

部長職務代理者 危機管理課長

班 名	班 長 副班長	係	警戒宣言発令時等の所掌事務
総括本部班	危機管理課長 危機管理課専任課長	総括本部係 (危機管理課)	1 警戒宣言等の広報活動の指導 2 地震防災応急対策実施状況の掌握及び県への報告

〔本部付〕

部 長 総合政策部長

部長職務代理者 総合政策部次長、地域DX戦略室長

班 名	班 長 副班長	係	警戒宣言発令時等の所掌事務
秘書班	秘書課長 秘書課専任課長	秘書係 (秘書課)	本部長、副本部長との連絡調整
報道班	広報課長 広報課専任課長	報道係 (広報課)	1 警戒宣言発令等の広報活動の指導 2 各種機関からの情報収集 3 警戒宣言発令等の広報
政策班	政策課長 政策課専任課長	政策係 (政策課) 地域DX係 (地域DX戦略室)	警戒宣言発令等に伴う市民相談窓口の設置及び相談業務に関すること。
市民協働班	市民協働課長 市民協働課専任課長	市民協働係 (市民協働課)	自主防災組織の指導

〔議会本部付〕

部 長 議会局長

部長職務代理者 議会局次長

班 名	班 長 副班長	係	警戒宣言発令時等の所掌事務
議会班	議事調査課長 議事調査課専任課長 庶務課専任課長	議会係 (議会局)	議員への地震予知情報等の伝達

〔総務部〕

部 長 総務部長

部長職務代理者 総務部次長、財務部次長

班 名	班 長 副班長	係	警戒宣言発令時等の所掌事務
財務班	財政課長 財政課専任課長	財務係 (財政課)	災害予算の総合調整
管財班	資産経営課長	運輸係 (資産経営課)	緊急車両の統制、整備及び輸送体制の確保
	資産経営課専任課長	施設係 (資産経営課)	1 庁内電話、非常放送設備の点検 2 地震予知情報等の庁内伝達 3 庁内の自家発電装置の点検と試運転 4 庁舎内にいる市民等の安全確立のための退避措置 5 庁舎及び所管施設の保全
情報班	情報システム課長 情報システム課専任課長	情報係 (情報システム課)	情報処理機器及びネットワーク設備の点検
労務班	人事課長 人事課専任課長	労務係 (人事課)	1 職員の動員、連絡と参集状況のとりまとめ 2 職員用食品、寝具の調達 3 職員の教育

〔調査情報部〕

部 長 活力創造部長

部長職務代理者 活力創造部次長、監査事務局長

班名	班長 副班長	係	警戒宣言発令時等の所掌事務
庶務班	産業振興課長 観光交流課長 観光交流課専任課長 産業振興課専任課長 監査事務局専任課長	庶務係 (産業振興課) (観光交流課)	1 地震予知情報等の伝達 2 職員に対して災害発生時における緊急配備体制への対応を確認 3 各種情報のとりまとめ 4 被災証明書等の発行準備
宮西班	市民課長 市民課専任課長	調査係 (行政課) (市民課) (納税課) (市民税課) (資産税課) (観光交流課) (産業振興課) (農業振興課) (監査事務局) (窓口課(尾西)) (総務管理課(尾西)) (総務窓口課(木曽川)) (各出張所)	1 警戒宣言発令等の広報 2 市民の動向の広聴、人の流動等情報収集 3 被害状況の調査の準備 4 所管施設の保全
貴船班	納税課長 納税課専任課長		
神山班	市民税課長 市民税課専任課長		
大志班	資産税課長 資産税課専任課長		
向山班	農業振興課主監 農業振興課専任課長		
富士班	行政課長 行政課主監 行政課専任課長		
葉栗班	出張所長 出張所課長補佐		
西成班			
丹陽班			
浅井班			
北方班			
大和班			
今伊勢班			
奥班			
萩原班			
千秋班			
尾西班	窓口課長(尾西) 総務管理課長(尾西) 窓口課専任課長(尾西) 総務管理課専任課長(尾西)		
木曽川班	総務窓口課長(木曽川) 総務窓口課専任課長(木曽川)		
産業班	産業振興課長 観光交流課長 観光交流課専任課長 産業振興課専任課長	産業係 (産業振興課) (観光交流課)	1 金融機関の状況調査 2 米穀小売業者の状況調査 3 生活必需物資の異常流通の監視等情報収集及び情報提供 4 所管施設の保全
農務班	農業振興課長 農業振興課専任課長	農務係 (農業振興課)	1 市内の農業関係施設に対する保全の点検と危険物施設に対しては応急措置を指示 2 災害発生時の米穀等の円滑な供給ができるよう対応を依頼 3 所管施設の保全

スポーツ・指定管理班	スポーツ課長 指定管理課長 スポーツ課専任課長 指定管理課専任課長	協力係 (スポーツ課) (指定管理課)	1 所管施設の利用者に対する安全保護 2 所管施設の保全
図書館班	図書館管理課長 中央図書館専任課長 尾西図書館専任課長 玉堂記念木曾川図書館専任課長 子ども文化広場図書館専任課長	協力係 (図書館管理課)	1 所管施設の利用者に対する安全保護 2 所管施設の保全
博物館班	博物館管理課長 一宮市博物館専任課長 木曾川資料館専任課長 尾西歴史民俗資料館専任課長 三岸節子記念美術館専任課長	協力係 (博物館管理課)	1 文化財施設の災害予防の準備 2 所管施設の利用者に対する安全保護 3 所管施設の保全

〔市民部〕

部 長 市民健康部長

部長職務代理者 保健所長、市民健康部次長、保健所次長

班 名	班 長 副班長	係	警戒宣言発令時等の所掌事務
避難所班	保険年金課長 保険年金課専任課長	庶務係 (保険年金課) 避難所係 (保険年金課) (保育課各保育園)	1 地震予知情報等の伝達 2 避難所の開設準備 3 避難所の被災者に対し、食品の給与等準備態勢に入るための手配 4 所管施設の保全
保健所運営班	保健総務課長 保健衛生課長 保健予防課長 健康支援課長 保健総務課専任課長 保健衛生課専任課長 保健予防課専任課長 健康支援課専任課長	庶務係 保健所運営係 受援調整係 医薬品等調整係 医療支援係 医療救護係 (保健総務課) (保健衛生課) (保健予防課) (健康支援課)	1 医療救護班の編成依頼 2 避難所等における保健指導の手配 3 防疫活動の手配 4 医薬品、衛生材料、防疫用薬剤及び防疫用資機材の調達 5 災害時のペット対策 6 尾張西部区域医療救護活動の準備 7 尾張西部区域保健医療調整会議の準備 8 所管施設の保全
保健活動班	健康支援課長 保健総務課長 保健衛生課長 保健予防課長 健康支援課専任課長 保健総務課専任課長 保健衛生課専任課長 保健予防課専任課長	庶務係 地区統括係 医療救護係 保健活動係 (健康支援課) (保健総務課) (保健衛生課) (保健予防課)	
衛生活動班	保健衛生課長 保健予防課長 保健衛生課専任課長 保健予防課専任課長	庶務係 衛生活動係 (保健衛生課) (保健予防課)	

〔福祉部〕

部 長 福祉部長
部長職務代理者 福祉部次長

班 名	班 長 副班長	係	警戒宣言発令時等の所掌事務
福祉班	福祉総務課長 福祉総合相談室長 指導監査室長 障害福祉課長 生活福祉課長 高年福祉課長 介護保険課長 福祉総務課専任課長 福祉総合相談室専任課長 障害福祉課専任課長 生活福祉課専任課長 高年福祉課専任課長 介護保険課専任課長	庶務係 (福祉総務課) 救助係 (福祉総務課) (福祉総合相談室) (指導監査室) (障害福祉課) (生活福祉課) (高年福祉課) (介護保険課)	1 地震予知情報等の伝達 2 施設利用児(者)の安全保護 3 所管施設の保全
福祉施設班		協力係 (いずみ作業所) (いずみ第2作業所) (いずみフレンズ) (いずみ福祉園)	所管施設の保全

〔こども部〕

部 長 子ども家庭部長
部長職務代理者 子ども家庭部次長

班 名	班 長 副班長	係	警戒宣言発令時等の所掌事務
児童班	保育課長 子育て支援課長 保育施設監査室長 子ども家庭相談課長 保育課専任課長 子育て支援課専任課長 保育施設監査室専任課長 子ども家庭相談課専任課長	保育係 (保育課) 児童係 (子育て支援課) (保育施設監査室) (子ども家庭相談課)	1 在園児の保護者への引き渡し、安全保護 2 所管施設の保全 利用児の保護者への引き渡し、利用児者の安全保護
青少年班	青少年課長 青少年課専任課長	協力係 (青少年課)	1 所管施設の利用者に対する安全保護 2 所管施設の保全
福祉施設班	子ども発達支援課長 子ども発達支援課専任課長 朝日荘長 朝日荘課長補佐	協力係 (子ども発達支援課) 協力係 (朝日荘)	1 利用児の保護者への引き渡し、利用児者の安全保護 2 所管施設の保全 1 入居者に対する安全保護 2 所管施設の保全

〔環境部〕

部 長 環境部長
部長職務代理者 環境部次長

班 名	班 長 副班長	係	警戒宣言発令時等の所掌事務
環境総務班	環境政策課長 環境政策課専任課長	庶務係 (環境政策課) (霊園管理事務所)	1 地震予知情報等の伝達 2 所管施設の保全
環境保全班	環境保全課長 環境保全課専任課長	保全係 (環境保全課)	1 有害物質を使用する工場、事業場の把握 2 汚染物質の流出状況調査体制の確立 3 所管施設の保全
廃棄物対策班	廃棄物対策課長 廃棄物対策課専任課長	調整係 (廃棄物対策課) (収集業務課) 対策係 (廃棄物対策課) (施設管理課)	1 ごみ、し尿の非常処理計画 2 処理に必要な資機材及び要員の手配
廃棄物収集班	収集業務課長 収集業務課専任課長	収集係 (収集業務課)	収集車両の整備及び配車
廃棄物処理班	施設管理課長 施設管理課専任課長	処理係 (施設管理課) (廃棄物対策課)	1 搬入ごみ、し尿の処理計画 2 所管施設の保全

〔救出防災部〕

部 長 消防長
部長職務代理者 消防次長

班 名	班 長 副班長	係	警戒宣言発令時等の所掌事務
総務班	総務課長 総務課専任課長	総務係 (総務課)	消防団との情報連絡
予防班	予防課長 予防課専任課長	予防係 (予防課)	1 危険物保有施設の警戒予防活動の指導 2 消防法関連施設の警戒予防活動の指導
管理調整班	消防救急課長 消防救急課専任課長	管理調整係 (消防救急課)	1 消防職員の参集状況の把握 2 参集職員の編成 3 庁舎及び所管施設の保全
情報班	通信指令課長 通信指令課専任課長	情報係 (通信指令課)	1 地震情報の受信及び収集伝達 2 無線通信機器の点検と予備品確保 3 通信機器保守要員との連絡
救出防災班	一宮消防署長 尾西消防署長 木曽川消防署長 分署長 担当司令	警防係 (指揮係) (警防係) 救急救助係 (救助係) (救急係)	1 重要防ぎょ施設等に対する警戒 2 消防活動用資器材の調達、点検 3 庁内の自家発電設備の点検と試運転 1 救急、救助資器材の調達、点検 2 医療関係機関との連絡調整

〔経理部〕

部 長 財務部長
部長職務代理者 会計管理者

班 名	班 長 副班長	係	警戒宣言発令時等の所掌事務
会計班	会計課長 会計課専任課長	庶務係 (会計課)	1 地震予知情報等の伝達 2 警戒宣言発令時等の現金の出納保管 3 金融機関との連絡調整 4 所管公有財産の保全 5 所管施設の保全
契約班	契約課長 契約課専任課長	調達係 (契約課)	防災用資器材、用品の購入及び借上げ

〔建設部〕

部 長 建設部長
部長職務代理者 建設部次長

班 名	班 長 副班長	係	警戒宣言発令時等の所掌事務
建設総務班	建設総務課長 建設総務課専任課長	庶務係 (建設総務課)	1 地震予知情報等の伝達 2 所管工事現場の応急対策 3 応急復旧資器材の整備及び調達 4 主要幹線道路の巡視及び点検 5 所管施設の保全
維持班	維持課長 道水路管理課長 維持課専任課長 道水路管理課専任課長	協力係 (維持課) (道水路管理課)	1 地震予知情報等の伝達 2 所管工事現場における応急対策 3 土木業協会へ協力要請 4 応急復旧用資器材の整備及び調達 5 主要幹線道路、及び主要水路の巡視並びに点検 6 所管施設の保全
道路班	道路課長 工事検査課長 道路課専任課長	道路係 (道路課) (工事検査課)	
治水班	治水課長 治水課専任課長	調査係 (治水課)	

〔まちづくり部〕

部 長 まちづくり部長
部長職務代理者 まちづくり部参事、まちづくり部次長

班 名	班 長 副班長	係	警戒宣言発令時等の所掌事務
都市計画班	都市計画課長 地域交通課長 区画整理課長 都市計画課専任課長 地域交通課専任課長 区画整理課専任課長	計画係 (都市計画課) (地域交通課) (区画整理課)	1 地震予知情報等の伝達 2 所管工事現場の応急対策 3 応急復旧資器材の整備及び調達 4 主要幹線道路の巡視及び点検 5 所管地域交通の応急対策 6 所管施設の保全
公園緑地班	公園緑地課長 公園緑地課専任課長	公園緑地係 (公園緑地課)	

〔建築部〕

部 長 建築部長
部長職務代理者 建築部次長

班 名	班 長 副班長	係	警戒宣言発令時等の所掌事務
建築班	建築指導課長 公共建築課長 住宅政策課長 建築指導課専任課長 公共建築課専任課長 住宅政策課専任課長	建築係 (建築指導課) (公共建築課) (住宅政策課)	1 地震予知情報等の伝達 2 建築物の関係資料の収集及び防災保安指導の相談 3 応急復旧用資器材の整備及び調達 4 一宮市災害緊急対策建築協力会に対し、応急仮設住宅の建設及び修理等の協力要請 5 市施設の電気、機械の応急対策の指導 6 所管工事現場の応急対策 7 市有建物の保全指導 8 所管施設の保全

〔上下水道部〕

部 長 上下水道部長
部長職務代理者 上下水道部次長

班 名	班 長 副班長	係	警戒宣言発令時等の所掌事務
災害調整室	計画調整課長 計画調整課専任課長	災害調整係 (計画調整課)	地震予知情報等の伝達
総務班	経営総務課長 経営総務課専任課長	総務係 (経営総務課)	職員の避難誘導準備
広報班	営業課長 営業課専任課長	広報係 (営業課)	広報準備
管路保全班	管路保全課長 管路保全課専任課長	管路保全係 (管路保全課)	1 所管工事現場における応急対策 2 応急復旧の作業準備
応急給水班	給排水設備課長 給排水設備課専任課長	応急給水係 (給排水設備課) 広報係 (営業課)	応急給水使用資機材の整備点検
上水施設 復旧班	施設保全課長 施設保全課専任課長	上水施設復旧係 (施設保全課： 佐千原浄水場)	1 所管施設の保全 2 配水場における貯水量の確保 3 所管工事現場における応急対策
下水施設 復旧班	施設保全課長 施設保全課専任課長	下水施設復旧係 (施設保全課： 東部浄化センター)	1 所管施設の保全 2 緊急排水計画 3 所管工事現場における応急対策
上水管路 復旧班	上水道整備課長 上水道整備課専任課長	上水管路復旧係 (上水道整備課)	所管工事現場における応急対策
下水管路 復旧班	下水道整備課長 下水道整備課専任課長	下水管路復旧係 (下水道整備課)	所管工事現場における応急対策

〔文教部〕

部 長 教育委員会事務局教育部長
部長職務代理者 教育委員会事務局教育部次長

班 名	班 長 副班長	係	警戒宣言発令時等の所掌事務
総務班	総務課長	庶務係 (学校事務・施設管理グループ)	1 地震予知情報等の伝達 2 所管施設の利用者に対する安全保護 3 所管施設の保全
	総務課専任課長	施設係 (学校事務・施設管理グループ)	
学校教育班	学校教育課長 学校教育課主監 管理主事	学校係 (学校指導グループ)	1 児童生徒の帰宅に関する指導 2 休校措置状況の把握 3 児童生徒の保護状況の把握 4 児童生徒の保健安全指導 5 救急薬品の準備
	学校教育課専任課長	健康管理係 (学校指導グループ)	
共同調理班	学校給食課長	給食係 (共同調理場グループ)	1 児童生徒の保健安全指導 2 所管施設の保全
	学校給食課専任課長	(単独校グループ)	
生涯学習班	生涯学習課長	生活指導係 (生涯学習グループ)	1 関係団体との連携 2 所管施設の利用者に対する安全保護 3 所管施設の保全
	生涯学習課専任課長	(公民館グループ) (尾西生涯学習センターグループ) (尾西南部生涯学習センターグループ)	

〔医療部〕

部 長 病院事業部長
部長職務代理者 病院事業部次長、木曽川市民病院事務局長

班 名	班 長 副班長	係	警戒宣言発令時等の所掌事務
市民病院（一宮） 管理班	管理課長	管理係 (管理課)	1 地震予知情報等の伝達 2 医療薬剤、資材の在庫確認及び調達体制の確立 3 所管施設の保全
	管理課専任課長		
市民病院（一宮） 医事班	医事課長	医事係 (医事課)	1 患者の受入れ準備 2 入院患者等の食品の確保及び調達体制の確立
	医事課専任課長		
市民病院（一宮） 医療班	副院長	診療係 (診療局)	1 医療機器に対する転倒防止等の措置 2 診療体制の確立 3 入院患者に対する安全措置
	看護局長	(看護局)	
木曽川市民病院 業務班	業務課長	業務係 (業務課)	1 地震予知情報等の伝達 2 医療薬剤、資材の在庫確認及び調達体制の確立 3 患者の受入れ準備 4 入院患者の食品の確保及び調達体制の確立 5 所管施設の保全
	業務課専任課長		
木曽川市民病院 医療班	診療局長	診療係 (診療局)	1 医療機器に対する転倒防止等の措置 2 診療体制の確立 3 入院患者に対する安全措置
	看護局長	(看護局)	

〔協力部〕

部 長 総務部長
部長職務代理者 総務部次長

班 名	班 長 副班長	係	警戒宣言発令時等の所掌事務
協力班	人事課長 人事課専任課長		他の部への応援に関すること。

※ 協力班員とは、所掌事務が定められていない部署の職員

5 災害対策本部の標識及び服装

1 標 識

- (1) 災害対策本部を設置したときは、図1に示す標識を掲示する。
- (2) 災害時において、非常活動に使用する本部の自動車、船舶には図2の旗をつけるものとする。
- (3) 市議会議員は、災害時においては必要に応じ、図3の腕章を帯用するものとする。
- (4) 本部長、副本部長、部長、部長職務代理者、班長、副班長その他の職員は、災害時において非常活動に従事する時は、図3の腕章を帯用するものとする。

2 服 装

- (1) 非常配備体制下で活動に従事する時は、防災服および図4の保安帽を着用するものとする。
- (2) 市議会議員に防災服、保安帽を貸与する。
- (3) 市職員に防災服、保安帽を貸与する。

図1 標示板

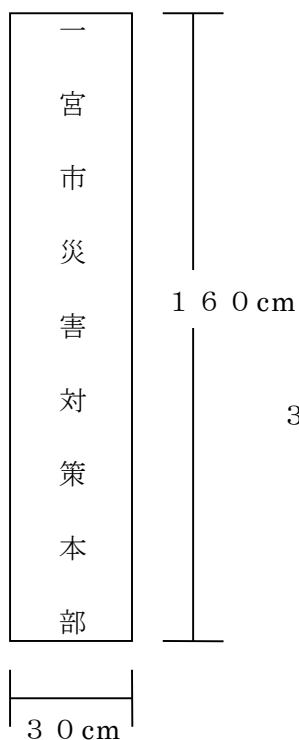


図2 旗

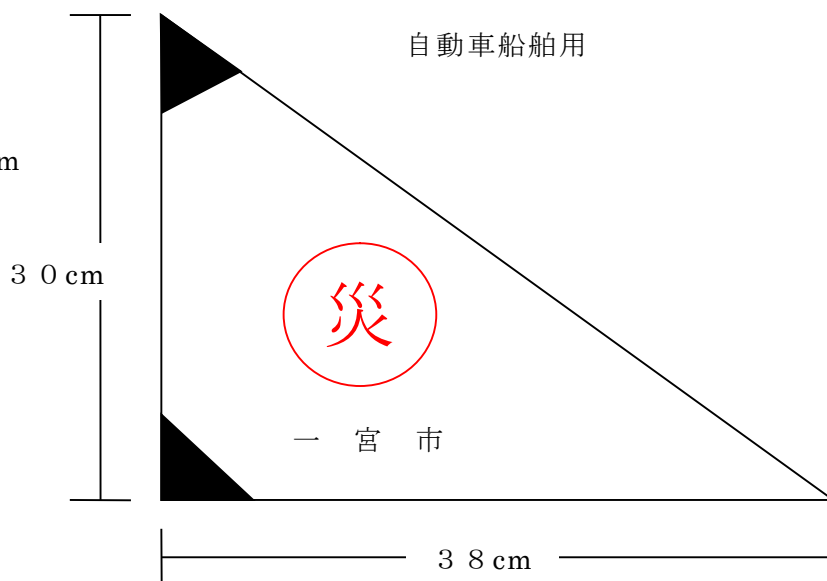
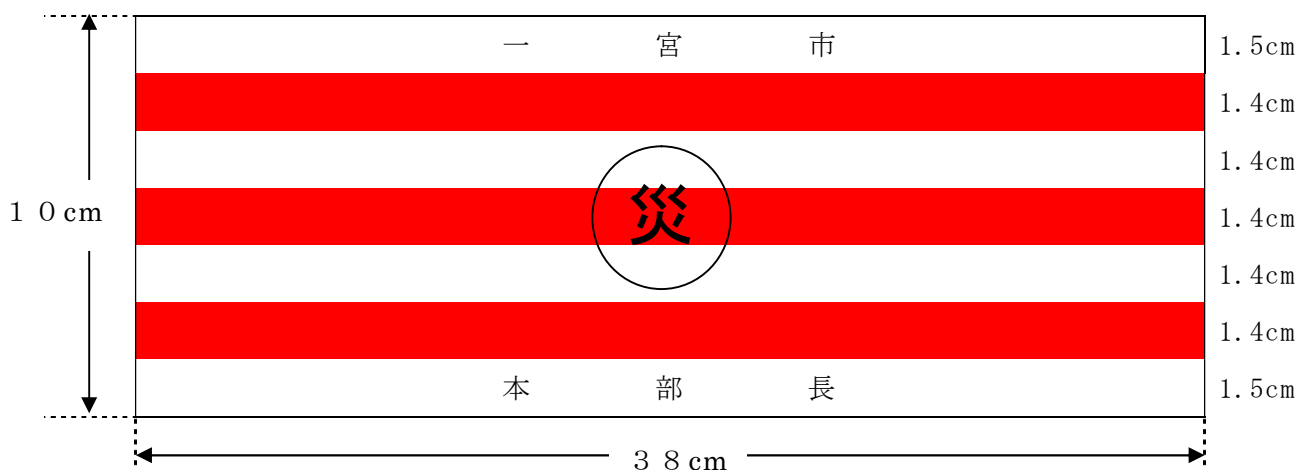


図 3 腕 章

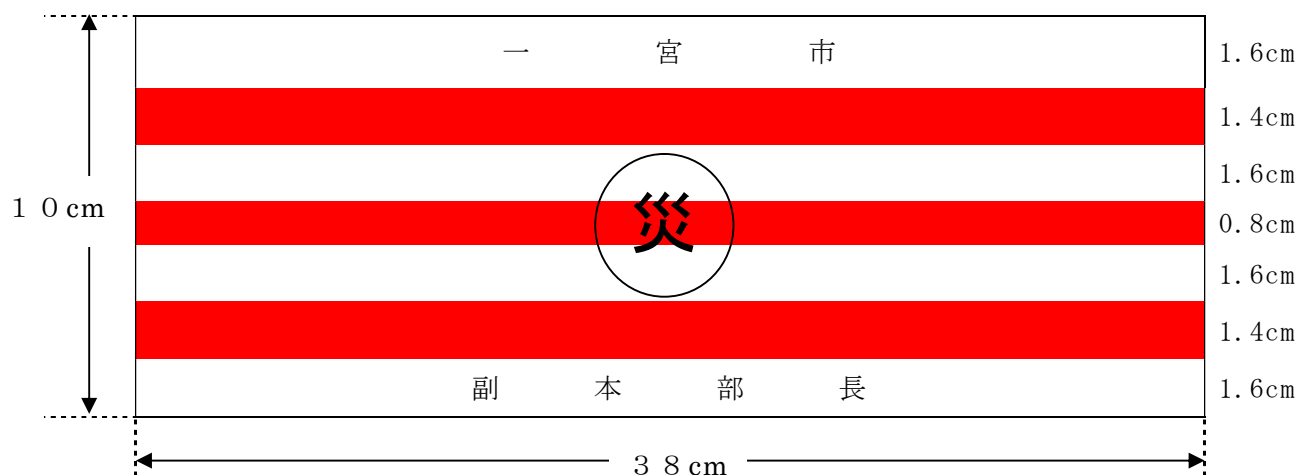
① 一宮市市議会議員用



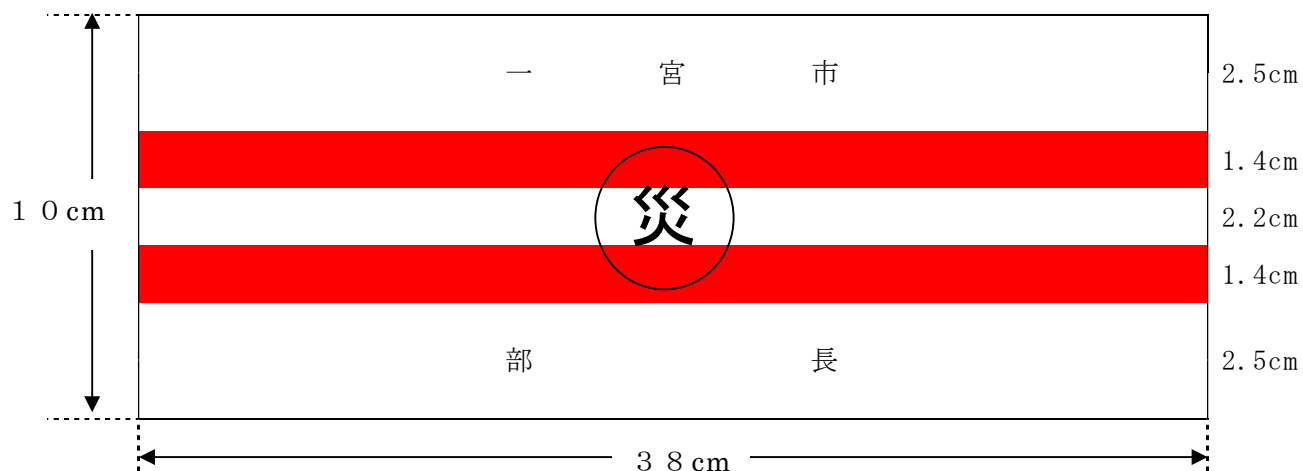
② 本部長用



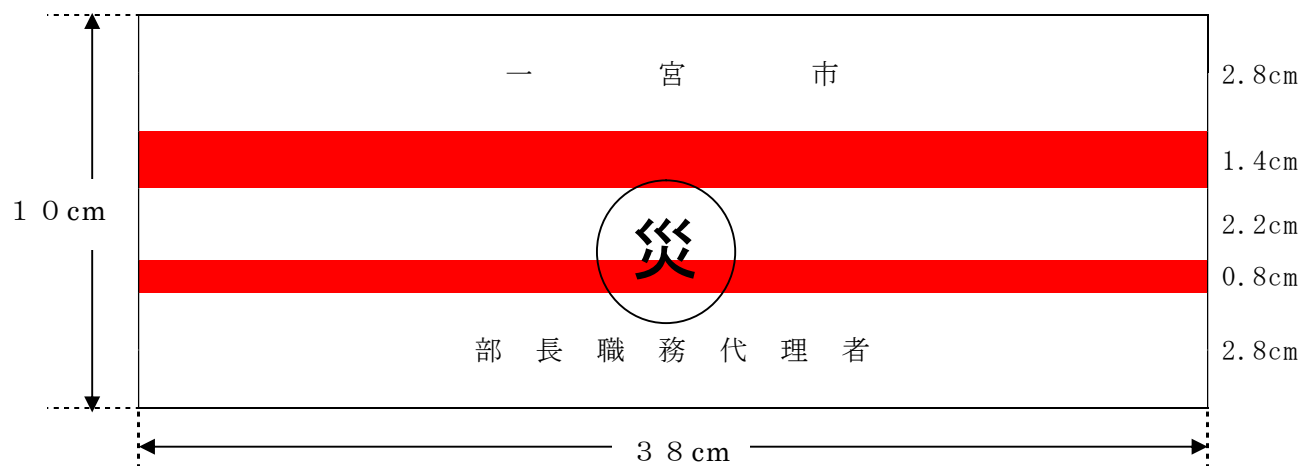
② 副本部長用



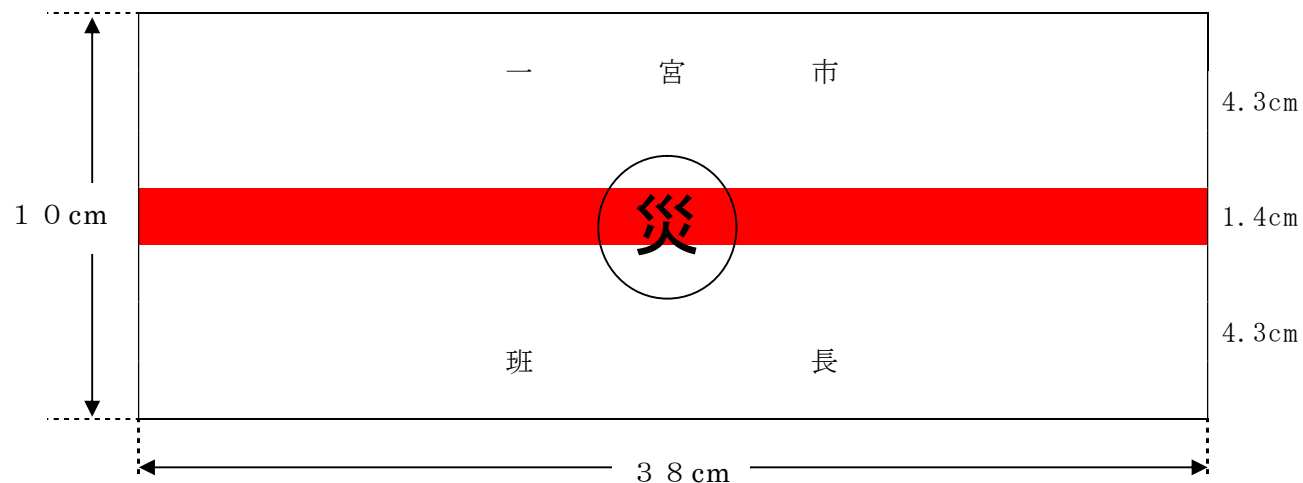
④ 部長用



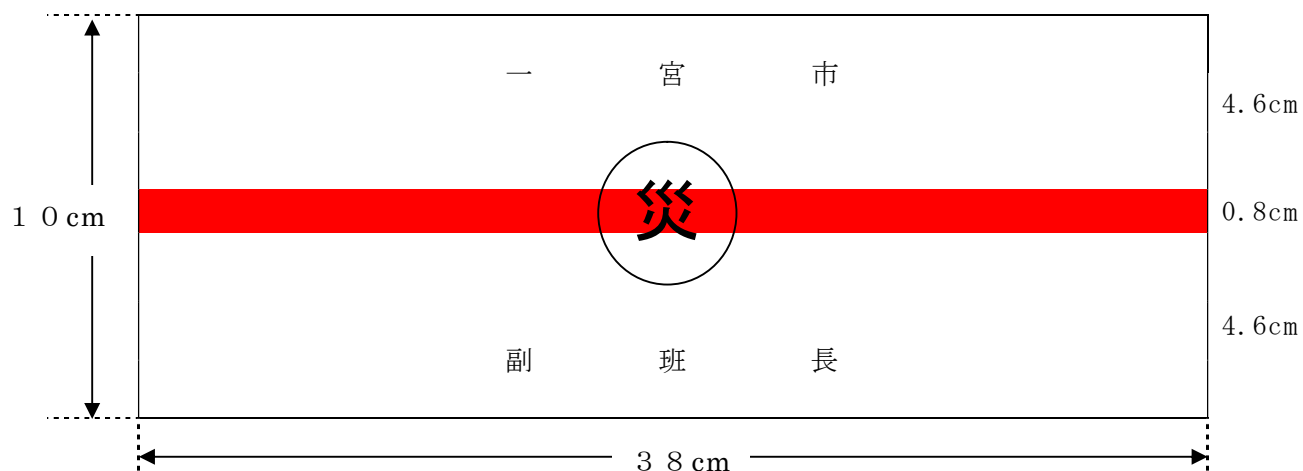
⑤ 部長職務代理者用



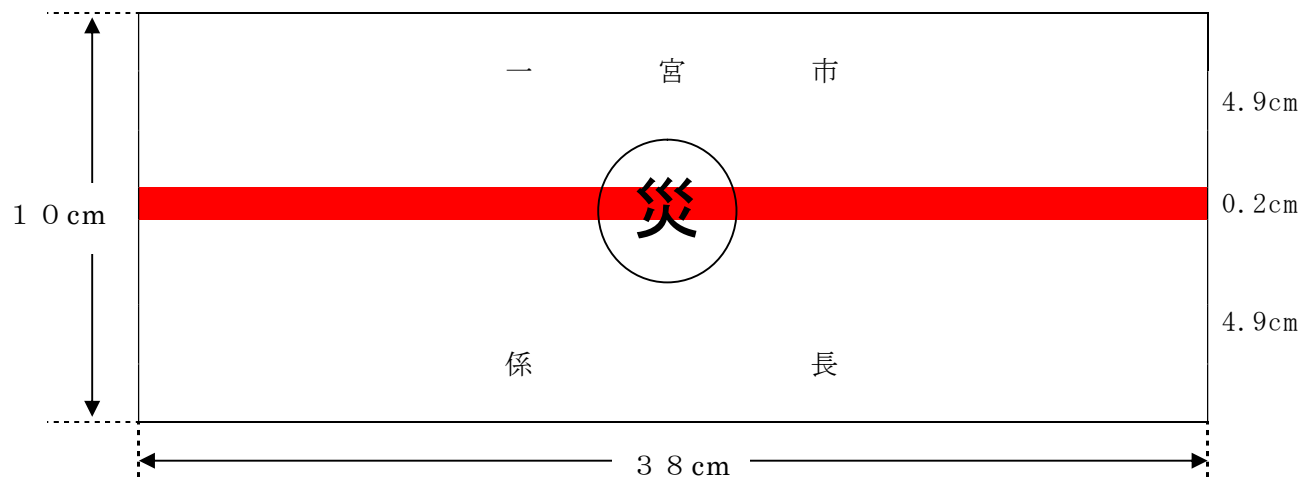
⑥ 班長用



⑦ 副班長用



⑧ 係長用



⑧ 係用

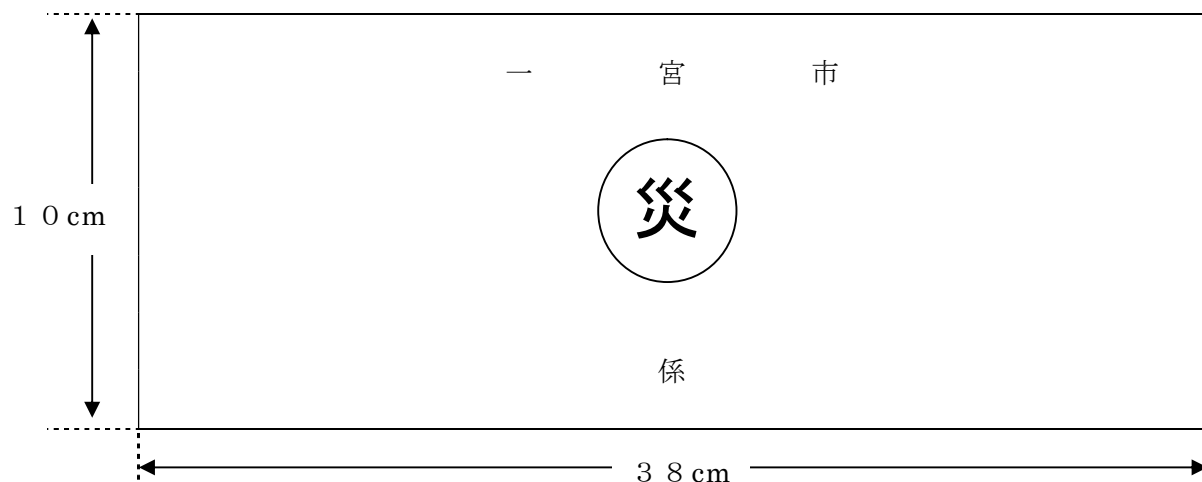
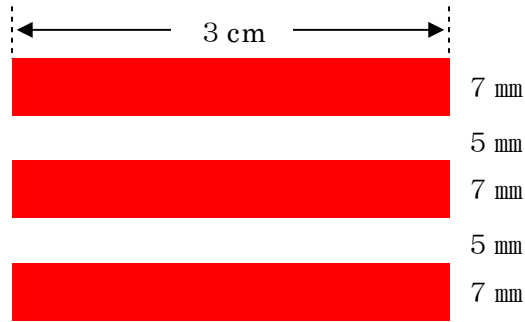


図 4 保 安 帽（周章）

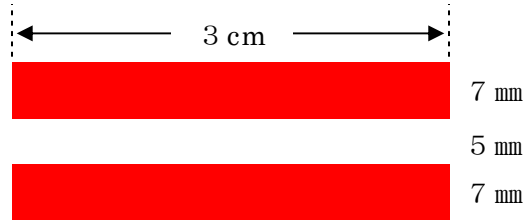
① 本部長用



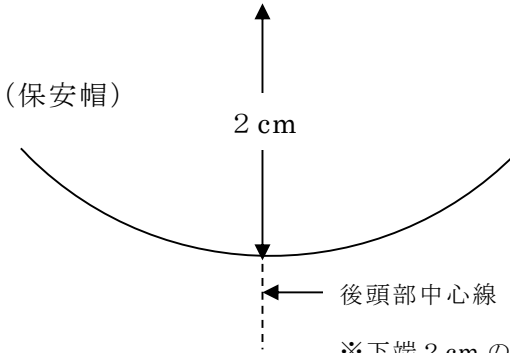
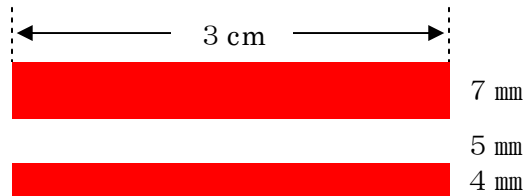
② 副本部長用



③ 部長用



④ 部長職務代理者用



※下端 2 cm の位置から赤色テープを貼付する。

6 職員の動員計画

災害応急対策を円滑に実施するため、平常時において組織を確立しておき、非常の際はこれにもとづき速やかに行動するものとする。

市本部における各部班の動員の要領は次のとおりとする。

1 部班別動員

(1) 配備の編成

各部長は、一宮市地域防災計画に定める非常配備体制にもとづいて、次の区分に応じた配備要員の者を定め、配備要員及び非常連絡系統図（様式①）を作成し、あわせてこれを班員に周知徹底しておかなければならない。

ア 風水害等災害対策

第1非常配備、第2非常配備、第3非常配備及び第4非常配備

イ 地震災害対策

地震警戒第1非常配備、地震警戒第2非常配備、地震警戒第3非常配備、地震第1非常配備、地震第2非常配備、地震第3非常配備

ウ 原子力災害対策

原子力第1非常配備、原子力第2非常配備、原子力第3非常配備

(2) 各班員非常連絡員

各部長は、各班における所要職員の動員を円滑に行うため、部の非常連絡員正副2名、所管する班ごとに非常連絡員正副2名、所管する係ごとに非常連絡員1名を定め、各部の「災害対策本部非常連絡員名簿」を作成する。

また、危機管理監は、「本部員非常連絡員名簿」を作成する。

(3) 非常連絡並びに動員

ア 救出防災部の無線通信を担当する職員（以下「通信担当職員」という。）は、勤務時間外、休日等において非常配備に該当する注意報、警報等を受領したときは直ちに危機管理監、救出防災部長に報告し、指示を受けなければならない。

イ 通信担当職員は、災害対策に関し上司から指示を受けたとき、または当該指示を受ける前であっても“状況により自らが必要と判断したときは”速やかに各部長及び関係者に緊急連絡の措置を採るものとする。

ウ 各部長は、各部の正非常連絡員（不在のときは副）に緊急連絡（電話等）を行う。

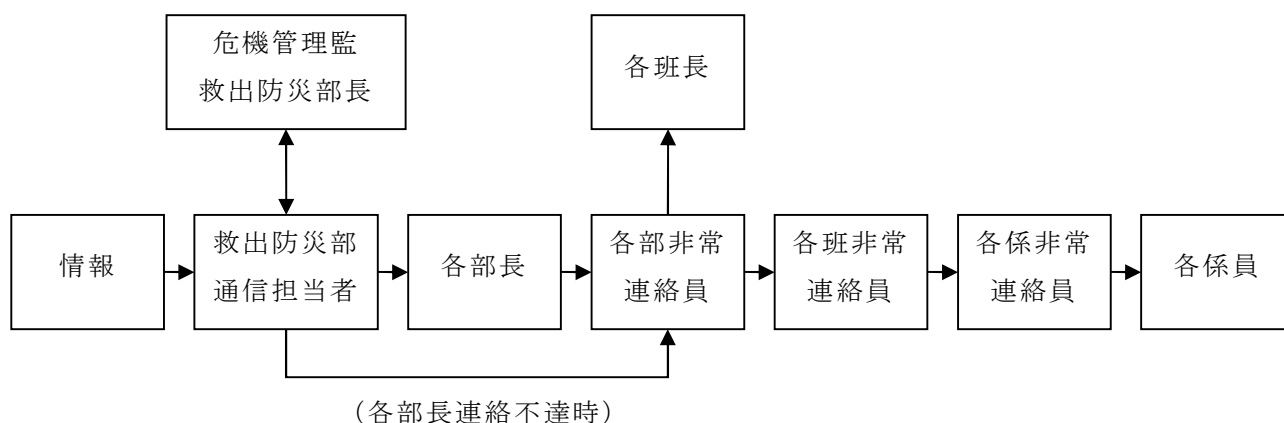
エ 各部の非常連絡員が前記の連絡を受けたときは、直ちに各班長に連絡するとともに、各班の正非常連絡員（不在のときは副）に連絡をしなければならない。

オ 各班非常連絡員が前記の連絡を受けたときは、直ちに各係の非常連絡員に連絡しなければならない。

カ 各係の非常連絡員は連絡を受けたときは、直ちに各係員に連絡しなければならない。

キ 各班の非常配備担当職員は、非常連絡員から連絡を受けた場合は直ちに登庁し、所要の配備体制につくものとする。

非常連絡系統図



（４）非常参集

各部の職員は、非常連絡を受けたとき、若しくは非常連絡がなくても、相当の災害が発生したとき、または災害が発生する恐れがあるときは、速やかに所定の場所に参加しなければならない。

２ 応援職員の動員

（１）応援可能職員数調べ

総務部長は、大規模な災害が発生し、本部が風水害等災害対策における第４非常配備体制、地震災害対策における地震警戒第３非常配備体制又は地震第３非常配備体制、原子力第３非常配備体制に入ったときは、様式②に定める「応援可能職員調べ」により各部の応援可能な職員数を掌握し、各部班別に応援可能職員動員計画表を作成整備し、各部長より動員の要請があった場合は、直ちに所要の職員を動員できる体制を整えておくものとする。

（２）動員の要領

ア 各部長は他部の職員の応援を受けようとするときは、様式③「職員動員要請書」の記載事項を記入し、労務班長を経て総務部長に要請するものとする。

イ 総務部長は、前記の応援の要請を受けた場合は次の順序により職員を動員して派遣するものとする。

（ア）他の部の職員

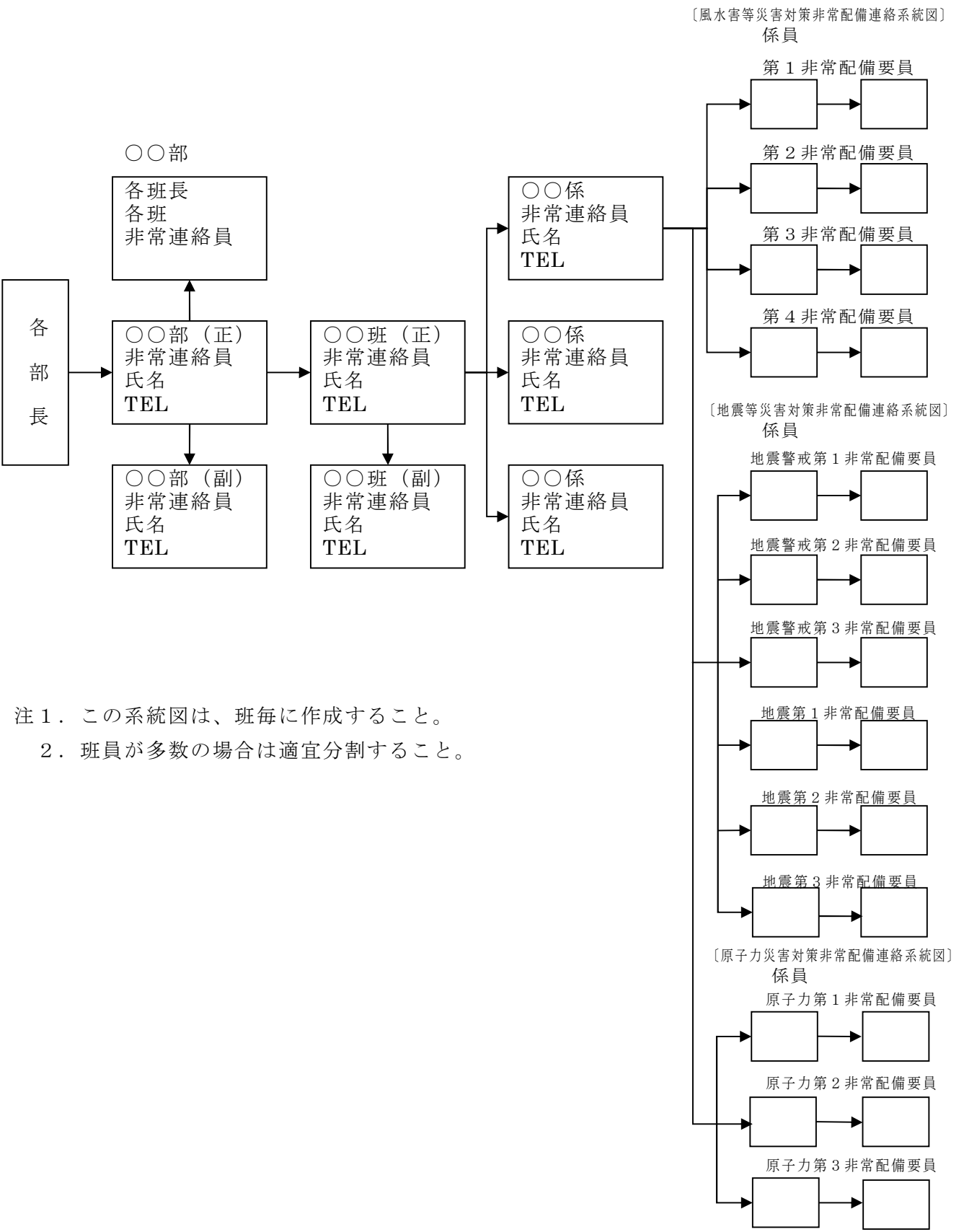
（イ）本部の職員をもって不足するときは、他市、町または県の職員の派遣を要請するものとする。

（３）動員可能職員の待機

各部班の動員可能職員は、それぞれ各自の所属する班の所在場所に待機し、総務部長から要請のあった場合は直ちに出勤できる態勢を整えておくものとする。

様式①

配備要員及び非常連絡系統図



様式②

応援可能職員調べ

班 名	動員可能職員			現在出動中職員			備 考
	男	女	計	男	女	計	

注 備考欄には、職種・係・職名を記入すること

様式③

職員動員要請書

総務部長

部長

月 日

動 員 期 間	月 日 ～ 月 日 日間		
勤務（従事）場所			
作 業 の 内 容			
応 援 の 職 種		男女別	男 人
			女 人
携 帯 品			
集 合 日 時 ・ 場 所			
そ の 他 参 考 事 項			

7 一宮市地域防災無線管理規程

平成 5 年 2 月 17 日

告示第 30 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、一宮市所属の地域防災無線の適正かつ能率的な運用に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 地域防災無線 災害対策及び行政事務に関する通信を行うため、当該地域における地域防災関係機関及び生活関連機関を構成員とする団体が一体的に運用することができるものをいう。
- (2) 無線局 無線設備及び無線設備の操作を行うものの総体をいう。ただし、受信のみを目的とするものは、含まない。
- (3) 無線設備 電波を送り、又は受けるための電氣的設備をいう。
- (4) 基地局 陸上移動局との通信を行うため、陸上に開設する移動しない無線局をいう。
- (5) 陸上移動局 陸上を移動中又はその特定しない地点に停止中運用する無線局をいう。

(平 20 告示 340・一部改正)

(管理部課)

第 3 条 無線局の統括管理には、一宮市総合政策部が当たるものとする。

(地域防災無線協議会)

第 4 条 一宮市、防災関係機関及び生活関連機関で構成する一宮市地域防災無線協議会(以下「協議会」という。)を組織し、災害時等における円滑な情報の収集・伝達を確保するものとする。

2 協議会に関する事項は、別に定める。

(無線管理者)

第 5 条 無線局に無線管理者を置く。

2 無線管理者は、一宮市地域防災無線の運用に関する業務を統括し、通信取扱責任者を指揮する。

3 無線管理者は、一宮市危機管理監の職にある者をもって充てる。

(通信取扱責任者)

第 6 条 無線局に通信取扱責任者を置く。

2 通信取扱責任者は、無線管理者の命を受け、通信担当者に無線局の管理運用を行わせるものとする。

3 通信取扱責任者は、一宮市総合政策部危機管理課長の職にある者をもって充てる。

(通信担当者)

第 7 条 通信担当者は、電波法(昭和 25 年法律第 131 号)に定める無線従事者で、無線管理者の命を受けたものとする。

2 通信担当者は、通信取扱責任者の命を受け、無線局の管理運用及び無線設備の操作を行うものとする。

3 通信担当者は、通信の相手方である陸上移動局の無線設備を操作する通信取扱者(以下「通信者」という。)を指揮監督する。

(陸上移動局の無線局管理責任者)

第 8 条 陸上移動局のそれぞれに無線局管理責任者を置く。

2 無線局管理責任者は、陸上移動局の運用に関する業務を統括し、通信者を指揮する。

3 無線局管理責任者は、配備先責任者の職にある者をもって充てる。

(通信者)

第 9 条 通信者は、通信担当者の管理のもとに電波関係法令を遵守し、法令に基づいた無線設備の操作を行うものとする。

(秘密の保持)

第 10 条 通信の業務に従事する者は、その職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

(通信担当者の配置)

第 11 条 無線管理者は、無線局の無線設備を操作するのに支障のないよう、通信担当者の適正配置に努めるものとする。

(時間外勤務体制)

第 12 条 無線管理者は、日曜日、休日等その他勤務時間外に無線局運用の必要が生じた場合は、通信担当者及び必要な通信者に時間外勤務を命じ、通信の運用に当たらせるものとする。

(無線局の構成等)

第 13 条 無線局の構成等は、別表のとおりとする。

(通信の種類)

第 14 条 通信の種類は、次のとおりとする。

(1) 非常通信 災害の発生等非常の場合の通信をいう。

(2) 普通通信 平常に行う通信をいう。

(3) 訓練通信 訓練の通信をいう。

(通信の原則)

第 15 条 通信は、簡単明瞭に行い、無線局の開局の目的に反するものを内容としてはならない。

2 通信は、非常通信を優先し、普通通信は、受付順により行う。

(通信の統制)

第 16 条 無線管理者は、非常災害時その他通信の円滑な運用を確保するのに必要と認めたときは、通信の統制を行うものとする。

(他無線局との関係)

第 17 条 無線管理者は、他市町村の地域防災無線局及び関係無線局と連絡調整を行い、非常災害時等における通信の円滑な運用に万全を期するものとする。

(通信訓練)

第 18 条 無線管理者は、無線局の円滑な運用に必要な総合的な通信訓練を毎年 2 回以上行うものとする。

(事故の場合)

第 19 条 通信担当者は、無線設備が事故のため通信を行うことができなくなったときは、必要な措置をとるとともに、通信取扱責任者に報告しなければならない。

2 通信取扱責任者は、前項の報告を受けた場合、直ちに専門業者に修理させるとともに、無線管理者に報告するものとする。

(指揮命令)

第 20 条 非常災害時における無線局運用は、災害対策本部長(災害対策本部が設置されていないときは、市長とする。以下同じ。)の命を受け、無線管理者が通信担当者を指揮するものとする。

(要員体制)

第 21 条 無線管理者は、非常災害が発生し、又はそのおそれがあると予想されるときは、直ちに通信担当者を無線局に勤務させ、通信確保に必要な措置をとらなければならない。

2 通信担当者は、前項の規定による命を受け、又は非常災害を覚知したときは、勤務時間内外を問わず、直ちに無線局に勤務し、無線管理者の指揮を受け、通信の運用に万全を期さなければならない。

(陸上移動局の配備)

第 22 条 無線管理者は、陸上移動局常置場所及び必要な場所に陸上移動局を配備する。

(職員等の研修)

第 23 条 無線管理者は、通信者に対して電波法及び無線局の適正な運用に関し必要な事項について研修を行うものとする。

(通信担当者の異動)

第 24 条 無線管理者は、通信担当者に異動があったときは、電波法第 51 条に定める無線従事者選・解任届を東海総合通信局長に提出するものとする。

(備付簿冊等)

第 25 条 無線管理者は、電波法第 60 条に規定する書類その他無線局の管理に必要な書類を無線局に備え付けておかななければならない。

(無線設備の保全)

第 26 条 無線管理者は、無線機の保全のため、年 2 回以上定期点検を実施し、機器の保全に努めるものとする。

2 定期点検は、専門業者と保守委託契約を結び、点検の方法及び項目については、契約書により取り決めるものとする。

(雑則)

第 27 条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、別に定める。

付 則

この告示は、平成 5 年 2 月 17 日から施行し、同年 1 月 28 日から適用する。

改正文(平成 16 年 3 月 31 日告示第 82 号)抄

平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

改正文(平成 17 年 3 月 24 日告示第 67 号)抄

平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

改正文(平成 20 年 12 月 18 日告示第 340 号)抄

平成 20 年 12 月 18 日から施行する。

改正文(平成 26 年 3 月 26 日告示第 85 号)抄

平成 26 年 5 月 7 日から施行する。

改正文(平成 29 年 3 月 23 日告示第 114 号)抄

平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

改正文(平成 31 年 3 月 22 日告示第 91 号)抄

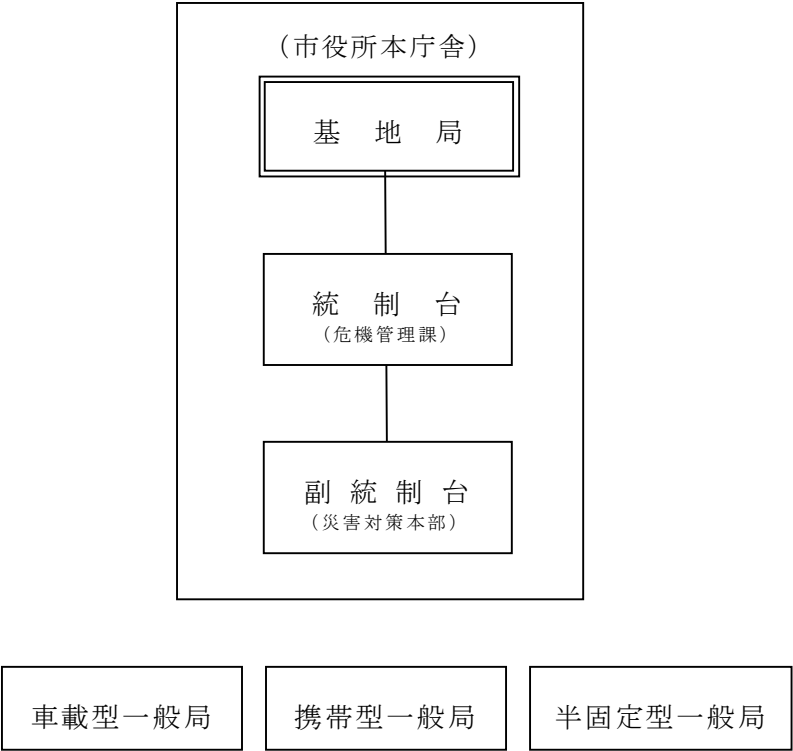
平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

改正文(令和 2 年 3 月 25 日告示第 127 号)抄

令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第 13 条関係）

無線局構成図



8 一宮市地域防災無線運用要領

平成 5 年 1 月 2 8 日

消防本部告示第 1 号

目的

1 趣旨

この要領は、一宮市地域防災無線の適性かつ能率的な運用について必要な事項を定める。

2 無線使用目的

無線局は、災害時の防災情報及び行政事務に必要な無線交信を行うことができる。

3 目的外使用の禁止

無線局は、免許状に記載された目的又は通信の相手方若しくは通信事項の範囲を超えて運用してはならない。ただし、災害発生、非常時等の緊急を要する時は、この限りでない。

無線局の運用

1 無線局の開局及び運用

(1) 固定型及び半固定型の無線局は原則として常時開局し、その他の無線局は無線局の使用時に開局する。

(2) 無線局の使用範囲については、一宮市及びその周辺とする。

2 電波を発射する前の注意

(1) 無線局が相手局を呼び出そうとするときは、電波を発射する前に受信機を最良の感度に調整し、他の通信に混信を与えないことを確かめなければならない。

(2) 前項の場合において、他の通信に混信を与えるおそれがあるときは、その通信が終了した後でなければ呼出を行ってはならない。

無線交信

1 呼出方法

(1) 個別通信を行うときは、相手局の呼出符号を操作部分のテンキー等により入力し、呼び出すものとする。

(2) グループ通信を行うときは、各グループ番号を操作部分のテンキー等により入力し、呼び出すものとする。

2 呼出の反覆

前項の呼出しを行っても相手局の応答がないときは、なるべく 2 分間以上の間隔をおいて呼出しを行うものとする。

2 回反覆して応答がないときは、1 5 分（他の通信に混信を与えるおそれがないと認めるときは、3 分）以上経過した後でなければ再び呼び出しを行ってはならない。

3 呼出しの中止

無線局は、自局の呼出しが他の既に行われている通信に混信を与える旨の通知を受けたときは、直ちにその呼出しを中止しなければならない。

混信を受ける旨の通知をする無線局は、分で表すおおよその待つべき時間を示さなければならない。

4 交信方法

(1) 応答方法

① 無線局は、自局に対する呼出しを受けたときは、直ちに応答しなければならない。

② 一般的な応答方法の例

こちらは、自局の機関名、どうぞ。

(2) 通報の送信方法

① 呼出しを行い、応答があり、応答事項に続いて「どうぞ」の送信があったときは、直ちに通報の送信を行う。

② 一般的な送信方法の例

相手局の機関名、こちらは、自局の機関、通報内容、どうぞ。

(3) 送受信の終了

送信の終了は、「以上です。」を送信する。

受信の終了は、送信の終了後「了解」を送信する。

5 呼出符号

無線局の呼出符号、配置場所等は、別添のとおりとする。

訓練通信

1 送信方法

訓練時において、通報を送信しようとするときは、「訓練」を前置きして行うものとする。

非常通信

1 非常通信

災害の発生等非常時において、緊急連絡が必要なときは、基地局に対して操作部分の緊急ボタンを使って行うものとする。

2 非常時の通信統制

無線管理者は、災害対策本部が設置されたとき、又はそれに準じた体制をとったとき、当該本部等において、通信統制を行うものとする。

3 非常時の通信体制

(1) 警戒宣言の発令時及び突発地震が発生したときなど、非常事態の場合においては、情報連絡等の運用以外に使用してはならない。

(2) 無線管理者は、本部長の指示に基づき通信担当者に無線機を動作させるとともに待機させる。

(3) 無線管理者は、災害対策本部、又はそれに準じた体制をとったときは、基地局に通信担当者を、陸上移動局に通信者を配備に付ける。

(4) 基地局及び陸上移動中継局の非常電源は、自家発電設備及びバッテリーによるものとし、陸上移動局は、備付けの自家発電機設備又はバッテリーによるものとする。

交信点検

1 半固定型無線局の点検

統制局の通信担当者は、月1回以上半固定型の無線局に対して、交信点検を行わなければならない。

2 車載型及び携帯型無線局の点検

各機関の無線局管理責任者は、月1回以上それぞれの車載型及び携帯型の無線局に対して、交信点検を行わなければならない。

付則

この要領は、平成 5 年 1 月 28 日から施行する。

9 一宮市地域防災無線協議会規約

(目的)

第1条 この規約は、一宮市地域防災無線協議会を設置し、一宮市及びその周辺の地域において、一宮市の開設する防災無線の適切な運用により、災害を未然に防止し、災害が発生した場合における被害の拡大を防ぎ、及び災害の復旧を図るための通信（以下「地域防災無線通信」という。）を確保することを目的とする。

(協議会の構成)

第2条 本会は、前条の目的を達成するため、一宮市、防災関係機関及び生活関連機関を会員として構成する。

2 会員は、一宮市地域防災無線協議会会員名簿（以下「会員名簿」という。）に登録する。

第3条 本会に、会長及び副会長を置く。

2 会長は、一宮市長をもって充てる。

3 副会長は、一宮市危機管理監をもって充てる。

4 会長は、本会を代表し、会務を統括する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長が欠けたとき、又は会長に事故があるときはその職務を代行する。

(会議)

第4条 会議は、総会とし、会長が招集する。

2 総会は、原則として毎年1回定期に開催する。ただし、必要に応じて臨時に開催することができる。

第5条 総会は、次の事項について議決する。

(1) 規約の制定及び改廃に関する事項

(2) 地域防災通信の運用計画及び実施に関する事項

(3) 地域防災通信の訓練計画及び実施に関する事項

(4) 前3号に掲げるもののほか、第1条の目的の達成のため必要な事項

(地域防災無線通信の実施)

第6条 会員は、一宮市地域防災計画に基づき、会長の指揮の下に地域防災通信を行う。

2 通信は、簡単明瞭に行い、本協議会の目的に反するものを内容としてはならない。

(無線局の管理及び運用)

第7条 会員は、別に定めるところにより、無線局を適正に管理し、及び運用しなければならない。

第8条 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に円滑な地域防災通信の実施が確保できるよう、年2回以上訓練を行う。

(無線局管理責任者の選任)

第9条 会員は、それぞれ無線局管理責任者を定めるものとする。

2 会員は、前項の無線局管理責任者を定めた場合には、会長に届けるものとする。届け出た事項を変更した場合も、同様とする。

(無線局運用証明書)

第10条 会長は、会員に無線局運用証明書（別記様式）を交付する。

2 会員は、無線局を操作するときは、常に無線局運用証明書を携帯しなければならない。
(地域防災計画)

第 1 1 条 本会に関する事項は、一宮市地域防災計画に規定する。
(事務局)

第 1 2 条 本会に事務局を置く。

2 事務局に書記を置く。

3 書記は、一宮市総合政策部危機管理課の職員をもって充てる。

4 書記は、会長の命を受けて協議会の事務を処理する。

(費用の負担)

第 1 3 条 本会にかかる経費は、一宮市の負担とする。
(規約等の届出)

第 1 4 条 本会の規約及び会員名簿は、東海電気通信管理局長に届け出るものとする。届け出た事項に変更があった場合も、同様とする。

付 則

この規約は、平成 4 年 1 1 月 1 日から実施する。

付 則

この規約は、平成 1 7 年 4 月 1 日から実施する。

一宮市地域防災無線協議会会員名簿

名 称	住 所	代 表 者	無線局管理責任者	備 考
一宮市	一宮市本町 2 丁目 5 番 6 号	市長		
〃	一宮市緑 1 丁目 1 番 10 号	消防長	通信指令課長	
〃	一宮市本町 2 丁目 5 番 6 号	危機管理監	危機管理課長、資産経営課専任課長	統制台、副統制台
〃	〃	市民健康部長	保険年金課専任課長他 18 名	本庁舎班（納税課）含む
〃	一宮市奥町字六丁山 52	環境部長	廃棄物対策課専任課長他 1 名	
〃	一宮市本町 2 丁目 5 番 6 号	活力創造部長	産業振興課専任課長他 1 名	
〃	〃	建設部長	建設総務課専任課長他 3 名	
〃	〃	まちづくり部長	都市計画課専任課長他 1 名	
〃	一宮市文京 2 丁目 2 番 22 号	病院事業部長	管理課専任課長他 1 名	
〃	一宮市本町 2 丁目 5 番 6 号	教育長	学校教育課専任課長他 2 名	
〃	〃	水道事業等管理者	計画調整課専任課長他 7 名	
愛知県一宮警察署	一宮市本町 1 丁目 6 番 20 号	署長	警備課長	
中部電力パワーグリッド(株)一宮支社	一宮市浜町 6 丁目 2	所長	総務グループ長	
名古屋鉄道(株)一宮幹事駅	一宮市新生 1 丁目 1 番 1 号	一宮幹事駅長	一宮幹事駅長	
東邦ガスネットワーク(株)一宮事業所	一宮市音羽 1 丁目 1 番 13 号	所長	チーフ	
東海旅客鉄道(株)尾張一宮駅	一宮市栄 3 丁目 1 番 1 号	駅長	助役	
一般社団法人一宮市医師会	一宮市貴船町 3 丁目 2	会長	理事	
日本郵便(株)一宮郵便局	一宮市白旗通 3 丁目 21	局長	総務部長	
愛知県一宮総合運動場	一宮市千秋町佐野字向農 756	場長	主査	

無線局運用証明書

運用者の住所及び氏名	
運用する無線局の免許番号	海移第 号
運用する無線局の目的	防災行政用
運用する期間	年 月 日から 年 月 日まで

上記のとおり、一宮市が免許を受けている無線局を_____が、運用していることを証明します。

年 月 日

免許人 住所 一宮市本町2丁目5番6号
氏名 一宮市

10 一宮市災害弔慰金の支給等に関する条例

昭和49年6月25日

条例第25号

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和48年法律第82号。以下「法」という。)及び災害弔慰金の支給等に関する法律施行令(昭和48年政令第374号。以下「令」という。)の規定に基づき、暴風、豪雨等の自然災害により死亡した市民の遺族に対する災害弔慰金の支給を行い、自然災害により精神又は身体に著しい障害を受けた市民に災害障害見舞金の支給を行い、及び自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けを行い、もって市民の福祉及び生活の安定に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 災害 暴風、豪雨、洪水、高潮、地震その他異常な自然現象により被害が生ずることをいう。

(2) 市民 災害により被害を受けた当時、一宮市の区域内に住所を有した者をいう。

第2章 災害弔慰金の支給

(平23条例33・改称)

(災害弔慰金の支給)

第3条 市は、令第1条に規定する災害(以下この章及び次章において単に「災害」という。)により市民が死亡したときは、その者の遺族に対し、災害弔慰金の支給を行うものとする。

(災害弔慰金を支給する遺族)

第4条 災害弔慰金を支給する遺族の範囲は、法第3条第2項の遺族の範囲とし、その順位は、次に掲げるとおりとする。

(1) 死亡者の死亡当時において、生計を主として死亡者により維持されていた遺族（兄弟姉妹を除く。以下この項において同じ。）を先にし、その他の遺族を後にする。

(2) 前号の場合において、同順位の遺族については、次に掲げる順序とする。

ア 配偶者

イ 子

ウ 父母

エ 孫

オ 祖父母

(3) 死亡者に係る前号アからオまでに掲げる者のいずれもが存しない場合であって、兄弟姉妹がいるときは、その兄弟姉妹（死亡者の死亡当時、その者と同居し、又は生計を同じくしていた者に限る。）とする。

- 2 前項の場合において、同順位の父母については、養父母を先にし、実父母を後にし、同順位の祖父母については、養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし、実父母を後にする。
- 3 遺族が遠隔地にある場合その他の事情により、前2項の規定により難いときは、これらの規定にかかわらず、第1項の遺族のうち、市長が適当と認める者に支給することができる。
- 4 前3項の場合において、災害弔慰金の支給を受けるべき同順位の遺族が2人以上あるときは、その1人に対してした支給は、全員に対しなされたものとみなす。

(平23条例33・一部改正)

(災害弔慰金の額)

第5条 災害により死亡した者1人当たりの災害弔慰金の額は、その死亡者が死亡当時においてその死亡に関し災害弔慰金を受けることができることとなる者の生計を主として維持していた場合にあっては500万円とし、その他の場合にあっては250万円とする。ただし、死亡者がその死亡に係る災害に関し既に次章に規定する災害障害見舞金の支給を受けている場合は、これらの額から当該支給を受けた災害障害見舞金の額を控除した額とする。

(死亡の推定)

第6条 災害の際現にその場に居合わせた者についての死亡の推定については、法第4条の規定によるものとする。

(支給の制限)

第7条 弔慰金は、次に掲げる場合には支給しない。

- (1) 当該死亡者の死亡が、その者の故意又は重大な過失により生じたものである場合
- (2) 令第2条に規定する場合

(支給の手続)

第8条 市長は、災害弔慰金の支給を行うべき事由があると認めるときは、規則で定めるところにより支給を行うものとする。

- 2 市長は、災害弔慰金の支給に関し、遺族に対し、必要な報告又は書類の提出を求めることができる。

第3章 災害障害見舞金の支給

(災害障害見舞金の支給)

第9条 市は、市民が災害により負傷し、又は疾病にかかり、治ったとき(その症状が固定したときを含む。)に法別表に掲げる程度の障害があるときは、当該市民(以下「障害者」という。)に対し、災害障害見舞金の支給を行うものとする。

(災害障害見舞金の額)

第10条 障害者1人当たりの災害障害見舞金の額は、当該障害者が災害により負傷し、又は疾病にかかった当時において、その属する世帯の生計を主として維持していた場合にあっては250万円とし、その他の場合にあっては125万円とする。

(準用規定)

第 1 1 条 第7条及び第8条の規定は、災害障害見舞金について準用する。

第 4 章 災害援護資金の貸付け

(災害援護資金の貸付け)

第 1 2 条 市は、令第3条に掲げる災害により、法第10条第1項各号に掲げる被害を受けた世帯の市民である世帯主に対し、その生活の立て直しに資するため、災害援護資金の貸付けを行うものとする。

2 前項に規定する世帯は、その所得について法第10条第1項に規定する要件に該当するものでなければならない。

(災害援護資金の限度額等)

第 1 3 条 災害援護資金の1災害における1世帯当たりの貸付限度額は、災害による当該世帯の被害の種類及び程度に応じ、それぞれ次に掲げるとおりとする。

(1) 療養に要する期間がおおむね1か月以上である世帯主の負傷(以下「世帯主の負傷」という。)があり、かつ、次のいずれかに該当する場合

ア 家財についての被害金額がその家財の価額のおおむね3分の1以上である損害(以下「家財の損害」という。)及び住居の損害がない場合 150万円

イ 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 250万円

ウ 住居が半壊した場合 270万円

エ 住居が全壊した場合 350万円

(2) 世帯主の負傷がなく、かつ、次のいずれかに該当する場合

ア 家財の損害があり、かつ、住居の被害がない場合 150万円

イ 住居が半壊した場合 170万円

ウ 住居が全壊した場合 250万円

エ 住居の全体が滅失し、又は流失した場合 350万円

(3) 第1号のウ又は前号のイ若しくはウにおいて、被災した住居を立て直すに際し、その住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合には、第1号ウ中「270万円」とあるのは「350万円」と、前号イ中「170万円」とあるのは「250万円」と、同号ウ中「250万円」とあるのは「350万円」と読み替えるものとする。

2 災害援護資金の償還期間は、10年とし、据置期間は、そのうち3年(令第7条に規定する厚生労働大臣が定める場合は、5年)とする。

(平12条例48・一部改正)

(保証人及び利率)

第 1 4 条 災害援護資金の貸付けを受けようとする者は、保証人を立てることができる。

2 災害援護資金は、保証人を立てる場合は、無利子とし、保証人を立てない場合は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き年1パーセントとする。

- 3 第1項の保証人は、災害援護資金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとし、その保障債務は、令第9条の違約金を包含するものとする。

(平31条例13・全改)

(償還)

第15条 災害援護資金は、年賦償還、半年償還又は月賦償還とする。

- 2 償還方法は、元利均等償還の方法とする。ただし、貸付金の貸付けを受けた者は、いつでも繰上償還をすることができる。
- 3 償還免除、保証人、一時償還、違約金及び償還金の支払猶予については、法第13条第1項及び令第8条から第11条までの規定によるものとする。

(平31条例13・令元条例11・一部改正)

(規則への委任)

第16条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和48年7月16日以後に生じた災害に関して適用する。

付 則(昭和50年3月31日条例第6号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和50年1月23日から適用する。

付 則(昭和51年12月27日条例第36号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和51年11月1日から適用する。

付 則(昭和53年7月1日条例第21号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第5条の規定は昭和53年1月14日以後に生じた災害により死亡した住民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、改正後の第10条第1項の規定は当該災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

付 則(昭和56年10月1日条例第42号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第5条の規定は、昭和55年12月14日以後に生じた災害により死亡した住民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、改正後の第10条第1項の規定は、当該災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

付 則(昭和57年12月20日条例第56号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第9条、第10条及び第11条の規定は、昭和57年7月10日以後に生じた災害により負傷し、又は疾病にかかった住民に対する災害障害見舞金の支給について適用する。

付 則(昭和62年3月27日条例第11号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第13条第1項の規定は、昭和61年7月10日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用し、同日前に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金については、なお従前の例による。

付 則(平成3年12月20日条例第51号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第5条の規定は平成3年6月3日以後に生じた災害により死亡した住民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、改正後の第10条の規定は当該災害により負傷し、又は疾病にかかった住民に対する災害障害見舞金の支給について、改正後の第13条第1項の規定は同年5月26日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

付 則(平成12年12月21日条例第48号)

この条例は、平成13年1月6日から施行する。

付 則(平成23年12月20日条例第33号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の一宮市災害弔慰金の支給等に関する条例の規定は、平成23年3月11日以後に生じた災害により死亡した者に係る災害弔慰金の支給について適用し、同日前に生じた災害により死亡した者に係る災害弔慰金の支給については、なお従前の例による。

付 則(平成31年3月22日条例第13号)

(施行期日)

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の一宮市災害弔慰金の支給等に関する条例第14条及び第15条の規定は、この条例の施行の日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用し、同日前に生じた災害により災害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについては、なお従前の例による。

付 則(令和元年9月25日条例第11号)

この条例は、公布の日から施行する。

1 1 一宮市災害見舞金等の支給に関する条例

平成 4 年 3 月 2 7 日

条例第 2 6 号

(目的)

第 1 条 この条例は、災害により被害を受けた市民に対し、災害見舞金又は弔慰金（以下「災害見舞金等」という。）を支給することにより、被災者を救済することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、「災害」とは、地震、落雷、風水害等の自然災害及び火災をいう。

2 この条例において、「被災者」とは、本市の区域内において災害を受けた者をいう。

(支給の要件)

第 3 条 市長は、本市に居住し、住民基本台帳法（昭和 4 2 年法律第 8 1 号）の規定により本市の住民基本台帳に記録されている者が被災者になった場合においては、被災者の属する世帯の世帯主（次条第 1 項第 1 号に掲げる場合において被災者が世帯主であるときは、その者の葬祭を行う者。以下「受給資格者」という。）に対し、災害見舞金等を支給するものとする。

(災害見舞金等の額)

第 4 条 災害見舞金等の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 災害により、世帯に属する者が死亡したとき、又は死亡したと推定されるとき。1 人当たり 100,000 円

(2) 災害により世帯に属する者が 1 か月以上にわたり入院加療を必要とする負傷をしたとき。1 人当たり 20,000 円

(3) 災害により、自己の居住の用に供する住宅が全焼し、全壊し、又は流失したとき。1 世帯当たり 100,000 円

(4) 災害により、自己の居住の用に供する住宅が半焼し、又は半壊したとき。1 世帯当たり 50,000 円

(5) 災害により自己の居住の用に供する住宅が床上浸水したとき。1 世帯当たり 50,000 円

2 前項第 3 号及び第 4 号に掲げる被害の程度の判定の基準は、規則で定める。

(届出)

第 5 条 受給資格者は、災害が発生した日から 1 か月以内に災害による被害の状況を市長に届け出なければならない。ただし、被害の状況を公簿等により確認することができる場合その他市長が特別の理由があると認める場合は、この限りでない。

(支給の制限)

第 6 条 市長は、災害が被災者の属する世帯の世帯員の故意若しくは重大な過失による場合又は被災者が当該災害について別に一宮市災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和 4 9 年一宮市条例第 2 5 号）の規定による災害弔慰金若しくは災害障害見舞金の支給を受けた場合には、災害見舞金等の全部又は一部を支給しないことができる。

(災害見舞金等の返還)

第 7 条 市長は、偽りその他不正な手段により災害見舞金等の支給を受けた者がある場合又は既に災害見舞金等の支給を受けた者が前条の災害弔慰金若しくは災害障害見舞金の支給を受

けた場合には、その者が受けた災害見舞金等の全部又は一部を返還させることができる。

(規則への委任)

第 8 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

この条例は、平成 4 年 4 月 1 日から施行し、同日以後に生じた災害について適用する。

付 則 (平成 1 8 年 1 2 月 1 5 日条例第 5 8 号)

1 この条例は、平成 1 9 年 4 月 1 日から施行する。

2 改正後の第 4 条第 1 項の規定は、この条例の施行の日以後に発生した災害に係る災害見舞金等について適用し、同日前に発生した災害に係る災害見舞金等については、なお従前の例による。

付 則 (平成 2 4 年 3 月 2 7 日条例第 1 号) 抄

(施行期日)

1 この条例は、住民基本台帳法の一部を改正する法律 (平成 2 1 年法律第 7 7 号) 附則第 1 条第 1 号に掲げる規定の施行の日 (平成 2 4 年 7 月 9 日) から施行する。

(災害見舞金等の支給に関する経過措置)

5 第 1 1 条の規定による改正後の一宮市災害見舞金等の支給に関する条例の規定は、施行日以後に発生する災害に係る災害見舞金及び弔慰金について適用し、施行日前に発生した災害に係る災害見舞金及び弔慰金については、なお従前の例による。

1 2 災害救助法施行細則

(昭和 40 年 10 月 29 日愛知県規則第 60 号)

(趣旨)

第 1 条 この規則は、災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号。以下「法」という。）、災害救助法施行令（昭和 22 年政令第 225 号。以下「令」という。）及び災害救助法施行規則（昭和 22 年総理庁令、厚生省令、内務省令、大蔵省令、運輸省令第 1 号。以下「規則」という。）の施行に関する事項を定めるものとする。

第 2 条 削除

(救助実施区域の公告)

第 3 条 知事は、法による救助（以下「救助」という。）を実施するときは、すみやかに救助を実施する市区町村の区域を公告するものとする。

第 4 条 削除

(救助の程度、方法及び期間)

第 5 条 令第 3 条の救助の程度、方法及び期間は、災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成 25 年内閣府告示第 228 号）に定めるところによる。ただし、知事は、これによることができない特別の事情があると認めるときは、その都度内閣総理大臣に協議し、これを超えて救助を実施するものとする。

(物資の保管等に関する公用令書等)

第 6 条 規則第 1 条の公用令書、公用変更令書及び公用取消令書（以下次条及び第 8 条において「公用令書等」という。）は、次の各号に掲げる様式による。

(1) 物資の保管を命ずる場合の公用令書

様式第 1

(2) 物資を収用し、施設を管理し、又は土地、家屋若しくは物資を使用する場合の公用令書

様式第 2

(3) 公用変更令書

様式第 3

(4) 公用取消令書

様式第 4

(受領書)

第 7 条 前条の公用令書等の交付を受けた者は、受領書を直ちに知事に提出しなければならない。

(強制物件台帳)

第 8 条 第 6 条の公用令書等を交付したときは、強制物件台帳（様式第 5）に所要事項及びその後の経過を記録しておくものとする。

(受領調書)

第 9 条 規則第 2 条第 3 項の受領調整は、様式第 6 による。

2 当該職員は、前項の受領調書を作成するときは、物資の引渡しをした所有者又は占有者を

立ち合わせなければならない。ただし、やむを得ない場合においては、この限りではない。

(損失補償請求書)

第 10 条 規則第 3 条第 1 項の損失補償請求者は、様式第 7 によらなければならない。

(従事命令に関する公用令書等)

第 11 条 規則第 4 条第 1 項及び第 3 項の公用令書及び公用取消令書は、次の各号に掲げる様式による。

(1) 公用令書 様式第 8

(2) 公用取消令書 様式第 9

(受領書に関する規定の準用)

第 12 条 第 7 条の規定は、前条の公用令書又は公用取消令書の交付を受けた者の受領書について準用する。

(救助従事者台帳)

第 13 条 第 11 条の公用令書又は公用取消令書を交付したときは、救助従事者台帳（様式第 10）に所要事項及びその後の経過を記録しておくものとする。

(従事不能の場合の届出)

第 14 条 規則第 4 条第 2 項の規定による届出は、従事不能届（様式第 11）に次の各号に掲げる書類を添えてしなければならない。

(1) 負傷又は病気により救助に関する業務に従事することができない場合においては、医師の診断書。ただし、やむを得ない事情により医師の診断書が得られないときは、警察官の証明書

(2) 天災その他避けることのできない事故により救助に関する業務に従事することができない場合においては、市区町村長、警察官又はその他適当な公務員の証明書

(実費弁償の程度)

第 15 条 法第 7 条第 5 項の規定による実費弁償の程度は、別表第 1 のとおりとする。

(実費弁償請求書)

第 16 条 規則第 5 条の実費弁償請求書は、様式第 12 によらなければならない。

(身分を示す証票)

第 17 条 法第 10 条第 3 項において準用する法第 6 条第 4 項の身分を示す証票は、様式第 13 による。

(扶助金支給申請書)

第 18 条 規則第 6 条第 1 項の扶助金支給申請書は、様式第 14 によらなければならない。

2 前項の扶助金支給申請書には、規則第 6 条第 2 項各号の書類のほか、次の各号に掲げる書類を添えなければならない。

(1) 療養扶助金を除く各扶助金の支給申請書については、令第 8 条第 2 項の支給基礎額の認

定に必要な書類

(2) 休業扶助金支給申請書については、前号に定める書類のほか、療養のため休養を必要とする旨の医師の診断書及び負傷し、又は病気にかかったため、従前得ていた収入を得ることができず、かつ、ほかに収入を得ることができない等特に扶助金の支給を必要とする理由を詳細に記載した書類

(3) 打切扶助金支給申請書については、第1号に定める書類のほか、療養の経過、症状、治癒までの見込期間等に関する医師の意見書

(扶助金の支給基礎額)

第19条 令第8条第2項第2号及び第3号の扶助金の支給基礎額は、別表第2のとおりとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(別表及び様式省略)

参考 災害救助法の適用基準

1 適用の要件

- (1) 災害のため一定規模以上の被害を生じた場合で、被災者が現に応急援助を必要としていること。
- (2) 法による救助の要否は市(区)、町、村単位で判定すること。
- (3) 原則として同一の原因による災害であること。

2 適用基準（災害救助法施行令第1条第1項）

(1) 住家等への被害が生じた場合

ア 市(区)町村内の全壊、全焼、流失等による住家の滅失した世帯数がそれぞれ次の世帯数以上に達したとき（第1号）。

市(区)町村の人口	被害世帯数
5,000 人未満	30 世帯
5,000 人以上 15,000 人未満	40 "
15,000 人以上 30,000 人未満	50 "
30,000 人以上 50,000 人未満	60 "
50,000 人以上 100,000 人未満	80 "
100,000 人以上 300,000 人未満	100 "
300,000 人以上	150 "

イ 被害世帯数がアの基準に達しないが、県下で住家滅失世帯数が 2,500 世帯以上に達した場合であって、市(区)町村の住家滅失世帯数が次に示す世帯以上に達したとき（第2号）。

市(区)町村の人口	被害世帯数
5,000 人未満	15 世帯
5,000 人以上 15,000 人未満	20 "
15,000 人以上 30,000 人未満	25 "
30,000 人以上 50,000 人未満	30 "
50,000 人以上 100,000 人未満	40 "
100,000 人以上 300,000 人未満	50 "
300,000 人以上	75 "

ウ 被害世帯数がア又はイの基準に達しないが、県下で住家滅失世帯数が 12,000 世帯以上に達した場合であって、市(区)町村で多数の世帯の住家が滅失したとき（第3号前段）。

エ 被害世帯数が、ア、イ及びウに該当しないが、下記の特別な事情がある場合であって、市(区)町村で多数の世帯の住家が滅失したとき（第3号後段）。

- ・ 災害にかかった者に対する食品もしくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は災害にかかった者の救出について特殊の技術を必要とすること。

（平成12年3月31日厚生省令第86号 第1条）

(注) 適用の基準となる被害世帯の換算等の計算は、次の方法による。

(ア) 住家の滅失した世帯の判定

被害世帯の状況	滅失世帯数の算定
全焼、全壊、流出等により住家の滅失した世帯数	滅失した世帯とする
住家が半壊半焼等著しく損傷した世帯	2世帯をもって、住家の滅失した一の世帯とみなす
床上浸水又は土砂たい積等により一時的に居住することができない状態になった世帯	3世帯をもって、住家の滅失した一の世帯とみなす

(イ) 被害世帯数は、家屋の棟数あるいは戸数とは関係なく、あくまでも世帯数で計算する。例えば、被害戸数は1戸であっても、3世帯が居住していれば3世帯として計算する。

(ウ) 飯場、下宿等の一時的寄留世帯については、生活本拠の所在地等総合的条件を考慮して実情に即した決定をする。

(エ) 多数の世帯とは、四囲の状況に応じて個々に判断されるべきものであるが、最低5世帯以上をいう。

(2) 生命・身体への危害が生じた場合

被害が、ア、イ、ウ及びエに該当しないが、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、下記の基準に該当したとき。

- ・ 災害が発生し、又は発生するおそれのある地域に所在する多数の者が、避難して継続的に救助を必要とすること。

(平成12年3月31日厚生省令第86号 第2条第1項)

- ・ 災害にかかった者に対する食品もしくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は災害にかかった者の救出について特殊の技術を必要とすること。

(平成12年3月31日厚生省令第86号 第2条第2項)

1 3 大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱

	昭和61年	5月30日	消防救第	61号
改正	平成4年	3月23日	消防救第	39号
改正	平成5年	3月26日	消防救第	36号
改正	平成5年	5月14日	消防救第	66号
改正	平成6年	4月1日	消防救第	45号
改正	平成7年	6月12日	消防救第	83号
改正	平成8年	4月22日	消防救第	127号
改正	平成8年	11月7日	消防救第	224号
改正	平成9年	3月19日	消防救第	67号
改正	平成10年	3月31日	消防救第	47号
改正	平成11年	3月26日	消防救第	68号
改正	平成12年	7月26日	消防救第	202号
改正	平成12年	12月25日	消防救第	316号
改正	平成21年	3月23日	消防応第	97号
改正	令和2年	7月17日	消防広第	190号

1 目的

この広域航空消防応援実施要綱（以下「要綱」という。）は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第44条の規定に基づき、大規模特殊災害発生地在市町村が回転翼航空機（以下「ヘリ」という。）を保有する他の都道府県又は他の都道府県に属する市町村によるヘリを用いた消防に関する応援（以下「広域航空消防応援」という。）を要請しようとする場合に、当該応援が円滑かつ迅速に行われるよう要請手続その他必要な事項について定めることを目的とする。

2 用語の定義

（1）要請側市町村

大規模特殊災害発生地在市町村（常備消防の事務を処理する一部事務組合が設けられている場合は、当該一部事務組合とする。）で、この要綱に基づき広域航空消防応援を要請したもの、又は要請しようとするものをいう。

（2）要請側都道府県

要請側市町村の属する都道府県をいう。

（3）応援側市町村

ヘリを保有する市町村（常備消防の事務を処理する一部事務組合が設けられている場合には、当該一部事務組合を含む。以下この号において同じ。）で、この要綱に基づき広域航空消防応援を実施したもの、又は実施しようとするものをいう。

（4）応援側都道府県

ヘリを保有する都道府県で、この要綱に基づき広域航空消防応援を実施したもの、又は実施しようとするものをいう。

3 対象とする大規模特殊災害

広域航空消防応援の対象となる大規模特殊災害は、次の各号に掲げる災害で、ヘリを使用することが消防機関の活動にとって極めて有効であると考えられるものとする。

- (1) 大規模な地震、風水害等の自然災害
- (2) 山林、離島等、陸上あるいは海上からの接近が著しく困難な地域での、大規模な火災、災害、事故等
- (3) 高層建築物の火災で、地上からの消火又は救助が困難なもの
- (4) 航空機事故、列車事故等での集団救助救急事故
- (5) その他前記各号に掲げる災害に準ずる災害等

4 広域航空消防応援の種別

広域航空消防応援の種別は、主な任務により次の各号のとおり区分する。

- (1) 調査出場
現場把握、情報収集、指揮支援等のための出場
- (2) 火災出場
消火活動のための出場
- (3) 救助出場
人命救助のための特別な活動を要する場合の出場（これに附随する救急搬送活動を含む。）
- (4) 救急出場
救急搬送のための出場で、特別な人命救助活動を伴わないもの
- (5) 救援出場
救援物資、資機材、人員等の輸送のための出場

5 広域航空消防応援の要請先の決定

要請側市町村の消防長（消防本部を設置していない要請側市町村にあつては、市町村長とする。以下同じ。）は、広域航空消防応援が必要となったときは、ヘリに搭乗可能な特別救助隊、水難救助隊、山岳救助隊（以下「特別救助隊等」という。）の有無及びヘリに搭載可能な救助器具の保有状況等を勘案し、広域航空消防応援の応援側市町村又は応援側都道府県（以下「応援側市町村等」という。）を決定するものとする。

6 市町村がヘリを保有する場合の広域消防応援の要請手続

- (1) 要請側市町村の消防長は、前項の規定に基づき広域航空消防応援の応援側市町村を決定したときは、直ちに当該要請側市町村の長に報告の上、その指示に従って要請側都道府県の知事へ次の事項を明らかにして広域航空消防応援の要請を行うものとする。この場合においては、同時に応援側市町村の消防長へも同様の連絡を行うものとする。
 - ① 応援側市町村
 - ② 要請者・要請日時
 - ③ 災害の発生日時・場所・概要
 - ④ 必要な応援の概要
- (2) 要請側都道府県の知事は、前号の要請があり、かつ必要があると認める場合は、消防庁長官へ要請を行うものとする。
- (3) 消防庁長官は、前号の要請があり、かつ必要があると認められときは、応援側市町村が属する都道府県（以下「所属都道府県」という。）の知事に対し要請を行うものとする。
- (4) 所属都道府県の知事は、前号の要請があった場合は直ちに応援側市町村の消防長を通じて当該応援

側市町村の長に要請を行うものとする。

- (5) 要請側市町村の消防長は、第1号により広域航空消防応援の要請を行った場合には、できるだけ速やかに次の事項を応援側市町村の消防長へ通報しなければならない。この場合においては、同時に要請側都道府県の知事へも同様の連絡を行うものとし、要請側都道府県の知事から消防庁長官、所属都道府県の知事及び応援側市町村の消防長への連絡は、第2号から第4号までの規定に準じて行うものとする。

- ① 必要とする応援の具体的内容
- ② 応援活動に必要な資機材等
- ③ 離発着可能な場所及び給油体制
- ④ 災害現場の最高指揮者の職・氏名及び無線による連絡の方法
- ⑤ 離発着場における資機材の準備状況
- ⑥ 現場付近で活動中の他機関の航空機及びヘリの活動状況
- ⑦ 他にヘリの応援を要請している場合のヘリを保有する市町村の消防本部名又はヘリを保有する都道府県名
- ⑧ 気象の状況
- ⑨ ヘリの誘導方法
- ⑩ 要請側消防本部の連絡先
- ⑪ その他必要な事項

7 市町村がヘリを保有する場合の広域航空消防応援の決定の通知

- (1) 応援側市町村の消防長は、前項の広域航空消防応援の要請に基づいて応援を行うことが可能と判断した場合には、当該応援側市町村の長に報告の上、その指示に従って所属都道府県の知事に通知するものとする。この場合においては、同時に要請側市町村の消防長へ応援を決定した旨を連絡するものとする。
- (2) 所属都道府県の知事は、前号の通知を受けた場合は、直ちに消防庁長官へ通知し、消防庁長官は要請側都道府県の知事に、要請側都道府県の知事は要請側市町村の消防長を通じて当該要請側市町村の長へ通知するものとする。

8 都道府県がヘリを保有する場合の広域航空消防応援の要請手続及び決定の通知

- (1) 都道府県がヘリを保有する場合の広域航空消防応援の要請手続については、第6項(第4号を除く。)を準用する。この場合において、第6項第1号中「前項」とあるのは「第5項」と、「応援側市町村」とあるのは「応援側都道府県」と、「応援側市町村の消防長」とあるのは「応援側都道府県の知事」と、同項第3号中「応援側市町村が属する都道府県の知事」とあるのは、「応援側都道府県の知事」と、同項第5号中「次の事項を応援側市町村の消防長」とあるのは「次の事項を応援側都道府県の知事」と、「所属都道府県の知事及び応援側市町村の消防長」とあるのは「応援側都道府県の知事」と読み替えるものとする。
- (2) 応援側都道府県の知事は、前号の広域航空消防応援要請に基づいて応援を行うことが可能と判断した場合には、直ちに消防庁長官に通知するとともに、要請側市町村の消防長へ応援を決定した旨を連絡するものとし、消防庁長官は要請側都道府県の知事に、要請側都道府県の知事は要請側市町村の消防長を通じて当該要請側市町村の長へ通知するものとする。

9 要請手続の特例

要請側市町村の消防長は、災害の発生状況等により、第6項及び前項に定められた手続きによる要請

をするいとまのないときは、応援側市町村等に直接、広域航空消防応援の要請をすることができる。この場合、直ちに要請側都道府県、所属都道府県（市町村に要請をした場合）及び消防庁に、第6項及び前項に定める手続きをしなければならない。

10 広域航空消防応援の中断

- (1) 応援側市町村の都合でヘリを復帰させるべき特別な事態が生じた場合は、応援側市町村の長は要請側市町村の長と協議して広域航空消防応援を中断することができる。
- (2) 応援側都道府県の都合でヘリを復帰させるべき特別な事態が生じたときには、前号を準用する。この場合において、「応援側市町村の長」とあるのは「応援都道府県の知事」と読み替えるものとする。
- (3) 前2号により広域航空消防応援を中断したときは、第7項又は第8項に準じてその連絡を行うものとする。

11 広域航空消防応援の始期及び終期

- (1) 広域航空消防応援は、第2号及び第3号に定める場合を除きヘリが広域航空消防応援の命を受けてヘリポートを出発したときから始まり、ヘリポートに帰着したときに終了するものとする。
要請側市町村により広域航空消防応援の要請が撤回された場合も同様とする。
- (2) ヘリがヘリポート以外の場所にあるときに、飛行目的を変更して広域航空消防応援に出場すべき命令があったときは、そのときから広域航空消防応援は始まるものとする。
- (3) ヘリが広域航空消防応援に出動中に、前項の規定に基づき広域航空消防応援が中断され、復帰すべき命令があったときは、そのときをもって広域航空消防応援は終了するものとする。

12 広域航空消防応援のため出場したヘリの指揮等

- (1) 広域航空消防応援のため出場したヘリの指揮は、要請側市町村の長の定める災害現場の最高指揮者が行うものとする。この場合において、当該ヘリに搭乗している指揮者がヘリの運行に重大な支障があると認めたときは、その旨、最高指揮者に通告するものとする。
- (2) 当該ヘリに搭乗している指揮者は、活動に当たって要請側市町村の消防本部の基地局及び災害現場の最高指揮者と緊密な連絡を取るものとする。

13 広域航空消防応援に係る要請側市町村の事前計画等

- (1) 要請側市町村は、広域航空消防応援を受けて消防活動を行う場合の計画をあらかじめ作成しておくものとする。
- (2) 前号の計画を作成した場合は、そのうちの必要事項を要請側都道府県の知事へあらかじめ届出しておくものとし、その内容に変更があった場合にも同様の届出を行うものとする。

14 要請側都道府県の措置等

- (1) 要請側都道府県は、前項の規定に基づき、要請側市町村が樹立する活動計画の作成について適切な助言を行うとともに、自らも必要な事項についてあらかじめ計画の作成を行うものとする。
- (2) 要請側都道府県は、前号の計画を作成した場合は、自都道府県内の要請側市町村に示すとともに、必要事項について消防庁長官へ届け出しておくものとし、その内容に変更があった場合にも同様の届け出等を行うものとする。

15 応援側市町村等の届出

- (1) ヘリを保有する市町村（都道府県の保有するヘリを用いて消防業務を行う市町村を除く。）の消防長は、次の事項について、あらかじめ所属都道府県の知事を通じ消防庁長官に届け出しておくものとする。
なお、新規にヘリを保有した場合及び次の事項に変更があった場合にも同様とする。ただし、他の方

法により、すでに届け出ている場合は、その届出をもって、本項に定める届出に代えることができる。

① 保有ヘリの性能及び活動能力

② 特別救助隊等の隊員数

③ 特別救助隊等の隊員が使用する「救助隊の編成、装備及び配置の基準を定める省令」別表 1 及び別表 2 のうちヘリによる搬送が可能な救助器具（以下「救助器具」という。）の品名、大きさ、重量、数量

（2）ヘリを保有する都道府県の知事は、次の事項について、あらかじめ消防庁長官に届け出ておくものとする。

なお、新規にヘリを保有した場合及び次の事項に変更があった場合にも同様とする。

ただし、他の方法により、すでに届け出ている場合は、その届出をもって、本項に定める届出に代えることができる。

① 保有ヘリの性能及び活動能力

② 当該都道府県の特別救助隊等の隊員数

③ 特別救助隊等の隊員が使用する救助器具の品名、大きさ、重量、数量

1 6 消防庁長官の情報提供

（1）消防庁長官は、第 1 4 項第 2 号に定める届出を受けた場合は、その内容を所属都道府県を通じ、応援側市町村の消防本部に提供するものとする。

（2）消防庁長官は、前項各号に定める届出を受けた場合は、その内容のうち②及び③を要請側都道府県を通じ、要請側市町村の消防本部に提供するものとする。

1 7 広域航空消防応援に要する経費の負担区分

広域航空消防応援に要する経費の負担区分は、次の各号に定めるところによるものとする。

（1）消防組織法第 4 9 条第 1 項に規定する経費及び緊急消防援助隊に関する政令（平成 1 5 年政令第 3 7 9 号）第 5 条各号に掲げる経費は、要請側市町村が負担するものとする。

（2）広域航空消防応援により生じた公務災害補償に要する経費は、応援側市町村等の負担するものとする。

（3）前 2 号に掲げる経費以外の経費は、原則として要請側市町村及び応援側市町村等双方の協議により当該経費の負担を決定するものとし、当該協議を円滑に行うための経費負担に関する原則的な考え方については、消防庁が別に定める。

1 8 要請側市町村及び応援側市町村等は広域航空応援を円滑かつ的確に実施するため、広域航空消防応援に係る訓練を随時実施するものとする。

1 9 この要綱の実施に関する手続等の細部事項については、別に定める。

（別表及び実施細目省略）

1 4 愛知県消防広域応援基本計画（一部抜粋）

目次

第1章	総則
第2章	応援要請
第3章	先遣隊
第4章	県内応援部隊
第5章	出動
第6章	現場活動
第7章	応援活動の終了及び報告
第8章	県内応援派遣本部
第9章	県内応援指揮支援隊
第10章	その他

第1章 総則

（目的）

第1条 この計画は、愛知県内（以下「県内」という。）の市町村、消防の一部事務組合、消防を含む一部事務組合及び消防を含む広域連合（以下「市町村等」という。）において大規模若しくは特殊な災害の発生によって、広域的な消防相互応援を行う必要が生じた場合、愛知県内広域消防相互応援協定（以下「協定」という。）に基づく応援並びに県内応援部隊の派遣及び運用を円滑かつ迅速に実施することを目的とする。

（用語の定義）

第2条 この計画において使用する用語の定義は、別紙1のとおりとする。

別紙1「愛知県消防広域応援基本計画における用語の定義」

（県内応援を必要とする災害規模）

第3条 県内応援を必要とする災害規模は、協定に定める災害のうち、原則、その市町村等の保有する消防力（近隣市町村等と締結している協定に伴う応援による消防力を含む。）によって災害の防御が困難若しくは困難が予想される場合又は災害の防御のために【緊急消防援助隊愛知県大隊応援等実施計画（以下「緊援隊応援計画」という。）】別紙5－4に定める特定の消防機関が保有する特殊な車両若しくは資機材を必要とする場合とする。

【緊援隊応援計画】別紙5－4「登録車両リスト」

（代表消防機関及び代表消防機関代行）

第4条 代表消防機関を名古屋市消防局とし、代表消防機関代行業を豊田市消防本部とする。

(代表消防機関の任務)

第5条 代表消防機関の任務は、次のとおりとする。

- (1) 県内応援の要請に関する事。
 - (2) 被災地の情報収集に関する事。
 - (3) 県内応援派遣本部の設置及び運営に関する事。
 - (4) 愛知県防災安全局防災部消防保安課(以下「愛知県」という。)との連絡調整及び情報交換に関する事。
- 2 代表消防機関が、被災等によりその任務を遂行できない場合は、代表消防機関代行がその任務を遂行する。

(県内応援派遣本部)

第6条 要請消防機関が、代表消防機関に県内応援を要請、若しくは県内において県内応援が必要又は必要と予想される災害を代表消防機関が覚知した場合は、速やかに代表消防機関に県内応援派遣本部を設置する。

- 2 県内応援派遣本部長は、代表消防機関消防長をもって充てる。本部員は、代表消防機関及び愛知県の職員をもって充てる。
- 3 県内応援派遣本部は、出動部隊がすべて帰署(所)した時点をもって解散する。

(愛知県の任務)

第7条 愛知県の任務は次のとおりとする。

- (1) 代表消防機関との各種連絡調整及び情報交換を行うこと。
- (2) 消防庁との各種連絡調整。
- (3) 各消防機関の意見を踏まえて、本基本計画を修正すること。

(情報連絡)

第8条 県内応援に係る情報連絡体制は、次のとおりとする。

(1) 連絡窓口

県内応援における各消防本部等関係機関の情報連絡窓口は、【緊援隊応援計画】別紙3-1に準ずる。

【緊援隊応援計画】別紙3-1「応援出動時の連絡窓口一覧」

(2) 連絡系統

県内応援における各機関同士の情報連絡系統は、別紙2のとおりとする。

別紙2「情報連絡系統及び方法」

(3) 連絡方法

情報連絡方法は、原則として電話、FAX又は電子メールによるものとする。

ただし、有線断絶時には防災行政無線(高度情報通信ネットワーク)又は主運用波等とする。また、緊急消防援助隊の支援情報共有ツール(SJK)も利用を可能とする。

(4) 留意事項

情報連絡系統に記載のない機関等への連絡が必要となるものについては、原則、要請消防機関から必要な連絡先に情報連絡を行うこととする。

第2章 応援要請

(応援要請)

第9条 要請消防機関は、管轄内で発生した災害において県内応援が必要と判断した場合、代表消防機関に県内応援が必要である旨を速やかに電話により連絡する。

2 要請消防機関は、様式1に掲げる事項を把握した段階でFAX(これと併せて電子メールによっても可能とする。)により速やかに代表消防機関へ送付する。なお、様式1に掲げる事項に追加及び変更が生じた場合は、その都度、代表消防機関に様式1を続報として送付する。

様式1「県内応援の要請」

3 代表消防機関は、要請消防機関から要請を受けた場合は、速やかに県内応援派遣本部を設置する。

(応援要請によらない覚知)

第10条 被災地以外の消防本部が、近隣市町村等で県内応援が必要又は必要と予想される災害を覚知した場合は、速やかに代表消防機関に連絡する。

2 代表消防機関は、県内応援が必要又は必要と予想される災害を覚知した場合は、被災地消防本部に連絡し、県内応援の必要性について確認する。

3 代表消防機関は、県内応援が必要又は必要と予想される災害を覚知した場合は、速やかに県内応援派遣本部を設置する。

(航空機の応援要請)

第11条 航空機のみを要請する場合は、原則、「愛知県における航空機を用いた市町村等の消防支援協定」により要請を行うものとする。当該要請は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の14第1項の規定により名古屋市に対して行う。

2 消防部隊と併せて、航空機が必要と判断した場合は、本協定により要請を行う。

第3章 先遣隊

(先遣隊の派遣)

第12条 県内応援派遣本部は、県内応援が必要又は必要と予想される災害を覚知し、応援部隊規模の把握等が必要と判断した場合は、被災地に先遣隊を派遣する。

2 県内応援派遣本部は、電話により該当消防本部に先遣隊の派遣を要請する。

3 県内応援派遣本部は、災害の発生状況から判断して、先遣隊が出動する場所(被災地消防本部の指揮本部又は災害現場等)を指示する。

(先遣隊の任務)

第13条 先遣隊は、早期に被災地に出動し、災害実態の把握及び情報収集を行い、県内応援に必要な部隊規模及び緊急消防援助隊の派遣の必要性を把握し、県内応援派遣本部に電話等により報告する。

(先遣隊(長)の編成)

第14条 先遣隊は、原則、先遣隊登録消防機関から被災地に迅速に出動できる消防本部を県内応援派遣本部が編成する。

2 先遣隊は、同一消防本部から先遣隊長1名及び指揮隊1隊で編成する。なお、必要に応じて活動隊を追加で編成する。

(先遣隊登録消防機関)

第15条 先遣隊登録消防機関については次のとおりとする。

	消防本部
先遣隊登録消防機関	名古屋市消防局 豊田市消防本部 豊橋市消防本部 岡崎市消防本部 一宮市消防本部 春日井市消防本部 知多中部広域事務組合消防本部 尾三消防本部 衣浦東部広域連合消防局

(航空機による先遣)

第16条 県内応援派遣本部は、航空機を運用した先遣による情報収集が有効と判断した場合には、航空機を出動させる。

第4章 県内応援部隊

（県内応援部隊(長)の編成）

第17条 県内応援派遣本部は、原則、【緊援隊応援計画】別紙5に登録されている小隊(以下「登録隊」という。)から、被災地において行う活動に必要な小隊を選定し、県内応援部隊を編成する。

【緊援隊応援計画】別紙5－1「緊急消防援助隊登録状況」
別紙5－2「県内消防本部別登録一覧」
別紙5－3「県内消防本部別出動可能隊数一覧」
別紙5－4「登録車両リスト」
別紙5－5「後方支援車両リスト」

- 2 登録隊以外から、県内応援部隊を編成する場合は、県内応援派遣本部が、該当消防本部と調整し編成する。
- 3 県内応援部隊長は、県内応援派遣本部が指名する。
- 4 県内応援部隊指揮隊は、県内応援部隊長の所属する消防本部から編成する。

（指揮体制）

第18条 県内応援部隊長は、県内応援部隊を統括して被災地に出動するとともに、被災地において指揮者の指揮の下に行動し、県内応援部隊の活動の管理を行う。

- 2 先遣隊が出動している場合、県内応援部隊と合流後は、県内応援部隊に先遣隊を編入する。編入後の、県内応援部隊長については、県内応援派遣本部が指名した者とする。

（航空機の編成）

第19条 県内応援派遣本部は、被災地において、航空機による活動が有効と判断した場合には、要請消防機関からの航空機の要請がなくとも、航空機を編成する。

第5章 出動

(出動準備)

第20条 第9条及び第10条の場合、県内応援派遣本部は、出動可能な隊の把握を行うため、県内各消防本部へFAX及び電子メールで通知する。

様式2「県内応援部隊の出動準備」

- 2 前項の場合において、被災地消防本部以外の各消防本部は、県内応援部隊の出動の可否について、県内応援派遣本部へ様式3により直ちに FAX 又は電子メールで報告する。

報告期限は、前項の通知を受けてから30分以内とする。

様式3「県内応援部隊の出動可否報告」

- 3 ブロック幹事消防機関は、各消防本部へ第1項及び第5項のFAX及び電子メールが届いているかを確認し、結果を県内応援派遣本部に電話で報告する。なお、地区のあるブロックについては、地区幹事消防機関が、地区内の消防本部へ確認を行い、ブロック幹事消防機関へ報告する。ブロック幹事消防機関及び地区幹事消防機関が被災地消防本部に該当する場合は、県内応援派遣本部が、当該ブロック内から代行する消防機関を指名し、指名された消防機関が確認を行う。

【緊援隊応援計画】別紙2「緊急消防援助隊連絡調整ブロック・地区割表」

- 4 県内応援派遣本部は、第2項の報告結果、災害発生場所、災害発生状況及び応援要請内容等に基づいて、出動部隊の編成を行う。なお、様式3により報告した隊以外の隊を県内応援部隊に編成する場合は、県内応援派遣本部が該当消防本部と調整を行う。
- 5 県内応援派遣本部は、県内応援の必要がなくなった場合には、県内各消防本部へ FAX 及び電子メールで通知する。

様式4「県内応援部隊の出動準備の解除」

(出動要請)

第21条 県内応援派遣本部は、出動させる消防本部に対して県内応援部隊の出動要請を行う(FAX 及び電子メールにより県内各消防本部へ送信する。なお、FAX 及び電子メールによる送信のいとまがないときは、県内応援派遣本部は口頭により出動要請を行うこととし、その場合には、事後に FAX 及び電子メールを送信する)。

様式5「県内応援部隊の出動」

(出動)

第22条 出動要請を受けた消防本部は、速やかに小隊を出動させる。

- 2 小隊を出動させる消防本部は、様式6を県内応援派遣本部あて電子メールで速やかに報告する。

様式6「県内応援部隊の出動隊名及び隊員名簿等の報告」

(各隊の携行資機材等)

第23条 出動時における各隊の携行資機材等を次のとおりとする。

- (1) 各隊の任務を遂行する上で必要な資機材

- (2) 食料、飲料水、着替え等の個人資機材(原則として 24 時間活動可能なもの)
 - ※ 食料については行動食を中心とし、調理の必要がない簡易なものを努めて準備する。
- (3) 携帯無線機、携帯電話、衛星携帯電話等(衛星携帯電話は、保有している場合)
- (4) 緊急消防援助隊動態情報システム(DJS)可搬型端末器(保有している場合)
- (5) その他応援活動時に必要と思えるもの(例:現金、予備燃料、給油カード等)

(集結場所への集結)

第24条 県内応援派遣本部は、要請消防機関と調整して集結場所を決定する。

- 2 県内応援派遣本部は、各消防本部に対して県内応援部隊の集結場所、集結時間等を様式5に記載して連絡する。

様式5「県内応援部隊の出動」

- 3 集結場所において、県内応援部隊指揮隊が集結確認を実施する。
- 4 各小隊長は、交通事故や渋滞等により、集結が不能又は集結時間より大幅に遅延する場合は、その旨を県内応援派遣本部へ報告する。
- 5 県内応援部隊指揮隊は、全体の集結完了後、県内応援派遣本部へ集結完了の報告をする。
- 6 集結場所に到着した際に、受援市町村の消防職員等がいる場合には、各種情報を聴取する。
- 7 県内応援部隊長より先に集結場所に到着した場合、県内応援部隊長の到着を待ち、その後は県内応援部隊長と行動するものとする。なお、県内応援部隊長が集結場所から出動後に集結場所に到着する隊は、集結場所を経由することなく、県内応援部隊長から直接、被災地に出動する指示を受けるものとする。

(被災地への進出)

第25条 県内応援部隊長は、県内応援派遣本部と連携して情報収集に努め、次の項目を各隊へ周知徹底し、被災地へ進出する。

- (1) 被災地の被害概要、被災範囲等
- (2) 県内応援部隊の活動地域及び任務
- (3) 県内応援部隊の活動方針
- (4) 指揮命令系統(部隊編成等)
- (5) 使用無線系統
- (6) 活動報告要領
- (7) 各隊員の健康状態、各隊の資機材・燃料確認

(被災地到着)

第26条 県内応援部隊長は、被災地に到着したときは、速やかに部隊の内訳、人員、資機材等を指揮者に報告し、次に掲げる事項について確認をする。

- (1) 被害状況
- (2) 活動方針
- (3) 活動地域及び任務
- (4) 安全管理に関する体制
- (5) 使用無線系統

(6) その他活動上必要な事項

(情報共有)

第27条 被災地へ出動する部隊は、緊急消防援助隊動態情報システム(DJS)及び支援情報共有ツール(SJK)を活用し、被災地に向かう途上の道路情報、給油情報等について情報共有に努めるものとする。

2 県内応援派遣本部及び被災地消防本部は緊急消防援助隊動態情報システム(DJS)及び支援情報共有ツール(SJK)を活用し、被害状況及び部隊の活動状況等について情報共有に努めるものとする。

第6章 現場活動

（無線通信運用体制及び情報収集）

第28条 各隊は各消防本部からの出動の際、主運用波に切替える。

2 各消防本部は、可能な限り主運用波を傍受し、県内応援部隊の動向を把握する。

3 必要に応じて県内応援部隊保有のトランシーバーを活用する。

4 無線の呼び出し及び用語は次のとおりとする。

(1) 県内応援部隊内における無線交信の際には、原則として電波法に基づき許可を受けた無線呼び出し名称を使用し、必要に応じて相手の所属、任務等が認識できる名称を付する。

(例 「●●61 愛知県内応援部隊長」、「●●1 岡崎消火小隊」等)

(2) 各消防本部が独自に使用している無線用語を避け、共通認識が可能な表現で無線交信をする。

（解毒剤自動注射器の使用に係る運用）

第29条 解毒剤自動注射器の運用が必要となった場合には、本基本計画に基づき応援要請等を行うとともに、運用方法については、令和3年12月14日付け消防参第257号「化学災害・テロ時における解毒剤自動注射器の使用に係る運用要領等の改正について（通知）」及び別紙1「解毒剤自動注射器の使用に係る運用要領」に従い行うものとする。

（航空機の運用）

第30条 県内応援部隊長又は県内応援指揮支援隊長が航空機による活動を必要と判断した場合は、県内応援派遣本部に活動場所及び活動内容と併せて航空機の要請を行う。

2 航空機が現場活動を行う際は、県内応援部隊長と連携を密にして現場活動を行う。

（応援の始期及び終期）

第31条 応援の始期及び終期については次のとおりとする。

(1) 応援の始期は、応援隊が常備配置消防署（所）から出動した時点とする。なお、県内応援部隊が消防署（所）以外にある場合は、応援要請を受け応援出動した時点とする。

(2) 応援の終期は、応援隊が帰署（所）した時点とする。

（応援の中断）

第32条 応援消防機関の都合で応援隊の派遣を中止しなければならない特別の事態が生じた場合は、応援消防機関の長は、県内応援派遣本部に状況説明の上、応援を中断することができるものとする。

第7章 応援活動の終了及び報告

(活動終了)

- 第33条 要請消防機関は災害の状況等を総合的に勘案し、県内応援部隊の活動終了を判断するものとし、県内応援派遣本部にその旨を報告する。
- 2 県内応援派遣本部は、要請消防機関からの活動終了の旨の連絡を受け、県内応援部隊の引き揚げを決定し、速やかに県内応援部隊長へその旨を連絡する。
 - 3 県内応援部隊長は、県内応援派遣本部からの引き揚げ決定の連絡を受け、被災地における活動を終了するものとする。
 - 4 県内応援部隊長は、前項に基づき現場における活動を終了した場合には、次に掲げる事項を指揮者に報告し、指揮者の了承を得て引き揚げる。
 - (1) 県内応援部隊の活動概要(時間、場所、隊数等)
 - (2) 活動上の異常の有無
 - (3) 隊員の負傷の有無
 - (4) 車両・資機材等の損傷の有無
 - (5) その他必要な事項
 - 5 県内応援部隊長は、引き揚げ時に、各隊に対し人員及び資機材の点検を実施させ、異常の有無等を報告させる。
 - 6 県内応援部隊長は、引き揚げを県内応援派遣本部へ連絡し、県内応援派遣本部は愛知県及び各消防本部にその旨を連絡する。
 - 7 航空小隊については上記第4項で定められた報告を、名古屋市消防航空隊長が県内応援派遣本部に直接行う。

(帰署報告)

- 第34条 県内応援部隊が被災地から帰署(所)した場合には、当該部隊の所属消防本部は、「消防本部名、帰署(所)時間及び異常の有無」を、県内応援派遣本部へ電子メールで速やかに報告する。
- 2 県内応援派遣本部は、全部隊が帰署(所)したことを確認し、その旨、愛知県へ報告する。

(報告)

- 第35条 要請消防機関は、事後速やかに様式7を作成し、代表消防機関へ電子メールにて報告する。
- 様式7「県内応援受援報告書」
- 2 応援消防機関は、事後速やかに様式8を応援部隊ごとに取りまとめ、代表消防機関へ電子メールにて報告する。
- 様式8「県内応援活動報告書」

第8章 県内応援派遣本部

（県内応援派遣本部の任務）

第36条 県内応援派遣本部の任務については、次のとおりとする。

- (1) 要請消防機関との各種連絡調整
- (2) 県内応援が必要又は必要と予想される災害を覚知した場合の被災地消防本部との各種連絡調整
- (3) 県内応援に関係する県内各消防本部との各種連絡調整
- (4) 県内応援部隊、先遣隊及び県内応援指揮支援隊の編成、出動について
- (5) 県内応援部隊長、先遣隊長及び県内応援指揮支援隊長との各種連絡調整
- (6) 県内応援部隊の出動、集結及び活動に係る調整
- (7) 交替部隊及び増援部隊の派遣に関する調整
- (8) 各消防本部で調達が困難な資機材の確保や車両、人員の輸送手段に係る調整
- (9) 県内応援部隊の活動記録の集約、整理
- (10) 県内各消防本部に対する県内応援に関する情報提供
- (11) 県内において緊急消防援助隊を受援する場合における、消防応援活動調整本部との各種連絡調整
- (12) 県内応援部隊の活動が長期化する見込みの場合における、後方支援体制の調整（後方支援については、原則、緊援隊応援計画に準ずる）
- (13) リエゾンの派遣について
- (14) 愛知県との各種連絡調整
- (15) 航空機の運用及び調整
- (16) その他必要な事項

（県内応援に関する連絡）

第37条 県内応援派遣本部は、該当する様式その他、県内応援に関して各消防本部に連絡する事項がある場合は、様式9を活用する。

様式9「県内応援に係る連絡」

第9章 県内応援指揮支援隊

（県内応援指揮支援隊の任務）

第38条 被災地における県内応援部隊に係る指揮が円滑に行われるように支援活動を行うこと。

（県内応援指揮支援隊長の任務）

第39条 県内応援指揮支援隊を統括し、指揮者を補佐し、及び指揮者の指揮を受け被災地における県内応援部隊の活動管理を行うこと。

（県内応援指揮支援隊の編成及び出動）

第40条 県内応援派遣本部は、被災地の災害状況及び緊急消防援助隊の受援状況等から必要に応じて県内応援指揮支援隊を編成し被災地消防本部の指揮本部等に出動させる。

2 県内応援指揮支援隊は、緊援隊応援計画における指揮支援隊に準じて名古屋市消防局により編成する。

第10章 その他

(緊急消防援助隊の受援)

第41条 被災地において県内応援を行い、かつ、緊急消防援助隊を受援する場合は、本計画の他、愛知県緊急消防援助隊受援計画に基づき活動する。

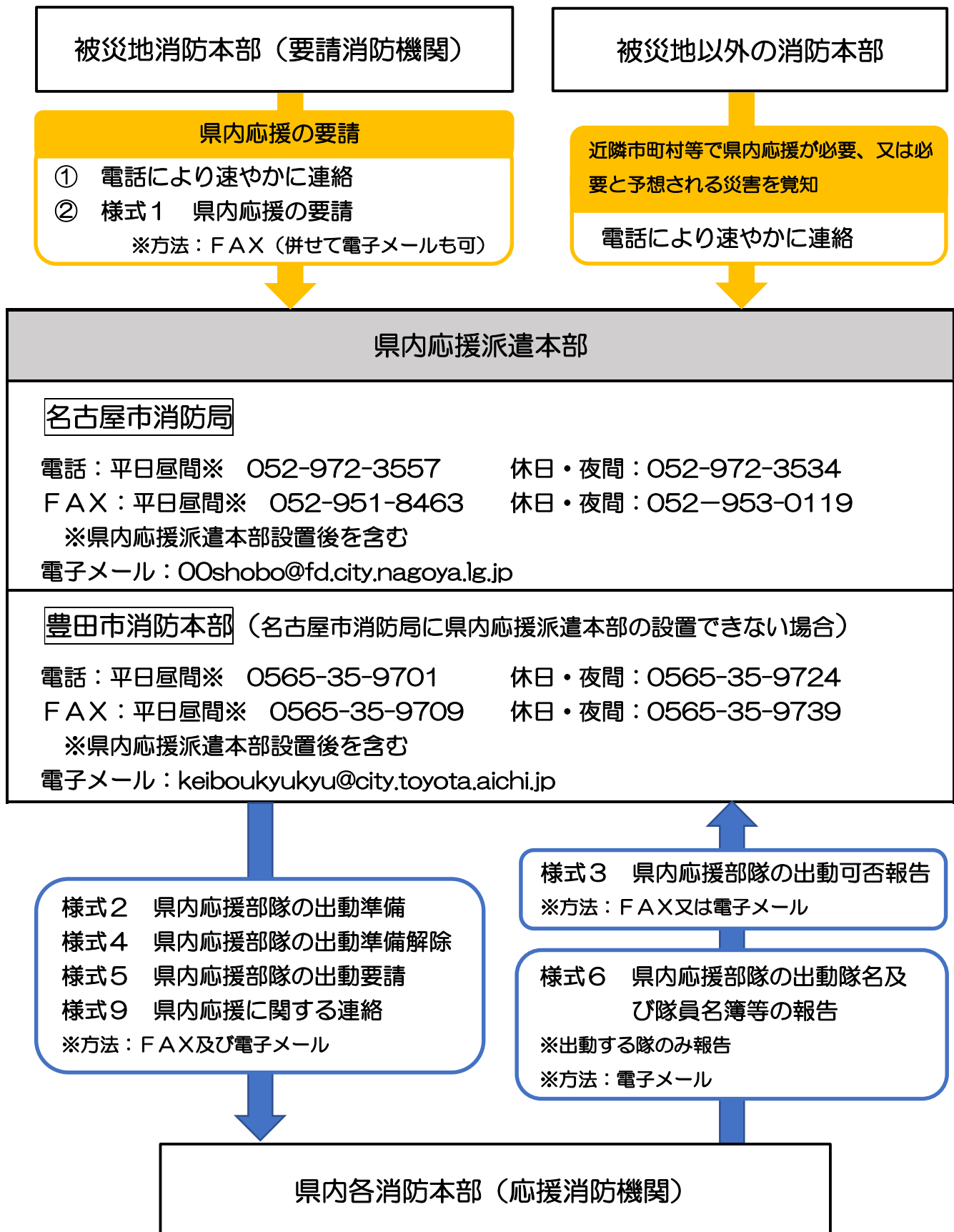
(経費の負担)

第42条 応援に要する経費の負担については、協定に記載のとおりとする。

愛知県消防広域応援基本計画における用語の定義

No.	用語	内容
1	県内応援	本計画に基づき、県内広域応援を行うこと。
2	県内応援部隊	本計画に基づき、被災地に出動する部隊
3	代表消防機関	県内応援派遣本部を設置し、県内応援の要請、編成、出動等に関する連絡調整を県内各消防本部及び愛知県と行う消防機関。名古屋市消防局。
4	代表消防機関代行	代表消防機関が被災等によりその任務を遂行できない場合にその任務を代行する消防機関。豊田市消防本部。
5	被災地消防本部	県内応援を必要とする災害が発生又は発生が予想される区域を管轄する消防本部。
6	要請消防機関	大規模災害等の発生した県内の市町村等の消防機関で、県内応援を要請又は要請しようとする消防機関。
7	応援消防機関	県内応援を実施又は実施しようとする消防機関。
8	県内応援派遣本部	県内応援のため関係機関と連絡調整を行うために設置するもの。代表消防機関に設置。
9	ブロック幹事消防機関 (地区幹事消防機関)	ブロック(地区)内の県内応援部隊の出動準備に係る様式が届いているかを確認し、その結果を県内応援派遣本部に電話で報告する消防機関をいう。ブロック(地区)分け及びブロック(地区)幹事消防機関については、緊急消防援助隊愛知県大隊応援等実施計画に準ずる。
10	指揮者	被災地域を管轄する市町村長又はその委任を受けた消防長をいう。
11	県内応援部隊長	県内応援部隊を統括して被災地へ出動するとともに、指揮者の指揮の下、被災地における県内応援部隊の活動を管理することを任務とする者。
12	先遣隊	県内応援部隊として早期に被災地に出動し、災害実態の把握及び情報収集を行い、県内応援に必要な部隊規模及び緊急消防援助隊の派遣の必要性を把握する部隊。
13	先遣隊長	先遣隊を統括して被災地へ出動する者。
14	集結場所	県内応援部隊が、被災地に進出する前に、被災地市町村又はその隣接地域内において集結する場所。
15	県内応援 指揮支援隊	被災地における県内応援部隊に係る指揮が円滑に行われるように支援活動を行うことを任務とする隊。
16	県内応援 指揮支援隊長	県内応援指揮支援隊を統括し、指揮者を補佐し、及び指揮者の指揮を受け被災地における県内応援部隊の活動管理を任務とする者。
17	リエゾン	県内応援派遣本部から被災地に派遣され、災害実態の把握及び情報収集を行う者。

情報連絡系統及び方法



緊急消防援助隊連絡調整ブロック・地区割表

ブロック	地区	構成消防本部(局)
名古屋	-	◎ 名古屋市
尾張	尾張西部	◎ 一宮市 犬山市 江南市 小牧市 稲沢市 岩倉市 丹羽 西春日井 広域事務組合 広域事務組合
	尾張東部	○ 春日井市 瀬戸市 尾張旭市 尾三消防組合
海部・知多	海部	◎ 愛西市 津島市 蟹江町 海部東部消防組合 海部南部消防組合
	知多	○ 東海市 常滑市 大府市 知多市 知多中部広域事務組合 知多南部消防組合
西三河	-	◎ 幸田町 岡崎市 豊田市 西尾市 衣浦東部広域連合
東三河	-	◎ 豊橋市 豊川市 蒲郡市 新城市 田原市

◎は、ブロック幹事消防機関(愛知県消防広域応援基本計画に定めるブロック幹事と同一)

○は、地区幹事消防機関

※ ブロック幹事及び地区幹事消防機関の任期(令和2年4月1日～令和6年3月31日)

※ 一宮市、愛西市は、地区幹事も兼務

応援出動時の連絡窓口一覧

関係機関名 ◎印…ブロック幹事消防機関 ○印…地区幹事消防機関		時間帯別	連絡窓口	N T T 回線		防災行政無線（高度情報通信N）		無線呼出名称	メールアドレス
				電話	F A X	無線電話	無線 F A X		
消防庁	消防庁広域応援室	昼間	広域応援室	03-5253-7527	03-5253-7537	消防防災無線	消防防災無線		—
		災害対策本部			03-5253-7552	92-9049013	92-9049033		
		夜間	宿日直室	03-5253-7777	03-5253-7553	92-9049101	92-9049036		
愛知県	愛知県防災安全局防災部	昼間	消防保安課 救急・救助グループ	052-954-6141	052-954-6913	600-2539, 2548	600-4613		shobohoan@pref.aichi.lg.jp
		夜間	宿日直室	052-954-6844	052-954-6995	600-5250	600-4695		
名古屋 ブロック	◎ 名古屋市消防局	平日昼間	消防部消防課	052-972-3557	052-951-8463	700-6300	700-5555	なごやしょうぼう	00shobo@fd.city.nagoya.lg.jp
		休日・夜間	指令課	052-972-3534	052-953-0119				
尾張 ブロック	◎ 一宮市消防本部	昼間	通信指令課 （一宮市・稲沢市消防 指令センター）	0586-72-1191	0586-71-1192	8302-31	8302-11	にしおわりしれい	f-tsushin@city.ichinomiya.lg.jp
		夜間							
	犬山市消防本部	昼間	犬山市消防署	0568-65-0119	0568-62-4407	8313-31	8313-11	いぬやましょうぼう	060306@city.inuyama.lg.jp
		夜間							
	江南市消防本部	昼間	指令室	0587-55-2258	0587-53-0119	066		こうなんしょうぼう	shobo@city.konan.lg.jp
		夜間							
	小牧市消防本部	昼間	小牧市消防署	0568-76-0119	0568-73-5614	067		こまきしょうぼう	shobosho@city.komaki.lg.jp
		夜間							
	稲沢市消防本部	昼間	稲沢市消防署	0587-22-0119	0587-22-2130	8340-31	8340-11	いなざわしょうぼういち	fs-keibo@city.inazawa.lg.jp
		夜間							
	岩倉市消防本部	昼間	消防署通信担当	0587-37-5333	0587-37-1220	8325-31	8325-11	いわくらしょうぼう	shobosho@city.iwakura.lg.jp
		夜間							
	丹羽広域事務組合 消防本部	昼間	消防署通信担当	0587-95-5151	0587-95-5157	8341-31	8341-11	にわしょうぼう	niwa119@ruby.ocn.ne.jp
		夜間							
	西春日井広域事務 組合消防本部	平日昼間	消防課	0568-22-4954	0568-26-7201	8334-31	8334-11	にしかすがいしょうぼう	seishunkouiki-119-3@proof.ocn.ne.jp
		夜間・休日	東消防署	0568-22-2511	0568-23-7979				
	瀬戸市消防本部	昼間	通信指令室	0561-85-1119	0561-85-0441			せとあさひしれい	tsusin@city.seto.lg.jp
夜間									
○ 春日井市消防本部	昼間	通信指令室	0568-82-0119	0568-85-1243	064		かすがいしょうぼう	tsusin@city.kasugai.lg.jp	
	夜間								
尾張旭市消防本部	昼間	尾張旭市消防署	0561-51-0119	0561-52-0119	8323-31	8323-11	おわりあさひしょうぼう	syobosyo@city.owariasahi.lg.jp	
	夜間								
尾三消防本部	昼間	指令課	0561-38-5119	0561-38-4119	8339-31	8339-11	びさんしょうぼう	shirei@bisan-fd.togo.aichi.jp	
	夜間								

応援出動時の連絡窓口一覧

関係機関名 ◎印…ブロック幹事消防機関 ○印…地区幹事消防機関			時間帯別	連絡窓口	N T T 回線		防災行政無線（高度情報通信N）		無線呼出名称	メールアドレス
		電話			F A X	無線電話	無線 F A X			
海部・知多ブロック		津島市消防本部	昼間 夜間	警防通信室	0567-23-0119	0567-28-3341	071	8306-11	つしましやうぼう	shoubou@city.tsushima.lg.jp
	◎	愛西市消防本部	昼間 夜間	警備課	0567-26-1100	0567-26-1347	072	8337-11	あいさいしやうぼう	syobo-honbu@city.aisai.lg.jp
		蟹江町消防本部	昼間 夜間	通信室	0567-95-5121	0567-96-6369	8329-31	8329-11	かにえしやうぼう	shobohon@town.kanie.lg.jp
		海部東部消防組合 消防本部	昼間 夜間	情報通信室	052-442-0119	052-442-3180	8336-31	8336-11	あまとうぶしやうぼう	honbu@amatobu-119.jp
		海部南部消防組合 消防本部	昼間 夜間	通信指令室	0567-52-0119	0567-52-3114	092		あまなんぶしやうぼう	amananbu@ama119.jp
		常滑市消防本部	昼間 夜間	情報管理室	0569-35-7100	0569-34-8777	8314-31	8314-11	とこなめしやうぼう	syobosyo@city.tokoname.lg.jp
	○	東海市消防本部	昼間 夜間	東海市消防署	0562-36-0119	0562-32-3935	8319-31	8319-11	とうかいしやうぼう	keibou@city.tokai.lg.jp
		大府市消防本部	昼間 夜間	通信指令室	0562-47-0119	0562-47-2398	8320-31	8320-11	おおぶしやうぼう	obu-shirei119@city.obu.lg.jp
		知多市消防本部	昼間 夜間	知多市消防署	0562-56-0119	0562-56-3399	8321-31	8321-11	ちたしやうぼう	shoubou@city.chita.lg.jp
		知多中部広域事務組合 消防本部	昼間 夜間	消防課	0569-21-1492	0569-22-7420	8333-31	8331-11	ちたちゅうぶしやうぼう	handa119@cac-net.ne.jp
	知多南部消防組合 消防本部	昼間 夜間	通信指令室	0569-64-0119	0569-62-2112	8343-31	8343-11	ちたなんぶしやうぼう	chitanan@tac-net.ne.jp	
西三河ブロック		岡崎市消防本部	昼間 夜間	共同通信課	0564-21-5151	0564-26-0373	078		おかこうしれい	shirei@city.okazaki.lg.jp
		豊田市消防本部	平日昼間 夜間・休日	警防救急課 指令課	0565-35-9701 0565-35-9724	0565-35-9709 0565-35-9739	8309-31	8309-11	とよたしやうぼう	keiboukyukyu@city.toyota.aichi.jp
		西尾市消防本部	昼間 夜間	通信指令室	0563-56-2110	0563-57-1717	079		にしおしやうぼう	shirei@city.nishio.lg.jp
	◎	幸田町消防本部	昼間 夜間	幸田町消防署	0564-63-0119	0564-63-1119	080		こうたしやうぼう	syobo-fd@town.kota.lg.jp
		衣浦東部広域連合 消防局	昼間 夜間	消防局通信指令課	0566-63-0138	0566-63-5731	8308-31	8308-11	きぬとうしやうぼう	tsuushin@union.kinutoh.lg.jp
東三河ブロック	◎	豊橋市消防本部	昼間 夜間	通信指令課	0532-51-2075	0532-56-0033	8300-31	8300-11	とよはししやうぼう	tsushin@city.toyohashi.lg.jp
		豊川市消防本部	昼間 夜間	豊川市消防署	0533-89-0119	0533-89-1414	084		とよかわしやうぼう	shobosho@city.toyokawa.lg.jp
		蒲郡市消防本部	昼間 夜間	蒲郡市消防署	0533-68-5119	0533-68-5129	8312-31	8312-11	がまごおりしやうぼう	gamatsu@city.gamagori.lg.jp
		新城市消防本部	昼間 夜間	情報指令室	0536-22-1119	0536-22-4820	8318-31	8318-11	しんしろしやうぼう	shinshiro-shirei@shinshiro-fd.jp
		田原市消防本部	昼間 夜間	指揮係	0531-23-0119	0531-23-2440	8331-31	8331-11	たはらしやうぼう	tusin@city.tahara.aichi.jp

1 5 愛知県消防活動等援助要綱

第 1 目的

この要綱は、県民及び消防職員の安全を確保するため、危険物、その他の化学薬品等（放射性物質を除く。以下同じ。）に係る火災、漏洩事故等のうち著しく生命、身体及び財産に危害を加えるおそれがあり、かつ、安全確保に支障を及ぼすおそれがあると消防機関の長が認めるもの（以下「特異火災等」という。）が発生した場合、専門的知識を有する者（以下「特異火災等アドバイザー」という。）から助言等を得ることにより、消防機関の長がとるべき措置方法をより万全なものとするとともに事態の速やかな解決を図ることを目的とする。

第 2 特異火災等アドバイザー

危険物、その他の化学薬品等に係る特異火災等が発生した際、当該特異火災等の速やかな鎮圧、人命の安全確保を的確に実施するため、消防機関の長に対し必要な助言等を行うものとして特異火災等アドバイザーを置く。

2 特異火災等アドバイザーの職務、任務等は別に要領で定める。

第 3 助言等

消防機関の長は、管轄区域内で発生した特異火災等の拡大を抑止し、又は鎮圧するため、特異火災等アドバイザーから危険物、その他の化学薬品等の性質、その他参考となる事項について、必要に応じて、意見を求めるものとする。

なお、特異火災等アドバイザーに対する助言等協力要請は、直接、特異火災等アドバイザーに行うものとする。

2 知事は、特異火災等に係る大規模な災害の発生により、市町村長に必要な指示を行おうとするときは、必要に応じて、特異火災等アドバイザーの意見を求めることができる。

3 特異火災等アドバイザーは、知事又は消防機関の長から特異火災等に係る危険物、その他の化学薬品等の性質、その他参考となる事項について意見を求められたときは、提供された情報又は現地調査の結果に基づき必要な助言等を行うものとする。

第 4 報告

消防機関の長は、特異火災等に係る危険物、その他の化学薬品等の性質、その他参考となる事項について、特異火災等アドバイザーから意見を聴取したときは、速やかに、その内容を知事に報告しなければならない。

第 5 特異火災等対策検討会

知事は、消防活動等にかかわらず、特異火災等が拡大又は長期化するおそれがあり、県民及び消防職員に多大な損害を与える事態に発展すると認めるときは、特異火災等対策検討会（以下「検討会」という。）を開催することができる。

また、特異火災等アドバイザー又は消防機関の長から知事に検討会の開催要請があったときも同様とする。

2 検討会は、特異火災等アドバイザー、関係消防機関の長、その他の関係者で構成する。

第 6 事務局

特異火災等アドバイザーの活動状況の把握並びに検討会の事務を処理させるため、事務局を愛知県防災安全局防災部消防保安課に置く。

2 事務局は、特異火災等の発生に備え、文献、図書、その他の関係資料の収集に努めるも

のとする。

第 7 雑則

この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に知事が定める。

附 則

この要綱は、昭和 6 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 1 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 1 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 1 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 1 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 3 1 年 4 月 1 日から施行する。

16 愛知県緊急消防援助隊受援計画（抜粋）

平成17年3月31日

最終改正 令和 6年8月 2日

第1章 総 則

第2章 応援要請

第3章 応援部隊の指揮体制及び通信連絡体制

第4章 愛知県が行う消防応援活動の調整

第5章 代表消防機関が行う消防応援活動の調整等

第6章 受援市町村における応援部隊の受入れ及び指揮

第7章 その他

第1章 総 則

（目的）

第1条 この計画は、緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱（以下「要請要綱」という。）第40条の規定に基づき、愛知県内の市町村において地震等の大規模災害又は特殊災害が発生し、消防組織法（以下「法」という。）の規定に基づく緊急消防援助隊の応援を受ける場合に、その部隊が効果的に活動できる体制を確保するため、必要な事項を定める。

2 南海トラフ地震が発生した場合の緊急消防援助隊の応援を受けるために必要な事項については、南海トラフ地震における愛知県広域受援計画に定めるもののほか、この計画の定めるところによる。

（用語の定義）

第2条 この計画において使用する緊急消防援助隊に係る用語の定義は、別紙1のとおりとする。

別紙1「緊急消防援助隊に関する用語の定義」

（情報連絡）

第3条 緊急消防援助隊の応援要請等に係る情報連絡体制は、次のとおりとする。

(1) 関係機関の連絡先

別紙 2-1 「連絡先（消防庁、愛知県、代表消防機関、指揮支援部隊）」

別紙 2-2 「連絡先（第一次出動、出動準備都道府県）」

別紙 2-3 「連絡先（応援航空部隊関係）」

別紙 2-4 「連絡先（県内消防機関）」

別紙 2-5 「連絡先（県内市町村防災担当及び災害対策本部）」

別紙 2-6 「無線のかけ方」

(2) 情報連絡系統

別紙 3 「緊急消防援助隊応援要請系統図」

(3) 連絡方法

原則	有線（携帯）電話、有線ファクシミリ
有線途絶の場合	県防災行政無線（高度情報通信ネットワーク）

（迅速出動及びアクションプランの適用）【要請要綱第 7 章、南海トラフ地震における緊急消防援助隊アクションプラン（以下「南海トラフアクションプラン」という。）】

第 4 条 要請要綱第 7 章に基づく迅速出動（以下「迅速出動」という。）は、愛知県が震央である震度 6 弱（名古屋市が 5 強）以上の地震災害の場合に適用される。

2 緊急消防援助隊に係る南海トラフアクションプランは、下表の場合に適用される。

3 愛知県は、消防庁から迅速出動又は南海トラフアクションプランを適用した旨の連絡があった場合には、速やかに一斉 F A X により全消防本部へ連絡する。

表 1

想定震源断層域と重なる震央地名				
山梨県中・西部	長野県南部	静岡県東部	静岡県中部	静岡県西部
駿河湾	駿河湾南方沖	新島・神津島近海	愛知県東部	愛知県西部
遠州灘	三河湾	岐阜県美濃東部	三重県北部	三重県中部
三重県南部	伊勢湾	三重県南東沖		
和歌山県北部	和歌山県南部	和歌山県南方沖	紀伊水道	奈良県
淡路島付近	播磨灘			
徳島県北部	徳島県南部	香川県東部	香川県西部	瀬戸内海中部
愛媛県東予	愛媛県中予	愛媛県南予	伊予灘	豊後水道
高知県東部	高知県中部	高知県西部	土佐湾	四国沖
大分県南部	宮崎県北部平野部	日向灘	九州地方南東沖	

プラン名	適用条件	備考
南海トラフアクションプラン	1 発生した地震の震央地名が、表 1 に示す南海トラフ地震の想定震源断層域と重なる地名のいずれかに該当し、かつ次のいずれかの条件を満たす場合 (1) 発生した地震により中部地方、近畿地方及び四国・九州地方の 3 地域のいずれにおいても、震度 6 強以上が観測された場合又は大津波警報が発表された場合 (2) 発生した地震がマグニチュード 8.0 以上の場合【南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表される可能性がある場合】 2 上記 1 の条件を満たす地震が発生した場合のほか、本アクションプランに基づき緊急消防援助隊を運用することにより、迅速かつ的確な対応が可能であると消防庁長官が判断した場合	【各地方の都道府県分類】 ○中部地方：山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県 ○近畿地方：兵庫県、奈良県、和歌山県 ○四国・九州地方： 徳島県、香川県、愛媛県、高知県、大分県、宮崎県

第2章 応援要請

（市町村長から愛知県知事への応援等の要請のための連絡）【要請要綱第4条】

第5条 各消防本部は、大規模災害又は特殊災害が発生したときは、災害状況の把握を行い、保有する自己の消防力だけで十分な対応が取れるかを判断する。

十分な対応が取れないと判断した場合は、愛知県消防広域応援基本計画に基づく県内消防機関に対する応援要請又はこの計画に基づく緊急消防援助隊の応援要請を検討する。

2 市町村長（当該市町村長から委任を受けた消防本部の長を含む。以下同じ。）は、前項の検討の結果、緊急消防援助隊の応援が必要と判断したときは、愛知県知事に緊急消防援助隊の応援が必要である旨を直ちに電話（災害時に有効な通信を行える手段を含む。以下同じ。）により連絡するものとし、以下に掲げる事項が明らかになり次第電話により連絡する。

（1）災害の概況

（2）出動が必要な区域及び活動内容

（3）緊急消防援助隊の活動のために必要な事項

詳細な災害の状況及び応援等に必要な隊の種別・規模等に関する書面による連絡は、これらを把握した段階で、ファクシミリ（これと併せて電子メールによっても可能とする。以下同じ。）により速やかに行う。

〔要請要綱別記様式1－2〕 応援等要請のための連絡事項

3 市町村長は、前項の連絡を行った場合において、特に必要があるときは、その旨及び市町村の災害の状況を消防庁長官に直ちに連絡することができる。

4 市町村長は、愛知県知事に対して第2項の連絡ができない場合には、その旨を消防庁長官に直ちに電話により連絡することができるものとし、同項に掲げる事項が明らかになり次第電話により連絡することができる。

詳細な災害の状況及び応援等に必要な隊の種別・規模等に関する書面による連絡は、これらを把握した段階で、ファクシミリにより速やかに行うことができる。

5 市町村長は、被災地及びその周辺に石油コンビナートその他の緊急消防援助隊の活動に重大な支障を生ずるおそれのある施設が存在するときは、当該施設における災害の状況及び緊急消防援助隊の活動上必要な事項について情報収集を行い、前3項の連絡と併せて報告するよう努める。

6 代表消防機関である名古屋市消防局は、愛知県消防広域応援基本計画に基づき県内応援派遣本部を設置して、県内応援部隊の選定及び出動の取りまとめを行う。

また、災害規模、被害状況の推移及び県内応援部隊の状況等から、緊急消防

援助隊の派遣が必要と見込まれる場合は、速やかに愛知県と連絡調整を行う。

（愛知県知事から消防庁長官への応援等要請）【要請要綱第 3 条】

第 6 条 愛知県は、緊急消防援助隊の応援の要請を受けた市町村の消防本部（以下「受援消防本部」という。）から災害情報を収集するとともに、緊急消防援助隊の応援の必要の有無を確認する。

2 愛知県は、代表消防機関と調整の上、災害の状況、県内の消防力に照らして、緊急消防援助隊の応援要請の必要性を判断する。

3 愛知県知事は、緊急消防援助隊の応援を受ける必要があると判断したときは、消防庁長官に応援要請を行う。

なお、次の例示のような災害等が発生し、その規模に照らし緊急を要し、市町村の連絡を待ついとまがないと判断するときは、前条第 2 項の市町村長の連絡を待たないで応援要請を行う。

（例 1）愛知県内において、2000 年 9 月に起こった東海豪雨相当の豪雨災害が同時多発的に発生した場合

（例 2）愛知県内において、令和元年東日本台風（令和元年 10 月台風 19 号）、平成 30 年 7 月豪雨（平成 30 年 7 月西日本豪雨）相当の災害が発生した場合

また、自衛隊法（昭和 29 年法律第 165 号）第 83 条の規定に基づく自衛隊の災害派遣要請を行うに当たって、同時に緊急消防援助隊の応援等の必要性について検討する。

4 前項の要請は、電話により直ちに行うものとし、前条第 2 項に掲げる事項が明らかになり次第電話により報告する。詳細な災害の状況及び応援等に必要な隊の種別・規模に関する書面による報告は、これらを把握した段階で、ファクシミリにより速やかに行う。

〔要請要綱別記様式 1－1〕緊急消防援助隊の応援等要請

5 前条第 5 項の規定は、前 2 項の連絡に準用する。

（応援等決定の連絡）【要請要綱第 7 条】

第 7 条 愛知県知事は、消防庁長官から緊急消防援助隊の応援等決定通知を受けた場合は、速やかに被災地市町村長及び代表消防機関の長へその旨連絡する。（一斉 FAX により全消防本部へ送信）

なお、被災地が複数に及び、出動の求め又は指示を行う段階において、応援先の市町村が指定されていない場合、愛知県知事は、その後判明した被害状況を踏まえ、消防庁長官と応援先市町村を調整するものとする。

〔要請要綱別記様式 3－2〕緊急消防援助隊の応援等決定通知

〔要請要綱別記様式 3－3〕緊急消防援助隊の出動隊数通知

〔愛知県緊急消防援助隊受援計画様式 1－1〕 緊急消防援助隊緊急連絡

（愛知県に応援出動する部隊）【基本計画第 2 章第 5 節 1、第 4 章 2】

第 8 条 愛知県で大規模災害又は特殊災害が発生した場合に、応援出動する指揮支援部隊、航空部隊及び都道府県大隊は、別紙 4－1 のとおりとなる。

別紙 4－1 「愛知県への応援部隊【基本計画及び要請要綱】」

2 南海トラフアクションプランが適用された場合に応援出動する指揮支援部隊、航空部隊及び都道府県大隊は、別紙 4－2、4－3 のとおりとなる。

別紙 4－2 「愛知県への応援部隊【南海トラフアクションプラン】」

別紙 4－3 「緊急消防援助隊登録状況」

（要請によらない出動）【要請要綱第 31 条】

第 9 条 次の各号の場合には、第 6 条の愛知県知事の要請がなくとも、消防庁長官から応援都道府県知事に対して出動の求め又は指示が行われる。

なお、市町村長は、この場合においても、第 5 条に掲げる手続きを行うものとする。

（１）南海トラフアクションプランが適用された場合

（２）迅速出動が適用された場合

※ 迅速出動の対象となる災害は地震とし、最大震度 6 弱（政令市等は 5 強）以上の地震が発生した場合に適用する。

（３）災害規模等に照らし、緊急を要し、愛知県知事の要請を待ついとまがないと消防庁長官が認めた場合

（４）NBC 災害により多数の負傷者が発生し、NBC 災害即応部隊等の出動の必要性を消防庁長官が認めた場合

2 南海トラフアクションプランが適用された場合は、消防庁長官が、次のとおり指揮支援部隊及び同部隊が所属する消防本部の航空小隊の出動を指示する。

・重点受援県（名古屋市消防局）※陸路で出動

・重点受援県以外（①東京消防庁②横浜市消防局③千葉市消防局

④相模原市消防局⑤仙台市消防局⑥札幌市消防局）

※丸文字は、優先順位を示す。

3 要請要綱の別表 A-1 及び別表 A-2 に定める災害が発生し、迅速出動が適用された場合は、同表に定める緊急消防援助隊が愛知県へ出動する。（適用条件を満たした時点で消防庁長官から出動の求め又は指示が行われる。）

4 NBC 災害が発生し、NBC 災害即応部隊等の出動の必要性を消防庁長官が認めた場合は、消防庁長官が定める運用計画に基づき、NBC 災害即応部隊等が愛知県へ出動する。

別表A-1(震度6弱(政令市等については震度5強)以上の地震等が発生した場合の出動準備及び迅速出動)

下表の区分に応じ、愛知県での災害に対応する隊が、出動準備及び迅速出動の措置を講ずる。なお、南海トラフアクションプランを適用する場合は、本表を適用せず、当該アクションプランに基づき措置を講ずる。

区 分		指揮支援部隊		都道府県大隊及び統合機動部隊				航空小隊	
		統括指揮 支援隊	指 揮 支 援 隊	第1次出動都道府県大隊		出動準備都道府県大隊		第1次出動航空 小 隊	出動準備航空小隊
				統 合 機 動 部 隊	都 道 府 県 大 隊	統 合 機 動 部 隊	都 道 府 県 大 隊		
		名古屋市 京都市	静岡市 浜松市 名古屋市 京都市 大阪市	岐阜県、静岡県 三重県、滋賀県		東京都、神奈川県 富山県、石川県 福井県、山梨県 長野県、京都府 大阪府、兵庫県 奈良県、和歌山県		滋賀県、京都市 富山県、山梨県 長野県、岐阜県 静岡県、静岡市 浜松市、三重県	埼玉県、千葉県 東京都、横浜市 川崎市、石川県 福井県、大阪市 兵庫県、神戸市 奈良県、和歌山県
I	震央が海域	出動準備		出動準備		出動準備		出動準備	
	震央が陸域	迅速出動 (出動準備を含む。)		迅速出動 (出動準備を含む。)		出動準備		出動準備及び消防庁長官の要請に基づき必要な隊が迅速出動※2	
II	震央が海域	出動準備		出動準備				出動準備	
	震央が陸域	迅速出動 (出動準備 を含む。)	出動準備	迅速出動 (出動準備を 含む。)	出動準備			出動準備及び消防庁長官の要請に基づき必要な隊が迅速出動※2	
III-ア	震央が海域	出動準備		出動準備				出動準備	
	震央が陸域	出動準備 及び消防 庁長官の 要請に基 づき必要 な隊が迅 速出動※2		出動準備及 び消防庁長 官の要請に 基づき必要 な隊が迅速 出動※2				出動準備及び消 防庁長官の要請 に基づき必要な 隊が迅速出動※ 2	
III-イ	大津波警報	出動準備		出動準備				出動準備	
IV	噴火警報 (居住区域)	出動準備						出動準備(統括 指揮支援隊輸送 及び情報収集隊 に限る。)	

※1 地震の震央が海域の場合は、「震央管轄県」を「最大震度県」に読み換える。

※2 災害の状況を踏まえ、出動準備をしている隊の中から必要な隊を出動させる。

別表A-2(複数の都道府県において震度6弱(政令市等については震度5強)以上の地震等が発生した場合の出

動準備及び迅速出動)

下表の区分に応じ、愛知県での災害に対応する隊が、出動準備及び迅速出動の措置を講ずる。なお、南海トラフアクションプランを適用する場合は、本表を適用せず、当該アクションプランに基づき措置を講ずる。

区 分		指 揮 支 援 部 隊		都 道 府 県 大 隊 及 び 統 合 機 動 部 隊				航 空 小 隊	
		統括指揮 支援隊	指 揮 支援隊	第1次出動都道府県大隊		出動準備都道府県大隊		第1次出動航空 小 隊	出動準備航空小隊
				統 合 機 動 部 隊	都道府県 大 隊	統 合 機 動 部 隊	都道府県 大 隊		
		名古屋市 京都市	静岡市 浜松市 名古屋市 京都市 大阪市	岐阜県、静岡県 三重県、滋賀県		東京都、神奈川県 富山県、石川県 福井県、山梨県 長野県、京都府 大阪府、兵庫県 奈良県、和歌山県		滋賀県、京都市 富山県、山梨県 長野県、岐阜県 静岡県、静岡市 浜松市、三重県	埼玉県、千葉市 東京都、横浜市 川崎市、石川県 福井県、大阪市 兵庫県、神戸市 奈良県、和歌山県
I	震央が海域	出動準備		出動準備		出動準備		出動準備	
	震央が陸域	迅速出動 (出動準備を含む。)		迅速出動 (出動準備を含む。)		迅速出動 (出動準備を含む。)		出動準備及び長官の要請に基づき 必要な隊が迅速出動※2	
II	震央が海域	出動準備		出動準備		出動準備		出動準備	
	震央が陸域	迅速出動 (出動準備を含む。)		迅速出動 (出動準備を 含む。)	出動準備	迅速出動 (出動準備を 含む。)	出動準備	出動準備及び長官の要請に基づき 必要な隊が迅速出動※2	
III-ア	震央が海域	出動準備		出動準備		出動準備		出動準備	
	震央が陸域	出動準備及び長官の 要請に基づき必要な隊 が迅速出動※2		出動準備及 び長官の要 請に基づき 必要な隊が 迅速出動※ 2		出動準備及 び長官の要 請に基づき 必要な隊が 迅速出動※ 2		出動準備及び長官の要請に基づき 必要な隊が迅速出動※2	
III-イ	大津波警報	出動準備	出動準備	出動準備		出動準備		出動準備	

※1 地震の震央が海域の場合は、「震央管轄県」を「最大震度県」に読み換える。

※2 災害の状況を踏まえ、出動準備をしている隊の中から必要な隊を出動させる。

第3章 応援部隊の指揮体制及び通信連絡体制

（緊急消防援助隊及び県内応援部隊の指揮）【法第47条】

第10条 緊急消防援助隊及び県内応援部隊は、指揮者の下で行動する。

2 消防の応援活動に係る愛知県内の指揮体制は、原則として別紙5のとおりとする。

別紙5「指揮系統図」

3 航空指揮支援隊長は、ヘリベース指揮者を補佐し、及びその指揮の下で、被災地における航空に係る緊急消防援助隊の活動の管理を行うものとする。

4 統合機動部隊長は、指揮者の指揮の下又は指揮支援部隊長若しくは指揮支援本部長の管理の下で、当該統合機動部隊の活動の指揮を行うものとする。

5 エネルギー・産業基盤災害即応部隊長は、指揮者の指揮の下又は指揮支援部隊長若しくは指揮支援本部長の管理の下で、当該エネルギー・産業基盤災害即応部隊の活動の指揮を行うものとする。

6 N B C 災害即応部隊長は、指揮者の指揮の下又は指揮支援部隊長若しくは指揮支援本部長の管理の下で、当該 N B C 災害即応部隊の活動の指揮を行うものとする。

7 土砂・風水害機動支援部隊長は、指揮者の指揮の下又は指揮支援部隊長若しくは指揮支援本部長の管理の下で、当該土砂・風水害機動支援部隊の活動の指揮を行うものとする。

8 県内応援部隊長は、指揮者の指揮の下又は県内応援指揮支援隊長の管理の下で、県内応援部隊の活動の管理を行う。

（通信連絡体制）【運用要綱第 32 条】

第 11 条 愛知県は、愛知県高度情報通信ネットワーク（防災行政無線）等により県内消防機関ほか関係機関との連絡体制を確保する。

2 愛知県は、ヘリコプターテレビ電送システム等により代表消防機関と連携して、情報収集活動を実施する。

3 愛知県内の消防応援に係る消防無線等の通信連絡体制は、下表のとおりとする。なお、統制波の無線統制は、指揮支援部隊長又は指揮支援本部長の指示により行う。

対象範囲	無線 c h 等	備考
各隊内	各活動波 又は 当該小隊保有のトランシーバー等	被災地市町村長等は、都道府県大隊への無線機の貸与又は無線機を所持する連絡員の派遣を行う。
管内で活動する都道府県大隊との交信		
都道府県大隊本部、当該都道府県大隊に属する中隊及び統合機動部隊相互間	各都道府県主運用波	指揮支援本部長は、同一の主運用波を使用する大隊、部隊又は都道府県内応援隊が近接して活動している場合等においては、指揮支援部隊長と協議し、指定波以外の主運用波を指定することができる。
同一中隊に属する小隊相互、同一統合機動部隊に属する隊相互、同一エネルギー・産業基盤災害即応部隊に属する隊相互、同一 N B C 災害即応部隊に属する隊相互及び同一土砂・風水害機動支援部隊に属する隊相互		
航空指揮支援本部、航空指揮本部及び航空部隊に属する小隊相互	統制波 又は 航空波	
消防応援活動調整本部、指揮支援本部、指揮本部及び都道府県大隊本部相互間	原則統制波	無線統制は、指揮支援部隊長又は指揮支援本部長の指示による。
航空部隊に属する小隊及び愛知県庁統制局（ヘリコプター伝送システム）	ヘリテレ周波数 B（14.82 GHz）	愛知県庁統制局が指定する場合においては、指定波以外の周波数を使用する。

別紙 6－1 「無線運用図」

- 4 都道府県内の消防本部及び消防団が保有する署活動用周波数のチャンネル一覧は、別紙6－2のとおりとする。

別紙 6－2 「署活動用周波数チャンネル一覧」

第4章 愛知県が行う消防応援活動の調整

（消防応援活動調整本部の設置） 【要請要綱第14条】

第12条 愛知県は、緊急消防援助隊の出動が決定された場合、直ちに愛知県庁（自治センター6階災害情報センター内）に消防応援活動調整本部（以下「調整本部」という。）を設置する。

なお、愛知県が震央である最大震度6強以上の地震災害が発生した場合には、直ちに調整本部を設置する。

- 2 被災地が一の市町村の場合であっても、調整本部と同様の組織を設置する。
- 3 調整本部は、「愛知県消防応援活動調整本部」と呼称する。
- 4 愛知県は、調整本部を設置した場合は、設置日時、設置場所、構成員及び連絡先を消防庁及び県内消防本部へ連絡する。
- 5 愛知県は、名古屋市消防局及び受援消防本部へ調整本部の本部員として職員の派遣を要請する。なお、名古屋市消防局指揮支援隊が調整本部に派遣される場合は、指揮支援隊員が本部員を兼ねることとする。

（調整本部の本部員等）【要請要綱第14条】

第13条 調整本部の本部員の構成は、次のとおりとする。

(1)調整本部長	愛知県知事	【法第44条の2第3項】
(2)副本部長	愛知県防災安全局防災部消防保安課長	【法第44条の2第6項】
	指揮支援部隊長	【法第44条の2第5項第4号】
(3)本部員	愛知県防災安全局防災部消防保安課救急・救助グループ班長	【法第44条の2第5項第1号】
	名古屋市消防局職員	【法第44条の2第5項第2号】
	受援消防本部職員	【法第44条の2第5項第3号】

- 2 部隊移動又は調整本部に係る愛知県知事の権限に属する事務は、副本部長である愛知県防災安全局防災部消防保安課長に委任する。
- 3 調整本部は、原則として、消防庁職員及びその他必要な者に調整本部の会議に出席を求める。その場合には、消防庁に対して、その旨を連絡する。
なお、南海トラフ地震の場合には、原則として消防庁職員が派遣される。

（調整本部の所掌事務） 【要請要綱第 14 条】

第 14 条 調整本部は、次の事務をつかさどる。

- （１）受援消防本部の消防隊、県内応援部隊及び緊急消防援助隊の活動の調整に関すること。
- （２）緊急消防援助隊の部隊移動に関すること。
- （３）各種情報（被害状況、災害対策等の情報）の集約・整理に関すること。
- （４）愛知県災害対策本部航空運用 P T 及び保健医療調整本部並びに自衛隊、警察、海上保安庁、DMA T 等関係機関との連絡調整に関すること。
- （５）緊急消防援助隊の安全管理体制に関すること。
- （６）県内応援派遣本部との各種連絡調整に関すること。
- （７）その他必要な事項に関すること。

２ 調整本部は、様式 3、様式 4、様式 5 及び、様式 6 を活用し、運用するものとする。

（情報の共有） 【要請要綱第 31 条】

第 15 条 調整本部は、緊急消防援助隊動態情報システム、ヘリコプター動態システム及び SIP4D 利活用システム等を積極的に活用して、消防庁、代表消防機関、応援都道府県大隊等（都道府県大隊等とは、都道府県大隊、統合機動部隊、エネルギー・産業基盤災害即応部隊、NBC 災害即応部隊、土砂・風水害機動支援部隊（以下「応援都道府県大隊等」という。）へ情報を提供する。

２ 調整本部は、受援消防本部に対して、消防庁の緊急消防援助隊動態情報システムに消防活動全体に関わる重要な被害情報、応援都道府県大隊等への伝達事項等を入力するよう要請する。

３ 調整本部は、県内応援派遣本部に対して、消防庁の緊急消防援助隊動態情報システム等に県内応援部隊の活動状況等の情報を入力するよう要請する。

４ 被害状況は、地上からの情報収集のほか、消防防災ヘリコプター及びドローン等を有効に活用し、上空からも積極的に情報収集を行い、情報共有に努めるものとする。

（指揮支援部隊等の受入れ）【要請要綱別表 B、南海トラフアクションプラン】

第 16 条 調整本部は、調整本部で活動する指揮支援部隊の受入れを行う。

なお、派遣される指揮支援部隊は、災害の状況に応じ、次のとおりとなる。

災害の状況	指揮支援部隊長の所属する消防本部
原則	統括指揮支援隊指定順位第 1 位：名古屋市消防局
	統括指揮支援隊指定順位第 2 位：京都市消防局

南海トラフアクションプランの場合	重点受援県：名古屋市消防局 重点受援県以外：①東京消防庁②横浜市消防局 ③千葉市消防局④相模原市消防局 ⑤仙台市消防局⑥札幌市消防局 ※丸文字は、優先順位を示す。
------------------	---

- 2 調整本部は、愛知県に配備される指揮支援部隊が県外の部隊の場合、同部隊の搭乗するヘリコプターが、原則として愛知県警察本部屋上ヘリポートに着陸できるように、愛知県警察本部、総務省消防庁及び名古屋市消防航空隊と調整を行う。

また、同ヘリポートへの着陸が不可能な場合は、名古屋飛行場へ着陸するものとし、指揮支援部隊の同飛行場から愛知県庁への移動手段を確保する。

※ 県警屋上ヘリポートの使用航空機の条件等は、「愛知県緊急消防援助隊航空部隊及び航空指揮支援隊受援計画」の資料3を参照

- 3 調整本部は、指揮支援部隊のほか、受援消防本部及び消防庁から派遣される職員を本部員等として受け入れるため、同職員の宿泊場所を確保する。

（愛知県進出拠点及び到達ルート等の調整）【要請要綱第17条、運用要綱第21条】

第17条 調整本部は、災害の状況及び道路状況等を踏まえて、別紙7-1から愛知県進出拠点を選定し、消防庁と調整する。（決定は、消防庁が行う。）

別紙7-1「愛知県進出拠点及び到達ルート」

- 2 迅速出動及びアクションプランが適用された場合の進出拠点は、別紙7-2、7-3のとおりとなる。

なお、調整本部は、被害状況等により、愛知県進出拠点を変更する必要がある場合には、消防庁と調整し、消防庁が応援部隊へ連絡する。

別紙7-2「愛知県進出拠点（迅速出動の場合）」

別紙7-3「愛知県広域進出拠点及び進出拠点（南海トラフ地震の場合）」

- 3 調整本部は、進出拠点管轄消防本部職員又は愛知県職員を愛知県進出拠点に派遣する。
- 4 調整本部は、受援消防本部と調整の上、市町村進出拠点を決定するとともに、受援消防本部及び県災害対策本部と調整の上、宿営場所を選定し、消防庁と調整する。（決定は、消防庁が行う。）

別紙8「宿営場所」

- 5 調整本部は、受援消防本部と無線通信等の連絡体制について確認する。

（部隊配備の調整）【要請要綱第6条】

第18条 調整本部は、被災地が複数におよぶ場合には、消防庁及び県内応援派遣本部と、応援都道府県大隊並びに県内応援部隊に関する部隊配備の調整を

行う。

- 2 緊急消防援助隊の部隊配備は、原則として都道府県大隊又は部隊（指揮支援部隊及び航空部隊を除く。）を単位とし、指揮支援隊の所属する消防本部の部隊が含まれる都道府県大隊については、当該指揮支援隊の担当する区域に配備するよう調整する。
- 3 第1項の調整を行う場合、調整本部は愛知県及び市町村の災害対策本部等とも調整し、関係機関等による災害救助活動が連携して実施されるよう努める。
- 4 調整本部は、被災地消防本部が設置した指揮本部から、緊急消防援助隊の受入れ体制が整わないとの連絡があった場合には、名古屋市消防局とその任務に係る調整を行うものとする。
- 5 調整本部は、応援都道府県大隊の活動状況に応じて、応援部隊規模の増強縮小について調整を行い、新たな部隊の投入が行われない場合は、第20条に規定する部隊移動の検討を行う。

（進出拠点に到着した応援都道府県大隊等への情報提供）【運用要綱第23条】

第19条 調整本部は、応援都道府県大隊等が進出拠点に到着した時は、同大隊長から速やかに都道府県大隊名又は部隊名、規模、資機材等の報告を受けるとともに、応援先市町村の確認を行う。

- 2 調整本部は、進出拠点において、応援都道府県大隊等に対して次の情報提供を行う。
 - （1）被害状況
 - （2）活動方針
 - （3）活動地域及び任務
 - （4）安全管理に関する体制
 - （5）使用無線系統
 - （6）地理及び水利の状況
 - （7）その他活動上必要な事項
- 3 前2項に係る連絡調整については、第17条第3項の規定に基づき愛知県進出拠点へ派遣された職員が行う。

（愛知県知事の指示による部隊移動）【要請要綱第5章】

第20条 愛知県知事は、新たな部隊投入によりがたい次の場合において、愛知県内で既に行動している応援都道府県大隊に対し、他の被災市町村への部隊移動を指示することを検討する。

- （1）地理的要因により、新たな部隊の投入には時間を要し、人命救助のためそのいとまがない場合
 - （2）市街地が連たんした複数市町村が被災するなど、市町村境界をまたぎ、多数の災害が発生している場合
 - （3）緊急消防援助隊が不足し、新たな緊急消防援助隊の投入が不可能な場合
- 2 愛知県知事が、部隊移動を指示する場合は、都道府県大隊又は部隊単位を原

則とする。

ただし、航空小隊、水上小隊、特別の資機材を有している中隊の部隊移動を行うなど、災害の状況に照らし特別の事情がある場合は、この限りではない。

3 愛知県知事の指示による部隊移動の手続きは、次のとおりとする。

(1) 愛知県知事は、部隊の移動先、規模及び必要性を明示して、調整本部に部隊移動に関する意見を求める。

(2) 調整本部は、前項の意見を求められた場合は、緊急消防援助隊行動市町村の意見等を把握するよう努めるとともに、県内の被害状況、緊急消防援助隊及び県内応援部隊の状況を総合的に勘案して、愛知県知事に部隊移動に関する意見を回答する。

(3) 愛知県知事は、調整本部の意見を踏まえ、指揮支援本部長を経由して応援都道府県大隊等の部隊移動の指示を行う。

〔要請要綱別記様式 6-6〕 緊急消防援助隊の部隊移動の指示

(4) 愛知県知事は、部隊移動の指示を実施した場合は、速やかにその旨を部隊移動先の市町村長に通知する。

〔要請要綱別記様式 6-7〕 緊急消防援助隊の部隊移動通知

(5) 愛知県知事は、部隊移動の指示を実施した場合は、速やかにその旨を消防庁長官に通知する。

〔要請要綱別記様式 6-8〕 緊急消防援助隊の部隊移動通知

(6) 調整本部は、部隊移動の指示の内容を適切に記録しておく。

(7) 調整本部は、部隊移動を行う場合は、愛知県災害対策本部に対し、移動先部隊規模、移動経路等を連絡し、道路啓開、先導等の所要の措置を要請する。

（消防庁長官の求め又は指示による部隊移動）【要請要綱第 20 条】

第 21 条 消防庁長官の求め又は指示による部隊移動について、愛知県知事が意見を求められた場合の手続きは、次のとおりとする。

(1) 愛知県知事は、部隊の移動先、規模及び必要性を明示して、緊急消防援助隊行動市町村長に、部隊移動に関する意見を求める。

〔要請要綱別記様式 6-1〕 部隊移動に関する意見（照会）

(2) 前号により意見を求められた緊急消防援助隊行動市町村長は、愛知県知事を経由して消防庁長官に部隊移動に関する意見を回答する。

〔要請要綱別記様式 6-2〕 部隊移動に関する意見（回答）

(3) 愛知県知事は、県内の被害状況、緊急消防援助隊及び県内の消防応援の活動状況を総合的に勘案して、被災地市町村長等の意見を付して、消防庁長官に部隊移動に関する意見を回答する。

〔要請要綱別記様式 6-2〕 部隊移動に関する意見（回答）

(4) 調整本部は、消防庁長官が部隊移動の求め又は指示を行った場合、消防庁

長官から情報提供を受け、その旨緊急消防援助隊行動市町村長に連絡する。

〔要請要綱別記様式 6－4〕 緊急消防援助隊の部隊移動通知

(5) 愛知県知事は、消防庁長官から緊急消防援助隊の部隊移動通知を受けた場合は、速やかにその旨を部隊移動先の市町村の長に連絡する。

〔要請要綱別記様式 6－5〕 緊急消防援助隊の部隊移動通知

〔愛知県緊急消防援助隊受援計画様式 1－2〕 緊急消防援助隊緊急連絡

（愛知県知事による増隊要請）【要請要綱第 22 条】

第 22 条 愛知県知事は、緊急消防援助隊の活動状況を踏まえ、人員又は装備等の観点から緊急消防援助隊を増隊する必要があると判断した場合は、消防庁長官に増隊の要請を行う。

〔要請要綱別記様式 1－1〕 緊急消防援助隊の応援等要請

（受援市町村の長による増隊要請のための連絡）【要請要綱第 23 条】

第 23 条 受援市町村の長は、緊急消防援助隊の活動状況を踏まえ、人員又は装備等の観点から緊急消防援助隊を増隊する必要があると判断した場合には、愛知県知事に増隊が必要である旨を連絡するものとする。

〔要請要綱別記様式 1－2〕 応援等要請のための連絡事項

（活動報告等）【運用要綱第 31 条】

第 24 条 調整本部(指揮支援部隊長)は、指揮支援本部長及び航空指揮支援本部長から活動日報により報告を受け、取りまとめの上、消防庁長官へ報告するものとする。

〔運用要綱別記様式 2〕 緊急消防援助隊活動報告（日報）

（緊急消防援助隊の引揚げの決定等）【要請要綱第 24 条、25 条、26 条】

第 25 条 愛知県知事は、被災地市町村長から緊急消防援助隊の活動終了について連絡を受けた場合は、政府現地対策本部等と調整の上、緊急消防援助隊の引揚げを決定する。この場合において、消防庁長官、被災地市町村長及び指揮支援部隊長に対して直ちに電話によりその旨を通知するものとし、書面による通知をファクシミリにより速やかに行うものとする。

〔要請要綱別記様式 4－1〕 緊急消防援助隊の引揚げ決定通知

2 調整本部は、緊急消防援助隊の引揚げにあたり、指揮支援部隊長から次の事項の報告を受けるものとする。

- (1) 活動概要（場所、時間、隊数等）
- (2) 活動中の異常の有無
- (3) 隊員の負傷の有無
- (4) 車両、資機材等の損傷の有無

(5) その他必要な事項

- 3 調整本部は、緊急消防援助隊の引揚げ後も県内応援部隊による応援が継続して実施される場合は、県内応援派遣本部に必要な情報提供を行う。
 - 4 愛知県知事は、県内における緊急消防援助隊の活動がすべて終了した時点において、調整本部を廃止し、速やかに消防庁長官にその旨を連絡する。
- 〔愛知県緊急消防援助隊受援計画様式2〕 応援部隊活動報告書

(愛知県消防応援活動調整本部設置規程)

第26条 本章で定めるものの他調整本部の設置及び運営については、別に定める愛知県消防応援活動調整本部設置規程により、定めることとする。

第5章 代表消防機関が行う消防応援活動の調整等

(県内応援部隊の活動の調整)【要請要綱第3条、愛知県消防広域応援基本計画】

第27条 代表消防機関は、発災段階において、愛知県消防広域応援基本計画に基づき県内応援派遣本部を設置して、県内応援部隊の選定及び出動の取りまとめを行うとともに、緊急消防援助隊の応援要請の必要性について速やかに愛知県と連絡調整を行う。

- 2 代表消防機関は、緊急消防援助隊の出動が決定した場合は、調整本部に本部員を派遣する。なお、名古屋市消防局指揮支援隊を調整本部に派遣する場合は、指揮支援隊員が本部員を兼ねることとする。
- 3 代表消防機関は、調整本部及び指揮者と連携し、県内応援部隊の活動に関する総括及び管理を行う。

第6章 受援市町村における応援部隊の受入れ及び指揮

（派遣決定に伴う受援消防本部の措置）【運用要綱第11条】

第28条 受援消防本部は、応援都道府県大隊等及び指揮支援隊を受け入れるため、速やかに次の各号の措置を行うとともに、被災地での緊急消防援助隊の迅速かつ的確な活動等に資するため、指揮本部を設置するものとする。

- （1）調整本部等への情報提供
- （2）市町村進出拠点及び宿営場所等の選定
- （3）調整本部への本部員の派遣
- （4）指揮支援本部等の設置場所の確保
- （5）応援都道府県大隊等への情報提供

2 指揮本部は、被災地における消防の指揮に関するもののほか、次の事務をつかさどる。

- （1）被害情報の収集に関すること。
- （2）被害状況並びに受援消防本部及び消防団の活動に係る記録に関すること。
- （3）緊急消防援助隊の受援体制の確立及び受援活動の実施に関すること。
- （4）その他緊急消防援助隊の受援に必要な事項に関すること。

3 指揮本部は、市町村が行う災害対策及び自衛隊、警察、海上保安庁、DMAT等関係機関との活動調整を図るため、市町村災害対策本部と緊密に連携を図るものとし、原則として、当該市町村災害対策本部に職員を派遣するものとする。

（市町村進出拠点及び宿営場所等の選定及び調整本部等への情報提供）【要請要綱第17条】

第29条 受援消防本部は、応援要請後、次に係る情報を速やかに調整本部へ提供するとともに、消防庁の緊急消防援助隊動態情報システムに消防活動全体に関わる重要な被害情報、応援都道府県大隊等への伝達事項等を入力する。

- （1）緊急消防援助隊の応援を必要とする地域
- （2）市町村進出拠点
- （3）緊急消防援助隊の到達ルート（愛知県進出拠点から市町村進出拠点まで）

2 受援消防本部は、市町村災害対策本部と調整のうえ、原則として別紙8から応援都道府県大隊の宿営場所を選定し、調整本部に連絡する。（決定は、消防庁長官が行う。）

別紙8「宿営場所」

（調整本部への本部員の派遣）【要請要綱第 14 条】

第 30 条 受援消防本部は、調整本部へ職員を派遣する。ただし、災害状況等により派遣困難な場合はこの限りでない。

（指揮支援本部等の設置場所の確保）【運用要綱第 25 条】

第 31 条 受援消防本部は、緊急消防援助隊指揮支援本部（以下「指揮支援本部」という。）の設置場所を指揮本部及び市町村災害対策本部と緊密に連携を図ることができる場所に確保する。

また、必要に応じて応援都道府県大隊本部の設置場所も確保する。

（応援都道府県大隊等の到着及び情報提供）【要請要綱第 14 条】

第 32 条 受援消防本部は、応援部隊が市町村進出拠点へ到着した時は、速やかに、隊名、人員、車両、資機材の内容について報告を受ける。

2 受援消防本部は、次の情報を応援部隊へ提供する。

- （1）被害状況
- （2）活動方針
- （3）愛知県内の消防応援活動に係る指揮体制
- （4）活動地域及び任務
- （5）緊急消防援助隊の安全管理上必要な情報
- （6）使用無線系統
- （7）指揮支援本部、都道府県大隊本部の設置場所
- （8）地理（関係機関等）の情報・広域地図、住宅地図等
- （9）水利の情報
 - ・ 水利・・・住宅地図等に種別、所在地、管口径、水量等を記載
 - ・ 防火水槽等・・・施錠（鍵の有無）、吸水時の注意事項など水利確保に必要な情報を記載
 - ・ 消火栓スピンドルドライバーの情報
- 別紙 9 「市町村別消火栓スピンドルドライバー」
- （10）その他活動上必要な事項
- 別紙 10 「燃料補給施設」

（指揮支援本部の設置及び所掌事務）【運用要綱第 25 条】

第 33 条 被災地には、指揮支援部隊長の指示により、指揮支援本部が設置され、その本部長には、派遣された指揮支援隊長を第 1 順位として指揮支援部隊長から指名される。

2 指揮支援本部は、受援市町村名を冠称し、「〇〇市町村緊急消防援助隊指揮支援本部」と呼称する。

3 指揮支援本部は、次の事務をつかさどる。

- (1) 被害状況、市町村が行う災害対策等の各種情報の集約及び整理に関すること。
- (2) 被災地の消防本部、消防団、県内応援部隊及び緊急消防援助隊の陸上に係る活動調整に関すること。
- (3) 緊急消防援助隊の安全管理に関すること。
- (4) 自衛隊、警察、海上保安庁、DMAT等関係機関との活動調整に関すること。
- (5) 指揮本部又は市町村災害対策本部への隊員の派遣に関すること。
- (6) 調整本部に対する報告に関すること。
- (7) 被害状況及び緊急消防援助隊の活動に係る記録に関すること。
- (8) その他必要な事項に関すること。

（都道府県大隊本部の設置及び所掌事務）【運用要綱第 28 条】

第 34 条 応援都道府県大隊長は、必要に応じて都道府県大隊本部を設置し、その本部長には、都道府県大隊長が就く。

2 都道府県大隊本部は、応援都道府県名を冠称し、「〇〇都道府県大隊本部」と呼称する。

3 都道府県大隊本部は、次の事務をつかさどる。

- (1) 都道府県大隊の活動管理に関すること。
- (2) 隊員の安全管理に関すること。
- (3) 都道府県大隊の後方支援に関すること。
- (4) 被害状況及び都道府県大隊の活動に係る記録（動画及び静止画によるものを含む。）に関すること。
- (5) 被災地消防本部、消防団及び県内応援部隊との活動調整に関すること。
- (6) 指揮支援本部に対する報告に関すること。
- (7) 他の都道府県大隊等との調整に関すること。
- (8) その他必要な事項に関すること。

（現地合同調整所の設置）【運用要綱第 29 条】

第 35 条 指揮者は、災害現場において、自衛隊、警察、海上保安庁、DMAT等関係機関間における情報共有及び活動調整等を行うため、必要に応じて現地合同調整所を設置する。

2 現地合同調整所の会議には、指揮支援本部長により、都道府県大隊長、統合機動部隊長、エネルギー・産業基盤災害即応部隊長、NBC災害即応部隊長、土砂・風水害機動支援部隊長、県内応援部隊長の中から必要とされた者が参画する。

（緊急消防援助隊の引揚げ）【要請要綱第 24 条】

第 36 条 受援市町村長は、指揮支援本部長からの活動報告、現地合同調整所における調整結果等を総合的に勘案し、区域内における緊急消防援助隊の活動終了を判断するものとし、愛知県知事へ直ちに電話によりその旨を連絡するものとする。

〔愛知県緊急消防援助隊受援計画様式 2〕 応援部隊活動報告書

第7章 その他

（消防本部における事前準備）

第 37 条 各消防本部は、あらかじめ次の情報について図表、地図等に整理し、緊急消防援助隊の応援要請時に応援部隊に配布できるよう整備しておく。

- （１）各部隊の進出拠点
- （２）宿営場所
- （３）ヘリコプターの離着陸場
- （４）水利等の情報
- （５）燃料補給施設
- （６）医療機関
- （７）住民の避難場所

2 各消防本部は、大規模災害発生時に消防活動が円滑に実施できるよう燃料・食料・重機等の確保に関する協定を関係業者と締結するよう努め、応援部隊に迅速に提供できるように体制を整備する。

（消防本部の受援計画）【運用要綱第 39 条】

第 38 条 消防本部の長は、当該消防本部が管轄する市町村が被災し、緊急消防援助隊並びに県内応援部隊の応援等を受ける場合の受援計画を策定するものとする。

2 受援計画に定める事項は、次に掲げるとおりとする。

- （１）指揮本部の運営体制及び早期設置に関すること。
- （２）緊急消防援助隊の早期受入れに係る関係機関との連絡調整に関すること。
- （３）進出拠点（県内進出拠点、市町村進出拠点）、当該拠点への連絡員の派遣及び連絡体制に関すること。
- （４）宿営場所その他緊急消防援助隊の活動に必要な拠点の確保に関すること。
- （５）救助活動拠点施設（南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成 14 年法律第 92 号）に規定する救助活動のための拠点施設をいう。）の運用に関すること。
- （６）緊急消防援助隊の活動に必要な情報の提供に関すること。
- （７）燃料補給、物資補給等の後方支援体制に関すること。
- （８）ヘリコプターの離着陸場等の航空機の受入れに関すること。
- （９）その他必要な事項に関すること。

3 消防本部の長は、受援計画の策定及び変更に当たっては、愛知県の受援計画、愛知県地域防災計画及び管轄する市町村の地域防災計画の内容と整合を図る

ものとする。

- 4 消防本部の長は、受援計画を策定又は変更した場合は、愛知県知事に報告する。
- 5 前項の報告を受けた知事は、本県に係る第一次出動都道府県大隊及び出動準備都道府県大隊の都道府県の知事並びに当該都道府県に対応する指揮支援隊の属する消防本部の長に対して、情報提供するものとする。

(航空小隊の受援計画)

第 39 条 航空小隊の受援計画は、「愛知県緊急消防援助隊航空部隊及び航空指揮支援隊受援計画」を参照する。

- 2 ヘリコプター（航空小隊）の燃料補給体制については、通常マイナミ空港サービス株式会社が行うが、緊急時にあつては愛知県防災安全局防災部消防保安課防災航空グループ及び燃料備蓄基地管轄の消防本部が場外補給場所まで搬送する。

(その他)

第 40 条 この計画に定めるもののほか、緊急消防援助隊の受援に関して必要な事項は別に定めるものとする。

<参考 制定、改訂の経過>

平成 17 年 3 月 31 日	施 行
平成 21 年 2 月 16 日	全部改正
平成 24 年 10 月 15 日	全部改正
平成 25 年 4 月 1 日	一部改正
平成 28 年 4 月 1 日	全部改正
平成 29 年 5 月 18 日	一部改正
平成 30 年 6 月 12 日	一部改正
令和 2 年 3 月 16 日	一部改正
令和 2 年 10 月 13 日	一部改正
令和 3 年 7 月 30 日	一部改正
令和 4 年 4 月 21 日	一部改正
令和 5 年 4 月 13 日	一部改正
令和 6 年 8 月 2 日	一部改正

第1章 総則

（目的）

第1 この計画は、本市消防本部管内において、地震、水火災等による大規模な災害又は特殊な災害が発生し、消防組織法（昭和22年法律第226号）第39条第2項の規定に基づく愛知県消防相互応援協定（以下「消防相互応援協定」という。）による応援又は同法第44条の規定に基づく緊急消防援助隊の応援等を受ける場合において、応援隊が迅速かつ効果的に活動できる体制を確保するため、必要な事項を定める。

（用語の定義）

第2 用語については別表第1のとおりとする。

第2章 応援等の要請

（応援等要請の基準）

第3 指揮者（消防長）は、災害により次に掲げる被害等が発生した場合、消防の応援等の必要性について判断するものとする。

1 愛知県消防広域応援の要請基準

（1）風水害

ア 日光川（2級河川）又はそれらの支流が氾濫し、市内において概ね3分の1以上の範囲で浸水深1.0mを超えている場合又は超えると見込まれる場合

イ 119番通報時にトリアージを実施し、人的被害のおそれがある事案のみに対応してもなお、未対応事案が発生している場合若しくは未対応事案の発生が見込まれる場合又は既に出動している事案のうち十分に対応できていない事案がある場合で、特に、指揮者（消防長）が必要と認める場合

（2）火災

ア 4件以上の建物火災が同時に発生し、かつ、指揮者（消防長）が必要と認める場合

イ 1件の火災で30棟以上の建物火災が発生している場合又は発生すると見込まれ、かつ、指揮者（消防長）が必要と認める場合

（3）上記以外の災害で、甚大な被害が見込まれる場合

高速道路、自動車専用道路等の倒壊・落橋が認められる場合又は鉄道の脱線・転覆がある場合等

2 緊急消防援助隊の要請基準

（1）地震

ア 中高層建物の倒壊又は層破壊が発生している場合

イ 震度6強以上で8件以上の建物の倒壊及び火災又はそれらが見込まれる場合

ウ 火災、救助及び救急の未対応事案が発生している場合若しくは未対応事案の発生が見

込まれる場合又は既に出動している事案のうち十分に対応できていない事案がある場合で、特に、指揮者（消防長）が必要と認める場合

（２）風水害

ア 木曽川（１級河川）が氾濫し、市内において概ね３分の１以上の範囲で浸水深１．０ｍを超えている場合又は超えると見込まれる場合

イ １１９番通報時にトリアージを実施し、人的被害のおそれがある事案のみに対応してもなお、未対応事案が発生している場合若しくは未対応事案の発生が見込まれる場合又は既に出動している事案のうち十分に対応できていない事案がある場合で、特に、指揮者（消防長）が必要と認める場合

（３）上記以外の災害で、甚大な被害が見込まれる場合

高速道路、自動車専用道路等の倒壊・落橋が認められる場合又は鉄道の脱線・転覆がある場合等

（愛知県内応援隊の応援要請の手続）

第４ 指揮者（消防長）は、第３の１に基づき応援等が必要であると判断した場合には、直ちに愛知県消防広域応援基本計画に基づき、愛知県内応援隊の応援要請を行うものとする。

２ 指揮者（消防長）は、前項の連絡を行う場合、災害の状況及び応援に必要な隊の種別、規模、活動場所等、応援活動に必要な情報を付するものとする。（愛知県消防広域応援基本計画様式１、２）

（緊急消防援助隊の応援等要請の手続）

第５ 緊急消防援助隊の応援等要請の判断は、第３の２に基づき行うものとし、当該要請に係る連絡は、別図第１のとおり行うものとする。

２ 指揮者（消防長）は、愛知県内応援隊の出動が困難な場合又は愛知県内応援隊のみでは十分な対応が困難と判断した場合（被害の詳細が把握できず対応の可否を判断できない場合を含む。）は、知事に対して、緊急消防援助隊の応援等が必要である旨を直ちに電話により連絡するものとする。なお、この判断に当たって、必要に応じて代表消防機関（名古屋市消防局）の意見を聴くものとする。

３ 指揮者（消防長）は、次に掲げる事項が明らかになり次第、知事に電話により連絡するものとする。詳細な災害の状況及び応援等に必要な隊の種別・規模等に関する書面による連絡は、これらを把握した段階でファクシミリ（これと併せて電子メールによっても可能とする。以下同じ。）により速やかに行うものとする。（要請要綱別記様式１－２）

（１）災害の概況

（２）出動が必要な区域や活動内容

（３）その他緊急消防援助隊の活動のために必要な事項

４ 指揮者（消防長）は、前項に規定する連絡を行った場合において、特に必要があると認めるときは、その旨及び災害の状況を長官に直ちに電話により連絡するものとする。

５ 指揮者（消防長）は、知事に対して第２項の連絡ができない場合には、その旨を長官に直ちに電話により連絡するものとし、第３項各号に掲げる事項が明らかになり次第電話により連絡

するものとする。詳細な災害の状況及び応援等に必要な隊の種別・規模等に関する書面による連絡は、これらを把握した段階でファクシミリにより速やかに行うものとする。（要請要綱別記様式１－２）

（迅速出動及びアクションプラン等適用時の対応）

第６ 指揮者（消防長）は、要請要綱第５条に規定する緊急消防援助隊の出動準備又は要請要綱第２９条に規定する緊急消防援助隊の迅速出動が適用となる愛知県内で最大震度６弱以上の地震が発生した場合は、直ちに被害状況の収集、緊急消防援助隊の応援が必要な地域等の確認を行い、知事に対して報告するものとする。

２ 指揮者（消防長）は、地震発生後、アクションプランに示されている適用基準に該当すると判断した場合は、消防庁及び愛知県からのアクションプラン適用の連絡を待つことなく、速やかに次章に定める受援体制を整えるものとする。

第３章 受援体制

（指揮本部の設置）

第７ 指揮者（消防長）は、愛知県内応援隊又は緊急消防援助隊の出動が決定した場合は、応援隊の迅速かつ的確な活動等に資するため、指揮本部を設置するものとする。

２ 指揮本部の設置場所は、一宮消防署本署１階東事務室とする。ただし、被災等により指揮本部を当該場所に設置できない場合は、消防指令センター１階西事務室（２階通信指令課前室を含む）に設置することとする。なお、当該建物全体が被災した場合は、尾西消防署に設置することとする。

３ 指揮本部の本部長は、消防長をもって充てるものとする。

４ 指揮本部は、次に掲げる事務を行うものとする。

（１）被害状況（ライフラインの状況、道路の通行可否を含む。）の収集に関すること。

（２）被害状況並びに消防本部及び消防団の活動に係る記録に関すること。

（３）愛知県内応援隊又は緊急消防援助隊の受援体制の確立及び受援活動の実施に関すること。

（４）その他の受援に必要な事項に関すること。

５ 指揮本部の業務及び各業務の責任者等は、別表第２のとおりとする。

６ 指揮本部は、様式１、様式２及び様式３を活用し、運用するものとする。

（緊急消防援助隊の受入れ対応）

第８ 指揮本部は、指揮支援部隊長より指揮支援本部を設置するとの連絡を受けた場合、指揮支援本部を設置する候補場所（一宮市役所本庁舎内の指定箇所）を報告し、指揮支援本部の設置場所が決定した際は、調整本部（調整本部が設置されない場合は都道府県災害対策本部。以下同じ。）と調整の上、指揮支援隊を受入れるヘリコプター離着陸場所や当該離着陸場から指揮支援本部までの移動手段の確保等を行うものとする。

２ 指揮本部は、緊急消防援助隊到着までに、被害状況の集約、地図及び貸出し資機材の準備、派遣する職員の調整を行うなど受入れ体制を整えるとともに、緊急消防援助隊到着後は、受入

れ対応に注力するものとする。

3 指揮本部は、指揮支援本部長が指揮支援本部に到着後、速やかに被害状況、自消防本部及び消防団の活動状況、愛知県内応援隊の編成状況及び活動状況等を報告するものとする。

4 指揮本部は、緊急消防援助隊の受入れ体制が整わないと判断する場合は、都道府県及び代表消防機関に速やかにその任務に係る調整を求めるものとする。

（緊急消防援助隊の進出拠点及び宿営場所の協議）

第9 指揮本部は、災害の状況、道路の状況、緊急消防援助隊の規模等を考慮し、緊急消防援助隊の進出拠点及び宿営場所について、調整本部と協議するものとする。

2 緊急消防援助隊の進出拠点及び宿営場所の候補地は、別表第3のとおりとする。

（指揮本部員等の派遣）

第10 指揮本部は、情報収集、活動調整及び受入れ調整等のため、別表第4のとおり指揮本部員等を派遣するものとする。

第4章 指揮体制及び通信運用体制

（指揮体制等）

第11 指揮者（消防長）又は指揮者から委任を受けた者は、愛知県内応援隊の指揮を行うとともに、緊急消防援助隊指揮支援本部長の補佐を受け緊急消防援助隊の都道府県大隊及び各部隊（指揮支援部隊及び航空部隊を除く。）の指揮を行うものとする。

2 指揮者（消防長）又は指揮者から委任を受けた者は、ヘリベース指揮者又は都道府県災害対策本部に航空運用調整班が設置されている場合には同班に対し、航空に係る活動要請を行うものとする。

（通信運用体制）

第12 無線通信運用体制及び使用無線波は、別表第5のとおりとする。

2 消防救急デジタル無線の共通波の設備整備状況は別表第6のとおりとする。

第5章 消防応援活動の調整等

（任務付与）

第13 指揮者（消防長）又は指揮者から委任を受けた者は、次に掲げる事項について、到着した愛知県内応援隊及び緊急消防援助隊に対して情報提供を行うとともに、様式4により任務付与するものとする。

（1）被害状況

（2）活動方針

（3）活動地域及び任務

（4）安全管理に関する体制

- (5) 使用無線系統
 - (6) 地理及び水利の状況
 - (7) 燃料補給場所
 - (8) その他活動上必要な事項
- (関係機関との活動調整)

第 14 指揮者（消防長）は、一宮市災害対策本部等において、自衛隊、警察、海上保安庁、DMA T 等関係機関間における情報共有及び活動調整等を行うため、必要に応じて活動調整会議を開催するものとする。

- 2 指揮本部は、災害現場において、自衛隊、警察、海上保安庁、DMA T 等関係機関間における情報共有及び活動調整等を行うため、必要に応じて、現地合同調整所を設置するものとする。
- 3 現地合同調整所の指揮は、原則、災害現場の管轄消防署長又は管轄消防署長が指名した者が行う。
- 4 現地合同調整所の指揮者は、必要に応じて会議を開催し、次に掲げる事項について調整することとする。

なお、指揮支援本部長と調整し、都道府県大隊長、統合機動部隊長、エネルギー・産業基盤災害即応部隊長、NBC 災害即応部隊長、土砂・風水害機動支援部隊長、都道府県大隊等の中の代表消防機関又は代表消防機関代行に属する中隊長、愛知県内応援隊の代表者の中から必要な者を現地合同調整所の会議に参画させるものとする。

- (1) 役割分担
- (2) 活動エリア
- (3) 活動時間
- (4) 活動の中止基準
- (5) 検索救助活動におけるマーキングの手法
- (6) 緊急避難等の合図
- (7) 連絡手段
- (8) その他活動上、必要な事項

(応援隊との連携)

第 15 災害現場の管轄消防署長は、愛知県内応援隊及び緊急消防援助隊と緊密に連携を図るため、別表第 4 のとおり職員等を派遣するものとする。

(資機材の貸出し及び地図の配布)

第 16 指揮本部又は災害現場の管轄消防署は、愛知県内応援隊及び緊急消防援助隊に対してスピンドルドライバー及びその他活動上必要な資機材を可能な範囲で貸し出すものとする。

- 2 スピンドルドライバーの口径及び形状は、「先端 4.0 センチ四角×根本 4.0 センチ四角」である。
- 3 指揮本部又は災害現場の管轄消防署は、愛知県内応援隊及び緊急消防援助隊に対して、必要に応じて次に掲げる地図を配布するものとする。

- (1) 広域地図（現有数が少ないため、指揮支援隊保有の可搬型端末で、支援情報共有ツールを

活用依頼する)

- (2) 住宅地図(署保有の地図を各隊に1冊配布)
- (3) ヘリコプターの離着陸場所位置図
- (4) 燃料補給場所位置図
- (5) 消防水利位置図
- (6) 物資等の調達可能場所位置図
- (7) 救急搬送医療機関位置図

(ヘリコプターの離着陸場等)

第17 ヘリコプターの離着陸場は、別表第7のとおりとする。

- 2 指揮本部は、ヘリベース指揮者と調整の上、必要がある場合は、別表第4のとおりフォワードベース及びランディングポイントに安全管理員を派遣するものとする。

(燃料補給場所)

第18 陸上隊及び水上小隊の燃料補給場所は、別表第8のとおりとする。なお、燃料補給体制を確保するため、災害時における燃料等の供給に関する協定に基づき、速やかに締結団体と調整しておくものとする。

災害時の情報収集及び提供並びに応急措置資機材等の提供等に関する協定(石油商業組合)

- 2 予防課は、陸上隊及び航空隊の燃料補給を行うことを目的として、消防法第10条第1項ただし書の規定に基づく「危険物の仮貯蔵・仮取扱」の申請があったとき、速やかに手続を行うものとする。

(物資等の調達)

第19 指揮本部は、食糧及び仮設トイレ等の調達が必要と判断した場合は、災害時における物資調達に関する協定に基づき、要請するものとする。

災害時における精米の調達に関する協定(愛知西農業協同組合)

災害時における精米の調達に関する協定(山水米本舗株式会社)

災害時における生活物資の確保及び調達に関する協定

(株式会社平和堂東海、株式会社名鉄百貨店、ユニー株式会社一宮店、株式会社カネス工)

災害時における生活物資の確保及び調達に関する協定(イオン株式会社木曽川店)

災害救助物資の緊急調達に関する協定(株式会社東海パン)

災害時における物資提供に関する協定(コカ・コーラセントラルジャパン株式会社)

(緊急消防援助隊の部隊移動)

第20 緊急消防援助隊の部隊移動に関する手続は、別図第2又は別図第3のとおり行うものとする。

- 2 指揮者(消防長)は、長官又は知事から緊急消防援助隊の部隊移動について意見を求められた場合は、知事に対して要請要綱別記様式6-2により回答するものとする。

（緊急消防援助隊の増隊要請）

第 21 指揮者（消防長）は、緊急消防援助隊の活動状況を踏まえ、人員又は装備等の観点から緊急消防援助隊を増隊する必要があると判断した場合には、調整本部長に増隊の要請を行うものとする。

第6章 応援等の引揚げの判断

（愛知県内応援隊の活動終了に関する連絡）

第 22 指揮者（消防長）は、愛知県内応援隊からの活動報告、現地合同調整所における調整結果等を総合的に勘案し、愛知県内応援隊の活動終了を判断し、引揚げを決定するものとする。

（緊急消防援助隊の活動終了に関する連絡）

第 23 指揮者（消防長）は、指揮支援本部長からの活動報告、現地合同調整所における調整結果等を総合的に勘案し、緊急消防援助隊の活動終了を判断するものとし、知事へ直ちに電話によりその旨を連絡するものとする。

第7章 その他

（情報共有）

第 24 指揮本部は、緊急消防援助隊動態情報システム、支援情報共有ツール、ヘリコプター動態管理システム等を積極的に活用し、緊急消防援助隊及び愛知県内応援隊等との情報共有に努めるものとする。特に、緊急消防援助隊動態情報システム及び支援情報共有ツールを活用し、被害状況や活動状況を撮影した動画及び静止画の共有に努めるものとする。

2 被害状況は、地上からの情報収集のほか、消防防災ヘリコプター及びドローン等を有効に活用し、上空からも積極的に情報収集を行い、情報共有に努めるものとする。

（訓練）

第 25 消防長は、原則年 1 回、受援訓練を消防本部内で実施するものとする。

（受援計画の変更）

第 26 消防長は、受援計画を策定又は変更した場合は、知事に報告するものとする。

附 則

この計画は、令和 3 年 1 月 1 日から施行する。

用語の定義

No.	用語	内容	備考
1	法	「消防組織法（昭和22年12月23日法律第226号）」をいう。	
2	応援等	法第44条第1項の消防の応援等をいう。	
3	指揮者	被災地の市町村長又は当該市町村長の委任を受けた消防長をいう。	基本計画 第2章第5節1(4)
4	要請要綱	「緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱（平成27年3月31日消防広第74号）」をいう。	
5	運用要綱	「緊急消防援助隊の運用に関する要綱（平成16年3月26日消防震第19号）」をいう。	
6	長官	消防庁長官をいう。	
7	迅速出動	法第44条に基づき、あらかじめ長官と都道府県知事及び市町村長の間で一定条件付きの緊急消防援助隊の出動等に関する措置要求等の準備行為を行っておき、災害等の規模が該当条件を満たした場合に当該措置要求を行い、これに応じて出動することをいう。	要請要綱第2条 (14)
8	アクションプラン	「緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画」第4章4に基づき、消防長長官が別に定めた出動に係る計画。具体的には、「南海トラフ地震におけるアクションプラン」及び「首都直下地震におけるアクションプラン」を指す。	
9	指揮支援部隊	大規模災害又は特殊災害の発生に際し、ヘリコプター等で緊急に被災地へ赴き、災害に関する情報を収集し、長官及び関係のある都道府県知事等に伝達するとともに、被災地における緊急消防援助隊に係る指揮が円滑に行われるように支援活動を行うことを任務とする部隊をいう。	基本計画 第2章第5節1(1)
10	指揮支援部隊長	指揮支援部隊を統括し、被災地に係る都道府県災害対策本部長又は調整本部長を補佐し、及び指揮を受け被災地における緊急消防援助隊の活動を管理することを任務とする者をいう。	基本計画 第2章第5節1(3)
11	指揮支援本部	被災地の消防本部及び消防団、都道府県内消防応援隊並びに緊急消防援助隊の活動調整、関係機関との活動調整、調整本部に対する報告等を行うため、指揮支援隊長等を本部長として被災地に設置する本部をいう。	運用要綱第25条
12	指揮支援隊長	被災地の指揮者を補佐し、及び指揮者の指揮を受け被災地における緊急消防援助隊の活動を管理することを任務とする者をいう。	基本計画 第2章第5節1(4)
13	調整本部	被災地の応援等のため当該都道府県及び当該都道府県の区域内の市町村が実施する措置の総合調整を円滑に実施するため、被災地の属する都道府県知事が設置する消防応援活動調整本部をいう。	法第44条の2
14	都道府県大隊長	都道府県大隊を統括して被災地へ赴くとともに、指揮支援隊長の管理を受け、被災地における都道府県大隊の活動を管理することを任務とする者をいう。	基本計画 第2章第2節3
15	統合機動部隊	長官の出動の求め又は指示後、迅速に出動し、被災地において消防活動を緊急に行うとともに、都道府県大隊が後続する場合に当該都道府県大隊の円滑な活動に資する情報の収集及び提供を行うことを任務とする。	基本計画 第2章第5節2
16	エネルギー・産業基盤災害即応部隊（ドラゴンハイパー・コマンドユニット）	石油コンビナート、化学プラント等エネルギー・産業基盤の立地する地域における特殊災害に対し、高度かつ専門的な消防活動を迅速かつ的確に行うことを任務とする部隊をいう。	基本計画 第2章第5節3

No.	用語	内容	備考
17	NBC災害即応部隊	NBC災害（緊急消防援助隊に関する政令（平成15年8月29日政令第379号）第1条に規定する原因により生ずる特殊な災害をいう。）に対し、高度かつ専門的な消防活動を迅速かつ的確に行うことを任務とする部隊をいう。	基本計画 第2章第5節4
18	土砂・風水害機動支援部隊	土砂災害又は風水害に対し、他の都道府県大隊等と連携し、重機等を用いた消防活動を迅速かつ的確に行うことを任務とする部隊をいう。	基本計画 第2章第5節5
19	進出拠点	緊急消防援助隊が被災地に進出するための目標とする拠点（一次的に集結する場所を含む。）をいう。	運用要綱第2条(15)
20	代表消防機関	消防庁長官が、都道府県ごとに、消防機関の推薦に基づき定めた当該都道府県大隊の出動に関する調整を行う消防機関をいう。	基本計画 第2章第2節2
21	代表消防機関代行	代表消防機関が被災等によりその任務を遂行できない場合にその任務を代行する消防機関をいう。	
22	ヘリベース指揮者	航空機の活動拠点で航空機を用いた消防活動の指揮を行う者をいう。	基本計画 第2章第5節1(5)
23	フォワードベース	被災地近傍の飛行場外離着陸場等で、ヘリベースに都度帰投することなく航空活動を安全にかつ効率的に継続することを目的として設置する離着陸、給油、人員の乗降機、装備・物資等の積み降ろしが可能な拠点をいう。	
24	ランディングポイント	ヘリベース、フォワードベース以外で、救助者や緊急物資の陸上部隊引継ぎなどの災害対応のための離着陸を行う地点をいう。	
25	陸上隊	航空指揮支援隊、航空部隊及び水上小隊以外の隊をいう。	
26	航空隊	法第30条第3項に規定する都道府県の航空消防隊又は航空機を用いた消防活動を行う消防本部の消防隊をいう。	運用要綱第2条(11)
27	部隊移動	法第44条の規定に基づく長官の措置の求め又は指示により、被災地において既に行動している緊急消防援助隊が都道府県をまたいで別の被災地へ出動すること、又は法第44条の3の規定に基づく都道府県知事の指示により、被災地において既に行動している緊急消防援助隊が当該都道府県内の別の被災地に出動することをいう。	要請要綱第2条(18)

指揮本部業務分担表

担当業務	初動時 優先業務	責任者	備 考
被害情報の収集、整理、分析	優先	本署消防 1・2課長	出動隊からの情報収集
応援隊に対する情報提供	優先		- 被害状況 - 活動状況 - 道路の通行障害 - 燃料補給場所 - ヘリコプターの離着陸場所 - 共通波設備の整備状況 等
応援隊に対する任務付与、活動状況の整理			
消防庁、調整本部、市町村災害対策本部との連絡調整	優先	総務課長	緊急消防援助隊動態情報システム、支援情報共有ツール等も閲覧し活用
関係機関との活動調整 (警察、自衛隊、海上保安庁、DMAT等)			
派遣職員の派遣調整	優先	管理課長	- 派遣者選定 - 携行品準備
宿営場所の選定、設営調整			
燃料の調達			給油場所のみでは十分に供給できない場合に調達
食糧・仮設トイレ等物資の調達、輸送			宿営場所、長期の活動が見込まれる現場等へ必要に応じて仮設トイレを調達
重機・車両・資機材等の手配			不足する場合、協定に基づく手配や都道府県内消防本部へ支援を依頼
応援隊への地図の提供		通信指令課長	- 広域地図（通行障害を含む） - 住宅地図 - ヘリコプターの離着陸場所 - 燃料補給場所 - 消防水利位置図 - 救急搬送医療機関位置図 - 物資等の調達場所 等
活動記録			- 時系列の整理 - 動画、静止画の撮影 - 資料の整理、保存

進出拠点・宿営場所 候補地

進出拠点

受入 方面	進出拠点名 住所	最寄IC	駐車台数枠(台)	連絡先	給油施設 有無
西	尾張一宮PA（上り線） 一宮市千秋町	一宮IC	大型車：91 普通車：83	NEXCO中日本 羽島・保全サービスセンター 058-398-3361 ※不在時 一宮道路管制センター 0586-81-2933	—
東	いちい信金スポーツセンター （愛知県一宮総合運動場） 一宮市千秋町佐野字向濃756	一宮IC	450	いちい信金スポーツセンター 0586-77-0500	—

宿営場所

屋内	名称 所在地	収容人数(人) 3㎡/1人	土地状況 ※屋外の場合	駐車台数枠(台)	連絡先
—	いちい信金スポーツセンター （愛知県一宮総合運動場） 一宮市千秋町佐野字向濃756	19,000 （避難者含む）	アスファルト、土	450	いちい信金スポーツセンター 0586-77-0500
—	奥町公園 一宮市奥町字宮郭7他	7,000 （避難者含む）	アスファルト、土	121	一宮市役所 スポーツ課 施設グループ 0586-85-7079 ※不在時 一宮市役所本庁舎宿直に連絡
○	一宮市総合体育館 一宮市光明寺字白山前20番地	1,600 （避難者含む）	—	500	一宮市総合体育館 0586-53-6300 ※不在時 一宮市役所本庁舎宿直に連絡
○	尾西グリーンプラザ 一宮市富田字砂原2120-2	400	—	153	一宮市役所 スポーツ課 施設グループ 0586-85-7079 ※不在時 一宮市役所本庁舎宿直に連絡

受援に係る派遣先

派遣先・担当業務	派遣期間	派遣調整 責任者	担当所属	携行品	備考
指揮支援隊 送迎員 (ヘリコプター離着陸場→指揮支援本部)	ヘリ輸送による到着時のみ	管理課長	管理課	・携帯電話 ・消防無線（携帯型） ・誘導棒	2名派遣（主査以上1名、担当1名）
宿営場所 連絡調整員 ・宿営施設との現地調整 ・受入れ後の施設の説明 ・配置レイアウト案の提示	緊援隊到着前～引揚げ			・携帯電話 ・消防無線（携帯型） ・愛知県緊急消防援助隊受援計画 ・一宮市消防本部受援計画 ・管内地図 ・誘導棒 ・照明器具 ・カメラ	2名派遣（司令補1名、担当1名）
都道府県調整本部 連絡調整員 ・調整本部の運営 ・活動状況の共有 ・指揮本部との連絡調整 ・関係機関との調整	応援等要請～調整本部廃止 24時間派遣	総務課長	総務課 予防課	・携帯電話 ・愛知県緊急消防援助隊受援計画 ・一宮市消防本部受援計画 ・管内地図	【事前派遣指名者】 （災害初期） 総務課専任課長 （交代要員） 予防課専任課長
市町村災害対策本部 連絡調整員 ・市町村災害対策本部の運営 ・活動状況の共有 ・指揮本部との連絡調整 ・関係機関との調整	市町村災害対策本部設置後～活動終了 24時間派遣	総務課長	総務課	・携帯電話 ・消防無線（携帯型） ・愛知県緊急消防援助隊受援計画 ・一宮市消防本部受援計画 ・管内地図	【事前派遣指名者】 （災害初期） 庶務担当課長補佐 （交代要員） 予防担当課長補佐
愛知県進出拠点 連絡員 ・隊名、規模、連絡先の確認 ・被害状況伝達 ・活動場所の指示 ・活動場所、宿営場所までの経路伝達	都度	木曽川署長 または、 消防1・2課長	木曽川管理グループ及び進出拠点の直近消防出張所	・受付用テント、机 ・携帯電話 ・消防無線（携帯型） ・愛知県緊急消防援助隊受援計画 ・一宮市消防本部受援計画 ・管内地図 ・誘導棒 ・照明器具 ・カメラ	【事前派遣指名者】 木曽川署長 木曽川管理グループ員
一宮市進出拠点 連絡員 ・隊名、規模、連絡先の確認 ・被害状況伝達 ・活動場所の指示 ・活動場所、宿営場所までの経路伝達		尾西署長 または、 消防1・2課長	尾西管理グループ及び進出拠点の直近消防出張所		【事前派遣指名者】 尾西署長 尾西管理グループ員
現地指揮所 連絡調整員 ・活動場所までの誘導 ・現地合同調整所との連絡調整 ・緊急消防援助隊及び各関係機関の活動支援 ・情報共有（支援情報共有ツール等） ・地図、資機材の貸出し	各隊の活動中	総務課長	総務課 予防課	・携帯電話 ・消防無線（携帯型） ・被災現場地図 ・誘導棒 ・カメラ ・貸出し用地図、資機材	各現地指揮所（都道府県内応援隊、緊急消防援助隊の大隊・各部隊）に2名派遣（総務課及び予防課員から主査以上1名、担当1名）
フォワードベース、ランディングポイント安全管理員	都度			・携帯電話 ・消防無線（携帯型） ・誘導棒	航空指揮本部と調整の上、必要に応じて配置 2名派遣（総務課及び予防課員から主査以上1名、担当1名）
救急隊、救急小隊 連絡調整員 ・現場、搬送先医療機関までの案内 ・搬送先医療機関の選定	各隊の活動中	管理課長	管理課（救急）	・携帯電話 ・消防無線（携帯型） ・感染防止衣	2名派遣（司令補1名、担当1名）

無線通信運用体制

1 使用無線一覧

対象範囲	使用無線チャンネル	備考
調整本部 市町村災害対策本部 指揮本部	県防災行政無線	
調整本部 指揮本部 指揮支援本部 緊急消防援助隊各大隊本部 緊急消防援助隊各部隊の指揮隊	統制波 1	【無線統制】指揮支援部隊長 ※指揮支援部隊長は、被災地が複数に及び、指揮系統を複数に分離する必要がある場合は、統制波 2 又は統制波 3 のいずれかから使用波を指定する。
愛知県内応援隊各隊間	主運用波 3 ※愛知県に割り当てられた主運用波	【無線統制】都道府県内応援隊の代表者 ※同一の主運用波を使用する緊急消防援助隊各大隊・各部隊が近接して活動し、無線が輻輳している場合は、指揮支援本部長に使用波の調整を依頼する。
緊急消防援助隊各隊間	主運用波 ※各都道府県ごとに指定された主運用波（下記表 1 のとおり）	【無線統制】都道府県大隊長、都道府県各部隊の指揮隊長 ※同一の主運用波を使用する緊急消防援助隊各大隊・各部隊が近接して活動し、無線が輻輳している場合は、指揮支援本部長に使用波の調整を依頼する。
各隊員相互	署活動用無線	緊急消防援助隊は、移動範囲を全国としている場合のみ使用可。

※通信は、必要最小限度にとどめるものとする。

2 一宮市消防本部 署活動用無線周波数一覧

周波数名称	G1	G2	G3	G4	G5	G6	G7	G8	G9	G10	G11	G12	G13	G14	G15	G16	G17
使用状況									○					○			
備考									当市用					貸出用			

※指揮者又は災害現場の管轄消防署長は、必要に応じて緊急消防援助隊各大隊・各部隊の隊長と使用する周波数の調整を行うこと。

無線運用イメージ図

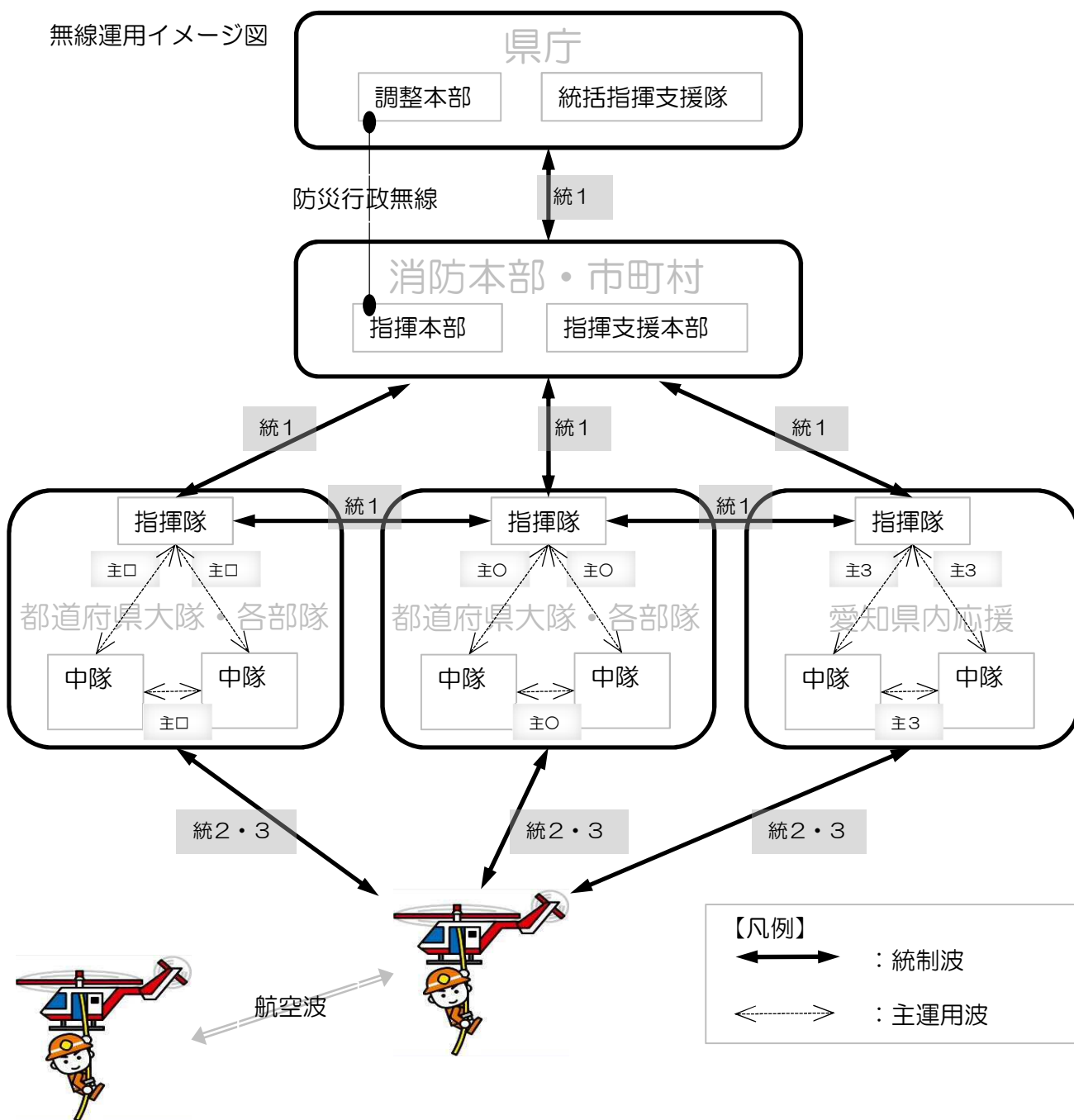


表1 上記都道府県大隊 主運用波の割当て（緊急消防援助隊計画より）

【主運用波1】	青森県、栃木県、静岡県、京都府、広島県、佐賀県
【主運用波2】	宮城県、千葉県、長野県、大阪府、愛媛県、長崎県、沖縄県
【主運用波3】	山形県、埼玉県、愛知県、兵庫県、山口県、鹿児島県
【主運用波4】	北海道、福島県、東京都、岐阜県、和歌山県、鳥取県、福岡県
【主運用波5】	秋田県、茨城県、富山県、山梨県、滋賀県、徳島県、大分県
【主運用波6】	神奈川県、新潟県、福井県、奈良県、島根県、香川県、宮崎県

消防救急デジタル無線の共通波の設備整備状況

一宮消防本部管轄を 覆域としている 基地局名称・住所・座標	送信 出力	統制波の 切替方式	基地局折り返し機能 の起動方法	当該基地局を 直接遠隔操作できる 場所・連絡先	調整本部接続機能			備考
					直接接続 の可否	指令センター経由での接続	指令センター名称 連絡先	
にしおわりしれい（世界） 一宮市緑1丁目1番10号 N 35度 18分 10秒 E 136度 48分 50秒	10W	受信：3波同時 送信：3波同時	指令台でプレスを押したと同時に有効（10秒間応答がない場合は切断）	一宮市・稲沢市 消防指令センター 0586 - 72 - 1191 一宮消防署 （常設しておらず） 0586 - 72 - 1405				
にしおわりしれい（日本） 一宮市緑1丁目1番10号 N 35度 17分 58秒 E 136度 48分 59秒								

愛知県防災安全局防災部連絡体制

時間帯別	連絡窓口	NTT		地域衛星通信ネットワーク	
		電話	FAX	衛星電話	衛星FAX
昼間	消防保安課 救急・救助G	052-954-6141	052-954-6994	023-600-2539	023-600-4694
夜間	宿日直室	052-954-6844	052-954-6995	023-600-5250	023-600-4695

総務省消防庁連絡体制

時間帯別	連絡窓口	NTT		地域衛星通信ネットワーク	
		電話	FAX	衛星電話	衛星FAX
災害対策本部	広域応援班	03-5253-7527	03-5253-7537		
昼間	広域応援室	03-5253-7527	03-5253-7537	048-500-90-49013	048-500-90-49033
夜間	宿日直室	03-5253-7777	03-5253-7553	048-500-90-49101	048-500-90-49036

衛星電話の発信方法（現在保有しているソフトバンク衛星電話）

- ①衛星電話から一般加入（携帯）電話に発信する場合は、相手側の電話番号のみを入力し発信する。
- ②一般加入（携帯）電話から衛星電話に発信する場合は、先頭に「010」を付し相手側の電話番号を入力し発信する。

ヘリコプター離着陸場所

No.	名称 所在地	連絡先	離着陸帯の広さ (m×m)	路面	夜間 照明	緯度・経度
1	光明寺公園 光明寺外	0586-28-8100	120×130	土		北緯 35度21分30秒 東経136度48分05秒
2	大野極楽寺公園 浅井町河田外	0586-28-8100	100×220	芝・土		北緯 35度21分21秒 東経136度49分17秒
3	奥町公園 奥町字宮郭	0586-28-8100	80×110	芝・土	○	北緯 35度19分52秒 東経136度46分09秒
4	平島公園野球場（市営球場） 羽衣2-5	0586-28-8100	120×130	芝・土	○	北緯 35度18分19秒 東経136度48分47秒
5	尾西第一中学校 三条字宮西50	0586-28-8766	80×110	土		北緯 35度18分00秒 東経136度45分13秒
6	尾西第二中学校 明地字油屋前30	0586-28-8767	80×110	土		北緯 35度16分43秒 東経136度44分33秒
7	尾西第三中学校 開明字村上54	0586-28-8768	80×110	土	○	北緯 35度19分03秒 東経136度45分31秒
8	木曽川中学校 木曽川町里小牧字北青木25	0586-28-8769	90×140	土	○	北緯 35度20分40秒 東経136度46分06秒
9	木曽川東小学校 木曽川町黒田字八ノ通り141-1	0586-28-8742	80×140	土		北緯 35度20分30秒 東経136度47分24秒
10	木曽川サブグラウンドB面 木曽川町玉ノ井・里小牧地内	0586-28-8100	80×100	芝・土		北緯 35度20分29秒 東経136度45分27秒
11	愛知県一宮総合運動場 千秋町佐野字向農756	0586-77-0500	170×170	芝・土	○	北緯 35度18分10秒 東経136度50分39秒
12	尾西河川敷グラウンド 富田字砂原	0586-28-8100	100×250	土		北緯 35度17分45秒 東経136度43分47秒
13	木曽川緑地 木曽川町玉ノ井地内	0586-28-8100	70×100	芝・土		北緯 35度20分28秒 東経136度45分23秒
14	愛知県立一宮南高等学校 千秋町町屋平松6-1	0586-76-1400	120×130	土		北緯 35度17分36秒 東経136度51分19秒

燃料補給場所

燃料補給場所

No.	名称 所在地	連絡先	燃料貯蔵量 (kℓ)		営業時間 (日曜日・祝日)	災害時 中核SS
			ガソリン	軽油		
1	(株)サンペトロ 一宮市森本3丁目3番3号	0586-23-3120	38.4	19.2	24時間	
2	野村石油(株) 一宮市浅井町西浅井郷前36	0586-78-1053	22	9.5	7:30-21:00 (8:00-19:00)	
3	尾西油脂(株) 一宮市萩原町串作1457	090-7600-1330	29.1	28.8	7:30-20:30 (8:00-20:00)	
4	(株)堀井商店 一宮市高田字中坪47	090-7607-6026	40	10	6:00-21:00	
5	オーモリニッセキ(株) 一宮市丹陽町九日市場字中田120-1	0586-75-3188	40	10	24時間	
6	(株)上田商店 一宮市西萩原字大池43-4	0586-69-5670	28.8	28.8	9:00-17:00	
7	(株)参漕サービス 一宮市木曽川町黒田北宿1の切79-1	0586-86-6791	25.2	32.2	7:30-21:00	
8	(有)金源井上商店 稲沢市増田北町119	0587-32-5421			8:00-20:00	○
9	尾張油業(株) 江南市赤童子町藤宮13	0587-56-4039			7:00-20:00	○
10						
11						
12						
13						
14						
15						

※ただし、表中No.8、9の燃料補給所の利用については、No.1～7の補給所が災害により使用できなくなった場合のみとする。

18 名古屋市航空機隊支援出動要請要領

(趣旨)

第1条 この要領は、愛知県における航空機を用いた市町村等の消防支援協定第3条第3項に基づき、愛知県内の市町村並びに消防事務に関する一部事務組合及び広域連合（以下「市町村等」という。）が名古屋市の航空機隊による消防の支援を要請するために必要な事項等を定めるものとする。

(支援要請の要件)

第2条 愛知県内の市町村等が、名古屋市の航空機隊による消防の支援を要請するための要件は以下のとおりとし、その詳細は別紙1に定める。

- (1) 災害が、隣接する市町村等に拡大し、又は影響を与えるおそれのある場合
- (2) 市町村等の単独の消防力によっては防御が著しく困難な場合
- (3) その他救急救助活動等において航空機を用いた活動が最も有効な場合

(要請手続き)

第3条 市町村等は、前条各号に規定する要件に該当すると判断した場合には、第3項に規定する通報先に対して、口頭により次に掲げる内容を通報し、かつ、FAX通信により別記様式1を通報することにより、支援を要請するものとする。ただし、災害種別が救急であって、転院搬送の依頼の場合については、別記様式2を添付するものとする。

- (1) 災害の種別
- (2) 航空機隊に求める活動の内容
- (3) 災害の発生場所
- (4) 災害発生場所の気象及び地形の状況
- (5) 離着陸場所の所在地
- (6) 現場指揮本部の無線の呼出名称
- (7) その他必要な事項

2 前項の各様式を送付するいとまがないときは、口頭による要請とすることができる。ただし、この場合においても、要請後、速やかに各様式を送付するものとする。

3 要請は、時間帯に応じ、次に掲げる通報先に通報するものとする。

区 分	通 報 先
8 時 45 分から 17 時 30 分まで	名古屋市消防航空隊 電 話：0568-54-1190 F A X：0568-28-0721 メールアドレス：nagoya-heli119@vesta.ocn.ne.jp
17 時 30 分から 8 時 45 分まで	名古屋市防災指令センター 電 話：052-961-0119 F A X：052-953-0119

(要請の応諾)

第4条 名古屋市消防航空隊は、航空機の出発に際し、航空法に基づいて機長が確認することとされている事項、見込まれる活動の内容、気象の状況、地理的条件及び運航責任者による出発の承認を得て、要請を応諾するものとし、その可否は、支援を要請した市町村等に対して口頭で回答するものとする。

(連携の保持)

第5条 支援の要請をした市町村等は、航空機隊による支援が円滑に行われるよう次に掲げる事項について準備し、連携を図るよう努めるものとする。

- (1) 離着陸場所の確保及び安全対策
- (2) 傷病者等の搬送先離着陸場所又は搬送先医療機関の確保
- (3) 空中消火活動時における拠点の確保
- (4) その他支援活動が円滑に行われるために必要な事項

(支援活動後の報告)

第6条 名古屋市消防航空隊は、航空機隊による支援を行った場合は、その活動内容等を明らかにし、別記様式3により要請元の市町村等に報告するものとする。

(情報の共有)

第7条 名古屋市消防航空隊は、航空機隊による支援を行った際に、市町村等に共有すべき事項がある場合は、別記様式4により市町村等に共有するものとする。ただし、共有にあたっては、事前に当該支援を要請した市町村等に記載内容の確認を行い、承諾を得るものとする。

(その他)

第8条 航空機隊による消防の支援は、本要領に定めるほか、消防航空隊規程(令和4年名古屋市消防局訓令第13号)等関係規程の定めるところにより実

施するものとする。

附 則

この要領は、令和４年４月１日から施行する。

附 則

この要領は、令和５年４月１日から施行する。

附 則

この要領は、令和６年４月１日から施行する。

別紙 1

航空機隊支援要請基準

<支援出動要請の三原則>

公共性・緊急性・非代替性の三要素を満たすことを前提とする。

(公 共 性)

住民等の生命、身体及び財産を保護するとともに、災害を防除し、及び災害による被害の軽減を図るほか、傷病者の搬送を行う必要があるなど、公共性を認めること

(緊 急 性)

緊急に活動を行わなければ、重大な支障が生ずるおそれがあるなど、緊急性を認めること

(非代替性)

整備している消防力のみでは十分な活動が期待できず、航空機を用いた活動以外に適切な手段がないなど、非代替性を認めること

<活動類型ごとの要請基準>

1 火災防御（略称：火災）

火災現場における消火活動、情報収集活動等

- (1) 地上からの消火活動のみでは消火が困難であり、航空機を用いた消火活動が必要又は有効である場合
- (2) 大規模火災、爆発事故、林野火災等において被害が拡大しているため、広範囲にわたる被害状況の調査及び情報収集を行う必要がある場合
- (3) 大規模火災、爆発事故、林野火災等において人員、資器材等の搬送に相当な時間を要することが予測され、航空機による搬送が有効である場合
- (4) その他航空機を用いた火災防御活動が有効である場合

2 救助活動（略称：救助）

人命救助を目的とした搜索活動、救助活動、情報収集活動等

- (1) 水難事故、山岳遭難事故等の災害において要救助者の位置が現地の消防力だけでは特定できないため、広範囲の搜索及び情報収集の必要がある場合
- (2) 水難事故、山岳遭難事故等の災害において陸上からの救出が不可能又は著しく困難であり、速やかに救出する必要がある場合

- (3) 高層建築物火災等において地上からの救出が困難であるため、屋上等からの救出が必要である場合
- (4) 水難事故、山岳遭難事故等の災害において人員、資器材等の搬送に相当な時間を要することが予測され、航空機による搬送が有効である場合
- (5) その他航空機を用いた捜索及び救助活動が有効である場合

3 救急活動（略称：救急）

傷病者、医師及び医薬品等の搬送等

- (1) 緊急を要する傷病者が発生し、航空機を活用することによって、他の搬送手段に比べて搬送時間が概ね 30 分以上短縮でき、かつ傷病者の救命効果又はその後の回復効果が期待できる場合
- (2) 高度又は専門の医療機関への転院搬送であり、航空機による搬送を行うことで、他の搬送手段に比べ、概ね 30 分以上短縮でき、救命効果又はその後の回復効果が期待できると認められ、かつ医師が搭乗できる場合
- (3) 緊急的な治療等を行うための医師又は資器材等の搬送であり、航空機による搬送を行うことで、他の搬送手段に比べ、概ね 30 分以上短縮が可能な場合
- (4) 地震、土砂崩れ等による孤立地域や高速道路上の事故などで傷病者を搬送する必要がある場合であって、航空機以外の搬送が困難な場合
- (5) その他航空機を用いた救急活動が有効である場合

4 情報収集・輸送等（略称：その他）

上記 1 から 3 までに掲げる類型を除く情報収集活動、資器材及び人員等の輸送、警戒等

（注）航空機による臓器搬送は救急活動の範疇であるが、名古屋市外の医療機関からの搬送の場合であっても、公益財団法人日本移植ネットワークが名古屋市に対して直接要請するものであることから、本支援出動要請基準からは除外している。

別記様式 1

航空機隊支援出動要請書

名古屋市消防局長 様

市町村及び消防本部名

代表者（職・氏名）

発 信 者	所属（課） 職・氏名 Tel
要 請 日 時	年 月 日（ ） 時 分
災 害 種 別	火災 救助 救急 その他（ ）
要 請 活 動 内 容	消火 救助 救急 その他（ ）
発 生 場 所	場所（住所、緯度・経度） 目標
発 生 日 時	年 月 日（ ） 時 分頃
災 害 概 要	
気 象 （ 災 害 現 場 ）	天候 風向 風速 m/s 気温 °C 視程 k m 警報等（警報又は注意報）
出動先又は活動 拠点離着陸場	離着陸場名（離着陸場以外は施設名等） 場所（住所、緯度・経度）
傷 病 者 等 搬送先離着陸場	離着陸場名（離着陸場以外は施設名等） 場所（住所、緯度・経度）
傷 病 者 等	氏名 生年月日 年 月 日生 歳 住所 傷病名 傷病程度 (確定した後、記載すること)
現 地 搭 乗 者	機関名 職・氏名
現 場 指 揮 本 部	指揮者氏名 無線種別（主運用波 3、統制波 1・2・3） コールサイン
ドクターヘリへの 運 航 要 請	有 無
その他特記事項	

別記様式 2

航空機による傷病者搬送依頼書

年 月 日

名古屋市消防局長 様

市町村及び消防本部名

代表者（職・氏名）

搬送予定日時	年 月 日 () 時 分			
要請医療機関	名 称	(電 話 :) (F A X :)		
	所在地			
	担当医師	科	連絡担当者	
	着陸場所			
航空機を利用する理由				
傷 病 者	氏 名	(性別)		
	住 所			
	生年月日	年 月 日	(歳)	
	傷病名			
搬送先医療機関	名 称	(電 話 :)		
	所在地			
	担当医師	科		
	着陸場所			
搭乗者氏名等	医 師	(人)		
	看護師	(人)		
	家族等	(人)		
積載医療機材	数量・重量			

別記様式 3

航空機隊支援出動報告書

(消防本部消防長) 様

名古屋市消防局長

要 請 日 時	年 月 日 () 時 分		
災 害 発 生 場 所			
指 令 時 刻	時 分	現 着 時 刻	時 分
引 上 時 刻	時 分	帰 署 時 刻	時 分
活 動 時 間	時 分 ~ 時 分		
活 動 概 要			
離 着 陸 場 所			
使 用 資 器 材			
運 航 責 任 者 等	運 航 責 任 者 航空消防活動指揮者 機 長		
その他特記事項			

別記様式 4

航空機災害活動情報

各消防本部消防長 様

名古屋市消防局長

災 害 日 時	年 月 日 () 時 分		
災 害 種 別	火災 救急 救助 情報収集 その他 ()		
災 害 発 生 場 所			
現 着 時 刻	時 分	引 上 時 刻	時 分
災 害 概 要			
活 動 概 要	【時系列】		
共有・特記事項			

別記様式 1

航空機隊支援出動要請書

名古屋市消防局長 様

市町村及び消防本部名

代表者（職・氏名）

発 信 者	所属（課） 職・氏名 TEL
要 請 日 時	年 月 日（ ） 時 分
災 害 種 別	火災 救助 救急 その他（ ）
要 請 活 動 内 容	消火 救助 救急 その他（ ）
発 生 場 所	場所（住所、緯度・経度） 目標
発 生 日 時	年 月 日（ ） 時 分頃
災 害 概 要	
気 象 （ 災 害 現 場 ）	天候 風向 風速 m/s 気温 °C 視程 k m 警報等（警報又は注意報）
出動先又は活動 拠点 離 着 陸 場	離着陸場名（離着陸場以外は施設名等） 場所（住所、緯度・経度）
傷 病 者 等 搬送先離着陸場	離着陸場名（離着陸場以外は施設名等） 場所（住所、緯度・経度）
傷 病 者 等	氏名 生年月日 年 月 日生 歳 住所 傷病名 傷病程度 (確定した後、記載すること)
現 地 搭 乗 者	機関名 職・氏名
現 場 指 揮 本 部	指揮者氏名 無線種別（主運用波 3、統制波 1・2・3） コールサイン
ドクターヘリへの 運 航 要 請	有 無
その他特記事項	

別記様式 2

航空機による傷病者搬送依頼書

年 月 日

名古屋市消防局長 様

市町村及び消防本部名

代表者（職・氏名）

搬送予定日時	年 月 日 () 時 分			
要請医療機関	名 称	(電 話 :) (F A X :)		
	所在地			
	担当医師	科	連絡担当者	
	着陸場所			
航空機を利用する理由				
傷 病 者	氏 名	(性別)		
	住 所			
	生年月日	年 月 日	(歳)	
	傷病名			
搬送先医療機関	名 称	(電 話 :)		
	所在地			
	担当医師	科		
	着陸場所			
搭乗者氏名等	医 師	(人)		
	看護師	(人)		
	家族等	(人)		
積載医療機材	数量・重量			

別記様式 3

航空機隊支援出動報告書

(消防本部消防長) 様

名古屋市消防局長

要 請 日 時	年 月 日 () 時 分		
災 害 発 生 場 所			
指 令 時 刻	時 分	現 着 時 刻	時 分
引 上 時 刻	時 分	帰 署 時 刻	時 分
活 動 時 間	時 分 ~ 時 分		
活 動 概 要			
離 着 陸 場 所			
使 用 資 器 材			
運 航 責 任 者 等	運 航 責 任 者 航空消防活動指揮者 機 長		
その他特記事項			

19 ドクターヘリコプター運航要領

1 目的

この要領は、愛知県のドクターヘリコプター(以下「ドクターヘリ」という。)事業の実施主体である愛知医科大学病院及び藤田医科大学病院が、事業を円滑、効果的に推進するために必要な事項を定める。

2 定義

(1) ドクターヘリ

救急患者の救命率等の向上や後遺障害の軽減を図ることを目的に、厚生労働省が定めた実施要綱「救急医療対策事業実施要綱」中「第11ドクターヘリ導入促進事業」(平成13年9月6日付け医政第892号厚生労働省医政局長通知)に基づき愛知県が実施する事業で、病院常駐型専用ヘリコプターを活用し、救急の現場から治療を開始するとともに、救急搬送時間を短縮する為のものをいう。

(2) 基地病院

救命救急センターであるとともに、ドクターヘリの常駐施設を有し、ドクターヘリの出動基地となる病院で、事業実施主体である以下の病院をいう。

- ・ 愛知医科大学病院

(所在地:〒480-1195 長久手市岩作雁又1番地1 開設者…学校法人愛知医科大学)

- ・ 藤田医科大学病院

(所在地:〒470-1192 豊明市杣掛町田楽ケ窪1番地98 開設者…学校法人藤田学園)

3 消防及び病院等の相互協力

消防機関並びに病院及び診療所は、患者の救命救急を最優先し、互助互恵の立場から、ドクターヘリが安全で円滑に運航できるよう相互に協力することに努めるものとする。

4 救急現場への運航

(1) 要請

① 要請者

救急現場への出動要請は、ドクターヘリによる救命率の向上や後遺症の軽減の効果が適切に発揮されるよう、基地病院から救急現場までの効果的な運航距離を考慮し、【別表1】に定める消防機関が行う。ただし、他の消防機関がドクターヘリの出動を要請してきた場合、中部国際空港または県営名古屋空港から航空機墜落等の事故発生連絡を受けた場合、基地病院が運航可能・適応と判断した場合は、この限りではない。

② 要請判定基準

消防機関が119番通報時又は救急現場で、医師による早期治療を要すると判断した場合にドクターヘリの出動を要請できるものとし、その患者の重症度の判定基準は、原則としてヘリコプターによる救急システムの推進について(平成12年2月7日付消防救第21号)中「救急ヘリコプターの出動基準ガイドライン」【別表2-1】によるものとするが、ドクターヘリ出動基準【別表2-2】によってもよいものとする。

③ 要請の連絡方法

要請者は、基地病院のドクターヘリ通信センターに設置されている「ドクターヘリ 要請ホットライン」のコミュニケーションスペシャリスト(以下「CS」という。)へ、患者の容体、ドクターヘリの離発着場所、安全措置などを連絡するものとする。

なお、要請の優先順位は、地域により以下のとおりとする。

地域	第1出動要請先	第2出動要請先
尾張北部・尾張東部・西三河・東三河	愛知医科大学病院 電話番号(0561-64-7201)	藤田医科大学病院 電話番号(0562-93-3211)
名古屋・海部・知多	藤田医科大学病院 電話番号(0562-93-3211)	愛知医科大学病院 電話番号(0561-64-7201)

第1出動要請先が事案や病院間転送に対応中の場合は直ちに第2出動要請先が対応を行う。

④ 要請のキャンセル

消防機関が救急現場へ到着後に患者の詳細な状況が判明し、判定基準に合致しない場合等で、医師の現場派遣を必要としない場合や、救命の可能性がないと判断された場合には、要請をキャンセルすることができるものとする。

(2) 出 動

① 患者の状況確認

基地病院は、要請者である消防機関に、患者の重症度やその他の状況を確認後、消防機関と協議し、医師による現場での早期治療開始が必要と判断した場合に、ドクターヘリを出動させるものとする。

② ドクターヘリ離着陸場所の安全確保

ア 離着陸場所の決定

離着陸場所は、要請した消防機関と着陸する前に協議の上、決定するものとする。この場合、離着陸場所への連絡は、基地病院と要請した消防機関が連携して行うものとする。

イ 安全確保の責任

離着陸場所の安全確保は、事業実施主体からドクターヘリの運航を委託されている運航会社がその責任を負うものとし、要請した消防機関や学校、公園管理者等の協力を得て行うものとする。

ウ 受入病院ヘリポートの安全確保

受入病院のヘリポート(臨時離着陸場所を含む。以下同じ。)の安全確保は、原則として搬送収容を受け入れる病院が行う。

エ 機長の判断による離着陸

救急現場及び搬入病院収容のいずれの場合でも、離着陸場所の安全が確認できる場合には、ドクターヘリの機長の判断で離着陸できるものとする。

③ 搭乗医療スタッフ

ドクターヘリに搭乗する医療スタッフは、基地病院の医師1名以上及び看護師又は医師のいずれか1名以上の計2名以上を原則とする。

(3) 患者の病院搬送

① 受入病院

救急現場における患者を搬送する病院は、【別表3】に定める病院とする。なお、緊急の場合はドクターヘリの医師の判断により当該病院以外の病院に搬送することができる。

② 受入病院の決定

ア 決定の方法

ドクターヘリの医師は、患者の容体及び患者又は家族の希望を考慮し、消防機関と協議の上、【別表3】に定める病院の中から受入病院を決定する。

ただし、患者又は家族が希望する病院がない場合(患者が意思表示ができない状態の場合も含む。)には、消防機関と協議の上、決定する。

イ 安全・迅速な病院搬送収容への配慮

原則として、受入病院の決定に当たっては、ドクターヘリの離着陸に伴うヘリポートの安全確保が確実に実施されるとともに、病院への搬送収容が迅速に行われ、救急救命の効果が適切に発揮されるよう、次に掲げる条件を満たす病院へ搬送する。

(ア) ヘリポートの設置・確保病院

病院内敷地又は隣接地に、ヘリポートが設置又は確保できる病院

(イ) 救急車の保有病院

(ア)以外であっても、病院が保有する救急車で付近地のヘリポートから病院へ救急搬送できる病院

(ウ) 消防機関との連携がとれている病院

(ア)・(イ)以外であっても、ヘリポートから受入病院までの搬送方法が、事前に消防機関と調整がとれている病院

③ 受入病院への連絡

基地病院は、受入病院が決定後、直ちに受入病院に対して患者の収容やヘリポートの安全措置等の受入れ体制確保について、連絡要請するものとする。

④ 家族・付添い者の同乗

家族・付添い者は原則として同乗しない。状況によっては医師または機長の判断により搭乗させることができる。

5 病院間転送の場合の運航

(1) 要請者

病院又は診療所の医師が要請することができる。

(2) 要請判定基準

(1)の医師が、患者の生命に関わると疑う理由があり、ドクターヘリによる搬送が必要であると判断した場合を基準とする。

(3) 要請の連絡方法

4-1(1)-③と同様とするが、地域にかかわらず原則として出動要請先は藤田医科大学病院とする。ただし、病院間転送において、愛知医科大学病院の患者を他院へ転院搬送する場合及び他院から患者を愛知医科大学病院へ搬送する場合など要請者の判断により出動要請先は愛知医科大学病院とすることができる。

(4) 搭乗医療スタッフ

ドクターヘリに搭乗する医療スタッフは、基地病院の医師1名以上及び看護師又は医師のいずれか1名以上の計2名以上を原則とする。ただし、状況によっては基地病院の医師の判断により要請者である病院又は診療所の医師を同乗させることができるものとする。

(5) 出 動

基地病院は、要請した医師に対して患者の状況を確認し、ドクターヘリによる病院間転送が適切と判断される症例の場合に出動させるものとする。

(6) ヘリポートの安全確保

ヘリポートの安全確保は、原則として要請した病院又は診療所及び搬送先の病院が行う。ただし、離着陸場所の安全が確認できる場合には、ドクターヘリの機長の判断で離着陸できるものとする。

(7) 搬送先病院への連絡

4-1(3)-③と同様とするものとする。

(8) 家族・付添い者の同乗

4-1(3)-④と同様とするものとする。

6 医療従事者等搬送

傷病者の救命、後遺症の軽減等のため、傷病者の在院する医療機関へ基地病院または他医療機関の医療従事者等の派遣を緊急に必要とする場合、ドクターヘリ特性を活かし、各医療機関との連携・協力のもと安全かつ迅速にその責務を果たすための出動(以下「医療従事者等搬送」という。)については、以下のとおりとする。

(1) 要請者

傷病者の在院医療機関の医師が要請することができる。

(2) 要請判定基準

(1)の医師が、傷病者の救命、後遺症の軽減等のため、ドクターヘリによる医療従事者等の搬送が必要であると判断した場合を基準とする。

(3) 要請の連絡方法

地域にかかわらず原則として藤田医科大学病院のドクターヘリが対応する。要請者は、基地病院のドクターヘリ通信センターに設置されている「ドクターヘリ 要請ホットライン」のCSへ、傷病者の容体、ドクターヘリの離発着場所、安全措置などを連絡するものとする。

(4) 搭乗医療スタッフ

5- (4)と同様のものとする。ただし、状況によっては基地病院の医師の判断によりその他職種や基地病院以外の医療スタッフを同乗させることができるものとする。

(5) 出 動

要請した医師に対して傷病者の状況を確認し、緊急性、非代替性を満たすと基地病院またはドクターヘリの医師が認めドクターヘリによる医療従事者等搬送が適切と判断される事案の場合に出動させるものとする。

(6) ヘリポートの安全確保

ヘリポートの安全確保は、原則として関係する各医療機関が行う。ただし、離着陸場所の安全が確認できる場合には、ドクターヘリの機長の判断で離着陸できるものとする。

(7) 関係する各医療機関への連絡

基地病院は、関係する各医療機関に対して患者の収容やヘリポートの安全措置等の受入れ体制確保について、連絡要請するものとする。

(8) 救急現場からの要請との重複

救急現場からの要請と医療従事者等搬送の要請が重複した場合、原則として救急現場からの要請を優先するものとする。

7 出動時間等

原則として、午前8時30分から午後5時までとする。ただし、運航終了時間を日没とすることから出動時間を基地病院の判断により午後5時前とすることができる。

8 気象条件

気象条件等による飛行に関する最終判断は、ドクターヘリの機長が行う。なお、出動の途中で天候不良となった場合には、機長の判断で飛行を中止又は変更できるものとする。

この場合において基地病院は、速やかに要請者に連絡するとともに、患者を搬送中の場合にあっては、必要な対応を行うものとする。

9 常備積載医療機器

基地病院は、ドクターヘリに、救急蘇生に必要な薬品等を収納したドクターバッグ、ストレッチャー・人工呼吸器・除細動器・ハートモニター、自動血圧計・酸素飽和度計を常備積載する。

10 空床の確保

基地病院は、ドクターヘリで収容搬送される患者用として、常時2～3床程度の空床を確保しておくものとする。

11 費用負担

ドクターヘリ搬送自体の費用については、患者負担はないが、救急の現場等での治療に伴う費用は、医療保険制度に基づき、患者又は家族等その代理人に請求するものとする。

12 基地病院の体制づくり

基地病院は、ドクターヘリを安全で円滑に運航するため、必要に応じて情報伝達訓練、離発着場所の確認や、運航に必要な資料収集のほか、出動事例の事後評価に努めるものとする。

なお、市町村関連担当部署及び消防機関並びに医療機関は、基地病院からこれらについて協力を求められた場合には、これに応ずるものとする。

13 現場救急に伴う地域の連携・協力体制づくり

基地病院は、市町村関連担当部署・消防機関・地域の医療機関・学校・公園管理者などドクターヘリ運航に関係する機関の理解と協力を得て、ドクターヘリが円滑でかつ安全に機能を発揮できるよう体制を整備するものとする。

14 受入病院の体制づくり

受入病院は、病院ヘリポートの離着陸に係る安全確保や迅速な患者収容などについて、平常時から病院内における体制の確立等に努めるものとする。

また、ヘリポートの設置形態や患者の収容方法などの状況に応じ、消防機関や学校、公園管理者などの関係者に理解と協力を求め、ドクターヘリの離着陸に係る安全確保や迅速な患者収容など、ドクターヘリが安全で円滑に機能を発揮できるよう体制づくりに努めるものとする。

15 ドクターヘリの管理体制について

- (1) 消防関係者や医療関係者及び運航会社などの理解と協力を得て、ドクターヘリを円滑に運航するため、【別紙1】によりドクターヘリ運航調整委員会を設置する。
- (2) ドクターヘリ運航調整委員会に安全管理部会を設置し、ドクターヘリの安全管理方策について具体的に検討する。

16 ドクターヘリの運航上に生じた問題の対処

ドクターヘリの運航時に生じた問題に対する対処は、基地病院が全て対応するものとする。

この場合において基地病院は、問題の解決に向け迅速に対応しなければならない。

基地病院連絡先

- ・ 愛知医科大学病院 病院管理課 0561-62-3311
- ・ 藤田医科大学病院 総務室総務課 0562-93-2111

17 ドクターヘリ運航上に発生した事故等の補償

- (1) ドクターヘリの運航時に発生した事故等については、被害を被った第三者等に対して、ヘリコプター運航会社が契約している傷害保険等により補償するものとする。
- (2) ヘリコプター運航会社は、事故等に備えて、十分な補償ができるように傷害保険等を契約しておかなければならない。

18 災害時の運航

(1) 運航手続

- ① 基地病院の長は、次のいずれかに該当する場合には、ドクターヘリを被災地域において運航することを検討するものとする。

ア 知事又は知事からの委任を受けた者(以下「知事等」という。)からドクターヘリの派遣要請を受けたとき。

イ 厚生労働省DMAT事務局からドクターヘリの派遣要請を受けたとき。

ウ 基地病院の長が被災地域における運航が必要と判断したとき。

- ② ①ーアの規定による派遣要請を受けた場合、基地病院の長は、ドクターヘリの運航状況等を勘案しド

クターヘリの運航を決定するものとする。

- ③ ①ーイの規定による派遣要請を受けた場合、基地病院の長は、要請への対応の可否を知事等との協議によりドクターヘリの運航を決定するものとする。
- ④ ①ーウの規定による判断を行った場合、基地病院の長は、被災地域における運航の可否を知事等との協議によりドクターヘリの運航を決定するものとする。
- ⑤ 基地病院の長は、②から④の規定に基づき、ドクターヘリの運航を決定した場合には、速やかに厚生労働省DMAT事務局に報告するものとする。
- ⑥ 知事等又は②から④までの運航の決定を行った基地病院の長は、被災地域におけるドクターヘリの運航及びその支援のため、ヘリコプター運航会社と協議し、運航会社の操縦士、整備士及びCS(以下「運航会社の従業員」という。)を被災地域に派遣することができる。

(2) 出動

- ① ドクターヘリが(1)－②から(1)－④までの規定に基づき出動した場合は、被災した都道府県の災害対策本部等の指揮下において、関係機関と連携を図りながら活動するものとする。
- ② ドクターヘリは、①に関わらず、知事等の指示があった場合には、被災した都道府県の災害対策本部等との調整を図った上で、当該指示に従うものとする。
- ③ ①及び②において、被災地におけるDMATの活動領域が複数の都道府県にわたるときは、ドクターヘリは、DMATと一体となって活動領域を拡大するものとする。この場合、ドクターヘリの搭乗者は、関係都道府県の災害対策本部、基地病院の長、厚生労働省DMAT事務局等にその旨を報告するものとする。
- ④ 被災した都道府県の災害対策本部等は、①による指揮を行うに当たり、運航上の安全確保に関し、運航会社の判断を妨げてはならない。

(3) 離着陸場所の安全確保

- ① 空港以外の離着陸場所における安全確保は、以下の項目についてあらかじめ消防機関等により確認されていること。
 - ア 離着陸の間、関係者以外の人及び車両が離着陸場所に接近できない状況であること
 - イ ダウンウォッシュ及びこれによる飛散物等が、地上の人及び物件に危害を及ぼさない状況であること
 - ウ 安定した接地面が確保されていること
 - エ その他、離着陸のための安全を妨げる事実等がないこと
- ② 上記の項目についてあらかじめ情報が得られない場合は、機長が以下の安全確保の要件を満たしているかを確認し、安全運航上支障がないと判断した場合には、離着陸を行なうことができる。
 - オ ①ーア～エ
 - カ 離着陸の過程のいずれの地点においてもホバリング停止が可能な機体重量及び気象状態であること
 - キ ローター及び胴体と障害物件との間隔が目視で確保できていること

(4) 任務

ドクターヘリの災害時の任務は、通常時の任務のほか、次のとおりとする。

- ① 医師、看護師等の医療従事者及び業務調整員の移動。
- ② 患者の後方病院への搬送。
- ③ その他被災した都道府県の災害対策本部等が必要と認める任務であって、ドクターヘリが実施可能なもの。

(5) 搭乗医療スタッフ

基地病院の長は、災害時の運航として出動する場合には、平時からドクターヘリに搭乗している医師又は看護師であって、DMAT隊員資格を有する者を搭乗させるよう配慮するものとする。

(6) 費用等

基地病院は、(1)－①の規定による検討の結果に基づく運航に係る費用について、ヘリコプター運航会社との協議に基づき、必要と認められる額を支弁するものとする。

なお、災害救助法の適用となる災害において、当該派遣がDMATと一体となった活動である場合は、愛知県が基地病院に対し必要と認められる額を支弁するものとする。

附 則

この要領は、平成14年1月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成18年3月10日から適用する。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成24年3月15日から適用する。

附 則

この要領は、平成27年3月19日から適用する。

附 則

この要領は、平成28年3月18日から適用する。

附 則

この要領は、平成29年3月13日から適用する。

附 則

この要領は、平成30年3月28日から適用する。

附 則

この要領中第4、第14、別表1、別表2-2、別表3
及び参考資料3の改正規定は、平成31年3月27日
から、表紙、別紙1、別添1及び別添2の改正規定
は、平成31年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、令和6年2月1日から適用する。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から適用する。

【別表1】

愛知県消防本部別行政区域(順不同)

	消防本部	行政区域	住所	TEL
1	名古屋市消防局	名古屋市	名古屋市中区三の丸 3-1-1	052-972-3583
2	豊橋市消防本部	豊橋市	豊橋市今橋町 1	0532-51-3107
3	岡崎市消防本部	岡崎市	岡崎市朝日町 3-4	0564-21-5151
4	一宮市消防本部	一宮市	一宮市緑 1-1-10	0586-72-0119
5	瀬戸市消防本部	瀬戸市	瀬戸市苗場町 101	0561-85-0119
6	春日井市消防本部	春日井市	春日井市島居松町 5-44	0568-82-0119
7	豊川市消防本部	豊川市	豊川市諏訪1-1	0533-89-9516
8	津島市消防本部	津島市	津島市埋田町 2-70-1	0567-23-0119
9	豊田市消防本部	豊田市	豊田市長興寺 5-17-1	0565-35-0119
10	西尾市消防本部	西尾市	西尾市矢曾根町赤地 23-1	0563-56-2110
11	蒲郡市消防本部	蒲郡市	蒲郡市水竹町下沖田25	0533-68-5119
12	犬山市消防本部	犬山市	犬山市大字五郎丸字下前田 1	0568-65-0119
13	常滑市消防本部	常滑市	常滑市飛香台3-1-2	0569-35-0119
14	江南市消防本部	江南市	江南市赤童子町大堀 70	0587-55-2258
15	小牧市消防本部	小牧市	小牧市安田町 119	0568-76-0119
16	稲沢市消防本部	稲沢市	稲沢市船橋町鯉坪 321-1	0587-22-0119
17	新城市消防本部	新城市、設楽町、東栄町、豊根村	新城市平井字新栄83	0536-22-1119
18	東海市消防本部	東海市	東海市高横須賀町新田1-1	0562-36-0119
19	大府市消防本部	大府市	大府市大東町 3-202	0562-47-0119
20	知多市消防本部	知多市	知多市新知字西新生 73	0562-56-0119
21	尾張旭市消防本部	尾張旭市	尾張旭市東大道町曾我廻間 2301-1	0561-51-0119
22	岩倉市消防本部	岩倉市	岩倉市川井町北穴田 119	0587-37-5333
23	田原市消防本部	田原市	田原市田原町南番場30-1	0531-23-4073
24	愛西市消防本部	愛西市	愛西市西保町西川原 25	0567-26-1100
25	蟹江町消防本部	蟹江町	海部郡蟹江町大字蟹江本町字クノ割 10	0567-95-5121
26	幸田町消防本部	幸田町	額田郡幸田町大字菱池字前田41-1	0564-63-0119
27	知多中部広域事務組合消防本部	半田市、阿久比町、武豊町、東浦町	半田市東洋町 1-6	0569-21-0119
28	尾三消防本部	豊明市、日進市、みよし市、長久手市、東郷町	愛知郡東郷町大字諸輪字曙 18	0561-38-0119
29	海部東部消防組合消防本部	あま市、大治町	あま市七宝町遠島十坪 119-1	052-442-0119
30	海部南部消防組合消防本部	弥富市、飛島村	海部郡飛島村大宝 5-182	0567-52-0119
31	丹羽広域事務組合消防本部	大口町、扶桑町	丹羽郡大口町上小口1丁目624	0587-95-5151
32	西春日井広域事務組合消防本部	清須市、北名古屋市、豊山町	北名古屋市長瀬木狭場 15	0568-22-2511
33	知多南部消防組合消防本部	美浜町、南知多町	知多郡美浜町大字河和字南橋田 106-126	0569-64-0119
34	衣浦東部広域連合消防局	刈谷市、知立市、安城市、碧南市、高浜市	刈谷市小垣江町西高根204番地1	0566-63-0119

【別表 2-1】

救急ヘリコプター出動基準ガイドライン 「救急現場からの傷病者の搬送の場合」

- 1 自動車事故で重症の可能性がある場合
 - ① 自動車からの放出
 - ② 同乗者の死亡
 - ③ 自動車の横転
 - ④ 車両が50cm以上つぶれた
 - ⑤ 客室が概ね30cm以上つぶれた
 - ⑥ 歩行者または自転車がはね飛ばされた、または引き倒された
- 2 オートバイ事故で重症の可能性がある場合
 - ① 時速35km以上で衝突した
 - ② ライダーがオートバイから放り出された
- 3 転落事故で重症の可能性がある場合
 - ① 3階以上からの転落
 - ② 山間部での滑落
- 4 溺水、生き埋めによる窒息事故
- 5 列車衝突事故
- 6 航空機墜落事故
- 7 船舶事故(火災、転覆、沈没等)
- 8 爆発事故
- 9 傷害事件(撃たれた、刺された)
- 10 バイタルサイン
 - ① 呼びかけても刺激を与えても目を開けない(ジャパンコーマスケールで30以上)
 - ② 脈拍が弱くかすかにしかふれない、全く脈がない
 - ③ 呼吸が止まりそう、遠く、浅い呼吸をしている、呼吸停止
 - ④ 呼吸障害、呼吸がだんだん苦しくなってきた
- 11 外傷
 - ① 頭部、頸部、躯幹又は、肘若しくは膝関節より近位の四肢の外傷出血
 - ② 2か所以上の四肢変形又は四肢(手指、足趾を含む。)の切断
 - ③ 麻痺を伴う肢の外傷
 - ④ 広範囲の熱傷(体のおおむね3分の1を超える火傷、気道熱傷)
 - ⑤ 意識障害を伴う電撃症(雷や電線事故で意識がない)
 - ⑥ 意識障害を伴う外傷
- 12 疾病
 - ① けいれん発作
 - ② 不穏状態(酔っぱらいのように暴れる状態)
 - ③ 新たな四肢麻痺の出現
 - ④ 強い痛みの訴え(頭痛、胸痛、腹痛)
- 13 その他
 - ① 毒蛇と思われるヘビによる咬傷
 - ② 毒虫、クラゲ等による刺傷によるショック状態等
 - ③ 減圧症(潜水病・高山病等の圧力の急激な変化によって起こる疾病)による加圧治療が必要な者

【別 表 2-2】

ドクターヘリ出動基準	
1	出血のうち、顔面蒼白や呼吸困難の様相を呈するもの
2	意識障害(JCS3桁以上)
3	ショック(血圧低下、脈拍上昇)
4	心臓・肺の激痛(胸痛)
5	痙攣・麻痺
6	事故で車内などに閉じこめられ、救出までに20分以上を要する場合、高所からの墜落
7	明確な重症患者、または負傷者が二人以上いる場合
8	重症出血(創部、消化管、生殖器)
9	急性中毒
10	重症熱傷(BSA20%以上)
11	電撃症、落雷
12	溺水
13	歩行者が車などにより、時速30km以上の速度ではねられた場合または3m以上はね飛ばされた場合
14	その他、生命に関わると疑う理由がある時
15	重症患者の病院間搬送
16	ヘルプネット受信時死亡重症度表示がある場合(通称:D-Call Net)
Aeromedical Dispatch Guidelines: Aichi Aeromedical Association	

【別表3】

患者を搬送する受入病院(順不同)				
	受入病院	郵便番号	住 所	連絡先
1	名古屋掖済会病院	454-8502	名古屋市中川区松年町4-66	052-652-7711
2	藤田医科大学病院	470-1192	豊明市沓掛町田楽ヶ窪1-98	0562-93-2111
3	名古屋医療センター	460-0001	名古屋市中区三の丸4丁目1番1号	052-951-1111
4	日本赤十字社愛知医療センター 名古屋第二病院	466-8650	名古屋市昭和区妙見町2番地9	052-832-1121
5	小牧市民病院	485-8520	小牧市常普請1-20	0568-76-4131
6	岡崎市民病院	444-8553	岡崎市高隆寺町五所合3番地1	0564-21-8111
7	豊橋市民病院	441-8570	豊橋市青竹町字八間西50番地	0532-33-6111
8	中京病院	457-8510	名古屋市南区三条1-1-10	052-691-7151
9	日本赤十字社愛知医療センター 名古屋第一病院	453-8511	名古屋市中村区道下町3-35	052-481-5111
10	一宮市立市民病院	491-8558	一宮市文京2-2-22	0586-71-1911
11	半田市立半田病院	475-8599	半田市東洋町2丁目29番地	0569-22-9881
12	厚生連豊田厚生病院	470-0396	豊田市浄水町伊保原500-1	0565-43-5000
13	新城市民病院	441-1387	新城市宇北畑32番地1	0536-22-2171
14	厚生連安城更生病院	446-8602	安城市安城町東広畔28番地	0566-75-2111
15	名古屋大学医学部附属病院	466-8560	名古屋市昭和区鶴舞町65	052-741-2111
16	名古屋市立大学病院	467-8602	名古屋市瑞穂区瑞穂町字川澄1番地	052-851-5511
17	厚生連海南病院	498-8502	弥富市前ヶ須町南本田396	0567-65-2511
18	総合大雄会病院	491-8551	一宮市桜一丁目9番9号	0586-72-1211
19	刈谷豊田総合病院	448-8505	刈谷市住吉町5丁目15番地	0566-21-2450
20	トヨタ記念病院	471-8513	豊田市平和町1丁目1番地	0565-28-0100
21	公立陶生病院	489-8642	瀬戸市西追分町160番地	0561-82-5101
22	厚生連江南厚生病院	483-8704	江南市高屋町大松原137番地	0587-51-3333
23	春日井市民病院	486-8510	春日井市鷹来町1丁目1番地1	0568-57-0057
24	あいち小児保健医療総合センター	474-8710	大府市森岡町七丁目426番地	0562-43-0500
25	名古屋市立大学医学部附属東部医療センター	464-8547	名古屋市千種区若水一丁目2番23号	052-721-7171
26	愛知医科大学病院	480-1195	長久手市岩作雁又1番地1	0561-62-3311
27	豊川市民病院	442-8561	豊川市八幡町野路23	0533-86-1111
28	名古屋徳洲会総合病院	487-0016	春日井市高蔵寺町北2-52	0568-51-8711
29	一宮西病院	494-0001	愛知県一宮市開明字平1番地	0586-48-0077

【別紙 1】

ドクターヘリ運航調整委員会設置要領

1 目的

この委員会は、救急医療対策事業実施要綱(昭和52年7月6日医発第692号厚生省医政局長通知)に基づき、ドクターヘリコプターの運航に必要な事項について、関係者で検討・協議し、ドクターヘリ事業を円滑で効果的に推進することを目的とする。

2 委員

別添に定める「ドクターヘリ運航調整委員会・運航調整実施部会の構成」による。

3 業務

(1) ドクターヘリ運航調整委員会

ドクターヘリの運航に必要な事項を検討・協議する。

(2) ドクターヘリ運航調整実施部会

ドクターヘリの運航に必要な事項について、実務的な検討・連絡調整を行う。

(3) オブザーバー

必要に応じ、ドクターヘリ運航調整委員会又はドクターヘリ運航調整実施部会への出席を依頼し、ドクターヘリの運航に関する助言を求めるものとする。

4 委員会・部会の開催

委員会に委員長を置く。委員会は委員長が必要と認める場合に開催し、議長を務める。

部会に部会長を置く。部会は部会長が必要と認める場合に開催し、議長を務める。

(1) 委員長及び部会長は、互選により定める。

5 事務局

(1) 構成

事務局は、愛知県保健医療局健康医務部医務課(電話 052-954-6628)及び事業実施主体である愛知医科大学病院、藤田医科大学病院で構成する。

(2) 設置場所

事務局は、愛知医科大学病院(長久手市岩作雁又1番地1 電話0561-62-3311)に置く。

【別 添 1】

ドクターヘリ運航調整委員会の構成

愛知県保健医療局長
愛知県防災安全局長
愛知県教育委員会事務局長
愛知県警察本部地域部長
愛知県医師会会長
愛知県消防長会会長
愛知県病院協会会長
総務省東海総合通信局無線通信部長
厚生労働省愛知労働局労働基準部長
国土交通省大阪航空局中部国際空港長
国土交通省中部地方整備局統括防災官
中日本高速道路株式会社名古屋支社保全・サービス事業部長
愛知医科大学病院長
愛知医科大学病院高度救命救急センター長
藤田医科大学病院長
藤田医科大学病院高度救命救急センター長
委託航空会社

【別 添 2】ドクターヘリ運航調整実施部会の構成

<医師会>	<病 院>
愛知県医師会（救急担当理事）	愛知県病院協会
（救急委員会委員長）	名古屋掖済会病院
（救急委員会副委員長）	名古屋医療センター
（救急医療情報センター長）	日本赤十字社愛知医療センター名古屋第二病院
名古屋市医師会（救急担当理事）	小牧市民病院
	岡崎市民病院
<消防本部>	豊橋市民病院
名古屋市消防局	中京病院
豊橋市消防本部	日本赤十字社愛知医療センター名古屋第一病院
岡崎市消防本部	一宮市立市民病院
一宮市消防本部	半田市立半田病院
瀬戸市消防本部	厚生連豊田厚生病院
春日井市消防本部	新城市民病院
豊川市消防本部	厚生連安城更生病院
津島市消防本部	名古屋大学医学部附属病院
豊田市消防本部	名古屋市立大学病院
西尾市消防本部	厚生連海南病院
蒲郡市消防本部	総合大雄会病院
犬山市消防本部	刈谷豊田総合病院
常滑市消防本部	トヨタ記念病院
江南市消防本部	公立陶生病院
小牧市消防本部	厚生連江南厚生病院
稲沢市消防本部	春日井市民病院
新城市消防本部	あいち小児保健医療総合センター
東海市消防本部	名古屋市立大学医学部附属東部医療センター
大府市消防本部	豊川市民病院
知多市消防本部	名古屋徳洲会総合病院
尾張旭市消防本部	一宮西病院
岩倉市消防本部	<国・県の機関>
田原市消防本部	総務省東海総合通信局無線通信部陸上課
愛西市消防本部	厚生労働省愛知労働局労働基準部安全課
蟹江町消防本部	国土交通省中部地方整備局防災室
幸田町消防本部	中日本高速道路㈱名古屋支社企画統括課・交通管制課
知多中部広域事務組合消防本部	愛知県防災安全局防災部消防保安課
尾三消防本部	保健医療局健康医務部医務課
海部東部消防組合消防本部	都市・交通局都市基盤部公園緑地課
海部南部消防組合消防本部	愛知県警察本部地域部地域総務課
丹羽広域事務組合消防本部	愛知県教育委員会管理部財務施設課
西春日井広域事務組合消防本部	<実施機関等>
知多南部消防組合消防本部	愛知医科大学病院救命救急センター
衣浦東部広域連合消防局	藤田医科大学病院救命救急センター
	委託航空会社

【参考資料 1】

ドクターヘリ救急医療対策事業実施要綱(抜粋)

ドクターヘリ導入促進事業

1. 目的

この事業は、救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の確保に関する特別措置法(平成19年法律第103号)の趣旨に基づき、救命救急センターにドクターヘリを委託により配備し、救急患者の救命率等の向上、広域救急患者搬送体制の向上及びドクターヘリの全国的導入の促進を図ることを目的とする。

2. 補助対象

- (1) 都道府県又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第284条第3項に規定する広域連合(以下「広域連合」という。)並びに都道府県知事又は広域連合の長の要請を受けた救命救急センターが実施する事業で厚生労働大臣が適当と認めるもの。
- (2) 都道府県又は広域連合が、救命救急センターに配備し、当該センターにおいて実施する事業で厚生労働大臣が適当と認めるもの。

3. 運営方針

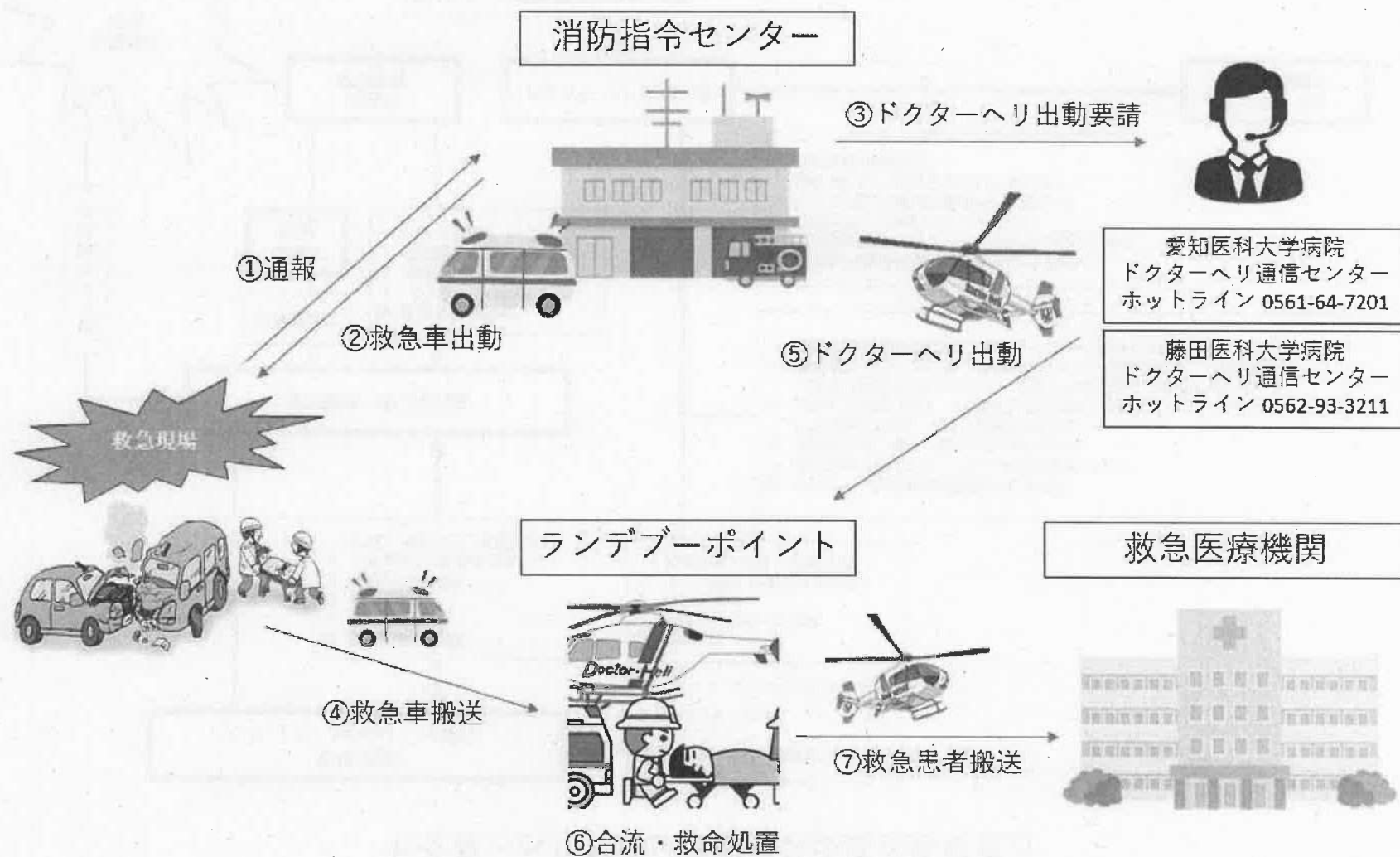
- (1) ドクターヘリの運航に係る関係機関等との調整、地域住民への普及啓発等を行う運航調整委員会を設置し、本事業の実施、運営に関する必要事項に係る諸調整等を行い、ドクターヘリの運行に万全を期すとともに地域住民の理解と協力が得られるよう努めなければならない。
- (2) 運航調整委員会の委員は、都道府県、市町村、地域医師会、消防、警察、国土交通、教育委員会等関係官署に所属する者、ドクターヘリ運航会社、ドクターヘリ基地病院および有識者により構成するものとし、これら関係機関と密接な連携をとって当該事業を実施するものとする。
- (3) 事業の実施に当たっては、救急医療専用ヘリコプター、操縦士、整備士および運航管理者等を運航会社との委託契約により配備するものとする。
- (4) 事業の実施に当たっては、ドクターヘリに同乗する医師、看護師等を確保(都道府県の委託により事業を実施する場合は配備先の救命救急センターにおいて確保)するとともに、出動および搬送においては、必ず医師を、必要に応じて看護師等を同乗させるものとする。
- (5) 出動および搬送については、原則として消防官署、医療機関、又は航空法施行規則の一部を改正する省令(平成25年国土交通省令第90号)をうけて、運航調整委員会が必要と認めた者からの要請に対して医師、操縦士等の判断のもと行うものとする。
- (6) 出動範囲は、原則として県内全域を対象とするものとする。必要に応じて、他都道府県に及ぶものについても対象とするものとし、隣接都道府県等と協定を結び相互応援や共同運航(ドクターヘリ導入道府県間及び未導入道府県への応援)といった体制を構築するものとする。
- (7) 飛行中のドクターヘリと救命救急センターまたは救急隊等との通信手段の確保に努めなければならないものとする。
- (8) ドクターヘリの運航を委託する運航会社の選定指針および無線による通信手段を確保する場合の無線の運用指針については、別に定める。
- (9) 特に、日没後又は日出前における飛行(以下「夜間飛行」という。)を行う場合においては、安全性を十分確保するものとする。

4. 整備基準(都道府県の委託により事業を実施する場合は配備先の救命救急センターについても同様の基準とする。)

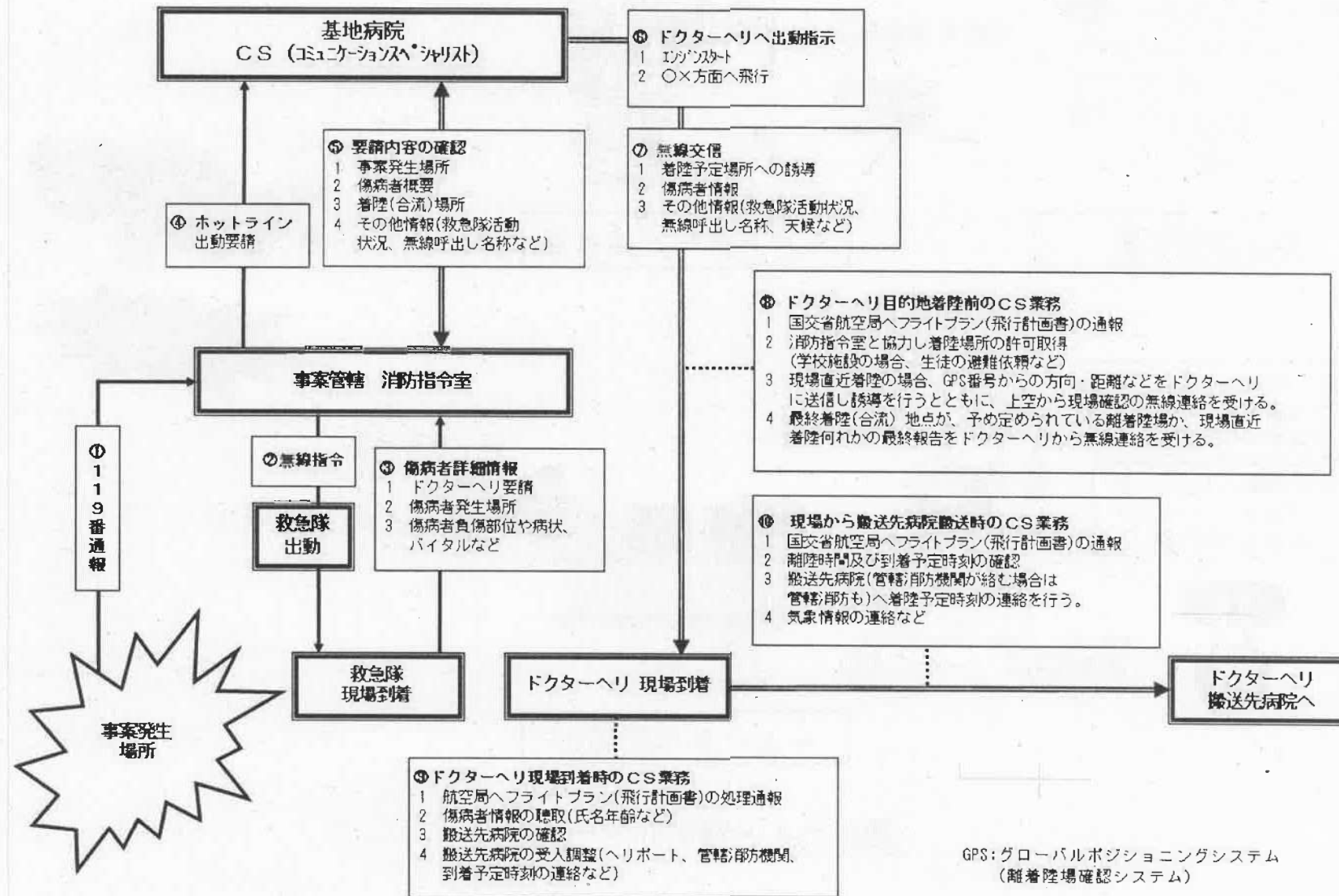
- (1) 救命救急センターの医師が直ちに搭乗することができる場所にヘリポートを有し、救命救急センター内までの導線および患者移送方法が確保されていること。
- (2) 救急医療用ヘリコプターについて十分な見識を有すること。
- (3) 救命救急センターを設置する地域が当該事業目的に従い十分に効果を発揮する地域であること。
- (4) 救命救急センターを運営する病院が、当該事業に対して総力を挙げて協力する体制を有すること。
- (5) 救命救急センターと消防機関等との連携が従前より緊密であること。
- (6) 救命救急センターの運営に支障を来さないこと。
- (7) 夜間飛行を行う場合においては、ドクターヘリが離着陸を行うヘリポートに照明器具を設置すること。

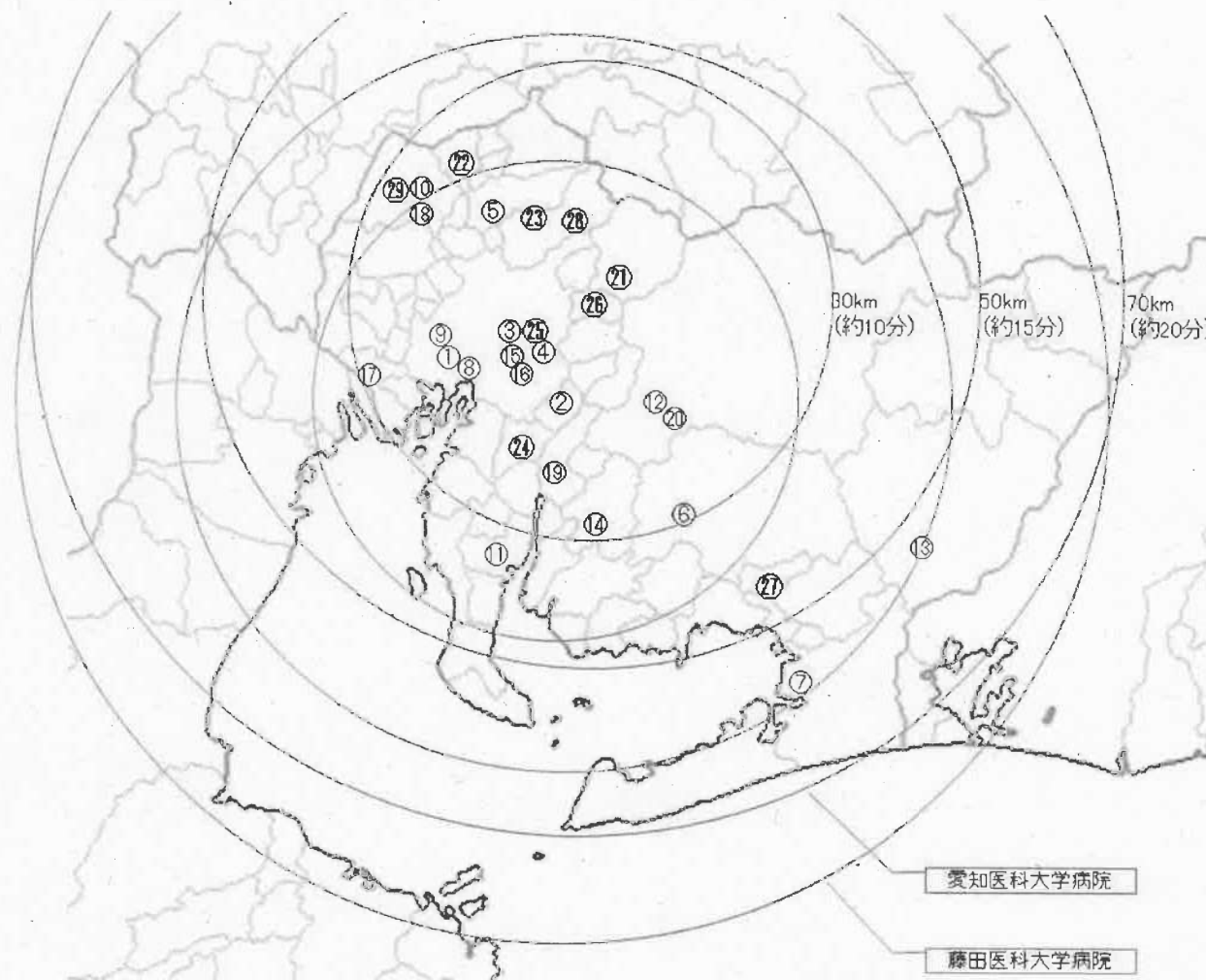
(注)「ドクターヘリ」とは、救急医療に必要な医療機器及び医薬品を装備したヘリコプターであって、救急医療の専門医および看護師等が同乗し救急現場等に向かい、現場等から医療機関に搬送するまでの間、患者に救急医療を行うことのできる専用のヘリコプターのことをいう。

ドクターヘリ出動イメージ図



ドクターヘリ要請・出動指示の基本的な流れ





1	名古屋救済会病院
2	藤田医科大学病院
3	名古屋救済センター
4	日本赤十字社愛知医療センター名古屋第二病院
5	小牧市民病院
6	岡崎市民病院
7	豊橋市民病院
8	中京病院
9	日本赤十字社愛知医療センター名古屋第一病院
10	一宮市立市民病院
11	半田市立半田病院
12	厚生連豊田厚生病院
13	新城市民病院
14	厚生連安城厚生病院
15	名古屋大学医学部附属病院
16	名古屋市立大学病院
17	厚生連海部病院
18	総合大徳会病院
19	刈谷豊田総合病院
20	トヨタ記念病院
21	公立衛生病院
22	江南厚生病院
23	春日井市民病院
24	あいち小児保健医療総合センター
25	名古屋市立大学医学部附属東部医療センター
26	愛知医科大学病院
27	豊川市民病院
28	名古屋徳洲会総合病院
29	一宮西病院

20 火災・災害等即報要領

昭和 59 年 10 月 15 日
消防災第 267 号消防庁長官

改正

平成 6 年 12 月消防災第 279 号、平成 7 年 4 月消防災第 83 号、平成 8 年 4 月消防災第 59 号、平成 9 年 3 月消防情第 51 号、平成 12 年 11 月消防災第 98 号・消防情第 125 号、平成 15 年 3 月消防災第 78 号・消防情第 56 号、平成 16 年 9 月消防震第 66 号、平成 20 年 5 月消防応第 69 号、平成 20 年 9 月消防応第 166 号、平成 24 年 5 月消防応第 111 号、平成 29 年 2 月消防応第 11 号、平成 31 年 4 月消防応第 28 号、令和元年 6 月消防応第 12 号、令和 3 年 5 月消防応 29 号

第 1 総則

1 趣旨

この要領は、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 40 条の規定に基づき消防庁長官が求める消防関係報告のうち、火災・災害等に関する即報について、その形式及び方法を定めるものとする。

（参考）

消防組織法第 40 条

消防庁長官は、都道府県又は市町村に対し、消防庁長官の定める形式及び方法により消防統計及び消防情報に関する報告をすることを求めることができる。

2 火災・災害等の定義

「火災・災害等」とは、火災・災害及びその他の事故をいう。

なお、本要領における用語の定義については、本要領に特別の定めのない限り、「火災報告取扱要領（平成 6 年 4 月 21 日付け消防災第 100 号）」、「災害報告取扱要領（昭和 45 年 4 月 10 日付け消防防第 246 号）」、「救急事故等報告要領（平成 6 年 10 月 17 日付け消防救第 158 号）」の定めるところによる。

3 報告手続

(1) 「第 2 即報基準」に該当する火災又は事故（(1)において「火災等」という。）が発生した場合には、当該火災等が発生した地域の属する市町村（当該市町村が消防の事務を処理する一部事務組合又は広域連合の構成市町村である場合は、当該一部事務組合又は広域連合を含む。以下第 1 から第 3 までにおいて同じ。）は、火災等に関する即報を都道府県を通じて行うものとする。

ただし、2 以上の市町村にまたがって火災等が発生した場合又は火災等が発生した地域の属する市町村と当該火災等について主として応急措置（火災の防御、救急業務、救助活動、事故の処理等）を行った市町村が異なる場合には、当該火災等につい

て主として応急措置を行った市町村又はこれらの火災等があったことについて報告を受けた市町村が都道府県を通じて行うものとする。

- (2) 「第2 即報基準」に該当する災害が発生した場合（災害が発生するおそれ著しく大きい場合を含む。以下同じ。）には、当該災害が発生し、又はそのおそれがある地域の属する市町村は、災害に関する即報について都道府県に報告をするものとする。
- (3) 「第2 即報基準」に該当する火災・災害等が発生した場合には、都道府県は、市町村からの報告及び自ら収集した情報等を整理して、火災・災害等に関する即報について消防庁に報告をするものとする。
- (4) 「第3 直接即報基準」に該当する火災・災害等が発生した場合には、市町村は、第1報を都道府県に加え、消防庁に対しても報告をするものとする。この場合において、消防庁長官から要請があった場合については、市町村は、第1報後の報告を引き続き消防庁に対しても行うものとする。
- (5) 市町村は、報告すべき火災・災害等を覚知したときは、迅速性を最優先として可能な限り早く（原則として、覚知後30分以内）、分かる範囲でその第1報の報告をするものとし、以後、各即報様式に定める事項について、判明したものの中から逐次報告をするものとする。都道府県は、市町村からの報告を入手後速やかに消防庁に対して報告を行うとともに、市町村からの報告を待たずして情報を入手したときには、直ちに消防庁に対して報告を行うものとする。

4 報告方法及び様式

火災・災害等の即報に当たっては、原則として(1)の区分に応じた様式により、電子メールで報告をするものとする。

ただし、電子メールが使用不能になるなど当該方法による報告ができない場合には、迅速性を最優先とし、電話等通信可能な方法による報告に代えることができるものとする。

また、第1報後の報告については、各様式で報告が求められている項目が記載された既存資料（地方公共団体が独自に作成した資料や災害対策本部会議で使用された資料など）による報告に代えることができるものとする。

なお、画像情報を送信することができる地方公共団体は(2)により被害状況等の画像情報の送信を行うものとする。

(1) 様式

ア 火災等即報・・・第1号様式及び第2号様式

火災及び特定の事故（火災の発生を伴うものを含む。）を対象とする。

特定の事故とは、石油コンビナート等特別防災区域内の事故、危険物等に係る事故、原子力災害及び可燃性ガス等の爆発、漏えい等の事故とする。

なお、火災（特定の事故を除く。）については第1号様式、特定の事故については第2号様式により報告をすること。

イ 救急・救助事故・武力攻撃災害等即報・・・第3号様式

救急事故及び救助事故並びに武力攻撃災害及び緊急対処事態における災害を対象とする。なお、火災等即報を行うべき火災及び特定の事故に起因して生じた救急事故等については、第3号様式による報告を省略することができる。ただし、消防庁長官から特に求められたものについては、この限りではない。

ウ 災害即報・・・第4号様式

災害を対象とする。なお、災害に起因して生じた火災又は事故については、ア火災等即報、イ 救急・救助事故等即報を省略することができる。ただし、消防庁長官から特に求められたものについては、この限りではない。

(2) 画像情報の送信

地域衛星通信ネットワーク等を活用して画像情報を送信することができる地方公共団体（応援団体を含む。）は、原則として次の基準に該当する火災・災害等が発生したときは、高所監視カメラ、ヘリコプターテレビ電送システム、衛星地球局等を用いて速やかに被害状況等の画像情報を送信するものとする。

ア 「第3 直接即報基準」に該当する火災・災害等

イ 被災地方公共団体の対応のみでは十分な対策を講じることが困難な火災・災害等

ウ 報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響が高い火災・災害等

（テレビのニュース速報のテロップ又はテレビ・新聞等のマスコミの全国版のニュースにて報道される火災・災害等をいう。以下同じ。）

エ 上記に定める火災・災害等に発展するおそれがあるもの

5 報告に際しての留意事項

(1) 都道府県又は市町村は、「第2 即報基準」又は「第3 直接即報基準」に該当する火災・災害等か判断に迷う場合には、できる限り広く報告をするものとする。

(2) 都道府県又は市町村は、自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることが困難な火災・災害等が発生したときは、速やかにその規模を把握するための概括的な情報の収集に特に配意し、迅速な報告に努めるものとする。

また、都道府県は、通信手段の途絶等が発生し、区域内の市町村が報告を行うことが十分にできないと判断する場合等にあつては、調査のための職員派遣、ヘリコプター等の機材や各種通信手段の効果的活用等、あらゆる手段を尽くして、被害情報等の把握に努めるものとする。

(3) 都道府県は、被害状況等の把握に当たって、当該都道府県の警察本部等関係機関と密接な連携を保つものとする。

特に、人的被害の数（死者・行方不明者）については、都道府県が一元的に集約、調整を行うものとする。その際、都道府県は、関係機関が把握している人的被害の数について積極的に収集し、当該情報が得られた際は、関係機関と連携のもと、整理・突合・精査を行い、直ちに消防庁へ報告をするものとする。

(4) 市町村は、都道府県に報告をすることができない場合には、一時的に報告先を消防庁に変更するものとする。この場合において、都道府県と連絡がとれるようになった後は、都道府県に報告をするものとする。

(5) 上記(1)から(4)にかかわらず、災害等により消防機関への通報が殺到した場合には、市町村はその状況を直ちに消防庁及び都道府県に対し報告をするものとする。

第2 即報基準

火災・災害等即報を報告すべき火災・災害等は次のとおりとする。

1 火災等即報

(1) 一般基準

火災等即報については、次のような人的被害を生じた火災及び事故（該当するおそれがある場合を含む。）等について報告をすること。

ア 死者が3人以上生じたもの

イ 死者及び負傷者の合計が10人以上生じたもの

ウ 自衛隊に災害派遣を要請したもの

(2) 個別基準

次の火災及び事故については、上記(1)の一般基準に該当しないものにあっても、それぞれ各項に定める個別基準に該当するもの（該当するおそれがある場合を含む。）について報告をすること。

ア 火災

(ア) 建物火災

a 特定防火対象物で死者の発生した火災

b 高層建築物の11階以上の階、地下街又は準地下街において発生した火災で利用者等が避難したもの

c 大使館・領事館及び国指定重要文化財の火災

d 特定違反対象物の火災

e 建物焼損延べ面積3,000平方メートル以上と推定される火災

f 他の建築物への延焼が10棟以上又は気象状況等から勘案して概ね10棟以上になる見込みの火災

g 損害額1億円以上と推定される火災

(イ) 林野火災

a 焼損面積10ヘクタール以上と推定されるもの

- b 空中消火を要請又は実施したもの
- c 住宅等へ延焼するおそれがあるもの

(ウ) 交通機関の火災

- a 航空機火災
- b タンカー火災
- c 船舶火災であって社会的影響度が高いもの
- d トンネル内車両火災
- e 列車火災

(エ) その他

以上に掲げるもののほか、特殊な原因による火災、特殊な態様の火災等
(例示)

- ・ 消火活動を著しく妨げる毒性ガスの放出を伴う火災

イ 石油コンビナート等特別防災区域内の事故

(ア) 危険物施設、高圧ガス施設等の火災又は爆発事故

(例示)

- ・ 危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物等を貯蔵し、又は取り扱う施設の火災又は爆発事故

(イ) 危険物、高圧ガス、毒性ガス等の漏えいで応急措置を必要とするもの

(ウ) 特定事業所内の火災 ((ア)以外のもの。)

ウ 危険物等に係る事故

危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物、火薬等(以下「危険物等」という。)を貯蔵し、又は取り扱う施設及び危険物等の運搬に係る事故で、次に掲げるもの(イの石油コンビナート等特別防災区域内の事故を除く。)

(ア) 死者(交通事故によるものを除く。)又は行方不明者が発生したもの

(イ) 負傷者が5名以上発生したもの

(ウ) 周辺地域の住民等が避難行動を起こしたもの又は爆発により周辺の建物等に被害を及ぼしたもの

(エ) 500キロリットル以上のタンクの火災、爆発又は漏えい事故

(オ) 海上、河川への危険物等流出事故

(カ) 高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う火災・危険物等の漏えい事故

エ 原子力災害等

(ア) 原子力施設において、爆発又は火災の発生したもの及び放射性物質又は放射線の漏えいがあったもの

(イ) 放射性物質を輸送する車両において、火災の発生したもの及び核燃料物質等の運搬中に事故が発生した旨、原子力事業者等から消防機関に通報があったもの

(ウ) 原子力災害対策特別措置法(平成 11 年法律第 156 号)第 10 条の規定により、
原子力事業者から基準以上の放射線が検出される等の事象の通報が市町村長に
あったもの

(エ) 放射性同位元素等取扱事業所に係る火災であって、放射性同位元素又は放射
線の漏えいがあったもの

オ その他特定の事故

可燃性ガス等の爆発、漏えい及び異臭等の事故であって、社会的に影響度が高い
と認められるもの

カ 消防職員及び消防団員の消火活動等に伴う重大事故

(3) 社会的影響基準

(1) 一般基準、(2) 個別基準に該当しない火災・事故であっても、報道機関に大き
く取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合には報告をすること。

2 救急・救助事故即報

救急・救助事故については、次に該当する事故(該当するおそれがある場合を含む。)
について報告をすること。

(1) 死者 5 人以上の救急事故

(2) 死者及び負傷者の合計が 15 人以上の救急事故

(3) 要救助者が 5 人以上の救助事故

(4) 覚知から救助完了までの所要時間が 5 時間以上の救助事故

(5) 消防防災ヘリコプター、消防用自動車等に係る重大事故

(6) 消防職員及び消防団員の救急・救助活動に伴う重大事故

(7) 自衛隊に災害派遣を要請したもの

(8) 上記(1)から(7)に該当しない救急・救助事故であっても、報道機関に大きく取
り上げられる等社会的影響度が高い救急・救助事故(社会的影響度が高いことが判明
した時点での報告を含む。)

(例示)

- ・ 列車、航空機、船舶に係る救急・救助事故
- ・ バスの転落による救急・救助事故
- ・ ハイジャックによる救急・救助事故
- ・ 不特定又は多数の者が利用する建築物及び遊戯施設における設備等において
発生した救急・救助事故
- ・ 全国的に流通している食品の摂取又は製品の利用による事故で、他の地域にお
いて同様の事案が発生する可能性があり、消費者安全の観点から把握されるべ
き救急・救助事故

3 武力攻撃災害等即報

武力攻撃災害等については、次の災害による火災・災害等（該当するおそれがある場合を含む。）について報告をすること。

- (1) 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成 16 年法律第 112 号。以下「国民保護法」という。）第 2 条第 4 項に規定する災害、すなわち、武力攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害
- (2) 国民保護法第 17 条第 1 項に規定する緊急対処事態における災害、すなわち、武力攻撃に準ずる攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害

4 災害即報

災害即報については、次の基準に該当する災害（該当するおそれがある場合を含む。）について報告をすること。

(1) 一般基準

- ア 災害救助法の適用基準に合致するもの
- イ 都道府県又は市町村が災害対策本部を設置したもの
- ウ 災害が 2 都道府県以上にまたがるもので一の都道府県における被害は軽微であっても、全国的に見た場合に同一災害で大きな被害を生じているもの
- エ 気象業務法第 13 条の 2 に規定する大雨、津波、火山噴火等に係る特別警報が発表されたもの
- オ 自衛隊に災害派遣を要請したもの

(2) 個別基準

次の災害については(1)の一般基準に該当しないものにあっても、それぞれ各項に定める個別基準に該当するもの（該当するおそれがある場合を含む。）について報告をすること。

ア 地震

- (ア) 当該都道府県又は市町村の区域内で震度 5 弱以上を記録したもの
- (イ) 人的被害又は住家被害を生じたもの

イ 津波

- (ア) 津波警報又は津波注意報が発表されたもの
- (イ) 人的被害又は住家被害を生じたもの

ウ 風水害

- (ア) 崖崩れ、地すべり、土石流等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
- (イ) 洪水、浸水、河川の溢水、堤防の決壊又は高潮等により、人的被害又は住家被害を生じたもの

(ウ) 強風、竜巻などの突風等により、人的被害又は住家被害を生じたもの

エ 雪害

(ア) 積雪、雪崩等により、人的被害又は住家被害を生じたもの

(イ) 積雪、道路の凍結、雪崩等により、孤立集落を生じたもの

オ 火山災害

(ア) 噴火警報（火口周辺）が発表されたもの

(イ) 火山の噴火により、人的被害又は住家被害を生じたもの

(3) 社会的影響基準

(1) 一般基準、(2) 個別基準に該当しない災害であっても、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合には報告をすること。

第3 直接即報基準

市町村は、特に迅速に消防庁に報告すべき次の基準に該当する火災・災害等（該当するおそれがある場合を含む。）については、直接消防庁に報告をするものとする。

1 火災等即報

(1) 交通機関の火災

第2の1の(2)のアの(ウ)に同じ。

(2) 石油コンビナート等特別防災区域内の事故

第2の1の(2)のイの(ア)、(イ)に同じ。

(3) 危険物等に係る事故（(2)の石油コンビナート等特別防災区域内の事故を除く。）

ア 第2の1の(2)のウの(ア)、(イ)に同じ。

イ 危険物等を貯蔵し、又は取り扱う施設の火災・爆発事故で、当該工場等の施設内又は周辺で、500平方メートル程度以上の区域に影響を与えたもの

ウ 危険物等を貯蔵し、又は取り扱う施設からの危険物等の漏えい事故で、次に該当するもの

(ア) 海上、河川へ危険物等が流出し、防除・回収等の活動を要するもの

(イ) 500キロリットル以上のタンクからの危険物等の漏えい等

エ 市街地又は高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う漏えいで、付近住民の避難、道路の全面通行禁止等の措置を要するもの

オ 市街地又は高速道路上において発生したタンクローリーの火災

(4) 原子力災害等

第2の1の(2)のエに同じ。

(5) ホテル、病院、映画館、百貨店において発生した火災

(6) 爆発、異臭等の事故であって、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いもの（武力攻撃事態等又は緊急対処事態への発展の可能性があるものを含む。）

2 救急・救助事故即報

死者及び負傷者の合計が15人以上発生した救急・救助事故で次に掲げるもの

- (1) 列車、航空機、船舶の衝突、転覆等による救急・救助事故
- (2) バスの転落等による救急・救助事故
- (3) ハイジャックによる救急・救助事故
- (4) 映画館、百貨店、駅構内等不特定多数の者が集まる場所における救急・救助事故
- (5) その他報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いもの

3 武力攻撃災害等即報

第2の3の(1)、(2)に同じ。

4 災害即報

- (1) 地震が発生し、当該市町村の区域内で震度5強以上を記録したもの（被害の有無を問わない。）
- (2) 第2の4の(2)のイ、ウ及びオのうち、死者又は行方不明者が生じたもの

第4 記入要領

第1号、第2号、第3号及び第4号様式の記入要領は、次に定めるもののほか、それぞれの報告要領（「火災報告取扱要領」、「災害報告取扱要領」、「救急事故等報告要領」）の定めるところによる。

<火災等即報>

1 第1号様式（火災）

(1) 火災種別

「火災種別」の欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

(2) 消防活動状況

当該火災の発生した地域の消防機関の活動状況のほか、他の消防機関への応援要請及び消防機関による応援活動の状況についても記入すること。

(3) 救急・救助活動状況

報告時現在の救助活動の状況、救助人員の有無、傷病者の搬送状況等について記入すること（消防機関等による応援活動の状況を含む。）。

(4) 災害対策本部等の設置状況

当該火災に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び廃止の日時を記入すること。

(5) その他参考事項

次の火災の場合には、「その他参考事項」欄に、各項に掲げる事項を併せ記入すること。

ア 死者３人以上生じた火災

（ア）死者を生じた建物等（建物、車両、船舶等をいう。アにおいて同じ。）の概要

- a 建物等の用途、構造及び周囲の状況
- b 建物等の消火設備、警報設備、避難設備、防火管理者の有無及びその管理状況並びに予防査察の経過

（イ）火災の状況

- a 発見及び通報の状況
- b 避難の状況

イ 建物火災で個別基準の e、f 又は g のいずれかに該当する火災

（ア）発見及び通報の状況

（イ）延焼拡大の理由

- a 消防事情
- b 都市構成
- c 気象条件
- d その他

（ウ）焼損地域名及び主な焼損建物の名称

（エ）り災者の避難保護の状況

（オ）都道府県及び市町村の応急対策の状況（他の地方公共団体の応援活動を含む。）

ウ 林野火災

（ア）火災概況（火勢、延焼の状況、住家への影響、避難の状況等）

※ 必要に応じて図面を添付する。

（イ）林野の植生

（ウ）自衛隊の派遣要請、出動状況

（エ）空中消火の実施状況（出動要請日時、消火活動日時、機種（所属）、機数等）

エ 交通機関の火災

（ア）車両、船舶、航空機等の概要

（イ）焼損状況、焼損程度

第 1 号様式 (火災)

第 報

消防庁受信者氏名

※ 特定の事故を除く。

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

火 災 種 別	1 建物 2 林野 3 車両 4 船舶 5 航空機 6 その他					
出 火 場 所						
出 火 日 時 (覚 知 日 時)	月 日 時 分 (月 日 時 分)		(鎮 圧 日 時) 鎮 火 日 時	(月 日 時 分) 月 日 時 分		
火元の業態・ 用 途			事 業 所 名 (代表者氏名)			
出 火 箇 所			出 火 原 因			
死 傷 者	死者 (性別・年齢) 人 負傷者 重症 人 中等症 人 軽症 人		死者の生じた 理 由			
建 物 の 概 要	構造 階層		建築面積 延べ面積	㎡ ㎡		
焼 損 程 度	焼損棟数	全 焼 棟 半 焼 棟 部分焼 棟 ぼ や 棟	計 棟	焼 損 面 積	建物焼損床面積 建物焼損表面積 林野焼損面積	㎡ ㎡ ha
り 災 世 帯 数	世帯		気 象 状 況			
消 防 活 動 状 況	消防本部 (署) 消 防 団 その他 (消防防災ヘリコプター等)		台 台 台・機	人 人 人		
救 急 ・ 救 助 活 動 状 況						
災 害 対 策 本 部 等 の 設 置 状 況						
その他参考事項						

(注) 第 1 報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く (原則として、覚知後30分以内) 分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨 (「未確認」等) を記入して報告すれば足りること。)

2 第2号様式（特定の事故）

（1）事故名（表頭）及び事故種別

特定の事故のうち、「事故名」及び「事故種別」の欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

（2）事業所名

「事業所名」は、「○○（株）○○工場」のように、事業所の名称のすべてを記入すること。

（3）特別防災区域

発災事業所が、石油コンビナート等災害防止法（昭和 50 年法律第 84 号。以下この項において「法」という。）第 2 条第 2 号に規定する特別防災区域内に存する場合のみ、当該地区名を記入すること。また、法第 2 条第 4 号に規定する第一種事業所にあつては、「レイアウト第一種」、「第一種」のいずれかを、同条第 5 号に規定する第二種事業所は「第二種」を、その他の事業所は「その他」を○で囲むこと。

（4）覚知日時及び発見日時

「覚知日時」は、消防機関が当該事故を覚知した日時を、「発見日時」は事業者が当該事故を発見した日時を記入すること。

（5）物質の区分及び物質名

事故の発端となった物質で、欄中、該当するものの記号を○で囲み、物質の化学名を記入すること。なお、当該物質が消防法（昭和 23 年法律第 186 号）で定める危険物である場合には、危険物の類別及び品名について記入すること。

（6）施設の区分

欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

（7）施設の概要

「○○と××を原料とし、触媒を用いて**製品を作る△△製造装置」のように記入すること。なお、当該施設が危険物施設である場合には、危険物施設の区分（製造所等の別）についても記入すること。

（8）事故の概要

事故発生に至る経緯、態様、被害の状況等を記入すること。

（9）消防防災活動状況及び救急救助活動状況

防災本部、消防機関及び自衛防災組織等の活動状況並びに都道府県又は市町村の応急対策の状況を記入すること。また、他の消防機関等への応援要請及び消防機関等による応援活動の状況についても記入すること。

（10）災害対策本部等の設置状況

当該事故に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び廃止の日時について記入すること。

(11) その他参考事項

以上のほか、特記すべき事項があれば、記入すること。

(例)

- ・ 自衛隊の派遣要請、出動状況

(12) 原子力災害等の場合

ア 原子力災害等が発生するおそれがある場合には、「発生」を「発生のおそれ」に読み替えること。

イ 原子力災害等による死傷者については、「負傷者」を「負傷者」、「被ばく者」、「汚染者」に区分して記入すること。

ウ その他参考事項として、付近住民の避難、屋内避難及び安定ヨウ素剤服用の状況を記入するとともに、地域防災計画に「原子力発電所異常事態通報様式」等が定められている場合には、当該通報の内容を併せて報告すること。

第2号様式 (特定の事故)

第 報

事故名 { 1 石油コンビナート等特別防災区域内の事故 2 危険物等に係る事故 3 原子力施設等に係る事故 4 その他特定の事故	報告日時	年 月 日 時 分
	都道府県	
	市町村 (消防本部名)	
	報告者名	

消防庁受信者氏名

事故種別	1 火災 2 爆発 3 漏えい 4 その他()				
発生場所					
事業所名	特別防災区域	(レイアウト第一種、第一種、 第二種、その他)			
発生日時 (覚知日時)	月 日 時 分 (月 日 時 分)	発見日時	月 日 時 分		
		鎮火日時 (処理完了)	月 日 時 分 (月 日 時 分)		
消防覚知方法		気象状況			
物質の区分	1 危険物 2 指定可燃物 3 高压ガス 4 可燃性ガス 5 毒劇物 6 RI等 7 その他()	物質名			
施設の区分	1 危険物施設 2 高危混在施設 3 高压ガス施設 4 その他()				
施設の概要	危険物施設の 区 分				
事故の概要					
死 傷 者	死者(性別・年齢) 人	負傷者等 人 (人) 重 症 人 (人) 中等症 人 (人) 軽 症 人 (人)			
消 防 防 災 活 動 状 況 及 救 急 ・ 救 助 活 動 状 況		出 場 機 関	出場人員	出場資機材	
		事業所	自衛防災組織	人	
			共同防災組織	人	
			そ の 他	人	
			消防本部(署)	台 人	
			消 防 団	台 人	
			消防防災ヘリコプター	機 人	
			海上保安庁	人	
			自 衛 隊	人	
	そ の 他	人			
災害対策本部等の設置状況					
その他参考事項					

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く(原則として、覚知後30分以内)分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

＜救急・救助事故・武力攻撃災害等即報＞

3 第3号様式（救急・救助事故・武力攻撃災害等）

(1) 事故災害種別

「事故災害種別」の欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

(2) 事故等の概要

「事故等の概要」は、発生した事故等の種別、概略、経過等を記入すること。

(3) 死傷者等

ア 「死傷者等」には、急病人等を含む。

イ 「不明」とは、行方不明等所在が判明しないものをいう。

(4) 救助活動の要否

救助活動を要する又は要した事故であるか否かを記入すること。

(5) 要救護者数（見込）

救助する必要がある者（行方不明者あるいは救助の要否が不明の者を含む。）で、未だ救助されていない者の数を記入すること。

また、「救助人員」は、報告時点で救助が完了した者の数を記入すること。

(6) 消防・救急・救助活動状況

出動した消防隊、救急隊、救助隊等（応援出動したものを含む。）について、所属消防本部名、隊の数、人員、出動車両数等を記入するとともに、傷病者の搬送状況等活動の状況について記入すること。

(7) 災害対策本部等の設置状況

当該事故に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び廃止の日時について記入すること。

(8) その他参考事項

以上のほか、応急措置等について、特記すべき事項があれば記入すること。

（例）

- ・ 都道府県、市町村、その他関係機関の活動状況
- ・ 避難指示の発令状況
- ・ 避難所の設置状況
- ・ 自衛隊の派遣要請、出動状況
- ・ N B C 検知結果（剤の種類、濃度等）
- ・ 被害の要因（人為的なもの）
 - 不審物（爆発物）の有無
 - 立てこもりの状況（爆弾、銃器、人物等）

第3号様式 (救急・救助事故・武力攻撃災害等)

第 報

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

消防庁受信者氏名

事故災害種別	1 救急事故 2 救助事故 3 武力攻撃災害 4 緊急対処事態における災害			
発生場所				
発生日時 (覚知日時)	月 日 時 分 (月 日 時 分)	覚知方法		
事故等の概要				
死 傷 者	死者 (性別・年齢)		負傷者等 人 (人)	
	計 人		{ 重 症 人 (人) { 中 等 症 人 (人) { 軽 症 人 (人)	
	不明 人			
救助活動の要否				
要救護者数(見込)		救助人員		
消防・救急・救助 活 動 状 況				
災害対策本部 等の設置状況				
その他参考事項				

(注) 負傷者欄の () 書きは、救急隊による搬送人員を内書きで記入すること。

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く(原則として、覚知後30分以内)分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

＜災害即報＞

4 第4号様式

(1) 第4号様式（その1）（災害概況即報）

災害の具体的な状況、個別の災害現場の概況等を報告する場合や災害の当初の段階で被害状況が十分把握できていない場合（例えば、地震時の第1報で、死傷者の有無、火災、津波の発生の有無等を報告する場合）には、本様式を用いること。

ア 災害の概況

（ア）発生場所、発生日時

当該災害が発生した具体的地名（地域名）及び日時を記入すること。

（イ）災害種別概況

- a 風水害については、降雨の状況及び河川のはん濫、溢水、崖崩れ、地すべり、土石流等の概況
- b 地震については、地震に起因して生ずる火災、津波、液状化、崖崩れ等の概況
- c 雪害については、降雪の状況並びに雪崩、溢水等の概況
- d 火山噴火については、噴火の状況及び溶岩流、泥流、火山弾、火山灰等の概況
- e その他これらに類する災害の概況

イ 被害の状況

当該災害により生じた被害の状況について、判明している人的被害及び住家の被害に重点を置いて記入すること。

119番通報の件数を記入する欄については、第3 直接即報基準に該当する災害において、市町村から消防庁に直接報告をする際に記入すること。

なお、119番通報件数については、災害対応の初動段階において、災害の規模を推察する上で重要な情報となるため、集計が困難な場合は、入電の多寡について可能な限り報告をすること。

ウ 応急対策の状況

（ア）当該災害に対して、災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等（以下「災害対策本部等」という。）を設置した場合にはその設置及び廃止の日時を記入すること。

なお、複数の市町村で災害対策本部等を設置するなど、当該欄に記入できない場合には、任意の様式を用いて報告をすること。

また、庁舎被害等の発生に起因して、予定された場所以外に災害対策本部等が設置されるなど特記すべき事象がある場合は、その旨を併せて記入すること。

（イ）消防機関等の活動状況については、地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法第39条に基づく応援消防本部等について、その出動規模、活

動状況等をわかる範囲で記入すること。

(ウ) 自衛隊の災害派遣要請を行った場合には、その日時及び内容を記入すること。

(エ) その他都道府県又は市町村が講じた応急対策については、避難所の設置状況、他の地方公共団体への応援要請等について記入すること。

また、大雨、津波、火山噴火等に係る特別警報が発表された場合などにおいては、警報の伝達、避難指示等の発令状況等の警戒・避難対策について記入すること。なお、避難指示等の発令状況については、第4号様式(その1)別紙を用いて報告すること。

第4号様式（その1）

（災害概況即報）

消防庁受信者氏名

災害名 (第 報)

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

災害の概況	発生場所					発生日時	月 日 時 分							
被害の状況	人的被害	死 者		人	重 傷		人	住家被害	全壊		棟	床上浸水		棟
		うち 災害関連死者		人			人		半壊		棟	床下浸水		棟
		不 明		人	軽 傷		人		一部破損		棟	未分類		棟
		119番通報の件数												
	応急対策の状況	災害対策本部等の設置状況		(都道府県)				(市町村)						
消防機関等の活動状況		(地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法第39条に基づく応援消防本部等について、その出動規模、活動状況等をわかる範囲で記入すること。)												
自衛隊派遣要請の状況														
その他都道府県又は市町村が講じた応急対策														

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く（原則として、覚知後30分以内）分かる範囲で記載して報告すること。（確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨（「未確認」等）を記入して報告すれば足りること。）

(注) 住家被害のうち、その程度が未確定のものについては、「未分類」の欄に計上すること。

(避難指示等の発令状況)

都道府県名 ()

[illegible]

※ 対象世帯数等を確認中の場合は、空欄にせず「確認中」と記載すること。

(2) 第4号様式(その2)(被害状況即報)

管内の被害状況や避難に関する状況等を把握できる段階に至った場合、本様式を用いること。

ア 各被害欄

原則として、報告の時点で判明している最新の数値を記入する。ただし、被害額については、省略することができる。

なお、「水道」、「電話」、「電気」及び「ガス」については、それぞれ報告時点における断水戸数、通話不能回線数、停電戸数及び供給停止戸数を記入すること。

イ 災害対策本部等の設置状況

当該災害に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び廃止の日時について記入すること。

ウ 災害救助法適用市町村名

市町村毎に、適用日時を記入すること。

エ 災害の概況

災害の概況欄には次の事項を記入すること。

(ア) 災害の発生場所

被害を生じた市町村名又は地域名

(イ) 災害の発生日時

被害を生じた日時又は期間

(ウ) 災害の種類、概況

台風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波等の種別、災害の経過、今後の見通し等

オ 応急対策の状況

消防機関等の活動状況について記入するとともに、自衛隊の災害派遣要請を行った場合にはその日時及び内容を記入すること。

また、その他の欄については、避難所の設置状況、災害ボランティアの活動状況等を記入すること。

第4号様式(その2)

(被害状況即報)

都道府県				区 分				被 害				区 分				被 害				都道府県	
災 害 名		災害名		そ	田	流失・埋没		ha		公 立 文 教 施 設		千円		災 害 対 策 置 状 本 部 況	市町村	計					
・		報				冠 水		ha		農 林 水 産 業 施 設		千円									
報告番号		(月 日 時現在)				畑	流失・埋没		ha		公 共 土 木 施 設		千円								
							冠 水		ha		そ の 他 の 公 共 施 設		千円								
報告者名							学 校		箇所		小 計		千円								
区 分		被 害		病 院		箇所		公共施設被害市町村数		団体											
死 者		人		の	道 路	箇所		そ	農 産 被 害		千円		災 害 救 助 法	適用市町村名	計						
うち災害関連死者		人				箇所			林 産 被 害		千円										
行 方 不 明 者		人				箇所			畜 産 被 害		千円										
負 傷 者		重 傷				箇所			水 産 被 害		千円										
		人				箇所			商 工 被 害		千円										
		軽 傷				箇所															
		人				箇所															
		棟				箇所															
		世帯				箇所															
		人				箇所															
全 壊		棟		他	鉄 道 不 通	箇所		他	そ の 他		千円		119番通報件数								
		人				箇所			被 害 船 舶 隻		千円		件								
半 壊		棟				箇所			水 道 戸		被 害 総 額		千円		件						
		世帯				箇所			電 話 回 線		災害の概況		(地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法第39条に基づく応援消防本部等について、その出動規模、活動状況等を記入すること。)								
		人				箇所			電 気 戸		応 急 対 策 対 策 状 況										
一 部 破 損		棟				箇所			ガ ス 戸		消防機関等の活動状況										
		世帯				箇所			ブ ロ ッ ク 塀 等												
		人																			
		棟																			
		世帯																			
		人																			
床 上 浸 水		棟		り 災 世 帯 数		世帯		状		自衛隊の災害派遣				その他							
		世帯		り 災 者 数		人		況													
床 下 浸 水		棟		火 建 物 件																	
		世帯		災 危 険 物 件																	
		人		生 ぞ の 他 件																	
公 共 建 物		棟																			
そ の 他		棟																			

※1 被害額は省略することができるものとする。

※2 119番通報の件数は、10件単位で、例えば約10件、30件、50件(50件を超える場合は多数)と記入すること。

2 1 新川流域排水調整要綱

(排水調整の目的)

第1条 一級河川庄内川水系新川流域において、流域の排水のために設置された排水機の排水調整は、現在の河川の整備水準を上回る洪水（高潮を含む）に見舞われ、河川からの越水及び破堤などによる氾濫のおそれがあるとき、外水氾濫による沿川の甚大な浸水被害の発生を回避し、人的被害の防止並びに財産及び経済的被害を軽減することを目的として実施するものである。

(用語の定義)

第2条 この要綱で用いる用語は、以下のように定義する。

- (1) 排水機 流域内の降雨に対し一定の計画規模内で浸水被害の解消を目的に設置された排水機をいう。排水機には、河川管理者が管理する河川排水機及び河川管理者以外の者が管理する内水排水機とが存する。
- (2) 排水調整 現在の河川の整備水準を上回る洪水時に排水機の運転を調整し、河川への排水を停止することをいう。
- (3) 河川の整備水準 河川からの越水又は破堤などすることなく安全に洪水を流下させる河川の疎通能力をいう。
- (4) 外水氾濫 河川からの越水又は破堤などにより、河川を流下する洪水が沿川の流域に流出して浸水することをいう。
- (5) 排水調整対象流域 基準地点の水位に対応して排水調整を実施すべき流域をいい、単独あるいは複数の単位流域から構成される。
- (6) 単位流域 排水調整を実施するにあたっての最小の流域区分として、基準地点に対応して分割した流域をいう。
- (7) 基準地点 排水調整を判断する河川水位を観測する水位観測所をいう。
- (8) 準備水位 基準地点の河川水位が当該の水位に到達した場合に、排水調整に必要な措置を迅速に実施できるように準備を開始する水位をいう。
- (9) 停止水位 基準地点の河川水位が当該の水位に到達した場合に、排水調整を行う水位をいう。
- (10) 再開水位 排水調整を行ったのち、基準地点の河川水位が当該の水位を下回った場合に、排水調整を解除し、排水機の排水を再開する水位をいう。

(排水調整の法的根拠並びに通知及び発令を行う者)

第3条 排水調整は、河川法（昭和39年法律第167号）第1条及び第2条の規定に基づく河川管理及び排水機の管理者が排水機の操作の一環として実施する。ただし、河川管理者におい

ても河川水位情報に関することについて関係機関に通知するものとする。また、準用河川及び普通河川においては、法定管理者がこの要綱に基づく措置又は通知をするものとする。

2 河川からの越水及び破堤が生じた場合の排水調整は河川管理者が発令する。ただし、準用河川及び普通河川においては、法定管理者がこの要綱に基づいて発令する。

(対象流域)

第4条 この要綱に基づき、排水調整を行う流域は、一級河川庄内川水系新川及び五条川流域とする。

(単位流域と対象排水機)

第5条 単位流域は以下の3区域とする。別図第1に3区域の分割を、別表第1に各単位流域に属する市町村を示す。

(1) 新川下流域 五条川合流点より下流の新川が直接排水を担う流域

(2) 新川上流域 五条川合流点より上流の新川が排水を担う流域

(3) 五条川流域 五条川が排水を担う流域

2 単位流域内の排水調整を行う排水機は、当該区域内の一級河川、準用河川及び普通河川に排水を行う排水機とする。ただし、準用河川及び普通河川においては、法定管理者が、この要綱に基づく措置を講ずるものとする。各単位流域の対象排水機を別表第2に示す。

(基準地点と排水調整対象流域)

第6条 排水調整の基準となる基準地点は、別表第3の水位観測所とする。

2 各基準地点に対応する排水調整対象流域は別表第4の単位流域とする。

(排水調整の事前通知等)

第7条 基準地点の水位が別表第5に示す準備水位に到達したとき、河川管理者から第5条第2項に定めた排水調整対象流域の排水機の管理者に河川の水位情報を通知するものとする。

2 前項に定める準備水位を下回ったときについては、前項に定める排水機の管理者に河川の水位情報を通知するものとする。

(排水調整の通知及び発令)

第8条 基準地点の水位が別表第5に示す停止水位に到達したとき、河川管理者から第5条第2項に定めた排水調整対象流域の排水機の管理者に河川の水位情報を通知するものとする。

2 新川及び五条川において、停止水位以下の場合で河川からの越水又は破堤が発生したとき、河川管理者は越水又は破堤した地点から基本として上流の排水機を停止すべき旨を発令するものとする。また、準用河川及び普通河川においては、法定管理者がこの要綱に基づき発令するものとする。

(排水調整の解除の通知及び解除の発令)

第9条 第8条第1項の排水調整は、単位流域毎に別表第4に定める基準地点の水位が別表第

5に示す再開水位を下回ったとき、河川管理者から当該の単位流域の排水機の管理者に河川水位情報を通知するものとする。ただし、越水または破堤が生じた場合は、次項の定めによるものとする。

2 第8条第2項の排水調整の解除は、越水又は破堤した箇所ので急復旧が完了したとき、若しくは河川の水位が低下し排水機の運転による破堤箇所などからの浸水のおそれがなくなったときに、河川管理者から排水機の管理者に発令するものとする。また、準用河川及び普通河川においては、法定管理者がこの要綱に基づき発令するものとする。

(通知及び発令の内容)

第10条 排水機の排水調整の発令等の内容は、別表第6のとおりとする。

(通知及び発令の伝達先)

第11条 河川管理者は、前条の発令等を関係機関に伝達する。

2 前項の伝達先機関及び伝達方法は、別途設置する新川流域排水調整連絡協議会において定めるものとする。

(排水機管理者への伝達及び報告)

第12条 前条の伝達を受けた機関は、排水機の管理者に伝達し周知する。

2 前項の伝達を受けた排水機の管理者は、排水調整を実施し、その内容を、伝達した機関に速やかに報告する。

3 前項の報告を受けた機関は、排水調整の実施内容を別表第6に定める様式により河川管理者に速やかに報告する。

(他の河川の排水調整)

第13条 一級河川庄内川の洪水が新川洗堰を越流し、一級河川新川上流域もしくは新川下流域において排水調整を行っているとき、新川洗堰から上流の庄内川運転調整対象の排水機は排水調整を行うものとする。

(操作規則)

第14条 第15条の規定に基づき、各排水機管理者は、運転調整の内容を明記した操作規則を制定後、河川法第26条第1項の許可を受けるものとする。

(経過措置)

第15条 この要綱は、新川流域に排水することを目的として設置する排水機に定められる操作規則に規定するものとする。ただし、既設の排水機にあつては、操作規則に定めるまでの間の操作にも適用するものとする。

(雑則)

第16条 この要綱に定めるもののほか、排水機の排水調整に必要な事項は新川流域水害対策協議会において定めるものとする。

2 この要綱に定める内容に疑義が生じた場合、または河川改修の進捗、気象状況及び排水調整の実態等の変化によりこの要綱を変更する必要がある場合には、新川流域水害対策協議会に諮り適宜変更するものとする。

附則

この要綱は平成 13 年 6 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は平成 17 年 5 月 23 日から施行する。

附則

この要綱は平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は平成 22 年 6 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は平成 23 年 6 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は平成 26 年 5 月 12 日から施行する。

附則

この要綱は平成 27 年 5 月 13 日から施行する。

附則

この要綱は平成 28 年 5 月 31 日から施行する。

附則

この要綱は平成 29 年 5 月 16 日から施行する。

附則

この要綱は平成 30 年 5 月 28 日から施行する。

附則

この要綱は令和元年 5 月 27 日から施行する。

附則

この要綱は令和 2 年 3 月 6 日から施行する。

附則

この要綱は令和 2 年 5 月 27 日から施行する。

附則

この要綱は令和 3 年 6 月 7 日から施行する。

附則

この要綱は令和４年７月７日から施行する。

(別表第1：第5条第1項関係) 各単位流域の市町（関係分のみ抜粋）

分割区域	新川下流域	新川上流域	五条川流域
一宮市			○

(別表第2：第5条第2項関係) 各単位流域の排水機一覧（関係分のみ抜粋）

区 分	No.	排水機場 名	管 理 者	位置			集水 面積 (k m ²)	現況排水量		備考
				距離標	左 岸	右 岸		排水量 (m ³ /s)	比流量 (m ³ /s/k m ²)	
五 条 川	五条川	52 五日市場	一 宮 市	8k900		○	2.97	6.00	2.02	
		53 伝法寺		9k600		○	0.03	0.70	25.74	
	青木川	64 小山		5k880		○	0.04	0.13	3.56	
		65 下浅野		普通河川 0k486		○	0.68	0.70	1.03	新般若 井筋
	緑葉川	66 猿海道		1k000		○	0.40	0.25	0.63	
		67 猿海道第二		1k075		○	0.15	0.50	3.33	
		68 あずら		1k350	○		0.07	0.40	5.71	
		69 猿海道第三		1k393		○	0.04	0.31	7.75	

(別表第3：第6条第1項、第9条第1項関係) 基準地点

単位流域	新川下流域	新川上流域	五条川流域
基準点	下之一色水位観測所	水場川外水位観測所	春日水位観測所
位置	新川 3k/240 左岸	新川 16k/000 右岸	五条川 6k/650 左岸
設置場所	名古屋市中川区下之一色 町三角	清須市阿原	清須市春日振形 127-1
管理者	愛知県尾張建設事務所	愛知県尾張建設事務所	愛知県尾張建設事務所

(別表第4：第6条第2項関係) 基準地点と排水調整対象流域

		基準地点		
		下之一色	水場川外水位	春日
排水調整 対象流域	新川下流域	●	—	—
	新川上流域	●	●	—
	五条川流域	●	—	●

(別表第5：第5条第2項、第7条、第8条第1項、第9条第1項関係)

各基準地点の基準水位

単位流域	新川下流域	新川上流域	五条川流域
基準地点	下之一色	水場川外水位	春日
準備水位	TP2.20m	TP3.90m	TP4.60m
停止水位	TP3.00m	TP5.20m	TP5.55m
再開水位	TP2.80m	TP5.00m	TP5.35m

(別表第6：第7条、第8条、第9条、第10条、第12条関係) 伝達様式一覧

掲載略

2 2 日光川流域排水調整要綱

(排水調整の目的)

第一条 昭和52年9月1日に施行された「日光川水系排水対策調整連絡会議要綱」の趣旨に基づき、二級河川日光川流域において、流域の排水のために設置された排水機の排水調整は、現在の河川の整備水準を上回る洪水に見舞われ、河川からの越水及び破堤などによる氾濫のおそれがあるとき、外水氾濫による沿川の甚大な浸水被害の発生を回避し、人的被害の防止並びに財産及び経済的被害を軽減することを目的として、実施するものである。

(用語の定義)

第二条 この要綱で用いる用語は、以下のように定義する。

- 一 河川管理者 二級河川日光川（以下「日光川」という。）の河川管理者をいう。
- 二 戸田川管理者 二級河川戸田川の河川管理者をいう。
- 三 排水機 流域内の降雨に対し一定の計画規模内で浸水被害の解消を目的に設置された排水機をいう。排水機には、河川管理者が管理する河川排水機（日光川の河口に設置した排水機及び一級河川木曾川等他流域に排水する排水機を除く。）並びに河川管理者以外の者が管理する内水排水機とを含む。
- 四 排水調整 現在の河川の整備水準を上回る洪水時に排水機の運転を調整し、河川への排水を停止することをいう。
- 五 河川の整備水準 河川から越水又は破堤などすることなく安全に洪水を流下させる河川の疎通能力をいう。
- 六 外水氾濫 河川からの越水又は破堤などにより、河川を流下する洪水が沿川の流域に流出して浸水することをいう。
- 七 排水調整対象流域 基準地点又は副基準地点（以下「基準地点等」という。）の水位に対応して排水調整を実施すべき流域をいい、単独あるいは複数の単位流域から構成される。
- 八 単位流域 排水調整を実施するにあたっての最小の流域区分として、基準地点等に対応して分割した流域をいう。
- 九 関係機関 別途定める「日光川流域排水対策調整連絡会議要綱」において掲げる行政機関等をいう。
- 十 基準地点 日光川における排水調整を判断するために設定する河川水位を観測する水位観測所をいう。
- 十一 副基準地点 日光川の支川における排水調整を判断するために設定する河川水位を観測する水位観測所をいう。
- 十二 準備水位 基準地点等の河川水位が当該の水位に到達した場合に、排水調整に必要な措置を迅速に実施できるように準備を開始する水位をいう。
- 十三 停止水位 基準地点等の河川水位が当該の水位に到達した場合に、排水調整を行う水位をいう。
- 十四 排水再開水位 排水調整を行ったのち、基準地点等の河川水位が当該の水位を下

回った場合に、排水調整を解除し、排水機の排水を再開する水位をいう。

(排水調整の法的根拠等)

第三条 排水調整は、河川法（昭和三十九年法律第百六十七号。以下「法」という。）第一条及び第二条の規定に基づく河川管理及び排水機の管理者が排水機の操作の一環として実施する。ただし、河川管理者又は戸田川管理者（以下「河川管理者等」という。）においても河川水位情報に関することについて関係機関に通知するものとする。また、準用河川及び普通河川については、それぞれの管理者がこの要綱に準じて措置又は通知を実施する。

2 河川からの越水及び破堤が生じた場合は河川管理者が排水調整を発令する。また、準用河川及び普通河川については、それぞれの管理者がこの要綱に準じて発令する。

(対象流域)

第四条 この要綱に基づき、排水調整を行う流域は、二級河川日光川水系の全流域とする。

(単位流域と対象排水機)

第五条 単位流域は以下の三区域とし、別表第一に各単位流域に属する市町村を示す。

- 一 日光川下流域 西尾張中央道（新日光川橋）より下流の日光川が排水を担う流域
- 二 日光川上流域 西尾張中央道（新日光川橋）より上流の日光川が排水を担う流域
- 三 戸田川流域 戸田川排水機場より上流の戸田川が排水を担う流域

2 単位流域内の排水調整を行う排水機は、前項に定める流域内の二級河川、準用河川及び普通河川に排水を行う排水機とする。ただし、準用河川及び普通河川については、それぞれの管理者が、この要綱に準じて措置をとるものとする。なお、各単位流域の対象排水機は別表第二のとおりとする。

(基準地点等と排水調整対象流域)

第六条 排水調整の基準となる基準地点等は、別表第三の水位観測所とする。

2 各基準地点等に対応する排水調整対象流域は別表第四の単位流域とする。

(排水調整の事前通知等)

第七条 基準地点等の水位が別表第五に示す準備水位に到達したときは、河川管理者等から関係機関へ河川の水位情報を通知するものとし、関係機関のうち通知を受けた第五条第1項各号に定める単位流域内の該当市町村（以下「単位流域内の該当市町村」という。）は同条第2項に定める排水調整を行う排水機の管理者（以下「排水機の管理者」という。）に伝達するものとする。

(排水調整の通知及び発令)

第八条 基準地点等の水位が別表第五に示す停止水位に到達したときは、河川管理者等から関係機関へ河川の水位情報を通知するものとし、単位流域内の該当市町村は、同条第2項に定める排水調整を行う排水機の管理者に伝達するものとする。

2 基準地点の水位が別表第五に示す停止水位以下の場合であっても、別図に示す日光川の地点において河川からの越水又は破堤が発生したときは、河川管理者は関係機関へ排水機を停止すべき旨を発令するものとし、流域（戸田川流域を除く。）内の全ての該当市町村は、排水機の管理者に排水調整を発令するものとする。

(排水調整の解除等の通知及び発令)

第九条 前条第一項の排水調整を実施したときに、基準地点等の水位が別表第五に示す排水再開水位を下回ったときは、河川管理者等から関係機関へその旨を通知するものとし、単位流域内の該当市町村は、排水機の管理者に伝達するものとする。

2 第七条に定める準備水位を下回ったときは、河川管理者等から関係機関へ河川の水位情報を通知するものとし、単位流域内の該当市町村は排水機の管理者に伝達するものとする。

3 前条第二項の排水調整の解除は、越水又は破堤した箇所ので急復旧が完了したとき、若しくは河川の水位が低下し排水機を運転しても破堤箇所等からの浸水のおそれなくなったときに、河川管理者から関係機関へその旨を通知するものとし、流域(戸田川流域を除く。)内の全ての該当市町村は、排水機の管理者に伝達するものとする。

(通知及び発令の内容)

第十条 排水機の排水調整の通知等の内容は、別表第六のとおりとする。

(排水機管理者への伝達及び報告)

第十一条 第七条から第九条までに定める通知又は発令を市町村から伝達された排水機の管理者は、排水調整を実施し、その内容を当該市町村に速やかに報告する。

2 前項の報告を受けた市町村は、排水調整の実施内容を別表第六に定める様式により、当該市町村を管轄する河川管理者に速やかに報告するものとする。

3 戸田川流域については、第1項の報告を受けた戸田川管理者は、排水調整の実施内容を別表第六に定める様式により、河川管理者に速やかに報告するものとする。

(通知等の方法)

第十二条 第七条から第九条まで、及び第十一条に定める通知及び伝達等の方法は、別途設置する日光川流域排水対策調整連絡会議において定めるものとする。

(操作規則の制定)

第十三条 各排水機管理者は、排水調整の内容を明記した操作規則を制定し、二級河川及び準用河川に存する排水機に係るものにあつては法第二十六条第一項の規定による許可を受けるものとする。

2 前項に定める操作規則には、各排水機の排水地点の上下流において越水又は破堤のおそれがある場合の排水調整の実施についても明記するものとする。

(操作規則の位置付け)

第十四条 この要綱は、日光川流域の各河川に排水することを目的として設置される全ての排水機について定められる操作規則において位置付けるものとする。ただし、既設の排水機にあつては、操作規則が改定されるまでの間に行われる操作についてもこの要綱の規定によるものとする。

(雑則)

第十五条 この要綱に定めるもののほか、排水調整に関し必要な事項は関係市町村の長(名古屋市は副市長)及び県関係部局長で構成する日光川流域治水対策協議会において定めるものとする。

2 この要綱に定める内容に疑義が生じた場合、又は河川改修の進捗、気象状況及び排水調整の実態等の変化により、この要綱を変更する必要がある場合には、日光川流

域治水対策協議会に諮り、変更するものとする。

ただし、別表第二の対象排水機場の新設、廃止、更新等による変更については、日光川流域治水対策協議会の幹事（市町村）への書面による確認の上で変更できるものとする。

附 則

この要綱は平成２２年７月１日から施行する。

なお、昭和５２年９月１日施行の日光川水系排水対策調整連絡会議要綱はこの要綱の施行の日に廃止する。

附 則

この要綱は平成２３年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は平成２５年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は平成２７年３月６日から施行する。

附 則

この要綱は平成２８年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は平成２９年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は平成３０年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は平成３１年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は令和２年３月６日から施行する。

附 則

この要綱は令和３年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は令和４年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は令和５年４月１日から施行する。

(別表第一：第五条第1項関係) 各単位流域の市町村

分割区域	日光川下流域	日光川上流域	戸田川流域
名古屋市	○		○
一宮市		○	
津島市		○	
稲沢市		○	
愛西市		○	
弥富市	○		
あま市	○	○	
大治町	○		
蟹江町	○	○	
飛島村	○		

(別表第二：第五条第2項関係)

日光川流域の排水機一覧

(関係分のみ抜粋)

(別表第二: 第五条第2項関係)					日光川流域の排水機一覧					(関係分のみ抜粋)			
区分	No.	機場名	市町村名	管理者名	排出先河川名					排水量			
						位置			(m³/s)				
						距離標	左岸	右岸					
上流	22	新堀川	一宮市	一宮市	日光川 (準用新堀川)	19k300	○				20.00		
上流	23	玉野	一宮市	一宮市	日光川	20k050			○		4.67		
上流	24	萩原	一宮市	一宮市	日光川	21k050	○				0.60		
上流	25	稔川	一宮市	一宮市	日光川	21k500	○				4.80		
上流	26	小信	一宮市	一宮市	日光川	22k300			○		12.16		
上流	27	三条	一宮市	一宮市	日光川	23k700			○		14.30		
	小計										56.53		

(別表第三：第六条第1項関係) 基準地点

単位流域	日光川下流域	日光川上流域	戸田川流域
基準地点等	日光川内水位観測所	古瀬水位観測所	戸田水位観測所
位置	日光川 -4k/800	日光川 9k/800	戸田川 1k/050
設置場所	海部郡飛島村大字 梅之郷字宮東 日光川排水機場	愛西市古瀬町村前 14 番地先	名古屋市港区南陽町 大字茶屋後新田 字二ノ割 1275
管理者	愛知県海部建設事務所	愛知県海部建設事務所	愛知県尾張建設事務所

(別表第四：第六条第2項関係) 基準地点と排水調整対象流域

		基準地点		副基準地点
		日光川内水位観測所	古瀬水位観測所	戸田水位観測所
排水調整 対象流域	日光川下流域	●	—	—
	日光川上流域	—	●	—
	戸田川流域	—	—	●

(別表第五：第七条第一項、第八条第一項、第九条第一項関係) 基準地点の基準水位

河川名	日光川		戸田川
基準地点	日光川内水位観測所	古瀬水位観測所	戸田水位観測所
準備水位	T. P. 1. 05m	T. P. 1. 5m	T. P. -1. 90m
停止水位	T. P. 1. 35m	T. P. 1. 8m	T. P. -1. 70m
排水再開水位	T. P. 1. 25m	T. P. 1. 65m	T. P. -1. 75m

(別表第六：第七条、第八条、第九条、第十条、第十一条関係) 通知等の様式一覧
掲載略

2 3 河川水質異常対応について

1 目的

河川や水路における水質異常、もしくはその原因となる工場や事業場における水質事故の発生の際に、関係機関との連携、原因調査の方法及び被害の防止対応手順を定めることにより、迅速かつ適切な対応を実施し、被害を最小限にとどめることを目的とする。

2 水質異常の定義

「水質異常」とは、河川・水路において、以下の事態が単独または複合して発生した状態をいう。

- (1) 油類の流入により、水質が著しく悪化し、利水に支障を及ぼすとき（以下「漏油事故時」という。）。
- (2) 水質汚濁防止法に規定する有害物質・指定物質を含む水、または生活環境項目の排水基準に適合しない水等（以下「汚水」という。）の流入により、水質が著しく悪化し、利水に支障を及ぼすとき（以下「汚水流入時」という。）。

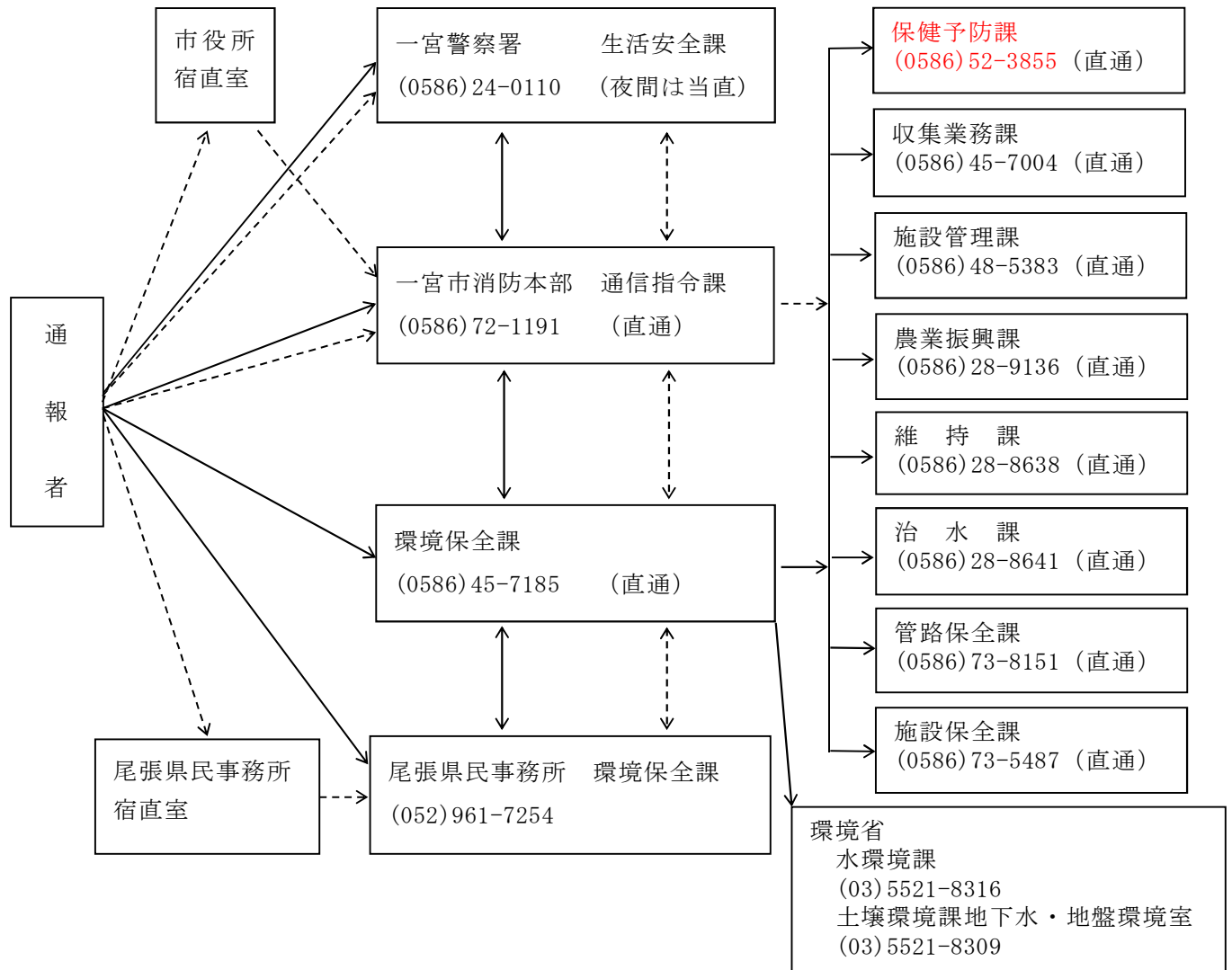
3 水質事故の定義

「水質事故」とは、事故や自然災害により、工場・事業場（以下「事業場等」という。）から汚水、油類が河川等へ流出し水質異常を発生させるとき、もしくは、そのおそれがあるときをいう。

4 情報連絡体制

水質異常が発生し住民等から市へ通報があった場合、もしくは水質事故が発生し事業者等から市に連絡があった場合には、以下の連絡網により速やかに関係機関に情報を伝達する。

河川水質異常対応連絡網



※-----は、夜間、休日及び祝日の連絡網

一宮市代表電話：(0586)－28－8100

5 水質異常発生時の対応

(1) 漏油事故時の対応

① 対策の分担

対策の分担については以下のとおりとする。ただし、原因事業場等への対応は、「6 原因事業場等への対応」を併せて実施するものとし、原因事業場等の特定ができないなどの理由により、原因事業場等による対応が困難な場合には、関係各課で協議し対策を講ずる。

消防本部 環境保全課 尾張県民事務所	ア 対策資材の現地搬入（尾張県民事務所を除く） オイルフェンス・おもり（H鋼）・ロープ・杭・ 掛矢・吸着材・乾燥砂 イ オイルフェンス張り作業又はその指導 ウ オイル除去の指導
環境保全課 警察署 消防本部 尾張県民事務所 （必要に応じて協力）	ア 原因事業場等の調査 イ 漏出油の締め切り指導 ウ オイルフェンス張り作業員緊急出動要請 エ オイル除去用器材の調達指導
維持課	・ 道路、河川及び水路の油除去指導
収集業務課	・ 除去オイル入れドラム缶などの備蓄
施設管理課	・ 油の付着した吸着マット等の処理
農業振興課	ア 農耕田への油の流入防止、農事組合への連絡 イ 油流入田の調査、確認等

治水課 ・ 河川の流入系統調査及び宮田用水等への連絡

管路保全課
施設保全課

（ア 下水処理区域内原因事業場等の調査、指導及び処理対策
イ 水道水源の調査、確認等

原因事業場等

（ア オイルフェンス張り作業班の編成、緊急出動
イ 漏出油の防止
ウ 除去オイルの処理及び器材の確保、現地運搬
エ 漏出油除去作業班の編成、現地出動（責任者 1 名含む。）
オ 事業場等内に責任者を置き、現地や指導監督機関からの連絡
 に対処
カ 被害の実態調査と対策

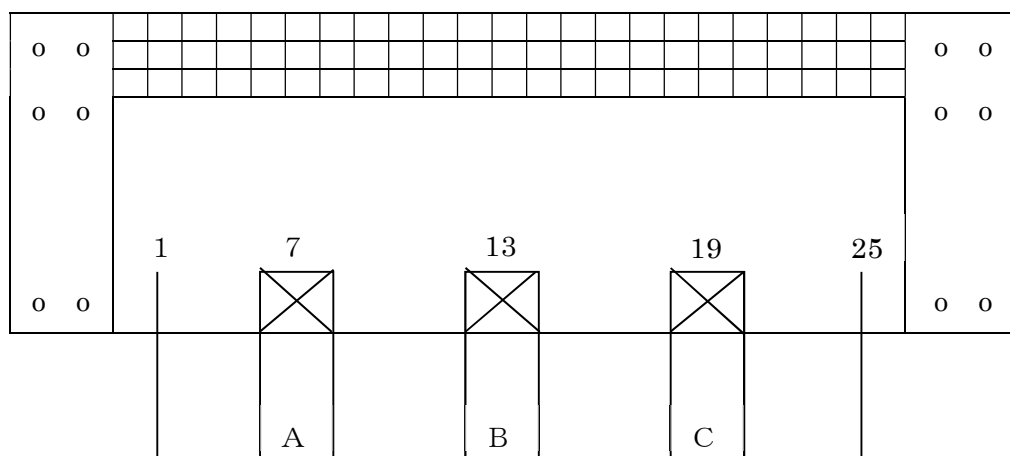
② 備蓄資材の種類

備蓄資材は以下のとおりとし、保管場所は、環境保全課車庫（一宮市奥町字六丁山 8 番地 一宮市衛生処理場内）とする。

- ア オイルフェンス
- イ フェンスのおもり（3 kg、2 kg）
- ウ ロープ
- エ わら細縄
- オ 吸着材
- カ 掛矢
- キ 木杭

③ オイルフェンス

(図 1)



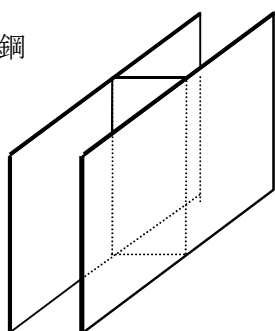
ア A、B、Cは緑の下げひも

イ ア以外は白の下げひも

④ フェンスのおもり

(図 2)

H鋼



針金をつける穴

長さ 20 cm… 3 kg

14 cm… 2 kg

⑤ オイルフェンス張りの要領

ア 日光川、大江川等の河川について

水深と流速が大きいためオイルフェンスの水面下部分に対する抵抗が大であり、水面上に押し上げる力大きい。

従って、フェンスのおもりの取り付けを適宜判断する必要がある。

イ 流速の早い河川

おもりを25個、全取付口に吊り下げる。(図3のNo.1～25)

ウ 流速の遅い河川

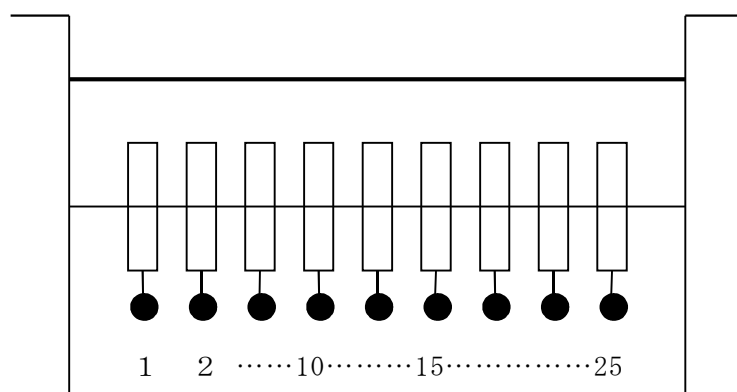
おもりを取付口 1 つ置きにつける。13 個必要。

(図 3 の奇数 No. のみにつける)

エ 設置要領

オイルフェンスにおもりを取り付けながら対岸へロープで引き、フェンスを設置していく。その際、フェンスの間隔は 1 m から 2 m が適当である。

(図 3)



⑥ 設置場所

ア 場所により急流、緩流がある場合は緩流地点とする。

イ オイルフェンスの両端が、水面と同高度で固定できる地点を選ぶ。

ウ 対岸へフェンスを引っ張る必要から、橋付近が効果的である。

エ オイルフェンスは、図 3 のように 2 本ずつ 1 組として張り、2 組は設置する必要がある。それ以上は漏出油の量または河川の流速、その他、状況に応じて対処するものとする。

⑦ 原因事業場等に対する出動人員要請等

ア オイルフェンス張り作業等 (3 人以上)

イ 器材運搬用トラック

ウ 漏出油除去作業 (多人数必要)

⑧ 漏出油の除去

ア 揚水ポンプ等による吸収

イ 人力、手作業による回収

(2) 汚水流入時の対応

河川等への汚水流入の通報があった場合には、以下の手順により被害状況の確認と原因の調査を実施する。

① 調査時に必要な資材

- ア 簡易水質検査器具（パックテスト等）
- イ 採水器具
- ウ 水温計
- エ ビニール手袋
- オ ビニール袋
- カ 保護めがね
- キ 河川水質異常チェックリスト

② 被害状況等の調査

速やかに現地に出向き、汚水の範囲等の被害状況を確認し、簡易水質検査を実施する。その結果、有害物質等が検出された場合、原因事業場等から有害物質等の流出が確認された場合、もしくは簡易水質検査による検査が不可能な物質の検査が必要と認められる場合は、検体を採取し、水質検査機関へ水質検査を依頼する。さらに、状況によっては、河川・水路等の管理者、農業振興課、**保健予防課**、消防本部、警察署及び尾張県民事務所などに連絡する。

③ 原因事業場等の特定

河川等の汚水流入箇所の上流域を中心に周辺の調査を行い、原因となった排水を流出した事業場等を特定する。特定した事業場等への対応は、「6 原因事業場等への対応」によるものとする。

6 原因事業場等への対応

事業場等において水質事故が発生、もしくは発生のおそれがあるとの連絡があった場合、または水質異常発生時の原因調査において、原因となった汚水を流出した事業場等として認められる場合には、以下の手順により速やかに対応する。

(1) 事業場等への立入検査

速やかに当該事業場等に立ち入り、流出物質の種類、量、経路を始めとした事業場等の現状を詳しく聞き取る。さらに、必要に応じて、事業場等からの排水を採取し、水質検査を実施する。

原因物質が、消防法に規定する危険物や、毒物及び劇物取締法に規定する毒物・劇物との関連が認められる場合は、消防本部や保健予防課と連携して対応する。

事業者に対し、迅速かつ適切な応急措置を実施するよう指導する。

(2) 流出先の関係機関への連絡

汚水が流出した河川、水路、農地等への影響を鑑み、それらの関係機関及び消防本部等に速やかに情報を提供する。

(3) 事故届出書の提出

当該事業場等が、水質汚濁防止法に規定する特定事業場、指定事業場、貯油事業場である場合は、事故届出書を環境保全課へ提出するよう指導する。

(4) 環境省への報告

前項(3)の場合において、水質事故による河川等への被害が著しく、国との情報共有や広域的な注意喚起が必要と認められる場合は、環境保全課は速やかに環境省に報告する。この場合、前項(3)による事故届出書の提出を待つものではない。

- ・ 主に公共用水域への流出事故の場合：水環境課
- ・ 主に地下水への浸透事故の場合：土壌環境課地下水・地盤環境室

2 4 緊急通行車両の確認等に係る事務手続要領

第1 目的

この要領は、都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）が行うべき災対法施行令の規定に基づく緊急通行車両の確認、災対法の規定に基づく交通規制の対象から除外する車両の取扱い、その他の法令に基づく緊急通行車両の確認事務等について、必要な事項を定めることを目的とする。

第2 災対法施行令に基づく緊急通行車両の確認事務に係る取扱い

1 概要

公安委員会は、当該都道府県の知事（以下「知事」という。）と連絡を取りつつ、緊急通行車両として使用される車両であることについて、災対法施行令第33条第1項の規定に基づく確認（以下「緊急通行車両であることの確認」という。）を実施するものとする。

緊急通行車両であることの確認は、災害が発生し、又は正に発生しようとしている時（以下「災害発生時等」という。）において行うこととされているところ、同条第2項において、災対法第50条第2項に規定される災害応急対策を実施しなければならない者（指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関その他法令の規定により災害応急対策の実施の責任を有する者（以下「指定行政機関等」という。））の車両については、災害発生前においても緊急通行車両であることの確認を実施することができることとされている。

災害発生前における緊急通行車両であることの確認を受けた車両が増えることにより、災害発生時等において緊急交通路の指定がなされた直後から、多くの緊急通行車両が被災地での災害応急対策に向かうことができるようになるほか、災害発生時等における公安委員会等の負担軽減にもつながることから、公安委員会においては、積極的に災害発生前に緊急通行車両であることの確認を行う必要がある。

2 確認の対象とする車両

公安委員会が行う緊急通行車両であることの確認の対象とする車両は、次のとおりである。

(1) 緊急通行車両であることの確認を行うことができる車両

公安委員会は、大規模災害発生時において、指定行政機関等が防災基本計画、防災業務計画、地域防災計画等に基づき、災対法第50条第1項に規定する災害応急対策を実施するために使用される計画がある車両について、緊急通行車両であることの確認を行うものとする。

なお、同項では、災害応急対策は次の(ア)～(ケ)に掲げる事項について行

うものとされている。

- (ア) 警報の発令及び伝達並びに避難の勧告又は指示に関する事項
 - (イ) 消防、水防その他の応急措置に関する事項
 - (ウ) 被災者の救難、救助その他保護に関する事項
 - (エ) 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関する事項
 - (オ) 施設及び設備の応急の復旧に関する事項
 - (カ) 廃棄物の処理及び清掃、防疫その他の生活環境の保全及び公衆衛生に関する事項
 - (キ) 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に関する事項
 - (ク) 緊急輸送の確保に関する事項
 - (ケ) その他災害の発生の防御又は拡大の防止のための措置に関する事項
- (2) 災害発生前に緊急通行車両であることの確認を行うことができる車両
- 公安委員会は、(1)で示す要件に該当する車両であって、かつ、指定行政機関等が保有し、若しくは指定行政機関等との契約等により、常時指定行政機関等の活動のために使用される車両又は災害発生時に他の関係機関・団体等から指定行政機関等が調達する計画等がある車両について、災害発生前に緊急通行車両であることの確認を行うことができる。
- (3) 原動機付自転車等の取扱い

緊急交通路として指定される道路は、主として高速自動車国道又は自動車専用道路が見込まれるところ、これらの道路の通行が認められない原動機付自転車及び軽車両等については、緊急通行車両とすることは基本的に想定されない。ただし、地域性等に鑑みて緊急通行車両とすることはあり得る。

3 確認手続に係る留意事項

公安委員会は、災害発生前であると災害発生時等であるとを問わず、緊急通行車両であることの確認を行う際は、次の点に留意すること。

(1) 申出を行う者

緊急通行車両であることの確認の申出を行う者は、指定行政機関等の長や、指定行政機関等に属し災害応急対策に使用される車両の使用者又は管理責任者とするほか、契約等により常時指定行政機関等の活動のために使用される車両若しくは災害発生時に他の関係機関・団体等から指定行政機関等が調達する計画等がある車両の使用者又は管理責任者とする。

(2) 標章及び証明書の交付

ア 標章及び証明書の交付

公安委員会は、緊急通行車両であることの確認をしたときは、標章及び証明書を申出を行った者に交付するものとする。

イ 交付に係る処理経過

公安委員会は、別記様式第 1 の緊急通行車両確認証明書交付簿を警察本部又は警察署に備え付け、緊急通行車両であることの確認の申出の受理、標章及び証明書の交付の事務処理経過を明らかにしておくこと。

(3) 標章及び証明書の記載事項

ア 標章

標章の表面に登録（車両）番号、有効期限を記すこととする。また、左上等の余白部分に緊急通行車両確認証明書交付簿で管理する番号（以下「交付番号」という。）を記入する。

原則として、交付番号の付し方は、以下に示す16桁の数字を付す方法によることとする。

(ア) 16桁の数字のうち左から 1 桁～ 2 桁目

交付した年度（西暦）の下 2 桁とする。

(イ) 16桁の数字のうち左から 3 桁～ 8 桁目

交付場所（所属等）の 6 桁とする。この場合において、警察本部及び警察署にあっては警察共通基盤システム等の対象業務に使用する共通コード表（都道府県（方面）本部課・室等別コード及び警察署別コード）を、交通検問所において原則として当該検問所の位置を管轄する警察署別コードを付すこととする。

(ウ) 16桁の数字のうち左から 9 桁～10桁目

交通検問所を区分する場合の 2 桁とし、都道府県警察が定める数字を付すこととする。ただし、交通検問所以外は「00」とする。

(エ) 16桁の数字のうち左から11桁目

緊急通行車両等の種別の 1 桁とし、以下のとおりとする。

なお、災対法と他の法令に基づくものと重複して申出を受けて確認を行った場合は、災対法に基づく緊急通行車両の番号を付すこととする。

1 災対法に基づく緊急通行車両

2 災対法に基づく規制除外車両

3 大震法に基づく緊急輸送車両

4 原災法又は国民保護法に基づく緊急通行車両

5 原災法又は国民保護法に基づく規制除外車両

(オ) 16桁の数字のうち左から12桁～16桁目

5桁の一連番号とする。

なお、一連番号は年度ごとに付すこととする。

イ 証明書

(ア) 交付番号欄

標章に記入した交付番号と同一の番号を記入する。

(イ) 「車両の用途」欄

原則として2(1)に掲げる事項のうち、どの用途に該当するかを記載する。

(ウ) 「活動地域」欄

緊急通行車両であることの確認を受ける車両が、災害応急対策を実施するための活動が見込まれる地方名や都道府県名等の地域を記載する。

なお、災害発生前の申出において、指定行政機関等の規模や、担っている災害応急対策の種類等に鑑みて、国内のどこにでも災害応急対策にあたることが見込まれる場合は、「全国一円」などと幅広く記載することを可能とする。

(エ) 「備考」欄

当該証明書が災対法施行令に基づく緊急通行車両であることを記載する。

(4) 原災法施行令又は国民保護法施行令に基づく緊急通行車両であることの確認を同時に申出を受けた場合等の取扱い

災対法施行令に基づく緊急通行車両であることの確認、原災法施行令第8条第2項の規定により読み替えて適用される災対法施行令第33条第1項の規定に基づく確認（以下「原災法施行令に基づく緊急通行車両であることの確認」という。）又は国民保護法施行令第39条の規定により、災対法施行令第33条第1項の規定の例による確認（以下「国民保護法施行令に基づく緊急通行車両であることの確認」という。）の申出を同時に受け、かつ有効期限が同じとなる場合は、証明書の「車両の用途」欄に、それぞれ該当する2(1)に掲げる事項（災対法第50条第1項に規定される災害応急対策、原災法第26条第1項に規定される緊急事態応急対策又は国民保護法第2条第3項に規定される国民の保護のための措置）のうちからどの用途に該当するかを記載することで、交付する標章及び証明書を1通にすることが出来るものとする。

また、先に災対法施行令に基づく緊急通行車両であることの確認を受けていた車両について、追加で原災法施行令又は国民保護法に基づく緊急通

行車両であることの確認の申出を受けた場合は、先に交付した標章及び証明書の返納を求め、上記同時に申出を受けた場合の取扱いと同様に標章及び証明書を1通にすることができるものとする。

(5) 知事との調整

公安委員会は、緊急通行車両であることの確認並びに標章及び証明書の記載事項変更、再交付及び返納があった場合の取扱い等について、知事と必要な調整を図るものとする。

4 災害発生前における緊急通行車両であることの確認手続に係る留意事項

(1) 申出先

公安委員会は、災害発生前に緊急通行車両であることの確認の申出があった場合は、当該車両の使用の本拠の位置を管轄する都道府県警察の本部又は警察署において当該確認を行うものとする。ただし、当該車両の使用の本拠の位置を管轄する警察署以外の警察署（同一の都道府県内に限る。）において確認することを妨げない。

(2) 申出の際に必要な書類

ア 災対法施行規則別記様式第3の緊急通行車両確認申出書（以下「申出書」という。）

イ 添付書類

(ア) 自動車検査証又は軽自動車届出済証の写し

災対法施行規則第6条第2項第1号の規定に基づき、当該車両の自動車検査証又は軽自動車届出済証（以下「車検証」という。）の写しを添付させるものとする。

原動機付自転車の場合には、車検証の写しの代わりに原動機付自転車標識交付証明書の写しを添付させるものとする。

(イ) 災害応急対策を実施するための車両として使用されるものであることを確かめるに足りる書類

災対法施行規則第6条第2項第2号の規定に基づき、当該車両が災害応急対策を実施するために使用されることを示す書類を添付させるものとする。

具体的には、防災業務計画等（当該指定行政機関等が実施する災害応急対策に当該車両が従事することが読み取れる内容）の写し（抜粋可）が考えられる。

また、指定行政機関等との契約等により、常時指定行政機関等の活動のために使用される車両又は災害発生時に他の関係機関・団体等から指定行政機関等が調達する計画等がある車両の場合は、上記に加え

て、契約書の写し、輸送協定書の写し、当該事業者を災害応急対策に従事させることを証した書類等（指定行政機関等による災害応急対策に当該車両が必要であることを客観的に認められる記載があるもの）のいずれかを添付させるものとする。

- (ウ) 災害応急対策を実施しなければならない者の車両であることを確かめるに足りる書類

災対法施行規則第6条第2項第3号の規定に基づき、申出に係る車両が災害応急対策を実施しなければならない者（指定行政機関等）の車両であることを確かめるに足りる書類を添付させるものとする。

具体的には、指定行政機関等の責任の下で作成された災害応急対策に使用する車両のリストや、指定行政機関等が当該車両を災害応急対策に使用することを証した書類（指定行政機関等の車両であり、実際に災害応急対策を実施するために使用される蓋然性が極めて高いものであることが確認できるもの）が考えられる。

- (エ) 留意事項

(ア)～(ウ)の各書類については、他の書類を兼ねる場合も想定されることから、申出者から必要以上に添付書類の提出を求めることがないよう留意すること。

例えば、車検証の使用者が指定行政機関等自らとなっている場合であれば、車検証の写しが(ウ)の書類を兼ねることから車検証の写し及び(イ)の書類で足りることとなる。また、1通の書類において指定行政機関等が災害応急対策（の一部）を車両の使用者に委ねる旨の内容及び具体的に使用する車両を示している場合は、車検証の写し及び当該書類1通の添付で足りることとなる。

- ウ 事務の合理化

同一の申出者から同一機会に複数台分の申出があった場合で、番号標に表示されている番号のみが異なり、その他の申出書に記載されている内容が同一であるときは、申出書の「番号標に表示されている番号」欄に複数台分の番号を記載（別紙での対応可）して申出書を1通とすることができることとする。

その際、(イ)又は(ウ)の書類について重複する内容のものは1通で足りることとし、全体として一式の書類により複数台の申出を行うことができることとする。

- (3) 緊急通行車両等事前届出済証の交付を受けている車両の取扱い

公安委員会は、従前の運用（令和5年8月31日まで）に基づき緊急通行

車両等事前届出済証（以下「届出済証」という。）の交付を受けている車両の使用者から、緊急通行車両であることの確認の申出を受けた場合には、届出済証の提示を求めて内容を確認する。申出に必要な書類は(2)に記載のとおりであるが、当該届出済証を受けるにあたって提出されている緊急通行車両等事前届出書の添付書類に(2)イ(ア)、(イ)、(ウ)に該当する内容が含まれる場合は、既に添付書類が公安委員会に提出されていることから添付書類を改めて提出することは不要とすることができる。

(4) 標章及び証明書の有効期限

標章及び証明書の有効期限は、標章及び証明書の交付の日から起算して5年後の日とする。

なお、指定行政機関等との契約等により常時指定行政機関等の活動のために使用される車両又は災害発生時等に他の関係機関・団体等から指定行政機関等が調達する計画等がある車両について、指定行政機関等の長との輸送協定書や契約書等において当該協定や契約等の満了日等が記載されている場合であって、当該満了日等が標章及び証明書の交付の日の翌日から起算して5年未満である場合は、原則として当該満了日等を標章及び証明書の有効期限とする。

5 災害発生時等における緊急通行車両であることの確認手続に係る留意事項
災害が発生し、当該災害に係る緊急交通路を通行する緊急通行車両であることの確認を行う際の手続に関する留意事項は、下記のとおりである。

(1) 申出先

公安委員会は、災害発生時等に緊急通行車両であることの確認の申出があった場合は、都道府県警察の本部、警察署又は交通検問所において当該確認を行うものとする。この場合において、確認の申出先は当該車両の使用の本拠の位置を管轄する都道府県警察に限られるものではないことに注意を要する。

なお、交通検問所に確認の申出が集中すれば、交通渋滞の発生により緊急交通路としての機能が阻害される恐れがあることから、公安委員会は、災害発生時等においても可能な限り都道府県警察の本部又は警察署において緊急通行車両であることの確認を行う必要がある。

(2) 申出の際に必要な書類

ア 申出書

イ 添付書類

(ア) 自動車検査証又は軽自動車届出済証の写し

4 (2)イ(ア)と同様とする。

(イ) 災害応急対策を実施するための車両として使用されるものであることを確かめるに足りる書類

4 (2) イ (イ) と同様とする。

ウ 事務の合理化

4 (2) ウ と同様とする。

(3) やむを得ない事由により添付書類を省略することができる場合

社会通念上やむを得ない事由があると認めるときは、添付書類を省略することができることとされているが、例えば、災害発生時に、指定行政機関等からの急きよの要請により災害応急対策を実施するための車両として使用されることとなる場合等において、指定行政機関等からの要請を受けた事実は確認できるものの、災害応急対策を実施するための車両であることを確かめるに足りる書類を用意できない場合や、災害発生前に緊急通行車両であることの確認を受けていた車両が被災するなどして、他の車両を急きよ使用せざるを得ない場合等が考えられる。

なお、やむを得ない事由により添付書類を省略した場合には、当該申出書及び証明書の備考欄にその旨を記載するものとする。

(4) 届出済証の交付を受けている車両の取扱い

公安委員会は、届出済証の交付を受けている車両の使用者からの緊急通行車両であることの確認の申出を受けた場合については、既に交付されている届出済証を提示させ、届出済証の交付を受けていない者からの申出に優先して取り扱うものとする。

申出に必要な書類については(2)に記載のとおりであるが、添付書類の取扱いについては4 (3) と同様とする。

(5) 標章及び証明書の有効期限

4 (4) と同様とする。

6 確認後の手続（標章及び証明書の記載事項変更、再交付及び返納）

(1) 標章及び証明書の記載事項変更

公安委員会は、標章及び証明書の交付後に記載事項の変更が生じた旨の申出があった場合は、交付した標章及び証明書とともに、災対法施行規則別記様式第6の緊急通行車両確認標章・証明書記載事項変更届出書及び変更した事項を確かめるに足りる書類を提出させ、申出者に変更後の標章及び証明書を交付するものとする。この場合において、緊急通行車両確認証明書交付簿の当該備考欄にはその経緯を記載するものとする。

なお、標章及び証明書の有効期限は、変更前のものを引き継ぐこととする。

(2) 標章及び証明書の再交付

公安委員会は、標章及び証明書の交付を受けた後に標章又は証明書を亡失、滅失、汚損又は破損した旨の申出があった場合は、残存する標章又は証明書とともに災対法施行規則別記様式第7の緊急通行車両確認標章・証明書再交付申出書を提出させ、申出者に標章及び証明書を交付するものとする。この場合において、緊急通行車両確認証明書交付簿に新たに登録して交付番号を付与するとともに、亡失等にかかる緊急通行車両確認証明書交付簿の当該備考欄にはその経緯を記載するものとする。

なお、標章及び証明書の有効期限は、変更前のものを引き継ぐこととする。

(3) 標章及び証明書の返納

公安委員会は、標章及び証明書の交付を受けた後に次のいずれかについて申出を受けた場合やその事実を把握した場合は、速やかに標章及び証明書の交付を受けた公安委員会に返納させること。

ア 災害応急対策を実施するための車両として使用されるものでなくなったとき。

イ 標章及び証明書の有効期限が到来したとき。

ウ 標章及び証明書の再交付を受けた場合において、亡失した標章及び証明書を発見し、又は回復したとき。

この場合において、標章及び証明書の緊急通行車両確認証明書交付簿の当該備考欄にその経緯を記載するものとする。

7 交通検問所における緊急通行車両の通行手続

公安委員会は、標章及び証明書の交付を受けた車両の使用者が交通検問所に緊急交通路の通行を求めてきたときは、標章（交付番号、登録（車両）番号及び有効期限）を確認するとともに、証明書の提示を求めてその内容（番号標に表示されている番号、車両の用途、活動地域、有効期限等）を確認し、現に災害応急対策を実施するため運転中の車両であることを判断するものとする。

その際、標章及び証明書と実際の車両の登録（車両）番号等に齟齬がないか否かを確認するとともに、緊急交通路における通行日時、場所、台数等の把握・管理に資するため、規制除外車両と併せて別記様式第2の緊急交通路通行車両管理簿に通行年月日時、番号標に表示されている番号、車両の使用者氏名等を記載するものとする。

8 指定行政機関等に対する指導等

公安委員会は、指定行政機関等に対して、緊急通行車両であることの確認

の申出に係る確認手続、標章及び証明書の記載事項変更、再交付及び返納の手続、標章及び証明書の一体的保管等についての指導を行うものとする。

また、公安委員会は、新規の届出済証の交付は行わないこととなるところ、既に届出済証の交付を受けている者に対し、可能な限り災害発生前に緊急通行車両であることの確認を受けるよう周知を図ること。

第3 災対法の規定に基づく交通規制の対象から除外する車両（規制除外車両）に係る取扱い

1 交通規制の対象から除外する車両の事前届出

公安委員会は、規制除外車両のうち、大規模災害発生後速やかに緊急交通路の通行を認めることが適切である車両については、規制除外車両であることの確認に係る事前届出を受理するものとする。

2 事前届出の対象とする車両

公安委員会は、次のいずれかに該当する車両であって緊急通行車両とならないものについて、規制除外車両の事前届出を受理するものとする。

- (1) 医師・歯科医師、医療機関等が使用する車両
- (2) 医薬品・医療機器・医療用資材等を輸送する車両
- (3) 患者等搬送用車両（特別な構造又は装置があるものに限る。）
- (4) 建設用重機、道路啓開作業用車両又は重機輸送用車両

なお、災害対策に従事する自衛隊、米軍又は外交官関係の車両（以下「自衛隊車両等」という。）であって特別の自動車番号標（ナンバープレート）を有しているものについては、規制除外車両であることの標章の掲示を不要とすることから事前届出の対象としないこと。

3 原動機付自転車等の取扱い

緊急通行車両と同様に原動機付自転車等を規制除外車両とすることは基本的に想定されない。ただし、地域性等に鑑みて規制除外車両とすることはあり得る。

4 規制除外車両の事前届出に関する手続

(1) 事前届出の概要

ア 事前届出を行う者

規制除外車両であることの事前届出を行う者は、事前届出の対象車両となる理由となった業務に使用される車両の使用者又は管理責任者とする。

イ 事前届出先

第2の4(1)（5ページ）と同様とする。

また、事前届出は警察庁、都道府県又は都道府県警察が整備するシス

テムを使用する方法により行うことができる。

ウ 事前届出の際に必要な書類

別記様式第3の規制除外車両事前届出書に加え、車検証の写し及び次のいずれかの書類の提出を受けるものとする。

なお、原動機付自転車の場合には、車検証の写しの代わりに原動機付自転車標識交付証明書の写しを添付させるものとする。

- (ア) 医師若しくは歯科医師の免許状又は使用者が医療機関等であることを確認できる書類の写し
- (イ) 医薬品、医療機器、医療資材等の製造者又は販売者であることを確認できる書類の写し
- (ウ) 患者等搬送車両（特別な構造又は装置があるものに限る。）であることを確認することができる写真（ナンバープレート及び車両の構造又は装置が確認できるもの）
- (エ) 建設用重機、道路啓開作業用車両又は重機輸送用車両であることを確認することができる写真（ナンバープレート及び車両の形状が確認できるもの）

なお、重機輸送用車両については、建設用重機と同一の使用者による届出に限って受理することとし、写真は重機を積載した状況のものとする。

(2) 除外届出済証の交付等

ア 除外届出済証の交付

公安委員会は、事前届出を受理したときは、別記様式第3の規制除外車両事前届出済証（以下「除外届出済証」という。）を事前届出を行った者に交付するものとする。

イ 除外届出済証の再交付等

- (ア) 公安委員会は、除外届出済証の交付を受けた者から事前届出書の記載内容に変更が生じ、又は除外届出済証を亡失、滅失、汚損若しくは破損した旨の申出があった場合は、除外届出済証の再交付を行うものとする。この場合においては、除外届出済証に「再」と朱書きするものとする。

(イ) 除外届出済証の返納

公安委員会は、除外届出済証の交付を受けた者から、当該車両が規制除外車両として使用されるものでなくなったとの申出を受けた場合やその事実を把握した場合は、速やかに除外届出済証を返納させること。

ウ 事前届出の処理経過

公安委員会は、別記様式第4の規制除外車両事前届出受理簿（届出済証交付簿）を備え付け、事前届出の受理、除外届出済証の交付等の事務処理経過を明らかにしておくこと。

エ 事前届出をした者等に対する指導等

公安委員会は、規制除外車両であることの確認に係る事前届出をした者等に対して、事前届出が行われた車両の確認要領、除外届出済証の再交付及び返納の手続、除外届出済証の自動車検査証との一体的保管等についての指導を行うものとする。

5 災害発生時等における事前届出車両の確認

- (1) 申出先については、第2の5(1)（7ページ）と同様とする。
- (2) 公安委員会は、規制除外車両であることの確認に当たっては、当該車両の使用者に、既に交付されている除外届出済証を提示させるとともに、別記様式第5の規制除外車両確認申出書（以下「除外申出書」という。）の提出を求めた上で別記様式第6の規制除外車両確認証明書（以下「除外証明書」という。）に必要事項を記載させるものとする。
- (3) 公安委員会は、規制除外車両であることの確認を行った場合には、標章及び除外証明書を交付するものとし、標章及び除外証明書の記載事項については、第2の3(3)（3ページ～4ページ）と同様とするが、除外証明書の「車両の用途」欄については、原則として2に掲げる車両の用途から該当する内容を記載するものとする。この場合において、公安委員会は別記様式第7の規制除外車両確認証明書交付簿を備え付け、規制除外車両であることの確認の申出の受理、除外証明書の交付の事務処理経過を明らかにしておくこと。標章及び証明書の有効期限については、発生した災害の種類、規模、場所等に応じて適切に設定することとなるが、別途警察庁が指示する場合を除き、交付の日から起算して1か月後の日とする。
- (4) 公安委員会は、事前届出に基づき除外届出済証を交付された車両の使用者から、規制除外車両であることの確認の申出を受けた場合には、除外届出済証の交付を受けていない者からの申出に優先して取り扱うものとする。
- (5) 交通規制の対象から除外する災害対策に従事する自衛隊車両等であって特別の自動車番号標（ナンバープレート）を有しているものについては、標章を交付する必要はないことから、確認の対象としないこと。

6 事前届出車両以外の車両に係る確認

規制除外車両は、実際の復旧作業の状況や被災者等の生活支援の必要に応じてそれぞれ判断されることとなるので、事前届出をした車両に限られるも

のではない。

(1) 第一局面（大規模災害発生直後）

事前届出がなされた車両を含む事前届出の対象とする車両のみに対し規制除外車両であることの確認を行う。

確認の申出先は、第2の5(1)（7ページ）と同様とし、確認の際に必要な書類は、除外申出書及び2(1)～(4)に応じた4(1)ウ(ア)～(エ)に掲げる書類の提出を受けるものとする。

(2) 第二局面（交通容量は十分ではないが、第一局面で通行可能な車両以外の車両の通行も可能となった局面）

順次、規制除外車両の範囲を拡大し、規制除外車両の確認を行う。

これらの規制除外車両に対しても除外申出書及び規制除外車両に該当することを示す書類の提出を求めた上で標章及び除外証明書を交付することとする。

第4 その他の法令に基づく緊急通行車両等の確認事務に係る取扱い

公安委員会は、大震法施行令第12条第1項の規定に基づく確認（以下「大震法施行令に基づく緊急輸送車両であることの確認」という。）、原災法施行令に基づく緊急通行車両であることの確認及び国民保護法施行令に基づく緊急通行車両であることの確認等を行う場合は、第2（1ページ～10ページ参照）及び第3（10ページ～13ページ参照）の規定に倣って行うものとする。ただし、大震法施行令に基づく緊急輸送車両であることの確認のうち、次の事項については、その限りではない。

1 標章及び証明書の交付

(1) 交付に係る処理経過

別記様式第8の緊急輸送車両確認証明書交付簿を備え付け、大震法施行令に基づく緊急輸送車両であることの確認の申出の受理、標章及び証明書の交付の事務処理経過を明らかにしておくこと。

(2) 「輸送人員又は品名」欄

大震法施行規則別記様式第6の緊急輸送車両確認申出書の「輸送人員又は品名」欄は、原則として大震法第21条第1項に規定される地震防災応急対策に係る事項のうち、どの用途に該当するかを記載した上で、具体的に輸送を行う人員又は品名等を記載する。

(3) 緊急通行車両であることの確認と同時に申出を受けた場合の取扱い

災害発生前における緊急通行車両であることの確認の申出と警戒宣言が発せられる前における大震法施行令に基づく緊急輸送車両であることの確認の申出を同時に受けた場合は、標章については双方の標章を兼ねたもの

として、両者の交付番号を併記した単一の標章を交付することとし、証明書については原則として一枚の用紙にそれぞれの様式に基づく証明書を両面で印刷したものを交付することとする。

2 届出済証の交付を受けている車両の取扱い

公安委員会は、大震法第9条の警戒宣言に係る地震が発生した場合には、緊急輸送車両として届出済証の交付を受けている車両を災対法第76条第1項の規定に基づく緊急通行車両として届出済証の交付を受けている車両とみなすこととする。

3 交通規制の対象から除外する車両に係る取扱い

災対法の規定に基づく規制除外車両は、社会経済活動のうち大規模災害発生時に優先すべきものに使用される車両であるところ、大震法第9条に基づく警戒宣言は、地震予知情報を受けた場合に発せられるものであり、警戒宣言が発せられた時点においては、災害は発生していないことから、大震法の規定に基づく交通規制が行われている場合においては、規制除外車両は観念されないことに留意すること。したがって、第3（10ページ～13ページ参照）に記載の取扱いは行わないこと。

第5 その他

公安委員会は、緊急通行車両等の災害発生前における確認手続及び災害発生時等の車両の確認手続等について、地方防災会議、都道府県警察のホームページ等を通じて関係機関、関係事業者等に対し、その趣旨、対象、申出要領等の周知徹底を図るものとする。

25 一宮市市民防災組織育成規程

(趣旨)

第1条 この規程は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第5条第2項及び一宮市地域防災計画に基づき、市民の防災組織の設置指導及び育成に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、「市民防災組織」とは、地震、風水害、火災その他の災害（以下「災害」という。）から生命、身体及び財産を保護し、又は災害による被害を防除し、若しくは軽減することにより、災害に強いまちをつくるため、地域の実情に応じ市民が連帯協同して設置し、運営する防災組織をいう。

(市民防災組織の種類)

第3条 市民防災組織は、おおむね次により区分するものとする。

- (1) 自主防災会 町内会、自治会等の組織を基本として組織されたものをいう。
- (2) 女性消防クラブ 地域の女性活動組織を基本として組織されたものをいう。
- (3) 少年消防クラブ 小学校を単位として組織されたものをいう。
- (4) 幼年消防クラブ 保育園、幼稚園等を単位として組織されたものをいう。

(市民防災組織の連絡機構)

第4条 前条第1号の自主防災会の連区単位における連絡協調を図るため、連区名を冠し「〇〇連区自主防災会連絡協議会」を設ける。

- 2 前条第2号から第4号までに掲げる市民防災組織の連絡協調を図るため、それぞれ「連絡協議会」を設ける。
- 3 前2項の協議会及び防災関係組織の連絡協調を図るため、「一宮市自主防災連絡協議会」を設ける。

(市民防災組織の設置及び育成)

第5条 市は、市民防災組織の設置を推進するものとする。

- 2 市は、市民防災組織の育成を図るため、次の活動を実施するものとする。
 - (1) 地域の連携精神に基づく自発的な防災組織の必要性を認識させ、併せて防災意識の高揚を図るための広報活動
 - (2) 地域の防災指導者、施設の管理者等を対象に、防災活動に関する知識の周知徹底を図るための防災教育活動

(防災機関の活動)

第6条 防災機関は、有機的連携のもとに、市が行う前条第2項の活動を積極的に推進するものとする。

(雑則)

第7条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規定の施行の日の前日までに、一宮市市民防災組織育成規程（平成 3 年消防本部訓令第 4 号）又は尾西市自主防災組織設置推進要綱（平成 5 年尾西市告示第 28 号）の規定によりなされた処分、手続きその他の行為は、それぞれこの規程の相当規定によりなされたものとみなす。

付 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

26 一宮市自主防災組織設置推進要綱

(目的)

第1条 この要綱は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第5条第2項の規定に基づき、住民の生命、身体及び財産を地震、風水害等の災害から保護するため、地域住民による隣保協同の精神に基づく自発的な災害活動を行う自主防災組織の設置推進を図り、地域社会の秩序の維持と公共の福祉の確保に資することを目的とする。

(設置推進事業)

第2条 市は、自主防災組織の設置推進を図るため、防災関係機関と連携を図り、次に掲げる事業を実施する。

- (1) 自主的な防災組織の必要性を認識させ、併せて防災意識の高揚を図るための広報活動。
- (2) 自主防災組織の組織づくりの指導及び防災に関する知識の高揚を図るための防災教育。
- (3) 自主防災組織の充実を図るための補助。

(自主防災組織の規模)

第3条 自主防災組織の規模は、町内会等日常生活上の基本的な地域として、一体性を有する規模とする。

(自主防災組織の名称)

第4条 自主防災組織の名称には、自主防災会という文字を用いるものとする。

(自主防災組織の活動)

第5条 自主防災組織は、次に掲げる活動を行うものとする。

(1) 平常時の活動

- ア 防災知識の普及に関すること。
- イ 防災訓練の実施に関すること。
- ウ 火気使用設備器具等の点検に関すること。
- エ 防災活動に必要な資機材の備蓄及び整備点検に関すること。

(2) 災害時の応急活動

- ア 情報の収集及び伝達に関すること。
- イ 出火防止及び初期消火に関すること。
- ウ 救出救護に関すること。
- エ 避難誘導に関すること。
- オ 給食及び給水に関すること。
- カ 環境衛生に関すること。
- キ 警戒宣言等の発令時における対策に関すること。

2 自主防災組織は、前項の活動を効果的に行うため、あらかじめ具体的な防災計画を策定するものとする。

(規約)

第6条 自主防災組織設置に当たっては、目的、活動内容等を明確にした自主防災会規約を定めるものとする。

(連絡協議会)

第7条 自主防災会の効果的な運営と連絡協調を図るため、自主防災会連絡協議会を設けるものとする。

2 連区自主防災会連絡協議会は、自主防災会の会長をもって構成する。

3 一宮市自主防災会連絡協議会は、連区の自主防災会会長をもって構成する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

付 則

(施行期日)

この要綱は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

(施行期日)

この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

27 一宮市自主防災組織育成補助交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、一宮市市民防災組織育成規程に規定する市民防災組織のうち自主防災会及び連区自主防災会連絡協議会（以下「自主防災会等」という。）の活動に必要な資機材を給付し、及び連区自主防災会連絡協議会（以下「連区自主防災会」という。）が実施する防災訓練及び防災に関する事業に要する経費を補助することにより、地震その他の災害による被害の防止及び軽減を図ることを目的とする。

(補助)

第2条 市長は、自主防災会等に対し、予算の範囲内で次に掲げる給付及び補助をすることができる。

- (1) 自主防災会等を設置した地域団体に対する別表1の防災資機材の現物給付（自主防災会等が統合または分割し名称に変更が生じた場合は、別表1の防災資機材のうち自主防災会旗または連区自主防災会旗の給付に限る。以下「現物給付」という。）
- (2) 連区自主防災会（一宮市地域づくり協議会設置要綱第6条第1項に規定する地域づくり協議会交付金を受ける連区に係る連区自主防災会を除く。）が防災訓練及び防災に関する事業を実施する場合の経費の補助（補助対象及び補助率は、別表2のとおりとし、9万7千円を限度額とする。以下「経費補助金」という。）

(現物給付の申請)

第3条 現物給付を受けようとする自主防災会等は、自主防災会設置届及び補助申請書（様式第1）又は連区自主防災会連絡協議会設置届及び補助申請書（様式第2）を提出しなければならない。ただし、自主防災会設置届及び補助申請書には次に掲げる書類を添えて提出しなければならない。

- (1) 自主防災会規約
- (2) 自主防災計画
- (3) その他市長が必要と認める書類

(現物給付の決定)

第4条 市長は、前条の申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、防災資機材を給付する。

- 2 前項の規定により、防災資機材の給付を受けた自主防災会等は、防災資機材受領書（様式第3又は様式第4）を提出しなければならない。

(経費補助金の交付申請)

第5条 経費補助金の交付申請をしようとする連区自主防災会は、補助金等交付申請書（様式第5）に次の書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業施行理由、事業計画概要、事業施行効果（様式第5その2）
- (2) 事業予算額調（様式第5その3）
- (3) 補助対象経費明細書（様式第5その4）

(経費補助金の交付決定)

第6条 市長は、前条の申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、補助金の交付を決定するものとする。

(経費補助金交付決定の通知)

第7条 市長は、経費補助金の交付の決定をしたときは、速やかに補助金等交付決定通知書（様式第6）により、その決定内容を申請者に通知するものとする。

(事業計画の変更)

第8条 経費補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、当該決定に係る事業の内容を変更するときは、速やかに市長に補助事業等計画変更届（様式第7）を提出しなければならない。

(完了報告)

第9条 補助事業者は、補助に係る事業が完了したときは、その日から1か月以内に補助事業等完了報告書（様式第8）に次の書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 事業決算額調（様式第8その2）

(2) 領収書の写し等支払の事実を確認することができる書類

(経費補助金交付金額の確定)

第10条 市長は、補助事業完了報告書を受領したときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、経費補助金の交付金額を確定する。

(補助金の交付)

第11条 経費補助金の交付は、前条の規定により交付金額が確定した後、補助金等交付請求書（様式第9）によりこれを行う。ただし、市長が特に必要と認めるときは、一宮市補助金等交付規則（昭和37年一宮市規則第18号）第13条第2項の規定により、その全部又は一部を前金払とすることができる。

(補助の取消し等)

第12条 市長は、この要綱の規定による補助を受けた自主防災会等が次の各号のいずれかに該当するときは、補助の決定を取り消し、既に給付した資機材又は既に交付した経費補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(1) 偽りその他不正の手段により補助の決定を受けたとき。

(2) 自主防災会等を解散したとき。

(雑則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

(一宮市自主防災組織育成補助交付要綱の廃止)

2 一宮市自主防災組織育成補助交付要綱（平成3年消防本部告示第2号）は、廃止する。

(経過措置)

3 この要綱の施行の際、編入前の一宮市、尾西市及び木曽川町の区域において、既に現物給付された防災資機材は、第4条第1項の規定により給付された防災資機材とみなす。

付 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

(様式省略)

別表 1（第 2 条関係）

防 災 資 機 材

1 自主防災会

情報連絡用	携帯マイク	1 個
	メガホン	5 個
避難、救出救護用	自主防災会旗	1 式
	腕章	7 枚
	ロープ（25m）	1 本
	ヘルメット	7 個
	強力ライト	5 個

2 連区自主防災会連絡協議会

避難、救出救護用	連区自主防災会旗	1 式
	腕章	1 枚

3 防災資機材の仕様

別記のとおりとする。（別記省略）

別表２（第２条関係）

経費補助金の補助対象等

補助対象区分	補助対象品目等	補助率
資機材等購入費	防災訓練及び防災に関する事業に必要な資機材及び備蓄用消耗品等 （例）消火器、消火用バケツ、ホース、ハンドマイク、発電機、投光器、懐中電灯、救命ロープ、ジャッキ、救急医療セット、リヤカー、炊飯器具、簡易トイレ、テント、毛布、敷マット、担架、ヘルメット、その他必要な資機材 紙おむつ、トイレットペーパー、ブルーシート、保温シート、その他災害備蓄用消耗品	購入費用合計の １０／１０以内
食糧費	防災訓練等に使用するための炊き出し用米・食材、食糧、飲料水等 災害用として備蓄する食糧、飲料水等	
啓発用品等購入費	事業実施に必要な啓発品等 （防災関連の物品に限る。）	
運営費	事務用品、消耗品、プラカード、軍手、その他事業に必要と認められる物品等 講師に対する謝礼・交通費、資料作成にかかる費用等	

（注）市長が適当と認めたものとする。

一宮市自主防災組織育成補助交付要綱施行細則

(趣旨)

第1条 この細則は、一宮市自主防災組織育成補助交付要綱（以下「要綱」という。）第13条の規定に基づき、要綱の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助申請回数等の制限)

第2条 補助の交付申請回数等については、次のとおりとする。

(1) 要綱第2条第1号に規定する防災資機材の現物給付は、1自主防災会等につき1回限りとする。

(2) 要綱第2条第2号に規定する経費補助金の交付申請は、同一年度内につき1回限りとする。

(雑則)

第3条 この細則に定めるもののほか、要綱の規定による経費補助金に関し必要な事項は、一宮市補助金等交付規則（昭和37年一宮市規則第18号）の定めるところによる。

付 則

この細則は、平成17年4月1日から施行する。

付 則

この細則は、平成18年4月1日から施行する。

付 則

この細則は、平成20年4月1日から施行する。